

# 濟州特別自治道の設置及び 国際自由都市の造成のための特別法

2006年2月21日 法律第7849号 新規制定  
2013年3月23日 法律第11690号 最新改正

所管：安全行政部自治制度課、国土交通部地域政策課

## 第1章 総 則

**第1条(目的)** この法律は、従前の濟州道の地域的・歴史的・人文的特性を活かして、自律と責任、創意性と多様性を基礎として、高度の自治権が保障される濟州特別自治道を設置して、実質的な地方分権を保障し、行政規制の幅広い緩和及び国際的基準の適用等を通じて、国際自由都市を造成することにより、国家発展に資することを目的とする。

**第2条(定義)** この法律において「国際自由都市」とは、人、商品及び資本の国際的移動と企業活動の便宜が最大限保障されるよう、規制の緩和及び国際的基準が適用される地域的単位をいう。

**第3条(適用範囲)** この法は、濟州特別自治道の管轄区域に限り適用する。

**第4条(国の責務)** 国は、濟州特別自治道の地方自治の保障及び国際自由都市の実現に必要な関連法令の持続的な整備等、立法上、行政上の措置を講じなければならない。

**2** 国は、濟州特別自治道の運営目標及びその目標達成度に対する評価等を通じ、濟州特別自治道の先進的な地方分権の実現と国際自由都市の造成のための方策及び施策を講じなければならない。

**3** 国は、濟州特別自治道の自発的な成果向上努力を誘発するため、国税の税目を移譲し、濟州特別自治道で徴収される国税を移譲する等、行政的、財政的優遇方策を講じ、早期に施行しなければならない。

**4** 国は、この法律の施行により廃止される従前の濟州道が享受していた行政上及び財政上の利益を、濟州特別自治道が享有することができるようにしなければならない。

**第5条(濟州特別自治道の責務)** 濟州特別自治道は、濟州特別自治道に対する国家政策の樹立及び施行に対し、積極的に協力しなければならない。

**2** 濟州特別自治道は、この法により条例を定めることとされている事項及び定めることができる事項については、この法の趣旨に適合して濟州特別自治道条例（以下「道条例」という。）を制定、改正又は廃止する措置を講じなければならない。

**3** 濟州特別自治道は、国務総理と濟州特別自治道の成果目標及び評価に関する協定（自治警察及び教育自治に関する事項を含む。）を締結しなければならない。この場合、国務総理は、中央行政機関の権限移譲及び規制緩和等の結果が濟州特別自治道の発展と成長に寄与しているかに対する評価及びその評価結果に伴う結果に伴う制度補完等に関し、あらかじめ、関係中央行政機関の長に協議しなければならない。

**第5条の2(資料の提出等)** 中央行政機関の長は、この法により委譲された権限に関し国家的な統計管理又は政策樹立等に必要な資料の提出を濟州特別自治道に要請することができる。

**2** 濟州特別自治道は、この法により委譲された権限を行使するのに必要な資料の提出及び技術的支援を関係中央行政機関の長に要請することができる。

[本条新設 2009. 3. 25]

**第6条(他の法律との関係)** この法は、濟州特別自治道の組織、運営、中央行政機関の権限移譲及び規制緩和等において、他の法に優先して適用する。ただし、法律で濟州特別自治道に関し特別な規定がある場合は、この限りでない。

**2** この法により中央行政機関の長等の権限を濟州特別自治道知事の権限とした場合（移譲される権限に関する義務、基準及び手続を含む。以下同じ。）、濟州特別自治道知事の権限は、当該法令に規定された中央行政機関の長等の権限とみなし、行政法令を適用する。中央行政機関の長等に該当する事項を濟州特別自治道知事に該当するものとした場合もまた同じ。

## 第2章 濟州特別自治道支援委員会等

**第7条(濟州特別自治道支援委員会の設置等)** 濟州特別自治道がこの法の目的を達成することができるよう、濟州特別自治道の成果目標及び評価並びに国際自由都市の造成に関する次の各号の事項を審議するため、國務総理の所属下に濟州特別自治道支援委員会（以下「支援委員会」という。）を置く。〈改正 2007. 8. 3、2009. 3. 25、2011. 5. 23〉

- 一 濟州特別自治道の組織及び運営に関する基本計画の樹立及び施行に関する事項
- 二 濟州特別自治道の行政及び財政自主権の向上並びに第4条第3項の規定による行政的・財政的優遇の付与方策に関する事項
- 三 第5条第3項の規定による協定の締結及びその評価結果の活用に関する事項
- 四 第9条の規定により提出された法律案の検討等に関する事項
- 五 第12条の規定による中央行政機関の権限の段階的移譲に関する事項
- 六 特別地方行政機関の移管及びそれに伴う措置に関する事項
- 七 濟州先端科学技術団地及び濟州投資振興機構の指定、解除及び開発に関する事項
- 八 濟州国際自由都市開発センターの事業推進及び発展方策、濟州国際自由都市開発センターと地方自治体間の業務調整等に関する事項
- 九 濟州特別自治道の行政規制自由化の推進に関する事項
- 十 外国教育機関及び外国医療機関の誘致及び設立支援に関する事項
- 十一 国際的教育環境の造成に関する事項
- 十二 濟州特別自治道の景観管理に関する事項〈追加 2011. 5. 23〉
- 十三 第一号から第十二号までの規定に関し濟州特別自治道知事と関係中央行政機関の長との協議及び調整に関する事項
- 十四 その他支援委員会の委員長又は濟州特別自治道知事が必要と認めて付議する事項

**2** 支援委員会は、委員長1名を含む30人以内の委員により構成する。

**3** 支援委員会の委員長は、國務総理とし、委員は、関係中央行政機関の長及び学識と経験が豊富な者の中から國務総理が任命又は委嘱する。

**4** 支援委員会で審議すべき案件に対する検討及び支援委員会から委任を受けた事項を処理するため、実務委員会を置く。

**5** 前項の規定による実務委員会は、委員長1名を含む25人以内の委員により構成するものとし、委員長は、國務調整室長とする。〈改正 2008. 2. 29、2013. 3. 23〉

**6** 第1項第三号の規定による協定の締結とその評価結果の活用に関する細部的な事項は、

支援委員会の審議を経て、支援委員会の委員長で定める。

7 この法で規定した事項のほか、支援委員会及び実務委員会の構成及び運営に関し必要な事項は、大統領令で定める。

**第 8 条(事務局の設置)** 支援委員会の事務を処理するため、支援委員会に必要な事務局を置く。

2 事務局の設置及び運営に関し必要な事項は、大統領令で定める。

[有効期間 2011. 6. 30 まで]

**第 9 条(法律案の提出及び立法への反映)** 濟州特別自治道知事は、濟州特別自治道議会在籍議員の 3 分の 2 以上の同意を得て、濟州特別自治道に関し法律に反映する必要がある事項に対する意見を支援委員会に提出することができる。

2 支援委員会は、前項の規定により提出された意見を関係中央行政機関の長に通報しなければならない。

3 関係中央行政機関の長は、前項の規定により通報を受けた内容に対し、その妥当性の有無を検討しなければならない。この場合、検討期間は、その通報を受けた日から 2 月を経過してはならない。

4 関係中央行政機関の長は、前項の規定による検討結果を検討期間が経過した日から 7 日以内に支援委員会に通報しなければならない。この場合、関係中央行政機関の長は、検討の結果その妥当性がないと認めるときは、その具体的な事由及び内容を明示して通報しなければならない。妥当と認めるときは、関係法律にその内容が反映されるよう、積極的に協力しなければならない。

5 支援委員会は、前項の規定による検討結果を審議し、その審議結果を濟州特別自治道知事及び関係中央行政機関の長に通報しなければならない。

### 第 3 章 濟州特別自治道の設置及び法的地位

**第 10 条(濟州特別自治道の設置等)** 政府の直轄下に濟州特別自治道（以下「濟州自治道」という。）を設置する。

2 濟州自治道の管轄区域は、従前の濟州道の管轄区域とする。

3 濟州自治道は、この法で定める範囲内で、特殊な地位を有する。

**第 11 条(濟州自治道の設置に伴う法令適用上の特例)** 他の法令で地方自治体、道又は市・郡を引用している場合には、それぞれ濟州自治道を含むものとみなして、当該法令を適用する。

2 他の法令で地方議会議員、道議会議員又は市・郡議会議員を引用している場合には、それぞれ濟州特別自治道議会議員を含むものとみなして、当該法令を適用する。

3 他の法令で地方自治体の長、道知事又は市長・郡守を引用している場合には、それぞれ濟州特別自治道知事を含むものとみなして、当該法令を適用する。

4 他の法令で地方議会、道議会又は市・郡議会を引用している場合には、それぞれ濟州特別自治道議会を含むものとみなして、当該法令を適用する。

5 他の法令で地方自治体の条例、道条例又は市・郡の条例を引用している場合には、それぞれ濟州自治道条例を含むものとみなして、当該法令を適用する。

6 他の法令で教育委員会委員会又は教育委員会員を引用している場合には、それぞれ濟州自治道の教育委員会委員会又は教育委員会員を含むものとみなして、当該法令を適用する。〈改正 2006. 12. 30〉

7 他の法令で教育監を引用している場合には、濟州特別自治道教育監を含むものとみなして、当該法令を適用する。

8 他の法令で地方自治体である市・郡の全部又は一部を区域又は管轄区域として置いている教育庁、警察署等行政機関は、従前の区域又は管轄区域に置いたものとみなして、当該法令を適用する。

9 「地方税基本法」その他の法令で地方税、道税又は市・郡税を引用している場合には、濟州特別自治道税を含むものとみなして、当該法令を適用する。〈改正 2010. 3. 31〉

## 第4章 自治事務及び自治組織

### 第1節 自治事務の拡大

**第12条(中央行政機関の権限の段階的移譲)** 支援委員会は、濟州自治道においては、外交、国防、司法等、国家存立事務を除く事務について濟州自治道の地域条件、力量及び財政能力を考慮し、段階的に濟州自治道に移譲するための計画（以下「移譲計画」という。）を樹立しなければならない。

2 移譲計画には、次の各号の事項が含まなければならない。

- 一 法令に規定された中央行政機関の権限に属する事務の全数調査に関する事項
- 二 中央行政機関の権限の濟州自治道移譲対象事務の調査及び選定に関する事項
- 三 中央行政機関の権限の濟州自治道移譲対象の確定とその事後管理に関する事項
- 四 その他行政的・財政的支援等、中央行政機関の権限の濟州自治道移譲を効率的に推進するため必要な事項

3 支援委員会は、第1項の規定により樹立された移譲計画を国務総理に報告し、関係中央行政機関の長及び濟州特別自治道知事（以下「道知事」という。）に通報しなければならない。

### 第2節 自治組織の自律性

**第13条(地方議会及び執行機関の構成の特例)** 「地方自治法」の地方議会と執行機関に関する規定にかかわらず、別に法律で定めるところにより、濟州自治道の地方議会と執行機関の構成を異とすることができる。

2 前項の規定により濟州自治道の機関構成を異にしようとする場合に、道知事は、道議会の同意を得て、安全行政部長官にそれに関する住民の意見を聴くための住民投票の実施を要請することができる。〈改正 2008. 2. 29、2013. 3. 23〉

3 前項の規定により要請を受けた安全行政部長官は、この法の目的及び趣旨を考慮し、必要と認めるときは、濟州自治道管轄区域全体を対象として、道知事に対し、住民投票の実施を要求することができる。この場合、実施する住民投票は、「住民投票法」第8条の規定による国家政策に関する住民投票とみなし、同法の規定に従う。〈改正 2008. 2. 29、2013. 3. 23〉

**第14条(自治組織権に関する特例)** 「地方自治法」第90条第3項及び第91条第2項（「地方公務員法」第2条第2項第一号の一般職公務員（「地方公務員法」第25条の5による任期制公務員を除く。）を除く。）、第101条第1項、第2項ただし書（定数に限る。）及び第6項、第112条第1項、第2項（職級基準を除く。）、第113条ないし第115条の規定にかかわらず、濟州自治道の議会事務局に置く事務職員の任用及び手続、副知事の定数及び事務分掌に関する事項、行政組織の設置・運営基準、地方公務員の定員基準、直属機関、事務所、出張所の設置要件及び下部行政組織の設置等に関し必要な事項は、道条例で定めることができる。〈改正 2007. 5. 11、2012. 12. 11〉

2 前項の規定により濟州自治道に置く副知事1人は、「地方自治法」第110条第2項の規定による国家公務員により補する。〈改正 2007. 5. 11〉

3 「地方自治体に置く国家公務員の定員に関する法律」第2条及び第3条の規定にかかわらず、副知事1人以外には、済州自治道に国家公務員を置かない。ただし、道知事が必要と認める場合には、安全行政部長官に協議し、「地方自治体に置く国家公務員の定員に関する法律」第2条（第一号の国家公務員を除く。）及び第3項の規定により国家公務員を置くことができる。〈改正2008.2.29、2013.3.23〉

4 道知事は、行政組織の設置・運営において、規模の適正化と運営の合理化のため、行政組織の設置・運営に関する基準を定めて、告示しなければならない。

5 「図書館法」第30条第1項にかかわらず、公立公共図書館長の職列は、道条例で定めるものとし、公立公共図書館長は、当該分野の専門性を備えた者でなければならない。〈本項新設2011.5.23〉

**第15条(地方自治体でない市及び邑・面・洞の設置)** 済州自治道は、「地方自治法」第2条第1項及び第3条第2項の規定にかかわらず、その管轄区域内に地方自治体である市及び郡を置くことができない。

2 済州自治道の管轄区域内に地方自治体でない市（以下「行政市」という。）を置き、行政市には、都市の形態を備えた地域においては洞を、それ以外の地域においては邑及び面を置く。

3 「地方自治法」の規定のうち、邑・面・洞に関する事項は、行政市に置く邑・面・洞に対して適用する。ただし、行政市に置く邑・面・洞の廃置・分割は、「地方自治法」第4条の2第1項の規定にかかわらず、安全行政部長官の承認を要しないものとし、道知事は、その結果を安全行政部長官に報告しなければならない。〈改正2008.2.29、2009.4.1、2013.3.23〉

4 他の法令で市を引用する場合、当該法令に特別な規定がある場合を除き、行政市は含まれない。〈本項新設2009.3.25〉

**第16条(行政市の廃置・分割、名称及び区域等)** 行政市の廃置・分割、名称及び区域は、道条例で定める。この場合、道知事は、その結果を安全行政部長官に報告しなければならない。〈改正2008.2.29〉

2 行政市の事務所の所在地は、道条例で定めるものとし、済州自治道議会（以下「道議会」という。）在籍委員の過半数の賛成を得なければならない。

**第17条(行政市の長)** 行政市に長を置く。

2 行政市の市長（以下「行政市長」という。）は、一般職地方公務員として任ずるものとし、道知事が任命する。ただし、次条第1項の規定により行政市長として予告した者を任命する場合には、政務職地方公務員とみなす。〈改正2012.12.11〉

3 前項ただし書の規定により任命された行政市長の任期は、2年とし、延長することができる。

4 行政市長として任命する者を予告しなかったとき、又は行政市長として予告若しくは任命された者が死亡、辞退若しくは退職したとき、又は任期が満了する等により新たに行政市長を任命することが必要なときは、一般職地方公務員として任ずるものとし、「地方公務員法」第29条の4の規定により開放型職位として運営する。〈改正2012.12.11〉

5 行政市長は、道知事の指揮・監督を受け、所管の国家事務及び地方自治体の事務を処理し、所属職員を指揮・監督する。

6 他の法令で市長を引用する場合、当該法令に特別な規定がある場合を除き、行政市長は含まれない。〈本項新設2009.3.25〉

**第18条(行政市長の予告等)** 「公職選挙法」による道知事選挙（再選挙及び補欠選挙を含む。）の道知事候補者として登録しようとする者（以下「道知事候補者」という。）は、前

条第 2 項ただし書の規定により、任命する行政市長を行政市別にそれぞれ 1 名を予告することができる。

2 前項の規定により行政市長を予告した場合には、道知事候補は、「公職選挙法」第 49 条の規定による候補者の登録を申請するときに、予告した者の名簿及び本人の承諾書を合わせて提出しなければならない。

3 道知事候補者は、「地方公務員法」第 31 条各号のいずれかに該当する者を行政市長として予告することはできない。

4 道知事候補者は、選挙権者が行政知事として予告された者の姓名、職業、学歴等を知ることができるようにしなければならない、その予告方法、期間及び内容は道条例で定める。

**第 19 条(行政市長の退職)** 第 17 条第 2 項ただし書の規定により政務職地方公務員として行政市長に任命された者が次の各号のいずれかに該当するときは、その職から退職する。〈改正 2009. 3. 25〉

- 一 「地方公務員法」第 31 条各号（第五号を除く。）に該当することとなったとき
- 二 「公職選挙法」により道知事の再選挙及び補欠選挙の事由が発生したとき
- 三 行政市長を指名した道知事の任期が満了したとき
- 四 「住民訴訟に関する法律」第 23 条の規定により住民訴訟が確定して公表されたとき

**第 20 条(行政市の副市長)** 行政市に副市長を置く。

2 行政市の副市長は、一般職公務員として任ずるものとし、道知事が任命する。

3 行政市の副市長は、行政市長を補佐して、事務を総括し、所属職員を指揮・監督する。

**第 21 条(行政市の行政組織)** 行政市に、所管行政事務を分掌するため必要な行政組織を、道条例で定めるところにより、置くものとし、職級は、大統領令で定める基準により、道条例で定める。

**第 22 条(住民自治センターの設置・運営)** 邑・面・洞には、次の各号の事項を処理するため、住民自治センターを設置する。

- 一 住民の便宜及び福祉増進に関する事項
- 二 住民自治の強化に関する事項
- 三 住民共同体の形成に関する事項

2 住民自治センターの運営に関する事項を審議するため、住民自治センターの管轄区域別に住民自治委員会を置くものとし、各界各層の住民代表が等しく参加しなければならない。

3 その他住民自治センターの設置、運営及び住民自治委員会の構成、運営等に関し必要な事項は、道条例で定める。

## 第 5 章 住民参加の拡大

### 第 1 節 「地方自治法」上の住民の権利に関する特例

**第 23 条(住民投票に関する特例)** 道知事は、「住民投票法」第 7 条第 2 項第三号の規定にかかわらず、道条例で定める予算以上を要する大規模投資事業については、住民投票に付することができる。

2 「住民投票法」第 9 条第 2 項の規定にかかわらず、住民投票請求権者総数の 50 分の 1 以上 5 分の 1 以下の範囲内で道条例で定める数以上の署名により、住民投票の実施を請求することができる。

**第 24 条(条例の制定及び改廃請求に関する特例)** 19 才以上の住民(「公職選挙法」第 18 条による選挙権がない者を除く。)であって次の各号のいずれかに該当する者は、「地方自治法」第 15 条第 1 項にかかわらず、19 才以上の住民総数の 110 分の 1 の範囲内で道条例で定める住民数以上の連署により道知事に対し条例の制定又は改廃を請求することができる

- 一 済州自治道の管轄区域に住民登録されている者
- 二 「在外同胞の出入国と法的地位に関する法律」第 6 条第 1 項により済州自治道の国内居所申告人名簿に掲載されている国民
- 三 出入国管理関係法令により大韓民国に継続して居住することができる資格(滞留資格変更許可又は滞留期間延長許可を通じ、継続して居住することができる場合を含む。)を備えて「出入国管理法」第 34 条により済州自治道の外国人登録台帳に登録された者であって、道条例で定める者

2 第 1 項で規定する事項のほか、条例の制定及び改廃請求に関し必要な事項は、道条例で定めることができる。

[全文改正 2011. 5. 23]

\* 訳注：韓国の年度は、1 月 1 日～12 月 31 日である。

## 第 2 節 住民訴願制度に関する特例<改正 2007. 8. 3>

**第 25 条(道教育監の住民訴願投票事務管理)** 済州自治道教育監に対する住民訴願投票事務は、第 91 条により済州自治道教育監の選挙区選挙事務を行う選挙管理委員会が管理する。

2 前項により当該選挙管理委員会が住民訴願投票の事務を管理するときは、「公職選挙法」第 13 条第 3 項ないし第 6 項の規定を準用する。この場合、「選挙管理」は「住民訴願投票管理」に、「選挙」は「住民訴願投票」に、「選挙事務」及び「選挙区選挙事務」はそれぞれ「住民訴願投票事務」と読み替える。

[全文改正 2007. 8. 3]

**第 26 条(住民訴願投票の対象及び請求に関する特例)** 「住民訴願に関する法律」第 7 条第 1 項の規定による住民訴願投票請求権者(以下「住民訴願投票請求権者」という。)は、同項の規定にかかわらず、済州自治道教育監(以下「道教育監」という。)に対し、住民訴願投票請求権者総数の 100 分の 10 以上の署名により、その訴願事由を書面に具体的に明示して、この法律第 25 条の規定により住民訴願投票事務を管理する選挙管理委員会(以下「管轄選挙管理委員会」という。)に住民訴願投票の実施を請求することができる。

2 前項により道教育監に対する住民訴願投票を請求するときは、行政市が 3 以上の場合には、行政市総数の 2 分の 1 以上の行政市において、それぞれ住民訴願投票請求権者の総数の 100 分の 1 以上の署名を受けなければならない。ただし、行政市が 2 である場合には、それぞれの行政市において住民訴願投票請求権者総数の 100 分の 1 以上の署名を受けなければならない。

3 「住民訴願に関する法律」第 7 条第 2 項の規定にかかわらず、道知事に対する住民訴願投票請求における行政市別署名の要件は、前項の道教育監に対する行政市別署名要件による。

4 「住民訴願に関する法律」第 7 条第 3 項の規定にかかわらず、済州自治道議会議員(比例代表済州自治道議会議員を除く。以下、この条において「道議会議員」という。)に対する住民訴願投票を請求したときは、当該道議会議員選挙区内の邑・面・洞全体の数が 3 以上である場合には、邑・面・洞総数の 2 分の 1 以上の邑・面・洞において、それぞれ住民訴願投票請求権者の総数の 100 分の 1 以上の署名を受けなければならない。ただし、当該道議会議員選挙区内の邑・面・洞全体の数が 2 である場合には、それぞれ住民訴願投票請求権者の総数の 100 分の 1 以上の署名を受けなければならない。

[全文改正 2007. 8. 3]

**第 27 条(道教育監の権限行使の停止及び権限代行)** 「住民訴願に関する法律」第 21 条第 1 項の規定により、道教育監の権限が停止された場合には、副教育監が「地方自治法」第 111 条第 4 項(「地方教育自治に関する法律」第 3 条により準用される場合を含む。以下、この条において同じ。)を準用して、その権限を行使し、副教育監が権限を代行することができない場合には、「地方自治法」第 111 条第 5 項を準用して、済州自治道の規則により定められた職制の順序による公務員がその権限を代行する。この場合、「地方自治法」第 111 条第 4 項中「大統領令で定める順」とは、「済州自治道の規則で定める順」と読み替える。

[全文改正 2007. 8. 3]

**第 28 条(道教育監に対する住民訴願投票結果の確定通知)** 管轄選挙管理委員会は、道教育監に対する住民訴願投票の開票が終了したときは、遅滞なく、その結果を公表した後、住民訴願投票請求人代表者、道教育監(前条により権限を代行する副教育監を含む。)、関係中央行政機関の長及び道知事に通知しなければならない。「住民訴願に関する法律」第 22 条第 2 項の規定により開票をしなかったときもまた同じ。

[全文改正 2007. 8. 3]

**第 29 条(道教育監の住民訴願投票訴訟)** 道教育監を対象とする住民訴願投票に関する請願及びその請願に対する決定に対する不服の訴えの提起は、「住民訴願に関する法律」第 24 条第 1 項及び同条第 2 項中、道知事に関する規定を適用する。この場合、道教育監に対する請願及び訴訟の手続に関しては、「公職選挙法」第 219 条ないし第 229 条の規定中、道知事に関する規定を準用する。

[全文改正 2007. 8. 3]

**第 30 条(「住民訴願に関する法律」の適用)** 住民訴願に関し、この法律に定めのない事項について「住民訴願に関する法律」を適用する場合には、次の各号の規定による。

- 一 同法第 8 条本文中「第 7 条第 1 項ないし第 3 項」は「第 7 条第 1 項及び「済州特別自治道設置及び国際自由都市造成のための特別法」第 26 条」とし、同法第 8 条第一号中「選出職地方公務員」は「選出職地方公職者(道教育監を含む。以下同じ。)」とする。
- 二 同法第 11 条第一号、第 12 条第 1 項及び第 14 条第 1 項中「第 7 条第 1 項ないし第 3 項」は「第 7 条第 1 項及び「済州特別自治道設置及び国際自由都市造成のための特別法」第 26 条」とする。
- 三 同法第 16 条第 1 項中「地方自治団体の長」は「道知事及び道教育監」とし、「当該地方自治団体」は「済州特別自治道」とし、同条第 2 項中「地域区地方議会議員」は「道議会議員」とし、「地方議会議員」は「道議会議員」とする。
- 四 同法第 27 条第 1 項後段中「「大統領令」により報告」は「「中央選挙管理委員会規則」により報告」とし、「「第 7 条」により」は「「第 7 条第 1 項及び済州特別自治道設置及び国際自由都市造成のための特別法」第 26 条により」とし、「「市・道知事」と」は「「道知事及び道教育監」と」とし、「「市長・郡守・自治区の区庁長、地域区市・道議員及び地域区自治区・市・郡議会」と」を「「道議会議員」と」とし、同法第 27 条第 2 項中「住民登録地である市・郡・区」は「住民訴願投票の実施区域(道議会議員住民訴願投票の場合には、住民登録地である行政市をいう。)」とする。
- 五 同法第 37 条及び同法第 38 条中「第 28 条ないし第 33 条の罪及び第 35 条の過怠料」は、それぞれ「「済州特別自治道設置及び国際自由都市造成のための特別法」第 354 条第 1 項ないし第 7 項の罪及び第 362 条第 4 項ないし第 6 項の過怠料(住民訴願に関する過怠料に限る。)」とする。

[全文改正 2007. 8. 3]



**第 31 条 (疎明機会の保障)** 削除<2007. 8. 3>

**第 32 条 (住民訴願投票の形式)** 削除<2007. 8. 3>

**第 33 条 (住民訴願投票の実施区域)** 削除<2007. 8. 3>

**第 34 条 (住民訴願投票運動の期間及び制限)** 削除<2007. 8. 3>

**第 2 款 住民訴願投票の効力及び訴訟等** 削除<2007. 8. 3>

**第 35 条 (権限行使の停止及び権限代行)** 削除<2007. 8. 3>

**第 37 条 (住民訴願投票の効力)** 削除<2007. 8. 3>

**第 38 条 (住民訴願投票訴訟)** 削除<2007. 8. 3>

**第 39 条 (住民訴願投票の管理経費)** 削除<2007. 8. 3>

**第 3 款 「住民投票法」の準用** 削除<2007. 8. 3>

**第 40 条 (「住民投票法」の準用)** 削除<2007. 8. 3>

**第 6 章 道議会の機能強化**

**第 1 節 道議会の議員定数及び選挙区**

**第 41 条 (道議会議員の定数に関する特例)** 道議会議員の定数 (第 80 条の規定による教育委員会委員 5 人を含む。) は、「公職選挙法」第 22 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項の規定にかかわらず、41 人以内から第 43 条の規定による道議会議員選挙区確定委員会で定めるところにより、道条例で定める。

**2** 道議会議員の比例代表議員の定数は、「公職選挙法」第 22 条第 4 項の規定にかかわらず、前項の規定による議員定数 (第 80 条の規定による教育委員会委員を除く。) の 100 分の 20 以上とし、第 43 条の規定による道議会議員選挙区確定委員会で定めるところにより、道条例で定める。この場合、端数は、0 とみなす。

**第 42 条 (道議会議員の地域選挙区に関する特例)** 道議会議員の地域選挙区は、人口、行政区域、地勢、交通その他の条件を考慮して確定するものとし、その道議会議員の地域選挙区の名称及び管轄選挙区は、「公職選挙法」第 26 条及び別表 2 の規定にかかわらず、第 43 条の規定による道議会議員選挙区確定委員会で定めるところにより、道条例で定める。

**2** 前項の規定により道議会議員の地域選挙区を確定する場合には、行政市の管轄区域の一部を分割し、又は一の邑・面・洞の一部を分割して他の道議会議員の地域選挙区に属させることができる。

**第 43 条 (道議会議員選挙区確定委員会)** 道議会議員の地域選挙区の公正な確定のため、済州自治道に道議会議員選挙区確定委員会をおく。

**2** 「公職選挙法」第 24 条の規定による自治区・市・郡選挙区確定委員会の規定は、道議会議員選挙区確定委員会に関する事項について準用する。

## 第2節 人事聴聞会

**第44条(人事聴聞会)** 道知事は、「地方自治法」第110条第2項ただし書の規定による別定職地方公務員として任じる副知事に対し、関係法令の規定にかかわらず、その任用前に、道議会に人事聴聞の実施を要請しなければならない。〈改正2007.5.11〉

2 道議会は、前項の規定により道知事が人事聴聞の実施を要請した者に対し、その人事聴聞を実施するため、人事聴聞特別委員会を置く。

3 道議会は、第66条第3項ただし書の規定により監査委員会の委員長に対する任命同意案を審査するため、人事聴聞特別委員会を置く。

4 第2項及び前項の規定による人事聴聞特別委員会は、道議会の同意を要請する者に対する任命同意案及び道知事から要請された人事聴聞要請案（以下「任命同意案等」という。）が道議会に提出されたときに構成されたものとみなし、その任命同意案等が本会議で議決されるとき又は人事聴聞の結果が本会議に報告されるときまで存続する。

5 人事聴聞特別委員会は、第2項及び第3項の規定による人事聴聞又は審査のため、人事に関する聴聞会（以下「人事聴聞会」という。）を開く。

6 第1項ないし前項に規定する事項のほか、人事聴聞会に関しては、「人事聴聞会法」第4条第2項、第5項ないし第9項、第10条第1項、同条第2項、第11条ないし第18条の規定を準用する。この場合、「委員会」を「人事聴聞特別委員会」に、「委員長」を「人事聴聞特別委員長」に、「国会」を「道議会」に、「任命権者（大統領当選人を含む。）又は指名権者」及び「大統領又は大法院長」をそれぞれ「道知事」に、「議長」を「道議会議長」に、「憲法裁判所裁判官等」及び「国会法第65条の2第2項の規定による公職候補者」をそれぞれ「人事聴聞対象者」とそれぞれ読み替える。

7 この法に規定するほか、人事聴聞特別委員会の構成、運営、人事聴聞会の運営、任用予定者に対する答弁及び意見聴取方式等に関し必要な事項は、道条例で定める。

## 第3節 道議会支援及び運営の自律性強化

**第45条(政策諮問委員)** 道議会の条例の制定及び改廃、予算及び決算の審査、行政事務監査及び調査等の活動を支援して、道議会議員及び常任委員会の議政活動を支援するため、「地方自治法」第56条の規定による常任委員会（第79条の規定による教育委員会を含む。）別に、3人以内の政策諮問委員を置くことができる。〈改正2007.5.11〉

2 前項の規定による政策諮問委員は、任期制5級地方公務員又は5級相当の別定職地方公務員として任ずる。〈改正2012.12.11〉

**第46条(道議会の議政活動費等に関する特例)** 「地方自治法」第33条の規定にかかわらず、道議員に支給する費用の種類及びその支払い基準は、道条例で定める。〈改正2007.5.11〉

2 前項の規定による費用の種類及びその支払い基準を審議して議決するため、道知事の所属下に議政活動費審議委員会を置く。

3 議政活動費審議委員会の構成及び運営に関し必要な事項は、道条例で定める。

**第47条(道議会の年間の会議総日数に関する特例)** 削除〈2011.5.23〉

※訳注：削除前の条文は、下記のとおり。

第47条(道議会の年間の会議総日数に関する特例) 「地方自治法」第47条第2項の規定にかかわらず、道議員に年間の総会議日数は、道条例で定める。〈改正2007.5.11〉

**第48条(大規模開発事業等に対する報告)** 道知事は、道条例で定める大規模開発事業を施行する場合又はその開発事業の承認、許可、認可等を行おうとする場合には、あらかじめ、その開発事業の内容を道議会に報告しなければならない。

**第 48 条の 2(行政事務の監査及び調査に関する特例)** 「地方自治法」第 47 条第 7 項で大統領令で定めることとしている事項は、道条例で定めることができる。

[本条新設 2011. 5. 23]

## 第 7 章 自治人事

### 第 1 節 人事制度及び運営の自律性

**第 49 条(職群・職列の区分に関する特例)** 「地方公務員法」第 4 条第 1 項及び第 4 項の規定にかかわらず、道知事及び道教育監は、一般職地方公務員 2 級ないし 5 級は、道条例で定める職群・職列を統合し、6 級以下の一般職地方公務員の職群・職列は、道条例で定めるところにより、その一部を統合又は新設することができる。〈改正 2007. 8. 3、2012. 12. 11〉

**2** 道知事及び道教育監は、前項の規定により職群・職列を統合又は新設するときは、済州自治道の人事委員会（以下「道人事委員会」という。）の審議を経て、道条例で定めるところにより、昇進候補者名簿の作成方法を変更することができる。この場合、変更した内容は、その変更日から 1 年が経過した日から適用する。〈改正 2007. 8. 3〉

**第 50 条(道人事委員会等人事運営に関する特例)** 「地方公務員法」第 30 条第 2 項及び第 74 条第 2 項による教育部長官の権限は道教育委員長の権限とし、安全行政部長官の権限は道知事の権限とする。〈本項新設 2011. 5. 23、改正 2013. 3. 23〉

**2** 「地方公務員法」第 7 条第 11 項、第 9 条第 1 項、同条第 2 項、第 11 条、第 32 条、第 37 条第 1 項、同条第 3 項、第 38 条（昇進に必要な階級別最低勤務年数を除く。）及び第 39 条（第 4 項及び第 7 項を除く。）の規定にかかわらず、道人事委員会の構成並びにその委員長・副委員長の選任に関する事項、道人事委員会の事務職員に関する事項、各種試験の実施機関に関する事項、新規任用候補者の任命方法及び推薦方法に関する事項、昇進任命方法、昇進任命順位及び昇進候補者名簿作成に関する事項は、道条例で定めることができる。〈繰下げ 2011. 5. 23、改正 2012. 3. 21〉

**3** 「地方公務員法」第 7 条第 5 項、第 8 条第 3 項、同条第 4 項、第 10 条第 4 項、第 25 条の 3、第 27 条第 3 項、同条第 4 項、第 29 条の 2 ただし書、第 30 条の 3、第 30 条の 5 第 2 項後段、第 34 条、34 条の 2、第 35 条第 1 項、同条第 2 項後段、第 36 条第 1 項、同条第 2 項、同条第 4 項、同条第 5 項、第 39 条の 2 第 4 項、第 41 条の 4 第 2 項ただし書、同条第 2 項後段、第 46 条の 3 ただし書、第 63 条第 2 項ただし書、第 67 条の 2 第 5 項、第 67 条の 3 及び第 76 条第 3 項の規定において大統領令で定めるものとしている事項は、道条例で定めることができる。〈繰下げ 2011. 5. 23、改正 2012. 3. 21〉

**4** 第 1 項の規定による道人事委員会の委員長は、委嘱委員の中から互選するものとし、道人事委員会の構成においては、委嘱委員が過半数とならなければならない。〈繰下げ 2011. 5. 23〉

**5** 「地方公務員法」第 25 条の 2 の規定にかかわらず、外国人の任用分野、期間及び任用手続に関する事項は、道条例で定めることができる。ただし、公権力の行使並びに国家の保安及び機密に係る分野への任用を制限する。〈繰下げ 2011. 5. 23〉

**6** 「地方公務員法」第 29 条の 4（第 3 項を除く。）の規定にかかわらず、開放型職位の指定・任用要件とその手続、試験実施機関及び細部運営に関し必要な事項は、道条例で定めることができる。〈繰下げ 2011. 5. 23〉

**7** 外国語に堪能な者に対しては、道条例で定めるところにより、昇進任用において優遇することができる。〈繰下げ 2011. 5. 23〉

**8** 道知事は、「地方公務員法」及びそれによる関係法令にかかわらず、次の各号に関する事項を大統領令で定めるところにより異なって規定することができる。〈本項新設

2009. 3. 25、繰下げ 2011. 5. 23、改正 2012. 3. 21>>

- 一 同法第 4 条第 2 項による階級区分を適用しない公務員の試験実施
- 二 同法第 39 条第 2 項から第 7 項までの規定による昇進任用
- 三 同法第 41 条第 2 項による欠員補充

**第 50 条の 2(行政代執行状況報告に関する特例)** 道知事は、「行政代執行法」第 9 条及びそれによる関係法令にかかわらず、その上級官庁に行政代執行状況を報告しないことができる。

[本条新設 2009. 3. 25]

**第 51 条(職位分類制等の実施に関する特例)** 濟州自治道は、「地方公務員法」第 24 条の規定にかかわらず、一般職に対する職位分類制を、道条例で定める時期に実施することができる。<改正 2011. 5. 23>

**2** 「地方公務員法」第 22 条第 1 項、第 22 条の 2 第 2 項、第 23 条第 1 項及び同条第 2 項で大統領令で定めることとした事項は、道条例で定めることができる。<本項新設 2011. 5. 23>

[題名改正 2011. 5. 23]

**第 52 条(人件費性予算総額による定員等の管理排除)** 「地方自治法」第 112 条第 2 項の規定にかかわらず、濟州自治道の行政組織の設置及び所属公務員の定員は、人件費総額等を基準として行政組織及び所属公務員の定員を管理する方式を実施しない。<改正 2007. 5. 11>

**2** 道知事は、濟州自治道の行政組織の設置及び所属公務員の定員に関する濟州自治道の規則の制定、改正又は廃止があるときは、遅滞なく、その全文を付して道議会に提出しなければならない。

## 第 2 節 能力及び成果中心の人事管理

### 第 1 款 職務成果契約制

**第 53 条(職務成果契約制)** 「地方公務員法」第 38 条、第 39 条第 5 項及び第 76 条の規定により、濟州自治道の 4 級以上の一般職地方公務員（以下「評価対象者」という。）の勤務成績評定は、成果契約（評価対象者と評価者間の成果目標と評価指標及び評価結果の活用等に関する契約をいう。以下同じ。）を締結して、その成果契約による目標達成度を評価する等の方式による。ただし、道条例で定める 5 級以下の一般職地方公務員（研究職・指導職公務員を含む。）のうち成果契約による評価方法が相応しいと認められる場合には、道知事が当該公務員についても、4 級以上の一般職地方公務員の場合に準じて、成果契約による評価を実施して勤務成績評定を行うことができる。<改正 2012. 12. 11>

**2** 前項の規定において「成果目標」とは、評価対象期間の終了時点において当該公務員の業務に対する勤務実績及び成果等が到達しなければならない望ましい状態をいい、「評価指標」とは、成果目標の達成の有無を測定するための指標をいう。

**3** 第 1 項の規定にかかわらず、評価対象者が評価対象期間中に休職、職位解除その他の事由により当該職級に実際に勤務した期間が 3 月未満の場合には、成果契約による評価を実施しないものとする。この場合、道知事で定めるところにより、勤務成績及び業務成果を別途評価することができる。

**4** その他成果契約の評価者と確認者の指定、成果評価の基準日、成果契約内容の変更、派遣公務員の成果評価、職務成果契約に関する相談、職務成果評価結果の公開及び異議申立、職務成果評価結果の活用等、職務成果契約による評価に関し必要な細部的事項は、道知事で定める。

## 第2款 成果主義の報酬体系

**第54条(成果主義の報酬体系の強化)** 「地方公務員法」第45条及びそれによる報酬に関する法令による成果給的年俸制適用対象公務員のほか、道条例で定めるところにより、開放型職位及び公募職位により任用された者を成果給的年俸制適用対象公務員に含めることができる。

2 前項並びに「地方公務員法」第45条及びそれによる報酬に関する法令による成果給的年俸制適用対象公務員の年俸の上限額及び下限額を道条例で定めることができる。この場合、勤務実績及び成果が優秀な公務員がその年俸において優遇を受けることができようしなければならない。

## 第3款 適格審査制

**第55条(適格審査制)** 済州自治道所属1級ないし3級一般職公務員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該職級又は地位別の資質及び能力を有しているか否かに対する審査(以下「適格審査」という。)を受けなければならない。

一 当該公務員が3級一般職公務員として任用された日から5年が経過するとき毎。ただし、当該期間中、開放型職位に任用された者は、当該任用日から5年となる日をいう。

二 連続して2年以上勤務成績評定において最下位等級の評定を受けたとき又は計3年以上最下位等級の評定を受けたとき

三 この法律又は関係法令による正当な事由なく、職位を与えられなかった期間が計2年になるとき

2 前項第一号の規定による適格審査は、当該事由が発生した日から6月以内に実施しなければならない。前項第二号及び第三号の規定による適格審査は、当該事由が発生した日から3月以内に実施しなければならない。

3 適格審査は、勤務成績及び能力の評定によるものとし、当該職級又は職位の職務を継続して遂行することが困難であると判断される者を不適格者として決定する。ただし、第1項第一号の事由に該当する者は、勤務成績が第1項第二号の事由に相当する程度又は無補職期間が第1項第三号の事由に相当する程度でなければならない。

4 第1項の規定による適格審査は、道人事委員会が実施するものとし、その審査結果を道知事に通報し、当該公務員に通知しなければならない。

5 道知事は、所属公務員が第1項各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、道人事委員会に適格審査を要求しなければならない。

6 第1項ないし前項の規定による適格審査の具体的な基準及び手続、適格審査対象職級別又は地位別の資質及び能力の設定及び評価に関する事項は、道人事委員会の審議及び議決を経て、道条例で定める。

**第56条(適格審査に伴う職位解除及び職権免職)** 道知事は、前条第1項第二号及び第三号の事由により適格審査の要求を受けた者に対し、職位を付与することができない。

2 道知事は、前条第1項の規定による適格審査対象公務員が同条第4項の規定による適格審査の結果、不適格判定を受けたときは、職権により免職することができる。

## 第3節 優秀人材に対する優遇

**第57条(優秀公務員の特別昇進に関する特例)** 「地方公務員法」第39条の3第2項の規定にかかわらず、優秀公務員の特別昇進要件等に関する事項は、道条例により定めること

ができる。この場合、同条第 1 項第一号ないし第三号の規定に該当する事由がある公務員を特別昇進任用において優遇する内容が含まなければならない。

**第 58 条(特別昇給に関する特例)** 「地方公務員法」第 76 条第 2 項及び同法第 78 条第 2 項の規定による特別昇給は、同法第 45 条第 2 項及び同法第 78 条第 3 項の規定にかかわらず、道条例で定める者に対し、1 号俸を特別昇給させることができる。

2 前項の規定により特別昇給させることができる者は、毎年、濟州自治道勤務公務員総定員の 100 分の 1 の範囲内で、道条例で定める人員以内とする。この場合、端数は 1 とみなす。

3 第 1 項及び前項に規定された事項を除き、特別昇給審査及び運営並びに特別昇給制限に関する事項は、道条例で定める。

**第 59 条(成果賞与金に関する特例)** 道知事は、「地方公務員法」第 76 条第 2 項及び同法第 78 条第 2 項の規定による成果賞与金を、同法第 45 条第 2 項及び同法第 78 条第 3 項の規定にかかわらず、道条例で定める適用対象公務員のうち、勤務成績、業務実績等が優秀な者又は行政発展に著しい実績がある者に対し、成果賞与金審査委員会の審査を経て、予算の範囲内で、道条例で定める成果賞与金支給基準表に従い、支給する。

2 「地方公務員法」第 76 条第 2 項及び同法第 78 条第 2 項の規定による成果賞与金の支給方法及びそれに伴う支給等級及び支給額は、道知事で定める。この場合、前項の規定に該当する者に対しては、成果賞与金の支給において優遇を受けることができるようにしなければならない。

3 その他成果賞与金の支給基準及び支給範囲、成果賞与金審査委員会の構成、運営等に関し必要な事項は、道条例で定める。

#### 第 4 節 人事充員制度の開放及び専門性の強化

**第 60 条(職位公募)** 道知事は、効率的な業務遂行のため、職位別の職務の内容、特性等を考慮し、当該機関内部又は外部の公務員の中から、その職位に適合する者を任用する必要がある職位については、これを公募職位として指定して、運営することができる。

2 公募職位の指定及び運営等に関し必要な事項は、道条例で定める。

**第 61 条(全国単位の人材採用)** 道条例で定める公開競争新規任用においては、濟州自治道に住所を置いていない者も、その任用対象に応募することができる。

**第 62 条(地域人材の選抜採用)** 道知事は、道条例で定めるところにより、学業成績等が抜きん出た大学卒業生又は卒業予定者を選抜し、3 年の範囲内で見習いとして勤務させ、当該勤務期間中の勤務成績及び資質が優秀であると認められる者は、見習い期間が満了する 1 月前までに、道人事委員会の審議を経て、7 級以下の公務員として任用することができる。

2 前項の規定により見習いとして勤務している者を 7 級以下の公務員として任用しようとするときは、「地方公務員法」第 28 条第 1 項の規定にかかわらず、試補任用を免除する。

**第 63 条(分野別の任用管理)** 道知事は、3 級ないし 5 級の職位に補職された地方公務員が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、道条例で定めるところにより、当該公務員を専門分野別に養成及び管理するたる必要な場合には、関連業務の分野別に区分して、転任等の人事管理を実施しなければならない。ただし、関連業務の分野別に区分することが困難な場合であって、道条例で定める場合は、この限りでない。

一 少数職列に該当する場合

二 その他当該職務の内容が特殊である場合又は一定の補職を継続して維持すれば、公

職腐敗のおそれがあり、分野別補職管理が困難な場合として、道条例で定める場合

**第 64 条 (国家と濟州自治道間の人事交流及び派遣)** 道知事は、自治行政遂行能力の向上及び所属公務員の能力開発のため、所属公務員定員の 100 分の 5 の範囲内で、他の地方自治団体、国家機関、公共団体、国外行政機関その他の機関の長との協議を経て、人事交流を行わせなければならない。

2 前項の規定による人事交流の基準、方法及び交流対象者に対する支援等に関し必要な事項は、道条例で定める。

3 「地方公務員法」第 30 条の 4 第 4 項の規定にかかわらず、派遣の事由、期間及び手続並びに派遣期間中の服務に関し必要な事項は、道条例で定める。

4 国は、国家政策の統一的な運営及び国と濟州自治道間の相互連携性を確保することができるよう、濟州自治道との人事交流を積極的に協力しなければならない。

## 第 5 節 教育訓練の専門性の強化

**第 65 条 (教育訓練に関する特例)** 「地方公務員教育訓練法」第 5 条第 3 項の規定にかかわらず、5 級以上の地方公務員に対する教育訓練は、「地方自治法」第 113 条の規定により道知事所属下に設置した教育訓練機関（以下「濟州公務員教育院」という。）で実施することができる。ただし、道教育監所属 5 級以上地方公務員の教育訓練は、「地方公務員教育訓練法」を適用する。〈改正 2007. 5. 11〉

2 道知事は、「地方公務員教育訓練法」第 6 条第 3 項の規定にかかわらず、道条例で定めるところにより、講義及び教育運営に必要な資質を有する優秀な人材を、教授要員として採用することができる。

3 道知事は、濟州公務員教育院長を、「地方公務員法」第 29 条の 4 の規定による開放型職位として指定して、運営することができる。この場合、濟州公務員教育院長の任期は、2 年とする。

## 第 8 章 自治監査体系の確立

### 第 1 節 監査委員会の設置及び自治監査計画

**第 66 条 (監査委員会の設置及び職務等)** 「地方自治法」第 171 条（「地方教育自治に関する法律」第 3 条により準用される場合を含む。）、「地方公務員法」第 81 条の規定にかかわらず、監査対象機関及びその機関に属する者の諸般業務と活動等を調査、点検、確認、分析、検証して、第 68 条の規定によりその結果を処理する行為（以下「自治監査」という。）を遂行するために、道知事所属下に監査委員会を置くものとし、その職務においては独立した地位を有する。〈改正 2006. 12. 20、2007. 5. 11〉

2 前項の規定による監査委員会は、監査委員会の委員長（以下「監査委員長」という。）1 人を含む 7 人以内の委員により構成する。〈改正 2011. 5. 23〉

3 委員は道条例で定める資格を備えた者の中から道知事が任命又は委嘱するものとし、委員中 3 人は道議会で推薦した者を委嘱する。ただし、監査委員長は、道議会の同意を得なければならない。〈改正 2007. 8. 3、2011. 5. 23〉

4 濟州自治道所属公務員でない委員の任期は 3 年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残余期間とする。〈改正 2011. 5. 23〉

5 自治監査の具体的な方法及び範囲、自治監査活動で一般的に遵守されなければならない基準等自治監査に必要な詳細的な事項は、監査委員会の議決を経て、監査委員長が定める。〈改正 2011. 5. 23〉

6 この法で規定する事項のほか、監査委員会の構成及び運営運営等に関し必要な事項は、

道条例で定める。〈改正 2011. 5. 23〉

## 7 削除〈2011. 5. 23〉

**第 66 条の 2(監査委員長)** 監査委員長は、監査委員会を代表し、監査委員会の業務を総括する。

2 監査委員長の任期は、3 年とする。

3 監査委員長がやむを得ない事由により職務を実行できないときは、監査委員会の委員の中から道条例で定めるところにより選任された委員がその職務を代行する。

[本条新設 2011. 5. 23]

**第 66 条の 3(監査委員会事務局)** 監査委員会の自治監査活動を支援して、監査委員会に関する行政事務を処理するために、事務局を置くものとし、監査委員会事務局（以下「事務局」という。）事務局長及び職員は、一般職、特定職又は教育行政職地方公務員とする。〈改正 2012. 12. 11〉

2 第 1 項で定める事項のほか、事務局の組織、職務及び運営等に関し必要な事項は、道条例で定める。

[本条新設 2011. 5. 23]

**第 67 条(自治監査計画等)** 監査委員会は、自治監査を体系的及び効果的に遂行するために、その監査を遂行する前に自治監査の目的、対象、機関及び範囲等道条例で定める事項を含む自治監査計画を樹立しなければならない。ただし、自治監査計画の変更が必要な場合には、自治監査実施中であっても自治監査計画を変更することができる。〈改正 2011. 5. 23〉

2 監査委員会は、前項の規定による自治監査計画の主要内容及び変更された自治監査計画の内容を、監査予定日の 30 日以前に自治監査対象機関の長に通知しなければならない。ただし、迅速に自治監査を実施しなければならない切迫な事情がある場合又は自治監査の実効性を収めるためにやむを得ないときは、この限りでない。

3 監査委員会は、第 1 項の規定による自治監査計画(その計画を変更したときには、変更された計画をいう。)を監査院、教育部長官、安全行政部長官及び道知事(教育又は学芸に関する事項の場合、道教育監を含む。以下、この章において同じ。)に、その計画を樹立した日から 2 週間以内に通知しなければならない。〈改正 2008. 2. 29、2013. 3. 23〉

4 監査委員会は、自治監査のために必要なときには、次の各号の区分による措置を要求することができる。この場合、自治監査に必要な最小限度に止めなければならない。その措置の要求を受けた者は、正当な事由がない限り、これに応じなければならない。

一 監査対象機関又はその機関に属する者：出席又は答弁、関連資料の提出、物品等に対する封印、電算情報システムに入力された資料の調査等

二 前号のほかその監査に関する機関又はその機関に属する者：出席又は答弁及び関連資料の提出

5 監査委員会は、専門知識や実務経験が要求される分野の業務を監査するときには、中央行政機関の監査担当公務員及び済州自治道の所属職員、会計法人、研究機関等外部専門機関又は専門家を参加させて、関連事項を調査、確認及び分析させることができる。

## 第 2 節 自治監査の結果処理等

**第 68 条(自治監査結果の処理等)** 監査委員会は、特別な事情がない限り、自治監査が終了した後 60 日以内に道知事に自治監査の結果を報告しなければならない。ただし、教育、学芸に関する自治監査の結果は、道教育監に通知しなければならない。〈改正 2007. 8. 3〉

2 前項の規定による自治監査結果には、弁償命令、懲戒又は問責、是正、注意、改善、勧告、告発等の措置事項が含まなければならない。



3 道知事又は道教育監は、第 1 項の規定により報告又は通報を受けた自治監査結果による措置事項が他の機関の長の権限に属する場合には、その権限を有する機関の長に関連事実を通知しなければならない。〈改正 2007. 8. 3〉

**第 69 条(懲戒・問責事由の時効停止等)** 監査委員会は、特定事件の調査を開始したとき及びこれを終了したときには、10 日以内に、道知事及び監査対象機関又は部署の長にその事実を通知しなければならない。

2 道知事は、監査委員会が調査中の特定事件に対しては、前項の規定による調査開始の通報を受けた日から懲戒又は問責手続を進行することができない。

3 前項の規定により懲戒又は問責手続を進行することができず、懲戒又は問責事由の時効期間が満了するとき又はその残余期間が 1 月に達しなくなるときには、その時効期間は第 1 項の規定による調査終了の通報を受けた日から 1 月が経過した日に満了するものとみなす。

**第 70 条(秘密保持義務)** 監査委員会の公務員ではない委員は、在職中及び退職後にあっても、職務上知ることとなった秘密を漏洩してはならない。〈改正 2007. 8. 3〉

**第 71 条(監査等に対する特例)** 中央行政機関の長は、済州自治道に対してはその行政全般又は特定の政策、事業、業務及び予算等に対する監査を実施することができない。ただし、国会の国政監査、監査院監査及び「地方自治法」第 16 条による住民監査請求事項の場合は、この限りでない。〈改正 2007. 8. 3〉

2 中央行政機関の長は、国家事務及び国の補助を受けた事業に対する監査が必要であると認める場合には、それに対する監査を第 66 条の規定による監査委員会に依頼しなければならない。

3 前項の規定により依頼を受けた監査委員会は、特別な事由がない限り、これに関して監査を実施しなければならない。

4 監査委員会は、前項の規定による監査結果を監査院、第 2 項の規定により依頼をした中央行政機関の長、道知事及び監査対象機関に通知しなければならない。

5 中央行政機関の長は、前項の規定により通報を受けた監査結果が充分でないと判断される場合には、監査委員会に再監査を依頼することができる。この場合、監査委員会は、特別な事情がない限り、60 日以内に再監査を実施して、その結果を当該中央行政機関の長、道知事及び監査対象機関に通知しなければならない。

6 監査委員会は、前項の規定による再監査を実施する場合、中央行政機関の長が推薦する監査担当公務員を再監査に参加させなければならない。

## 第 9 章 自治財政

**第 72 条(済州特別自治道税)** 道知事は、「地方税基本法」第 8 条第 2 項及び第 4 項の規定にかかわらず、道税及び市・郡税の税目を済州特別自治道税（以下「済州自治道税」という。）の税目で賦課・徴収する。〈改正 2010. 3. 31〉

**第 72 条の 2(地方税に関する特例)** 「地方税基本法」第 26 条第 1 項、同条第 2 項ただし書、第 42 条第 2 項後段、第 65 条第 1 項、同条第 2 項、第 81 条第 1 項、第 96 条第 1 項第四号、第 111 条第 1 項本文、同条第 2 項、第 116 条第 1 項第三号、第 140 条第 1 項ただし書、同条第 5 項及び第 141 条第 2 項で大統領令で定めることとしている事項は、道条例で定めることができる。

2 「地方税法」第 19 条第四号、第 30 条第 2 項、同条第 3 項、第 46 条第 1 項、同条第 2 項、第 63 条第 2 項、第 64 条第 1 項、第 130 条第 3 項ただし書、第 131 条第 3 項及び第 153

条第3項で大統領令又は安全行政部令で定めることとしている事項は、道条例で定めることができる。〈改正 2013. 3. 23〉

**3** 「地方税特例制限法」第4条第4項、第9条第1項、第98条本文及び第99条で大統領令で定めることとしている事項は、道条例で定めることができる。

[本条新設 2011. 5. 23]

**第73条(税額減免に関する特例)** 濟州自治道は、「地方税特例制限法」第6条、第8条、第10条から第15条まで、第18条から第21条まで、第23条から第32条まで、第34条から第40条まで、第40条の2、第42条、第45条から第49条まで、第52条から第54条まで、第56条から第60条まで、第62条から第64条まで、第69条、第71条、第72条、第75条から第81条まで、第85条から第88条まで、第93条、第95条、第96条、第98条及び第99条にかかわらず、道条例で定めるところにより、これら規定による取得税、登録免許税、財産税及び地域資源施設税の減免額の100分の50の範囲内で加減調整することができる。ただし、加減調整の対象は、濟州自治道内に所在する不動産に限る。

[本条新設 2011. 5. 23]

**第74条(税率の調整に関する特例)** 次の各号の濟州自治道税の税率は、「地方税法」の規定による税率にかかわらず、道条例で定めるところにより、同法の当該税目の標準税率の100分の100の範囲内で加減調整することができる。この場合、第七号の規定により、道条例で共同施設税の税率を加減調整したときは、同法第146条第2項第二号の規定による火災危険建築物に対しては、その加減調整された税率の100分の200とする。〈改正 2010. 1. 1、2010. 3. 31〉

- 一 「地方税法」第11条から第15条までの規定による取得税の税率
- 二 「地方税法」第28条第1項第一号による不動産登記に関する登録免許税の税率
- 三 「地方税法」第78条の規定による住民税の均等割（道の管轄区域内に住所を置く個人に対するものを除く。）の税率
- 四 「地方税法」第111条及び第112条による財産税の税率
- 五 「地方税法」第127条による自動車税の税率
- 六 削除〈2010. 3. 31〉
- 七 「地方税法」第146条第1項及び同条第2項第一号による地域資源施設税の税率
- 八 削除〈2010. 3. 31〉
- 九 「地方税法」第151条（同条第1項第二号の規定による標準税率を除く。）による地方教育税の税率

**2** 総合合算課税対象及び別途合算課税対象の土地に対する財産税の税率の適用は、「地方税法」第113条第1項第一号及び第二号の規定にかかわらず、次の各号の区分による。〈改正 2010. 3. 31〉

- 一 総合合算課税対象 納税義務者が所有している行政市別の洞地域（洞地域に適用することが不適切であるとして道条例で定める地域を除く。以下、この条で同じ。）に所在する総合合算課税対象となる土地の価額をすべて合算した金額をそれぞれ課税標準額とし、行政市別の邑・面地域（洞地域にある地域であって、洞地域に適用することが不適切であるとして道条例で定める地域を含む。以下、この条で同じ。）に所在する総合合算課税対象となる土地の価額をすべて合算した金額をそれぞれ課税標準額とし、前項第四号の規定により道条例で定める財産税の税率を適用する。
- 二 別途合算課税対象 納税義務者が所有している行政市別の洞地域に所在する別途合算課税対象となる土地の価額をすべて合算した金額をそれぞれ課税標準額とし、行政市別の邑・面地域に所在する別途合算課税対象となる土地の価額をすべて合算した金額をそれぞれ課税標準額とし、前項第四号の規定により道条例で定める財産税の税率を適用する。

3 レジャー税の税率の適用にあつては、「地方税法」第 42 条の規定にかかわらず、道条例で定めるところにより、同条第 2 項の規定によるレジャー税の税率の 100 分の 100 の範囲内で加減調整することができる。〈改正 2010. 3. 31〉

4 免許に対する登録免許税の税率の適用にあつては、「地方税法」第 34 条の規定にかかわらず、行政市別の洞地域にあつては、「その他の市」に対する免許税の税率を、行政市別の邑・面地域にあつては、「郡」に対する免許税の税率を適用する。この場合、道条例で定めるところにより、その免許税の税率の 100 分の 100 の範囲内で加減調整することができる。〈改正 2010. 3. 31〉

5 削除〈2010. 1. 1〉

6 削除〈2010. 3. 31〉

7 「地方税法」第 81 条第 1 項及び第 100 条にかかわらず、事業所税の税率の上限は、次の各号の区分による税率によるものとし、同法第 81 条第 3 項による汚染物質排出事業所の税率は、第一号による税率以下で、同法第 81 条第 2 項により道条例で定める税率の 100 分の 200（第一号の財産割の場合、事業所の延面積 1 千㎡当たり 500 ウォン未満のときは 500 ウォン）とする。〈改正 2010. 1. 1、2010. 3. 31〉

一 財産割 事業所の延面積 1 千㎡当たり 500 ウォン

二 従業員割 従業員給与総額の 100 分の 1

**第 75 条(地方交付税に関する特例)** 「地方交付税法」第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、安全行政部長官が済州自治道に交付する普通交付税は、同法による普通交付税総額の 100 分の 3 として算定する。〈改正 2008. 2. 29、2013. 3. 23〉

**第 76 条(済州自治道に対する国家の財政支援)** 国家は、この法施行以後、済州自治道の設置前に支援した財政水準以上が支援されるよう保障する。

2 国家は、済州自治道の発展のための安定的な財政確保のため、中央行政機関の権限移譲と各種国庫補助事業の遂行等に要する費用について、「国家均衡発展特別法」の広域・地域発展特別会計に別途勘定を設置して支援することができる。〈改正 2009. 4. 22〉

**第 77 条(地方債等の発行の特例)** 道知事は、済州自治道の発展と関係がある事業のため必要な場合には、「地方財政法」第 11 条の規定にかかわらず、道議会の議決を経て、外債発行及び地方債発行限度額の範囲を超過した地方債の発行を行うことができる。この場合、安全行政部長官で定める地方債発行限度額を超過して地方債を発行するときは、道議会の在籍議員の過半数の出席及び出席議員の 3 分の 2 以上の賛成がなければならない。〈改正 2008. 2. 29、2013. 3. 23〉

**第 77 条の 2(地方自治体基金管理に関する特例)** 「地方自治体基金管理基本法」第 4 条第 2 項で大統領令で定めることとした事項は、道条例で定めることができる。

[本条新設 2011. 5. 23]

**第 77 条の 3(地方公企業の管理に関する特例)** 「地方公企業法」第 7 条第 2 項、第 14 条第 1 項ただし書、第 17 条第 3 項、第 33 条第 4 項、第 43 条及び第 71 条第 2 項で定めることとした事項は、道条例で定めることができる。

[本条新設 2011. 5. 23]

**第 78 条(予算編成過程への住民参加)** 道知事は、予算編成の過程に、住民が公募方式等により参加することができるようにしなければならない。

2 住民参加予算の範囲、参加住民の選定方法及び手続、住民参加過程等に関し必要な事項は、道条例で定める。

**第 78 条の 2(公有財産及び物品管理に関する特例)** 「公有財産及び物品管理法」第 11 条第一号、第 20 条第 2 項第一号、第 22 条第 1 項、第 23 条第 1 項、第 24 条第 1 項第四号、同条第 2 項、第 25 条第 3 項、第 28 条第 2 項、第 29 条第 1 項ただし書、同条第 2 項、第 30 条、第 31 条第 1 項ただし書、同条第 3 項ただし書、第 32 条第 1 項、第 34 条第 1 項第二号、同条第 2 項、第 35 条第 3 項、第 36 条第 1 項第二号、第 37 条第 1 項、第 39 条第 2 項、第 40 条第 1 項第五号、第 43 条、第 43 条の 2 第 1 項、第 43 条の 4、第 55 条第 1 項、同条第 2 項、第 64 条、第 74 条第 3 項、第 76 条第 2 項、第 84 条、第 85 条後段及び第 96 条第 3 項で大統領令で定めることとした事項は、道条例で定めることができる。

[本条新設 2011. 5. 23]

## 第 10 章 教育自治

### 第 1 節 教育委員会の設置及び構成

**第 79 条(教育委員会の設置)** 濟州自治道は、「地方自治法」第 56 条の規定にかかわらず、道議会に教育、科学、技術、体育その他の学芸(以下「教育・学芸」という。)に関する所管事項を審議及び議決するために、常任委員会(以下「教育委員会」という。)を置く。〈改正 2007. 5. 11〉

**第 80 条(教育委員会の構成等)** 教育委員会は 9 人で構成するものとし、都議会議員 4 人及び「地方自治法」第 31 条及び「公職選挙法」の地域選挙区市・道議会議員選挙に関する規定により別に選出した道議会議員(以下「教育議員」という。)5 人により構成する。〈改正 2007. 5. 11〉

2 教育委員長は、教育委員会委員の中から無記名投票により選出するものとし、多数得票者とする。

3 教育委員長の任期は 2 年とする。

4 教育委員長は、教育委員会の同意を得てその職を辞任することができる。

5 削除〈2011. 5. 23〉

### 第 2 節 教育委員

**第 81 条(教育委員の選挙)** 政党は、「公職選挙法」第 47 条の規定にかかわらず、教育委員選挙に候補者を推薦することができず、教育委員候補者の推薦及び登録は、「公職選挙法」第 48 条及び第 49 条の規定による地域選挙区市・道議会議員選挙の無所属候補者の推薦及び登録に関する事項を準用する。

2 教育委員選挙に関し、この法に規定された事項を除き、その趣旨に反しない範囲内で、「公職選挙法」及び「政治資金法」の地域選挙区市・道議会議員選挙に関する規定を準用する。〈改正 2010. 2. 6〉

**第 82 条(教育委員の被比選挙資格等)** 教育委員候補者になろうとする者は、市・道議会議員の被選挙権がある者としてあって、候補者登録申請開始日から過去 1 年間政党の党员でない者でなければならない。

2 教育委員候補者になろうとする者は、候補者登録申請開始日を基準として次の各号のいずれかに該当する経歴が 5 年以上ある者又は次の各号のいずれかに該当する経歴を合算した経歴が 5 年以上ある者でなければならない。

一 教育経歴：「乳児教育法」第 2 条第二号による幼稚園、「初等・中等教育法」第 2 条及び「高等教育法」第 2 条による学校(これと同等な学歴が認められる教育機関又は

生涯教育施設であって、他の法律により設置された教育機関又は生涯教育施設を含む。)において教員として勤務した経歴

- 二 教育行政経歴：国家又は地方自治体の教育機関において国家公務員又は地方公務員として教育・学芸に関する事務に従事した経歴及び「教育公務員法」第 2 条第 1 項第 2 号又は第 3 号による教育公務員として勤務した経歴

[全文改正 2010. 2. 26]

**第 83 条(兼職等の禁止)** 教育委員会委員は、次の各号のいずれかに該当する職を兼ねることはできない。〈改正 2007. 5. 11、2011. 7. 21、2012. 1. 26〉

- 一 「地方自治法」第 35 条第 1 項第一号、第三号から第六号までに規定する職
- 二 憲法裁判所裁判官、各級選挙管理委員会委員及び他の教育委員会の教育委員
- 三 「私立学校法」第 2 条の規定による私立学校の教員。ただし、「高等教育法」第 2 条による学校（他の法令によりこれと同等以上の学歴が認められる教育機関を含む。）に所属する同法第 14 条第 1 項及び第 2 項による教員を除く。
- 四 私立学校経営者又は私立学校を設置・経営する法人の役職員

**2** 教育委員は、濟州自治道の教育機関と営利を目的とする取引を行ってはならず、これに関連する施設又は財産の譲受人又は管理人となることができない。

### 第 3 節 教育委員会

**第 84 条(教育委員会の議決事項)** 教育委員会は、濟州自治道の教育・学芸に関する次の各号の事項を審議及び議決する。

- 一 条例の案
- 二 予算案及び決算
- 三 特別賦課金、使用料、手数料、分担金及び加入金の賦課及び徴収に関する事項
- 四 起債の案
- 五 基金の設置及び運用に関する事項
- 六 道条例で定める重要財産の取得及び処分に関する事項
- 七 道条例で定める公共施設の設置、管理及び処分に関する事項
- 八 法令及び条例に規定するものを除く予算外義務負担又は権利の放棄に関する事項
- 九 請願の受理及び処理
- 十 外国地方自治体との交流協力に関する事項
- 十一 その他法令と道条例によりその権限に属する事項

**2** 前項第五号ないし第十一号に規定された事項に対して行った教育委員会の議決は、道議会本会議の議決とみなす。

**3** 教育委員長は、教育委員会が第 1 項第五号ないし第十一号の事項のうち次の各号のいずれかに該当する議案を議決する前に、あらかじめ、道知事の意見を聴かなければならない。

- 一 住民の財政的負担又は義務賦課に関する条例の案
- 二 濟州自治道の一般会計に関連する事項

**第 85 条(議案の発議及び移送等)** 教育委員会で審議及び議決する前条第 1 項第五号ないし第十一号の事項に関する議案は、道教育監又は教育委員会在籍委員の 3 分の 1 以上が連署して発議する。

**2** 道議会で審議及び議決する前条第 1 項第一号ないし第四号の事項に関する議案は、「地方自治法」第 66 条第 1 項の規定にかかわらず、道教育監、道議会在籍議員の 5 分の 1 以上又は議員 10 人以上が連署して発議する。〈改正 2007. 5. 11〉

**3** 道教育監は、教育・学芸に関する議案のうち前条第 3 項各号のいずれかに該当する議

案を道議会に提出しようとするときには、あらかじめ、道知事と協議しなければならない。

4 前条第 2 項の規定により本会議の議決とみなす議案は、教育委員会で議決された日から 5 日以内に、教育委員会委員長は道教育監に移送して、道議会議長に報告しなければならない。

5 前条第 1 項第一号ないし第四号の事項に関する議案は、本会議で議決された日から 5 日以内に道教育監に移送しなければならない。

**第 86 条(教育・学芸に関する条例の再議要求)** 道教育監が前条第 4 項及び第 5 項の規定により教育・学芸に関する条例の案の移送を受けたときには、20 日以内にこれを公布しなければならない。

2 前項の規定による条例の案の再議要求及び公布に関しては、「地方自治法」第 26 条第 3 項ないし第 7 項の規定を準用する。この場合、「地方自治体の長」は「道教育監」に読み替える。〈改正 2007. 5. 11〉

**第 87 条(議事定足数及び議決定足数)** 教育委員会の議事定足数及び議決定足数に関しては、「地方自治法」第 63 条及び第 64 条の規定を準用する。この場合、「地方議会」は「教育委員会」に、「議長」は「教育委員会委員長」に読み替える。〈改正 2007. 5. 11〉

**第 88 条(教育委員会委員会の会議録)** 教育委員会は、会議の進行内容及びその結果、出席委員の数と姓名等を記載した議事録を作成しなければならない。

2 その他議事録の作成、配付、議事録の公開、会議結果の道教育監に対する通報等教育委員会の議事録に関して必要な事項は、道議会の会議規則で定める。〈改正 2007. 8. 3〉

**第 89 条(教育委員会委員会の事務支援)** 教育委員会及び道議会の教育・学芸に関する事務を処理するために、道条例で定めるところにより、道議会事務処に組織及び事務職員を置く。〈改正 2011. 5. 23〉

2 前項の規定による事務職員は、地方公務員とする。〈改正 2011. 5. 23〉

3 第 1 項の規定による事務職員は、教育委員会委員長の推薦により、道教育監が任命する。〈本項新設 2011. 5. 23〉

**第 90 条(「地方教育自治に関する法律」との関係)** 削除〈2006. 12. 30〉

## 第 4 節 道教育監

**第 91 条(道教育監の選出)** 道教育監は、住民の普通、平等、直接、秘密選挙により選出する。

2 道教育監選挙に関しこの法に規定する事項を除き、その趣旨に反しない範囲内で「地方教育自治に関する法律」第 6 章及び第 8 章を準用する。〈改正 2010. 2. 26〉

3 削除〈2010. 2. 26〉

**第 92 条(道教育監の被選挙資格)** 教育監候補者になろうとする者は、市・道議会議員の被選挙権がある者として、候補者登録申請開始日から過去 1 年間政党の党員でない者でなければならない。

2 教育監候補者になろうとする者は、候補者登録申請開始日を基準として第 82 条第 2 項各号のいずれかに該当する経歴が 5 年以上ある者又は次の各号のいずれかに該当する経歴を合算した経歴が 5 年以上ある者でなければならない。

[全文改正 2010. 2. 26]

**第 93 条(道教育監の退職)** 道教育監が次各号のいずれかに該当するときには、その職から退職する。

- 一 道教育監が兼任することができない職に就任したとき
- 二 被選挙権がなくなったとき(濟州自治道の区域外に住民登録を移転したときを含む。)
- 三 政党の党員になったとき

**第 94 条(道教育監の逮捕及び確定判決の通知)** 「地方自治法」第 100 条の規定は、逮捕又は拘禁された道教育監に対する関係捜査機関の長の通知及び各裁判所長の確定判決の通知に関してこれを準用する。この場合、「地方自治体の長」は「教育監」に、「安全行政部長官」は「教育部長官」に、「当該地方自治体」は「濟州自治道」と読み替える。〈改正 2007. 5. 11、2008. 2. 29、2013. 3. 23〉

**第 95 条(「地方自治法」の準用)** 「地方自治法」第 15 条、第 16 条、第 106 条ないし第 108 条、第 148 条及び第 151 条の規定は、道教育監にこれを準用する。この場合、「地方自治体」は「濟州自治道」に、「地方自治体又はその長」、「地方自治体の長」、「市・道又はその長」及び「市・道知事」は、それぞれ「道教育監」に読み替えるものとし、「市、郡及び自治区又はその長」は「教育長」に、「地方議会」は「道議会又は教育委員会」に、「安全行政部長官」は「教育部長官」に読み替える。〈改正 2007. 5. 11、2008. 2. 29、2013. 3. 23〉

**2** 前項の規定にかかわらず、条例の制定、改廃請求の要件に関しては、第 24 条の規定を適用する。

**第 96 条(「地方教育自治に関する法律」との関係)** 道教育監に関しては、「地方教育自治に関する法律」第 28 条の規定は適用しない。〈改正 2006. 12. 20〉

**2** 「地方教育自治に関する法律」第 18 条ないし第 21 条、第 23 条、第 25 条ないし第 27 条及び第 29 条の規定は、道教育監に関してこれを適用する。この場合、同法の規定を適用するに当たっては、次の各号による。〈改正 2006. 12. 20〉

- 一 「市・道」は「濟州自治道」に、「教育監」は「道教育監」に読みかえる。
- 二 同法第 23 条第 1 項第一号中「地方議会議員、教育委員」は「地方議会議員」に読み替え、同法第 26 条第 2 項前段中「区、出張所又は邑・面・洞(特別市、広域市及び市の洞をいう。以下、この条において同じ。)の長」は「主張所又は邑・面・洞の長」に読み替え、同項後段中「区、出張所又は邑・面・洞の長」は「出張所又は邑・面・洞の長」に読み替える。

**第 96 条の 2(学校法人の設立・運営に関する特例)** 「私立学校法」第 10 条第 1 項、第 11 条第 1 項、同条第 2 項、第 20 条第 2 項後段、第 33 条、第 34 条第 2 項、第 35 条第 1 項、第 36 条第 2 項、第 45 条、第 47 条第 1 項、第 47 条の 2 及び第 74 条第 3 項による教育部長官の権限は、同法第 4 条第 1 項第一号の学校を設置・経営する学校法人に対しては、道教育監の権限とし、同法第 4 条第 3 項第一号の私立学校の設置又は管理する学校法人に対しては、道知事の権限とする。ただし、「私立学校法」第 4 条第 3 項第一号の学校及びその他の私立学校を同時に設置又は経営する学校法人に対しては、道知事の権限とする。〈改正 2013. 3. 23〉

**2** 「私立学校法」第 4 条第 3 項にかかわらず、同条第 3 項各号に該当する者は、道知事の指導及び監督を受ける。

**3** 「私立学校法」第 5 条第 2 項、第 8 条の 2、第 10 条第 1 項ただし書、同条第 3 項、第 10 条の 2 第 2 項、第 14 条第 4 項ただし書、同条第 6 項、第 18 条の 2 第 4 項ただし書、同条第 5 項、第 20 条の 2 第 2 項ただし書、第 21 条第 1 項ただし書、同条第 6 項、第 26 条第 3 項、第 26 条の 2 第 2 項、第 28 条第 1 項ただし書、同条第 2 項、第 29 条第 2 項、第 31 条第 1 項、同条第 5 項、第 32 条第 2 項、第 35 条の 2 第 6 項、第 36 条第 3 項、第 53 条の 2

第 1 項及び第 62 条第 3 項で大統領令又は教育部令で定めることとしている事項は、道条例で定めることができる。〈改正 2013. 3. 23〉

4 「私立学校法」第 40 条を濟州自治道に適用するときに、「教育部長官」は「教育部長官又は道知事」に読み替える。〈改正 2013. 3. 23〉

[本条新設 2007. 8. 3]

[全文改正 2011. 5. 23]

**第 96 条の 3(残余財産の帰属に関する特例)** 「私立学校法」第 35 条第 1 項にかかわらず、私立学校を設置又は経営する学校法人が解散する場合（合併及び破産の場合を除く。）、清算終結の申告は、同法第 4 条第 1 項第一号の学校を設置又は経営する学校法人にあっては道教育監に、同法第 4 条第 3 項第一号の学校を設置又は経営する学校法人にあっては道知事に対し行うものとする。〈改正 2011. 5. 23〉

2 「私立学校法」第 35 条第 2 項にかかわらず、同条第 1 項により処分されない財産のうち大学教育機関を設置又は経営する学校法人の財産は、濟州自治道に帰属する。この場合、濟州自治道に帰属した財産は、「私立学校法」第 35 条第 4 項にかかわらず、道知事が管理する。〈本項新設 2011. 5. 23〉

3 道教育監又は道知事（道知事の場合は、第 2 項により道知事が管理する財産に限る。）が「私立学校法」第 35 条第 3 項による処分をするときは、同条第 4 項による教育部長官の同意を必要としない。〈改正 2011. 5. 23、2013. 3. 23〉

[本条新設 2009. 3. 25]

## 第 5 節 補助機関及び所属教育機関

**第 97 条(補助機関等に関する特例)** 「地方教育自治に関する法律」第 30 条第 1 項及び第 4 項の規定にかかわらず、道教育監の下に副教育監を置くものとし、その定数及び事務分掌に関する事項は、道条例で定める。ただし、副教育監 1 人は同法第 30 条第 1 項の規定による国家公務員をもって充てる。〈改正 2006. 12. 20〉

2 「地方教育自治に関する法律」第 30 条第 2 項の規定にかかわらず、副教育監(前項ただし書の規定による副教育監を除く。)を特別職地方公務員をもって充てる場合には、道教育監が任命する。〈改正 2006. 12. 20〉

3 「地方教育自治に関する法律」第 30 条第 5 項及び第 33 条第 1 項の規定にかかわらず、道教育監の下に必要な補助機関を置くものとし、その設置、運営及び定員等に関し必要な事項は、道条例で定めることができる。〈改正 2006. 12. 20〉

4 「地方教育自治に関する法律」第 33 条第 2 項の規定にかかわらず、道教育監の補助機関、同法第 32 条の規定による教育機関及び同法第 98 条の下級教育行政機関には、第 1 項ただし書の規定による副教育監 1 人以外には国家公務員を置かない。ただし、道教育監が必要と認める場合には、教育科学技術部長官と協議して「地方教育自治に関する法律」第 33 条第 2 項の規定による国家公務員を置くことができる。〈改正 2006. 12. 20、2008. 2. 29、2013. 3. 23〉

**第 98 条(下級教育行政機関に関する特例)** 「地方教育自治に関する法律」第 34 条第 1 項の規定にかかわらず、濟州自治道の教育・学芸に関する事務を分掌させるために、各行政市を管轄区域とする下級教育行政機関(以下「教育庁」という。)を置く。〈改正 2006. 12. 20〉

2 「地方教育自治に関する法律」第 34 条第 2 項及び第 4 項の規定にかかわらず、教育庁の管轄区域、名称、組織、運営等は道条例で定める。〈改正 2006. 12. 20〉

3 「地方教育自治に関する法律」第 34 条第 3 項及び「教育公務員法」第 58 条の規定にかかわらず、教育庁に教育長を置くものとし、その任命に当たっては、候補者を公開募集することができる。〈改正 2006. 12. 20、2012. 12. 11〉



4 削除<2012. 12. 11>

5 第 3 項の規定により公開募集する教育長の資格、公開募集手続、候補者の審査等に関し必要な事項は道条例で定める。

**第 99 条(教育長の分掌事務に関する特例)** 教育長は、「地方教育自治に関する法律」第 35 条の規定にかかわらず、同条各号に規定する事務以外に高等学校の運営及び管理に関する指導・監督に関する事務も委任を受けて遂行することができる。<改正 2006. 12. 20>

**第 100 条(「地方教育自治に関する法律」の準用)** 補助機関及び所属教育機関に関しては、この法に規定する事項を除き、「地方教育自治に関する法律」第 3 章第 2 節の規定を準用する。この場合、「教育監」を「道教育監」に読み替える。

## 第 6 節 教育財政

**第 101 条(普通交付金に関する特例)** 「地方教育財政交付金法」第 5 条の規定にかかわらず、教育部長官が済州自治道に交付する普通交付金は、同法による普通交付金総額の 1 万分の 157 として算定する。<改正 2008. 2. 29、2013. 3. 23>

**第 102 条(教育費特別会計繰入比率に関する特例)** 「地方教育財政交付金法」第 11 条第 2 項第三号の規定にかかわらず、済州自治道税の総額において道条例で定める比率の金額を毎会計年度一般会計予算に計上し、教育費特別会計に繰り入れなければならない。追加更正予算により増減がある場合もまた同じ。

**第 103 条(地方債等の発行に関する特例)** 道教育監は、「地方教育自治に関する法律」第 3 条の規定により準用される「地方自治法」第 124 条第 1 項及び「地方財政法」第 11 条の規定にかかわらず、済州自治道の教育・学芸と関連がある事業の場合等必要な場合には、道議会の議決を経て地方債を発行することができる。この場合、教育部長官が定める地方債発行限度額を超過して地方債発行をするときには、道議会在籍議員の過半数の出席と出席議員 3 分の 2 以上の賛成がなければならない。<改正 2006. 12. 20、2007. 5. 11、2008. 2. 29、2013. 3. 23>

**第 104 条(「地方教育自治に関する法律」の準用)** 教育財政に関しこの法で定める事項を除き、「地方教育自治に関する法律」第 4 章(同法第 3 条の規定により準用される「地方自治法」第 124 条の規定に関する事項を除く。)の規定を準用する。この場合、「教育監」は「道教育監」と読み替える。<改正 2006. 12. 20、2007. 5. 11>

## 第 11 章 自治警察

### 第 1 節 総 則

**第 105 条(他の法律との関係)** 自治警察(道知事所属下に置く警察をいう。以下同じ。)及び自治警察公務員に関し、この法で定めのない事項については、「地方自治法」及び「地方公務員法」による。

2 前項の規定により「地方公務員法」を自治警察公務員に適用するに当たっては、次の各号による。

- 一 同法第 14 条第 2 項ただし書、第 19 条第 4 項、第 30 条の 4 第 1 項、第 62 条第 4 項、第 65 条の 3 第 3 項、第 67 条の 2 第 2 項、第 3 項及び第 73 条の 2 第 3 項中「人事委員会」は、それぞれ「自治警察公務員人事委員会」に読み替える。

- 二 同法第 30 条の 5 第 1 項及び第 41 条中「職級」は、それぞれ「階級」に読み替える。
- 三 同法第 60 条本文、第 69 条第 1 項第一号、第 71 条第 6 項本文及び第 7 項本文中「この法」は、それぞれ「この法及び「**濟州特別自治道設置及び国際自由都市造成のための特別法**」に読み替える。

## 第 2 節 自治警察の組織及び事務

**第 106 条(自治警察組織の設置)** 第 108 条の規定による自治警察事務を処理するために、**濟州自治道**に自治警察団を置く。

2 自治警察団の組織及び自治警察公務員の定員等に関する事項は、道条例で定める。

**第 107 条(自治警察団長の任命)** 自治警察団長は道知事が任命し、道知事の指揮・監督を受ける。

2 自治警察団長は自治総警をもって充てる。ただし、道知事は、必要と認める場合には、開放型職位に指定して運営することができる。

3 道知事は、自治警察団長の職位を開放型職位に指定して運営する場合には、任用期間満了日に 60 歳を超えない者であって次の各号のいずれかに該当する者を任用しなければならない。この場合、あらかじめ、第 127 条の規定による自治警察公務員人事委員会の審議及び議決を経なければならない。

- 一 当該自治警察団長に任ずることができる階級にある者又は次下位階級にある者であって昇進において第 131 条第 5 項及び第 6 項の規定による階級別最低勤務年数を経過した自治警察公務員
- 二 前号に相応する国家警察公務員
- 三 第一号又は前号に該当する者であって、退職した日から 2 年が経過しない者
- 四 判事、検査又は弁護士職に 5 年以上勤務した者

4 開放型職位として指定及び運営される自治警察団長の任用手続、任用期間等に関しては、道条例で定める。

**第 108 条(事務)** 自治警察は、次の各号の事務(以下「自治警察事務」という。)を処理する。

- 一 住民の生活安全活動に関する事務
  - ア 生活安全のための巡察及び施設運営
  - イ 住民参加防犯活動の支援及び指導
  - ウ 安全事故及び災害災難等からの住民保護
  - エ 児童、青少年、老人、女性等社会的保護が必要な者に対する保護及び家庭、学校暴力等の予防
  - オ 住民の日常生活に関連する社会秩序の維持及びその違反行為の指導及び取締
- 二 地域交通活動に関する事務
  - ア 交通安全及び交通疎通に関する事務
  - イ 交通法規違反の指導及び取締
  - ウ 住民参加の地域交通活動の支援及び指導
- 三 公共施設及び地域行事場等の地域警備に関する事務
- 四 「司法警察官吏の職務を行う者及びその職務範囲に関する法律」において自治警察公務員の職務として規定している司法警察官吏の職務

**第 109 条(行政市に置く自治警察組織等)** 削除<2011. 5. 23>

※：削除前の条文は、下記のとおり。

第 109 条(行政市に置く自治警察組織等) 自治警察団の自治警察事務の執行を担当するため、道条例で定めるところにより、行政市にその業務を担当する補助機関(以下「自治警察

隊」という。)を設置する。

2 自治警察隊の組織及び自治警察公務員の定員等に関する事項は、道条例で定める。

3 自治警察隊長は、自治警正又は自治警監をもって充てるものとし、道知事が任命する。

**第 110 条(国家警察との協定締結)** 第 108 条の規定にかかわらず、同項第一号ないし第三号の事務を処理するに当たり、国家警察と自治警察間の事務分担及び事務遂行方法は、道知事と済州自治道地方警察庁長が協定で定めて、これを公表しなければならない。この場合、道知事は、あらかじめ、第 113 条の規定による治安行政委員会(以下「治安行政委員会」という。)の意見を聴かななければならない。

2 削除<2011. 5. 23>

3 第 1 項により協約を締結するに当たり、協定当事者が意見を異にし、協定が締結されない場合には、協定当事者の申請により「警察法」第 5 条の規定による警察委員会(以下「警察委員会」という。)の審議及び議決を経て、安全行政部長官が調整する。ただし、協定が締結されない状態が持続して公益を著しく阻害し、速やかな調整が必要であると認められる場合には、協定当事者の申請がないときであっても、警察委員会の審議及び議決を経て、安全行政部長官がこれを調整することができる。<改正 2008. 2. 29、2011. 5. 23、2013. 3. 23>

4 前項の規定により安全行政部長官が協定の締結を調整したときには、これを書面により、遅滞なく、協定当事者に通報しなければならない。その通報を受けた協定当事者は、その内容を協定に含めなければならない。<改正 2008. 2. 29、2013. 3. 23>

5 第 1 項の規定による国家警察と自治警察間の事務分担及び事務遂行の方法に関する基準及び協定の公表に関し必要な事項は、道条例で定める。この場合、済州自治道地方警察庁長の意見を聴かななければならない。

### 第 3 節 自治警察活動の目標、評価及び運営

**第 111 条(自治警察活動の目標の設定及び評価)** 道知事は、毎年、治安行政委員会の意見を聴き、自治警察活動の目標を樹立して公表しなければならない。

2 道知事は、前項の規定による目標を基準とし、毎年、自治警察活動を評価して、治安行政委員会の意見を聴き、その結果を公表しなければならない。

**第 112 条(自治警察の運営)** 道知事は、自治警察の組織及び規模の適正化並びに運営の合理化のために人員及び装備等の運用計画を樹立しなければならない。

2 道知事は、自治警察事務の処理に必要な事務所、武器庫等の施設物を備えなければならない。国家警察と常時緊密な連絡体系を維持しなければならない。そのために優先・無線通信網等の設備を備えなければならない。

### 第 4 節 治安行政委員会

**第 113 条(治安行政委員会の設置及び機能)** 済州自治道の地方行政及び治安行政の業務協力及び次項各号の事項を審議及び議決するために、道知事所属下に治安行政委員会を置く。

2 治安行政委員会は、次の各号の事項を審議して議決する。

- 一 第 110 条第 1 項の規定による国家警察と自治警察間の事務分担及び事務遂行方法に関する事項
- 二 第 111 条の規定による自治警察活動に関する目標の樹立及び評価に関する事項
- 三 自治警察の運営に対する支援に関する事項
- 四 その他自治警察の運営に関し治安行政委員会の委員長が付議する事項

**第 114 条(治安行政委員会の構成)** 治安行政委員会は、委員長 1 人と当然職委員 2 人を含

む 11 人の委員により構成し、委員長は当然職委員ではない委員の中から互選する。

2 当然職委員は、次の各号の者とする。

- 一 第 14 条第 2 項の規定による副知事
- 二 済州自治道地方警察庁長の警務業務を担当する課長

3 当然職委員ではない委員は、次の各号のいずれかに該当する者の中から道知事が委嘱するものとし、そのうち 3 人は道議会が推薦した者を、3 人は済州自治道地方警察庁長が推薦した者を委嘱する。

- 一 判事、検査又は弁護士資格がある者
- 二 大学で法学、行政学、警察学又は教育学を担当する助教授以上の職にある者
- 三 その他地域住民のうち地方行政又は警察行政等の分野における学識又は経験が豊富な者

4 次の各号のいずれかに該当する者は、委員になることができない。

- 一 「政党法」による政党の党员
- 二 地方議会議員
- 三 「地方公務員法」第 31 条各号のいずれかに該当する者

5 当然職委員ではない委員の任期は 3 年とするものとし、1 回に限り再任されることができる。ただし、当然職委員の任期はその職にある間在任し、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

6 治安行政委員会は、第 1 項の規定による在籍委員過半数の出席及び出席委員過半数の賛成により議決する。

7 その他治安行政委員会の構成、運営等に関し必要な事項は、道条例で定める。この場合、済州自治道地方警察庁長の意見を聴かなければならない。

## 第 5 節 自治警察の職務遂行

**第 115 条(「警察官職務執行法」の準用)** 自治警察公務員が自治警察事務を遂行するに当たっては、「警察官職務執行法」第 3 条(不審検問)、第 4 条(保護措置等)、第 5 条(危険発生の防止)、第 6 条(犯罪の予防と制止)、第 7 条(危険防止のための出入)、第 10 条(警察装備の使用等)、第 10 条の 2(警察装具の使用)、第 10 条の 3(噴射器等の使用)、第 10 条の 4(武器の使用)、第 11 条(使用登録の保管)及び第 12 条(罰則)の規定を準用する。

2 前項の規定により「警察官職務執行法」を準用するに当たっては、次の各号による。

- 一 「警察官」は「自治警察公務員」に読み替える。
- 二 同法第 3 条第 2 項前段中「警察署、地区隊、派出所又は出張所(以下「警察官署」というものとし、地方海洋警察官署を含む。)」は「警察署、地区隊、派出所、出張所又は自治警察団事務所」に読み替え、同条第 6 項中「警察官署」は「警察署、地区隊、派出所、出張所又は自治警察団事務所」に読み替え、同法第 4 条第 1 項、第 3 項及び第 7 項中「警察官署」は、それぞれ「自治警察団事務所」に読み替え、同法第 4 条第 5 項及び第 6 項中「所属警察署長又は地方海洋警察官署の長」は、それぞれ「道知事」に読み替える。

**第 116 条(武器及び装備の使用)** 前条の規定により準用される「警察官職務執行法」第 10 条の 4 の規定にかかわらず、武器を携帯及び使用することができる自治警察公務員は、道知事の申請により済州自治道地方警察庁長の承認を得た者に限る。

2 自治警察公務員が武器を使用したときには、武器の使用者、使用日時、場所、対象及び経緯を所属自治警察団長又は自治警察隊長を経由して、直ちに、済州自治道地方警察庁長又は警察署長に通報しなければならない。

3 自治警察公務員が使用する警察装備には表示を付着するものとし、国家警察の装備と区別することができるようにしなければならない。

**第 117 条(犯罪の発見時の措置)** 自治警察公務員が職務遂行中に犯罪を発見した場合には、犯罪の内容又は証拠物等を所属自治警察団長又は自治警察隊長を経由して、直ちに、済州自治道地方警察庁長又は警察署長(海洋警察署長を含む。)に通報し、その事務を引き継がなければならない。ただし、第 108 条第四号の職務に属する犯罪並びに「軽犯罪処罰法」第 6 条、「道路交通法」第 163 条及び「自転車利用活性化に関する法律」第 27 条の規定による通告処分の対象となる犯則行為の場合は、この限りでない。

**2** 自治警察公務員が現行犯人を発見し、現場で逮捕した場合には、直ちに、国家警察公務員に引き渡さなければならない。ただし、第 108 条第四号の職務に属する犯罪の現行犯人の場合は、この限りでない。

**3** 前項の規定により自治警察公務員が現行犯人を逮捕する場合には、犯罪事実の要旨、逮捕の理由及び弁護人を選任することができることを知らしめ、弁明する機会を与えなければならない。

**第 118 条(服制)** 自治警察公務員は、道条例で定めるところにより、制服を着用するものとし、国家警察公務員の制服と区別することができるようにしなければならない。

## 第 6 節 警察相互間の関係

**第 119 条(国家警察と自治警察の相互協力)** 国家警察と自治警察は、治安行政の連繋性を確保して、地域特性に相応しい治安サービスを提供するために、自治警察事務の範囲内で必要な情報及び技術を提供する等相互協力しなければならない。

**2** 国家警察と自治警察は、職務遂行のために必要な範囲内で有線・無線の通信網及び施設物を相互利用することができる。

**3** 道知事と済州自治道地方警察庁長は、警察人員及び装備等の効率的な運営のために、警察人員及び装備等の運営状況及び計画を相互通報しなければならない。この場合、通報手続及び方法等に関する事項は道条例で定めるものとし、済州自治道地方警察庁長の意見を聴かななければならない。

**第 120 条(警察統計)** 道知事は、当該管轄区域における取締現況、警察装備保有現況その他の統計資料を済州自治道地方警察庁長に通報しなければならない。

**第 121 条(条例及び規則等の通報)** 道知事は、自治警察の事務及び運営に関する条例又は規則を制定、改正又は廃止するときには、条例案は地方議会から移送された日から 10 日以内に、規則案は公布予定 15 日前に、済州自治道地方警察庁長に全文を添付して通報しなければならない。

## 第 7 節 自治警察に対する支援及び監督

**第 122 条(財政支援)** 国は、済州自治道が自治警察を設置及び運営するのに必要な経費を支援することができる。

**第 123 条(是正命令等)** 安全行政部長官は、自治警察事務に関し、「地方自治法」第 169 条の規定による是正命令をしようとするときには、あらかじめ、警察委員会の意見を聴かななければならない。〈改正 2007. 5. 11、2008. 2. 29、2013. 3. 23〉

**2** 安全行政部長官は、自治警察事務に関する道議会の議決に対して、「地方自治法」第 172 条の規定による再議を要求しようとするときには、あらかじめ、警察委員会の意見を聴かななければならない。〈改正 2007. 5. 11、2008. 2. 29、2013. 3. 23〉

**第 124 条(自治警察事務に対する監査)** 道知事は、第 66 条の規定により監査委員会が自治警察事務に対する監査をするときには、濟州自治道地方警察庁長又は警察署長に参加を要請することができる。

## 第 8 節 自治警察公務員

**第 125 条(階級区分)** 自治警察公務員の階級は、次のとおり区分する。

自治総警  
自治警正  
自治警監  
自治警尉  
自治警視  
自治警長  
自治巡警

**第 126 条(任用権者)** 道知事は、所属自治警察公務員の任命、休職、免職及び懲戒を行う権限を有する。

**第 127 条(自治警察公務員人事委員会の設置)** 次条の規定による自治警察公務員の人事に関する事項を審議及び議決するために、自治警察公務員人事委員会(以下「自治警察人事委員会」という。)を置く。

2 自治警察人事委員会委員長は、次項の規定による委嘱委員の中から互選する。

3 自治警察人事委員会の構成及び運営に関する事項は、「地方公務員法」第 7 条、第 8 条第 2 項、第 9 条(第 1 項中、自治警察人事委員会委員長に関する事項を除く。)、第 10 条、第 10 条の 2、第 10 条の 3 及び第 11 条の規定を準用する。この場合、「人事委員会」は「自治警察人事委員会」に、「地方公務員法」第 7 条第 3 項本文中「当該地方自治体の公務員(国家公務員を含む。)」は「自治警察公務員又は国家警察公務員」に、同項第三号中「公務員(国家公務員を含む。)」は「自治警察公務員又は国家警察公務員」にそれぞれ読み替える。  
<改正 2012. 3. 21>

**第 128 条(自治警察公務員人事委員会の機能)** 自治警察人事委員会は、次の各号の事項を管掌する。

- 一 自治警察公務員充員計画の事前審議
- 二 自治警察公務員各種任用試験の実施
- 三 道知事の要求による自治警察公務員の任用管理基準及び昇進、転任任用基準の事前議決
- 四 自治警察公務員昇進任用の事前審議
- 五 道知事の要求による自治警察公務員の懲戒議決
- 六 道知事が道議会に提出する自治警察公務員の人事に関する条例案及び規則案の事前審議
- 七 自治警察団長の開放型職位の指定及び運営に関する事項
- 八 その他道知事が自治警察公務員の人事に関して付議する事項

**第 129 条(新規任用)** 自治警察公務員の新規任用は、公開競争試験により行う。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、特別任用試験により自治警察公務員を新規任用(以下「特別任用」という。)することができる。

- 一 国家警察公務員をその階級に相応する自治警察公務員として任用する場合

- 二 退職した自治警察公務員又は国家警察公務員を、退職した日から 2 年以内に、退職時に在職した階級又はその階級に相応する階級の自治警察公務員として再任用する場合
- 三 公開競争試験により任用することが不適当な場合に、任用予定職務に関連する資格証所持者を任用する場合
- 四 観光地、環境基礎施設、港湾、自然公園、公共庁舎の警備等に 5 年以上の勤務実績又は研究実績がある者又は専門知識を有する者を任用する場合
- 五 「地方公務員法」第 41 条の 4 の規定により在学中に奨学金を受けて卒業した者を任用する場合
- 六 島嶼、僻地等特殊地域に勤める者を任用する場合
- 七 外国語に通じた者を任用する場合

3 前項の規定による特別任用においては、同一の事由に該当する多数人を対象として制限競争の方法により任用することができる。

4 第 2 項第一号の規定により国家警察公務員を自治警察公務員として任用する場合には、特別任用試験を経ないことができる。

5 第 2 項の規定により特別任用することができる自治警察公務員の階級、任用予定職に関する資格証の区分、勤務実績又は研究実績、転職制限等に関し必要な事項は、道条例で定める。

**第 130 条(国家警察公務員と自治警察公務員の人事交流等)** 警察庁長官と道知事は、自治警察公務員の能力を発展させて、国家警察事務と自治警察事務の連繋性を高めるために、国家警察と自治警察間又は他の地方自治体の自治警察相互間に緊密な人事交流がなされるように努めなければならない。

2 道知事は、前項の規定による人事交流を行うに当たって、毎年、所属自治警察公務員定員の 100 分の 5 の範囲内で国家警察又は所属を異とする自治警察組織に勤務することができるよう、当該任命権者との協議を経て人事交流を行わなければならない。

3 前項の規定による人事交流の基準、方法及び手続等に関し必要な事項は、道条例で定める。この場合、济州自治道地方警察庁長の意見を聴かななければならない。

**第 131 条(昇進)** 自治警察公務員の昇進は、直近下位階級にある自治警察公務員の中から勤務成績、経歴評定その他の能力の実証による。

2 自治警察公務員の昇進は昇進審査による。ただし、自治警正以下階級への昇進に当たっては、道条例で定める比率に従い、昇進試験を平行することができる。

3 道知事は、自治警正以下の自治警察公務員に対しては、道条例で定めるところにより、階級別に昇進対象者名簿を作成しなければならない。

4 自治警察人事委員会は、前項の規定により作成された昇進対象者名簿の先順位者(第 2 項ただし書の規定による昇進試験に合格した昇進候補者を除く。)順に道条例で定める範囲内で昇進候補者を審査及び選抜して、昇進候補者名簿に登載しなければならない。

5 自治警察公務員の昇進に必要な階級別最低勤務年数は大統領令で定める。ただし、階級別最低勤務年数の期間計算に当たっては、休職期間、職位解除期間及び懲戒処分期間を含まない。

6 前項の規定による階級別最低勤務年数の算入に関する事項、昇進の制限その他昇進に関し必要な事項は、道条例で定める。

**第 131 条の 2(勤続昇進)** 前条第 2 項にかかわらず、当該階級に一定期間在職した者に対しては、大統領令で定めるところにより、自治警長、自治警視及び自治警尉に勤続昇進任用することができる。

2 前項により勤続昇進した自治警察公務員が勤務する期間中には、これに該当する職級

の定員が別にあるものとみなし、従前の職級の定員は減縮されたものとみなす。

[本条新設 2007. 8. 3]

**第 132 条(試験実施機関及び受験資格等)** 道知事は、第 128 条第二号の規定にかかわらず、道条例で定めるところにより、各種任用試験の実施業務を警察庁長官又は済州自治道地方警察庁長に委託することができる。

2 前項の規定による各種試験の受験資格、試験方法その他任用試験の実施に関し必要な事項は、道条例で定める。

**第 133 条(教育訓練)** 道知事は、すべての自治警察公務員に均等な教育訓練の機会が付与されるようにしなければならない。

2 道知事は、治安活動に関する専門知識、技術及び活用能力を高めるために、自治警察公務員が所定の教育課程を履修するようにしなければならない。この場合、自治警察公務員の教育訓練を、道条例で定めるところにより、国家警察の教育訓練機関に委託することができる。

3 道知事は、前項後段の規定により自治警察公務員の教育訓練を委託しようとする場合には、翌年度の自治警察公務員教育訓練計画を樹立して、警察庁長官に提出しなければならない。

**第 134 条(職権免職)** 道知事は、自治警察公務員が次の各号のいずれかに該当するときは、職権によりこれを免職させることができる。

一 「地方公務員法」第 62 条第 1 項第三号、第四号、第七号及び第八号のいずれかに該当するとき

二 自治警察公務員として不適合な程度に職務遂行能力又は誠実性が著しく欠如した者であって、道条例で定める事由に該当すると認められるとき

三 性格又は道徳的欠陥により自治警察公務員としての職務を遂行することが困難であると認められる者であって、道条例で定める事由に該当すると認められるとき。

2 道知事は、前項の規定により免職させる場合には、あらかじめ、自治警察人事委員会の意見を聴かなければならない。ただし、前項第二号、第三号及び「地方公務員法」第 62 条第 1 項第七号の規定により免職させる場合には、当該自治警察人事委員会の同意を得なければならない。

**第 135 条(定年)** 自治警察公務員の定年は、60 歳とする。

[全文改正 2011. 5. 23]

**第 136 条(懲戒の手続)** 自治警察公務員の懲戒は、自治警察人事委員会の議決を経て道知事が行う。

2 懲戒要求をした道知事は、自治警察人事委員会の議決が軽いと認めるときには、その処分をする前に当該自治警察人事委員会に再議決を要請することができる。この場合には、所属公務員を代理人として指定することができる。

**第 137 条(「警察公務員法」の準用)** 「警察公務員法」第 7 条、第 9 条、第 10 条、第 13 条、第 14 条、第 16 条、第 18 条、第 19 条、第 21 条及び第 23 条の規定は、自治警察公務員の人事運営に関し、これを準用する。

2 前項の規定により「警察公務員法」を準用するに当たっては、次の各号による。〈改正 2006. 7. 19〉

一 「警察公務員」は「自治警察公務員」に、「自治警察公務員」は「警察公務員」に、「警察庁長官又は海洋警察庁長」は「道知事」に、「警務官」は「自治総警」に、「警



- 正」は「自治警正」に、「警尉」は「自治警尉」に読み替える。
- 二 同法第 10 条第 3 項中「国家公務員法第 68 条」は「地方公務員法」第 60 条」に読み替える。
- 三 同法第 14 条第 1 項第一号中「国家公務員法第 40 条の 4 第 1 項第一号ないし第四号の 1」は「地方公務員法」第 39 条の 3 第 1 項第一号ないし第四号のいずれか」に読み替える。
- 四 同法第 23 条第 1 項中「国家公務員法第 71 条第 1 項第四号」は「地方公務員法」第 63 条第 1 項第四号」に、「同法第 72 条第三号」は「地方公務員法」第 64 条第四号」に読み替える。

## 第 9 節 交通安全及び施設<改正 2011. 5. 23>

**第 138 条(交通安全及び施設等に関する特例)** 「道路交通法」第 10 条第 1 項、第 13 条第 4 項第五号、第 14 条第 1 項、同条第 2 項ただし書、第 18 条第 2 項、第 22 条第 3 項第四号、第 25 条第 2 項ただし書、第 28 条第 1 項、同条第 2 項ただし書、第 31 条第 1 項第五号、同条第 2 項第二号、第 32 条第六号、第 33 条第四号及び第 33 条の 2 の規定による地方警察庁長又は警察署長の権限は、これを道知事の権限とする。<改正 2011. 5. 23>

**2** 「道路交通法」第 70 条の道路管理庁が道知事である場合、道知事は、道路の安全及び円滑な疎通を確保するため必要な措置を講じることができる。<本項新設 2011. 5. 23>

**3** 「道路交通法」第 3 条第 3 項、同条第 4 項、第 12 条第 1 項第二号、同条第 2 項、第 12 条の 2 第 1 項、同条第 2 項、第 35 条第 1 項、同条第 4 項、同条第 5 項及び第 50 条第 4 項で大統領令又は安全行政部令及び教育部・安全行政部・国土交通部の共同部令又は保健福祉部・安全行政部・国土交通部の共同部令で定めることとした事項は、道条例で定めることができる。ただし、同法第 12 条及び第 12 条の 2 による児童保護区域、老人保護区域及び障害者保護区域における速度制限に関する事項を除く。<改正 2011. 5. 23、2013. 3. 23>

**4** 「道路交通法」第 147 条第 1 項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する権限は、地方警察庁長又は警察署長に委託することができない。<改正 2011. 5. 23>

- 一 同法第 3 条第 1 項本文の規定による信号機及び安全標識の設置及び管理に関する権限
- 二 同法第 3 条第 1 項ただし書の規定による有料道路管理者に対する指示権限
- 三 同法第 3 条第 3 項の規定による費用負担命令権限
- 四 同法第 12 条第 1 項の規定による子供保護区域の指定及び管理に関する権限
- 五 同法第 12 条の 2 第 1 項の規定による老人保護区域及び障害者保護区域の指定及び管理に関する権限

**5** 済州自治道地方警察庁長は、警護、警備その他の緊急な業務を遂行するために必要な場合、信号機及び安全標識等交通安全施設をその事由が発生したときからその事由がなくなるときまで運用することができる。<改正 2011. 5. 23>

[題目改正 2011. 5. 23]

**第 139 条(交通施設審議委員会)** 安全で円滑な交通を確保するために道知事所屬下に済州自治道交通施設審議委員会(以下「交通施設審議委員会」という。)を置く。

**2** 交通施設審議委員会は、委員長 1 人を含む 6 人以上 10 人以内の委員により構成するものとし、委員は交通関連分野の公務員及び交通に対する学識及び経験が豊かな者の中から道知事が任命又は委嘱する。この場合、公務員ではない委員は全体委員の過半数にならない。

**3** 前項の規定による委員長は、公務員ではない委員の中から互選する。

**4** 第 1 項の規定による交通施設審議委員会は、次の各号の事項を審議する。この場合、あらかじめ、済州自治道地方警察庁長の意見を聴かななければならない。

- 一 横断歩道の新設及び移転に関する事項
  - 二 信号機の新設及び移転に関する事項
  - 三 中央線の破線左折及びUターンの許容及び廃止に関する事項
  - 四 一方通行路、可変車路の設置及び廃止に関する事項
  - 五 その他道知事又は済州自治道地方警察庁長が交通安全と円滑な疎通のために審議が必要と認める事項
- 5 道知事は、交通施設審議委員会の審議事項を済州自治道地方警察庁長に、遅滞なく、通報しなければならない。済州自治道地方警察庁長は、交通の安全と円滑な疎通を確保するために必要と認めるときには、道知事に必要な措置を要求することができる。
- 6 交通施設審議委員会の構成、運営等に関し必要な事項は、道条例で定める。

## 第 12 章 特別地方行政機関の事務の移管

**第 140 条(移管基準等)** 済州自治道を管轄する「政府組織法」第 3 条の規定による特別地方行政機関（以下「特別地方行政機関」という。）の所管事務を、済州自治道に移譲、委任又は委託（以下「移管」という。）を行うに当たっては、次の各号の事務を優先的に移管しなければならない。

- 一 当該事務が住民の便宜性及び現地性が要求される事務であること
- 二 地域経済発展又は地域住民の生活の質に影響を及ぼす事務であること

2 前項の規定により特別地方行政機関の事務を移管するときは、次の各号の原則に従わなければならない。

- 一 済州自治道の行政上・財政上の状況及び能力を勘案すべきこと
- 二 特別地方行政機関の移管に対する済州自治道の立場を考慮すべきこと
- 三 移管事務に関する一切の事務を同時に移管すべきこと

**第 141 条(優先移譲対象事務)** 従前の済州道に設置されている特別地方行政機関であって、国土管理、中小企業（試験・分析に関する事項を除く。）、海洋水産（海上安全に関する事項を除く。）、報勲（国家有功者等の登録・決定に関する事項を除く。）、環境、労働（「勤労基本法」第 101 条第 1 項の規定による勤労監督官に関する事項を除く。）に関する事務を遂行する特別地方行政機関に対する中央行政機関の権限は、済州自治道に移譲しなければならない。この場合、関係中央行政機関の長は、その権限の移譲に必要な措置を講じなければならない。〈改正 2007. 4. 11〉

**第 142 条(国土管理事務の移管に伴う特例)** 次の各号の規定による国土交通部長官の権限は、これを道知事の権限とする。〈改正 2006. 12. 28、2007. 4. 6、2007. 4. 11、2008. 2. 29、2008. 3. 21、2011. 5. 23、2013. 3. 23〉

- 一 「道路法」による道路のうち、一般国道に関する同法第 4 条、第 23 条第 1 項本文、第 24 条、第 26 条第 1 項、第 27 条、第 29 条、第 31 条ないし第 36 条、第 38 条、第 40 条、第 41 条、第 43 条、第 47 条、第 48 条、第 49 条第 1 項、同条第 2 項、同条第 4 項、第 57 条ないし第 59 条、第 61 条、第 63 条、第 64 条第 2 項、第 74 条ないし第 77 条、第 78 条第 2 項、第 83 条（第 49 条第 3 項の規定に違反した者に対する処分又は措置を除く。）、第 84 条、第 89 条ないし第 91 条及び第 101 条
- 二 「河川法」のうち、国家河川に関する次の各目の権限
  - ア 「河川法」第 5 条第 2 項、第 6 条第 1 項（事業施行者が中央行政機関の長の場合を除く。）、第 6 条第 2 項（事業施行者が中央行政機関の長の場合を除く。）、第 10 条、第 11 条第 1 項、第 4 項、第 12 条、第 14 条、第 15 条、第 24 条第 1 項、第 2 項、第 5 項、第 27 条第 1 項ないし第 3 項、第 5 項本文、第 6 項、第 7 項、第 28 条、第 30 条、第 32 条第 6 項、第 33 条第 1 項第二号（多目的ダムを除く。）、第三号（多目的

ダム及び河口堰を除く。)、第四号、第 36 条、第 47 条、第 48 条、第 61 条第 1 項、第 2 項、第 68 条ないし第 70 条、第 74 条、第 75 条、第 78 条、第 84 条、第 85 条、第 89 条ないし第 91 条、第 98 条第 2 項第六号及び第七号

イ 「河川法」第 25 条の規定による河川整備基本計画の樹立、変更及びその告示

三 「産業立地及び開発に関する法律」第 6 条の規定による産業団地開発計画の樹立の際に国土交通部長官が指定した事業施行者及び同法第 16 条第 1 項第一号、第二号の規定に該当する事業施行者が施行する国家産業開発事業に関する同法第 17 条第 1 項、第 19 条の 2 第 1 項、第 21 条第 2 項、第 26 条第 3 項、第 27 条第 2 項、第 37 条第 1 項、第 2 項、第 5 項、第 47 条第 1 項及び第 48 条

四 「水道法」のうち、次の各目の権限

ア 同法第 17 条第 1 項（浄水施設を除くものとし、地方自治体が設置する広域上水道以外の広域上水道事業に限る。以下、この号において同じ。）、第 48 条（国が設置する工業用水道施設に限る。）及び第 49 条（工業用水道事業のうち施設容量が 1 日 1 万トンを超す事業に限る。以下、この号において同じ。)

イ 同法第 17 条第 1 項及び第 49 条の規定に関する同法 42 条、第 63 条及び第 64 条

ウ 同法第 79 条（ア目及びイ目の規定により移譲された権限に関する聴聞に限る。)

五 「農地法」第 34 条第 1 項（農地を「道路法」の規定による道路（高速道路をのぞく。）に転用するための協議に限る。)

六 「請願警察法」第 5 条及び第 9 条の 3（一般国道上の主要構造の警戒のため配置する請願に限る。)

七 「国家技術資格法」第 16 条第 1 項及び第 17 条（国家技術資格に関する法令により国土交通部長官の所管に属する国家技術資格に限る。)

八 「地域均衡開発及び地方中小企業育成に関する法律」第 17 条第 1 項、同条第 2 項、第 26 条第 1 項、同条第 2 項及び同条第 4 項

**第 143 条(中小企業事務の移管に伴う特例)** 次の各号の規定による中小企業庁長の権限は、これを道知事の権限とする。〈改正 2007. 4. 11、2007. 8. 3、2011. 5. 23〉

一 「中小企業振興に関する法律」第 5 条、第 43 条第 1 項及び第 45 条

一の二 「中小企業製品購買促進及び販売支援に関する法律」第 26 条

二 「小企業及び小商工人支援のための特別措置法」第 10 条の 5 第 1 項及び第 2 項

三 「女性企業支援に関する法律」第 4 条、第 9 条第 3 項、第 4 項及び第 11 条

四 「地域均衡開発及び地方中小企業育成に関する法律」第 49 条

五 「障害者企業活動促進法」第 4 条

**第 144 条(海洋水産事務の移管に伴う特例)** 次の各号による海洋水産長官の権限は、道知事の権限とする。〈改正 2008. 2. 29、2008. 3. 28、2009. 3. 25、2009. 4. 22、2009. 6. 9、2010. 4. 15、2011. 7. 21、2012. 2. 22、2013. 3. 23〉

一 「水産業法」第 54 条第 1 項

二 「公有水面管理法及び埋立に関する法律」第 20 条第 1 項により「港湾法」第 3 条第 1 項第 1 号による貿易港の港湾区域内の公有水面に対する「公有水面管理法」第 5 条、第 6 条、第 8 条ないし第 10 条、第 12 条ないし第 14 条、第 16 条から第 19 条まで及び第 24 条

三 「公有水面の管理及び埋立に関する法律」第 60 条第 1 項により「港湾法」第 3 条第 1 項第一号による貿易港の港湾区域内の公有水面に対する「公有水面の管理及び埋立に関する法律」第 6 条、第 8 条、第 10 条、第 13 条から第 15 条まで、第 17 条から第 21 条まで、第 55 条、第 57 条、第 58 条、第 66 条及び「公有水面の管理及び埋立に関する法律」第 60 条第 2 項により「港湾法」第 3 条第 1 項第一号による貿易港の区域内の公有水面に対する「公有水面の管理及び埋立に関する法律」第 28 条第 1 項第一号、同

項第二号、同条第4項、第33条、第34条、第35条第1項、同条第3項、同条第5項、第36条から第38条まで、第39条第3項、第45条、第48条、第49条、第50条第2項、第51条から第54条まで、第56条から第58条まで

三 削除<2010.4.15>

四 沿岸湿地に関する「湿地保全法」第11条、第12条第1項及び第22条の3

五 「沿岸管理法」第16条第1項本文、第2項ただし書、第3項、第4項第一号、第25条、第27条、第28条第3項、第33条、第35条、第36条及び第39条

六 「新港湾建設促進法」第5条第4項、第13条第1項、第2項、第4項ただし書、第18条第1項(第13条第1項、第2項及び第4項ただし書に関して委譲された権限に対する処分又は命令に限る。)及び第26条

七 「港湾法」第2条第六号、第7条第2項ただし書、第9条、第10条第2項、第3項、第13条第1項、第2項、第4項ただし書、第14条、第16条、第18条、第19条第2項、第25条、第26条第1項、第27条、第28条第1項、第29条、第32条ないし第34条、第36条、第37条、第40条、第51条ないし第54条、第56条、第58条、第62条、第63条(委譲された権限に対する法令違反等の処分又は措置に限る。)、第64条、第67条ないし第71条、第73条(委譲された権限に対する聴聞に限る。)、第74条、第75条、第79条及び第85条。ただし、同法第7条第2項ただし書、第9条、第10条第2項、第3項、第13条第1項、第2項、第4項ただし書、第14条、第16条、第18条、第19条第2項、第53条、第56条及び第71条の場合には、沿岸港に関する権限を含む。

八 「港湾運送事業法」第4条第1項、第5条、第6条ただし書、第7条、第10条、第26条第1項、第27条の6及び第29条の3(委譲された権限に関する聴聞に限る。)。ただし、鑑定事業及び検量事業に関する権限を除く。

九 「水産物品質管理法」第26条第2項、第28条、第46条(第26条第2項に関し委譲された権限による出入等に限る。)、第49条第1項、第50条(第28条に関して委譲された権限に関する聴聞に限る。)及び第56条第1項、第3項(第46条及び第49条第1項に関して委譲された権限による過怠料の賦課及び徴収に限る。)。ただし、同法第26条第2項、第28条、第49条第1項に関する権限は、同法第23条第4項による生産段階における危害要素重点管理基準を履行する施設として同法第25条第1項により登録した施設に関する権限に限る。

十 「漁村・漁港法」第7条第3項から第5項まで、第9条第2項、第3項、第10条第1項第一号、第2項、第12条第2項、第3項、第14条第1項、第15条、第19条第5項(国家漁港に限る。)、第23条(国家漁港に限る。)、第26条第1項ないし第4項(国家漁港に限る。)、第27条第1項、第2項(国家漁港に限る。)、第28条(国家漁港に限る。)、第50条、第51条第1項、第54条、第55条及び第62条

十一 「海洋水産発展基本法」第28条第2項、第3項及び第31条第3項

十二 港湾建設事業及び港湾工事実施計画に関する「産業立地及び開発に関する法律」第17条第1項、第2項、第18条第1項、第2項、第19条の2第1項、第21条第2項、第3項、第27条第2項、第37条第1項、第2項、第4項、第5項、第7項ただし書、第47条第1項及び第48条

十三 「環境影響評価法」第24条、第26条、第27条及び第28条第2項及び第3項。ただし、次の各目の工事に対する権限に限る。

ア 「港湾法」第9条第1項により管理庁が施行する港湾工事

イ 「港湾法」第9条第2項及び第10条第2項により施行許可及び実施計画の承認を得て非管理庁が施行する港湾工事

ウ 「産業立地及び開発に関する法律」第17条及び第18条により実施計画を承認した港湾建設事業に関する産業団地開発事業

2 「港湾運送事業法」第26条の3第1項、第26条の5第1項及び第27条の2第1項に

よる地方海洋港湾庁長の権限は、道知事の権限とする。〈改正 2008. 2. 29〉

[全文改正 2007. 8. 3]

**第 145 条(報勲事務の移管に伴う特例)** 次の各号の規定による国家報勲処長の権限は、これを道知事の権限とする。〈改正 2007. 7. 27、2009. 3. 25、2011. 8. 4〉

- 一 「独立有功者礼遇に関する法律」第 6 条第 1 項から第 3 項まで、第 12 条第 2 項、第 6 項、第 13 条、第 14 条、第 15 条第 4 項(「国家有功者等礼遇及び支援に関する法律」の準用規定中、同法第 26 条及び第 27 条の規定による権限に限る。)、第 16 条第 3 項(「国家有功者等礼遇及び支援に関する法律」の準用規定中、同法第 32 条、第 33 条、第 34 条、第 36 条第 2 項、第 3 項、第 37 条及び第 38 条第 2 項の規定による権限に限る。)、第 18 条第 3 項(「国家有功者等礼遇及び支援に関する法律」の準用規定中、同法第 50 条第 2 項、第 52 条、第 53 条第 2 項、第 3 項、第 56 条、第 58 条ただし書、第 59 条、第 60 条第 1 項、第 61 条第 1 項、第 2 項、第 62 条第 2 項の規定による権限に限る。)、第 19 条ないし第 21 条、第 26 条、第 35 条、第 36 条、第 38 条、第 39 条及び第 45 条
- 二 「国家有功者等礼遇及び支援に関する法律」第 6 条の 2、第 6 条の 5、第 7 条第 2 項、第 8 条、第 9 条第 4 項、第 12 条第 1 項ないし第 3 項、第 14 条第 1 項、第 15 条第 1 項、第 16 条、第 16 条の 2、第 16 条の 3、第 17 条第 1 項ないし第 3 項、第 18 条、第 26 条、第 27 条、第 32 条、第 33 条、第 33 条の 3 第 1 項、第 2 項、第 34 条、第 34 条の 2、第 36 条第 2 項・第 3 項、第 37 条、第 38 条第 1 項、第 2 項、第 50 条第 2 項、第 52 条、第 53 条第 2 項、第 3 項、第 56 条、第 58 条ただし書、第 59 条、第 60 条第 1 項、第 61 条第 1 項、第 2 項、第 62 条第 2 項、第 63 条ないし第 65 条、第 75 条、第 76 条、第 78 条、第 79 条及び第 87 条。この場合、前段の規定中、第 73 条の 2 第 1 項及び第 3 項の規定により準用される事項に関する権限を含む。
- 三 「参戦有功者礼遇に関する法律」第 3 条第 4 項、第 5 条の 2 及び第 6 条
- 四 「5・18 民主有功者礼遇に関する法律」第 17 条、第 18 条、第 23 条、第 24 条、第 24 条の 3 第 1 項、第 2 項、第 25 条、第 26 条、第 28 条第 2 項、第 3 項、第 29 条、第 30 条第 1 項、第 2 項、第 43 条第 2 項、第 45 条、第 46 条第 2 項、第 3 項、第 49 条、第 51 条、第 52 条第 1 項、第 53 条第 1 項、第 2 項、第 54 条第 2 項、第 55 条ないし第 57 条、第 64 条ないし第 66 条、第 67 条及び第 72 条
- 五 「枯葉剤後遺症患者支援等に関する法律」第 7 条第 7 項、第 9 項、第 8 条第 4 項から第 28 条まで
- 六 「除隊軍人支援に関する法律」第 4 条、第 14 条(「国家有功者等礼遇及び支援に関する法律」の準用規定中、同法第 32 条、第 33 条の 2 及び第 36 条の規定による権限に限る。)、第 21 条第 5 項(「国家有功者等礼遇及び支援に関する法律」の準用規定中、第 52 条、第 56 条、第 58 条ただし書、第 60 条第 1 項、第 61 条第 1 項、第 2 項、第 62 条第 2 項の規定による権限に限る。)、第 21 条第 6 項、第 25 条第 3 項及び第 29 条
- 七 「特殊任務遂行者支援及び団体設立に関する法律」第 7 条、第 16 条、第 17 条、第 22 条、第 23 条、第 25 条第 2 項、第 27 条第 2 項、第 3 項、第 28 条ないし第 31 条、第 42 条第 2 項、第 44 条第 1 項、第 45 条第 2 項、第 3 項、第 48 条、第 50 条ただし書、第 51 条第 1 項、第 52 条第 1 項、第 2 項、第 53 条第 2 項、第 77 条ないし第 80 条及び第 84 条
- 八 「報勲基金法」第 12 条

**2** 「枯葉剤後遺症患者支援等に関する法律」第 4 条第 8 項で大統領令で定めることとしている事項は、道条例で定めることができる。

[全文改正 2011. 5. 23]

**第 146 条(環境事務の移管に伴う特例)** 次の各号の規定による環境部長官の権限は、これを道知事の権限とする。〈改正 2007. 4. 11、2007. 5. 17、2009. 3. 25、2011. 5. 23、2011. 7. 28〉

- 一 「廃棄物管理法」第39条。ただし、次の各目に該当する者に対する権限に限る。
    - ア 指定廃棄物を排出する事業者(環境部令で定める量以上の物に限る。)
    - イ 感染性廃棄物を排出する総合病院
    - ウ 指定廃棄物処理業の許可を受けた者
    - エ 指定廃棄物処理施設設置承認を得た者又は申告をした者
  - 二 「水質及び水生生態系保全に関する法律」第68条(第1項第二号の規定に該当する者に限る。)
  - 三 「下水道法」第25条第2項(公共下水道処理施設及び糞尿処理施設に限る。)
  - 四 「水道法」第66条(浄水場に限る。)
  - 五 「野生生物保護及び管理に関する法律」第43条第3項
- 2 道知事が第1項第五号により野生生物の種類及び生息密度等に関する調査をした場合、その結果を環境部長官に報告しなければならない。〈本項新設 2011.5.23〉

**第147条(労働事務の移管に伴う特例)** 「雇用政策基本法」第11条及び「職業安定法」第2条の2第一号の規定にかかわらず、道知事所属下に職業紹介、職業指導等職業安定業務を遂行する職業安定機関を設置して運営する。〈改正 2009.10.9、2011.5.23〉

2 道知事は、「職業安定法」第4条の4の規定にかかわらず、前項の規定による職業安定機関に職業紹介、職業指導及び雇用情報の提供等の業務を担当する公務員でない職業カウンセラーを配置することができる。この場合、その職業カウンセラーの配置基準その他必要な事項は道条例で定める。

3 「公認労務士法」第20条第5項にかかわらず、雇用労働部長官のほか、道知事も懲戒議決要求をすることができる。〈本項新設 2011.5.23〉

4 次の各号の規定による雇用労働部長官の権限は、これを道知事の権限とする。〈改正 2007.4.11、2007.5.25、2007.8.3、2007.12.14、2009.3.25、2010.5.31、2010.6.4、2011.5.23、2011.6.7〉

- 一 「雇用上の年齢差別禁止及び高齢者雇用の促進に関する法律」第7条第1項、同条第2項、第8条第1項から第3項まで、第9条第4項、第11条第1項、同条第2項第四号、同条第3項、同条第4項、第11条の2第1項、第11条の3第1項、同条第2項、第11条の4第1項、第13条第1項から第3項まで、第14条第2項、第17条第1項、同条第2項、第18条、第20条第1項、同条第2項、第21条の2、第22条、第23条第1項、同条第2項、同条第3項、同条第5項及び第24条第3項(委譲された権限に限る。)
- 二 「公認労務士法」第5条、第9条、第19条及び第29条
- 三 「勤労者職業能力開発法」第16条第1項ないし第5項、第20条ないし第22条、第24条ないし第26条、第28条、第31条、第33条第2項、第35条、第40条、第42条、第47条第一号、第三号、第五号及び第48条
- 四 「労働組合及び労働関係調整法」第10条第1項、第12条、第13条、第18条第3項、第4項、第21条、第27条、第28条第1項第四号、第2項、第31条第2項、第3項、第36条、第40条第1項第三号、第42条第3項、第4項、第46条第2項及び第96条。ただし、労働組合の主たる事務所の所在地が済州自治道の場合に限るものとし、連合団体である労働組合及び全国規模の産業別単位労働組合に対する権限を除く。
- 五 「外国人労働者の雇用等に関する法律」第17条第1項、第19条、第20条、第26条及び第32条
- 六 「障害者雇用促進及び職業再活法」第29条及び第86条
- 七 「産業災害補償保険法」第92条第2項及び第129条
- 八 「雇用保険及び産業災害補償保険の保険料徴収等に関する法律」第28条第1項、第29条及び第50条
- 九 「国家技術資格法」第16条第1項及び第17条(国家技術資格に関する法令により雇

用労働部長官の所管に属する国家技術資格に限る。)

十 「社会的企業育成法」第7条第1項、第8条第2項、第10条、第14条、第17条、第18条及び第21条第3項

十一 「雇用保険法」第15条(元請負人から提出された資料の受理に関する権限を含む。)、第16条、第17条、第20条(中小企業労働時間短縮支援金、交代制転換支援金、中小企業雇用環境改善に対する支援(中小企業雇用環境改善計画の適正性、投資金額の算定及び改善計画の履行確認業務は除く。)、中小企業専門人材活用奨励金及び中小企業新規業種進出支援金に関する事業に限る。)、第21条ないし第23条、第24条(建設労働者雇用安定支援金の支援に関する権限に限る。)、第25条(就業支援事業に対する支援に限る。)、第26条(職場保育施設の運営費用の支援、大学就業支援事業及び専門系高等学校就業支援事業に限る。)、第27条、第29条(勤労者受講支援金及び勤労者能力開発カードによる受講支援事業に限る。)、第31条(中小企業コンソーシアム事業及び優先選定職種訓練事業の指導及び監督に限る。)、第33条(雇用情報の提供及び雇用支援基盤の構築等に関する権限に限る。ただし、雇用安定、職業能力開発に関する基盤の構築、専門人材の配置事業、雇用情報の収集、分析及び職業安定機関への提供、職業、訓練相談等職業指導に関する技法の研究、開発及び普及、雇用情報の提供、職業指導、職業紹介の評価及び支援、雇用保険事業に係るネットワーク運営は除く。)、第35条、第53条、第70条、第75条、第108条(委譲された権限の事務処理のために必要な場合に限る。)、第109条(委譲された事務処理のために必要な場合に限る。)、第110条(委譲された事務処理のために必要な場合に限る。)、第112条第1項及び第117条(委譲された権限に関する過怠料の賦課及び徴収に限る。)

5 次の各号の規定による職業安定機関の長の権限は、これを道知事の権限とする。〈改正2007.5.11、2007.8.3、2011.5.23〉

一 「雇用保険法」第43条第1項、第2項、第44条、第47条、第51条第1項、第2項、第52条第1項、第56条第2項、第57条第2項、第58条、第59条、第60条第1項ないし第3項、第61条、第62条第1項、第3項、第63条、第64条、第65条第1項、第2項、第66条第1項、第67条第1項、第68条、第69条、第72条ないし第74条、第77条、第93条第3項、第97条第2項、第98条、第103条及び第111条

二 「職業安定法」第8条、第9条、第10条、第14条、第15条、第18条(国外無料職業紹介事業に限る。)、第19条(国外無料職業紹介事業に限る。)、第23条、第30条、第33条、第35条、第36条、第37条(国内無料・有料職業紹介事業の閉鎖措置を除く。)、第41条及び第49条(国内無料・有料職業紹介事業者に対する過怠料の賦課及び徴収を除く。)

三 削除〈2011.5.23〉

四 「外国人労働者の雇用等に関する法律」第6条第2項、第8条、第12条第4項及び第25条

6 次の各号で大統領令又は雇用労働部令で定めることとしている事項は、道条例で定めることができる。〈本項新設2011.5.23〉

一 「雇用上の年齢差別禁止及び高齢者雇用促進に関する法律」第11条の4第2項

二 「勤労者職業能力開発法」第18条第3項及び第63条第2項(道知事の権限に関する過怠料の賦課及び徴収に限る。)

三 「社会的企業育成法」第10条第2項

四 「職業安定法」第4条の4第2項及び第45条の3第2項

**第148条(济州地方労働委員会の移管に伴う特例)** 「労働委員会法」第2条第2項及び第4条第2項の規定にかかわらず、同法第3条第2項、第4項及び第5項の規定による事件を管掌する地方労働委員会を道知事所屬下に置く。この場合、道知事は、地方労働委員会の予算、人事、教育訓練その他の行政事務を総括し、所屬公務員を指揮及び監督する。

- 2 前項の規定による地方労働委員会の名称及び位置は道条例で定める。
- 3 第 1 項の規定による地方労働委員会の事務を処理するために事務局を置くものとし、事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、道条例で定める。
- 4 「労働委員会法」第 6 条第 3 項及び第 4 項にかかわらず、地方労働委員会の勤労者委員、使用者委員及び公益委員は道知事が委嘱するものとし、勤労者委員は労働組合が推薦した者の中から、使用者委員は使用者団体が推薦した者の中から地方労働委員会委員長の提案により委嘱するものとし、公益委員は地方労働委員会委員長、労働組合及び使用者団体がそれぞれ推薦した者の中から労働組合と使用者団体が順に排除して残った者を委嘱対象公益委員とし、その委嘱対象公益委員の中から地方労働委員会委員長の提案により委嘱するものとし、同法第 9 条第 2 項の規定にかかわらず、第 1 項の規定による地方労働委員会の委員長は、中央労働委員会委員長の推薦により道知事が任命する。〈改正 2007. 8. 3〉
- 5 「労働委員会法」第 11 条第 1 項の規定にかかわらず、第 1 項の規定による地方労働委員会の常任委員は、同法第 8 条の規定による公益委員の資格を有する者の中から中央労働委員会委員長の推薦により道知事が任命する。
- 6 「労働委員会法」第 14 条の 3 第 3 項による中央労働委員会委員長の権限は、地方労働委員会委員長の権限とする。〈本項新設 2011. 5. 23〉
- 7 第 1 項の規定により道知事所属下に置く地方労働委員会に関しては、この法に規定する事項を除き、「労働委員会法」及び労働関係法令の関連規定を準用する。〈繰下げ 2011. 5. 23〉

**第 149 条(事務の移管に伴う措置)** 特別地方行政機関の事務の移管に伴い、身分が転換される当該公務員を地方職公務員として任用するに当たっては、「地方公務員法」第 27 条第 2 項第七号及び同条第 6 項の規定にかかわらず、従前の職級に相当する職級として任用しなければならない。

2 濟州自治道は、前項の規定により所属した公務員に対し、行政的・財政的支援及び生活環境の改善等に関する支援を行うことができる。

3 第 141 条ないし前条の規定により事務が移譲される特別地方行政機関の所管中央行政機関の長及び関係中央行政機関の長は、濟州自治道がその移譲を受けた事務を円滑に遂行することができるよう、人員の配置等、行政上・財政上の支援を行わなければならない。

4 中央行政機関の長は、前項の規定により財政支援を行うに当たっては、その方法及び規模に関し、次の各号の事項が含まれた支援計画を作成し、支援委員会の審議を受けなければならない。この場合、支援委員会は、あらかじめ、道知事の意見を聴かなければならない。

- 一 移管の範囲及び内容並びに移管される単位事務別の処理手続に関する事項
- 二 移管事務の最近 3 年間の財源別・単位事務別の所要費用に関する事項
- 三 財政支援の規模、方法、時期及びその費用の調達方法に関する事項
- 四 その他財政支援に関する事項

**第 150 条(優先移譲対象事務以外の特別地方行政機関の事務の移管)** 道知事は、第 141 条ないし第 148 条の規定による優先移譲対象事務以外の特別地方行政機関の事務が濟州自治道により遂行されることが効率的であると認める場合には、特別地方行政機関の所管事務の濟州自治道移管に関し審議を行うよう、支援委員会に要請することができる。

2 支援委員会は、前項の規定により要請を受けた特別地方行政機関の所管事務の移管に関し、関係中央行政機関の意見を聴いた後、支援委員会の審議を経て、その内容を公告しなければならない。

**第 151 条(特別地方行政機関の設置の禁止)** この法施行後は、濟州自治道に、特別地方行政機関を新たに設置することはできない。



2 中央行政機関の長は、前項の規定にかかわらず、中央行政機関の事務を遂行することが必要な場合には、道知事に協議して、特別地方行政機関を置くことができる。

3 前項の規定により道知事が中央行政機関の長に協議するときは、あらかじめ、道議会の同意を得なければならない。

## 第13章 国際自由都市の環境造成

### 第1節 総則

**第152条(社会協定)** 道知事は、自律と合意により政策の基本方向を決定して、社会問題を解決するため、分野別に社会協定（訳注：原文は「社会協約」）が締結されるよう、支援しなければならない。

2 道知事は、前項の規定による分野別の社会協定の締結に関する次の各号の事項に対する意見を聴くため、道条例で定めるところにより、社会協定委員会を構成して運営する。

一 職能別の社会協定の締結に関する事項

二 住民の権益増進と社会的葛藤の解決のための事項

三 その他道知事又は社会協定委員会の委員長が必要と認めて付議する事項

3 社会協定の締結においては、予算が伴う事案又は住民に対する権利の制限及び義務の賦課に関する事案については、道知事の意見を聴取しなければならない。

**第153条(海外協力)** 济州自治道は、外国の地方自治団体と経済、文化、教育、科学、技術、体育、環境、観光等の分野において相互協力及び交流を行うことができる。

**第154条(国家公企業の協力)** 道知事は、济州自治道所在国家公企業に対し、業務協力を要請することができる。この場合、国家公企業は、特別な事由がない限り、協力しなければならない。

2 道知事は、前項の規定による国家公企業との業務協力のため、分野別の発展協議会を構成して運営することができる。

3 第1項及び前項の規定による国家公企業の範囲及び協力に関する事項及び発展協議会の構成及び運営に関する事項は、大統領令で定める。

**第155条(世界平和の島の指定)** 国は、世界平和に寄与して、朝鮮半島の安定と平和を定着させるため、济州自治道の世界平和の島として指定することができる。

2 国及び济州自治道は、前項の規定による世界平和の島の機能及び役割を遂行するため、必要な次の各号の事項を施行することができる。〈改正 2011. 5. 23〉

一 国際平和及び協力関連組織の誘致

二 国際協力に関する研究所の設立

三 国際平和及び協力に関する国際会議の誘致

四 南北交流及び協力に関する事業

五 平和理念の普及のための記念事業

六 その他国際協力のための事業

3 「国有財産法」にかかわらず、国家は、第2項第五号による記念事業のために必要な場合、第155条の2による民軍複合型観光美港が新設される西帰浦市管轄区域の国有財産の一部を济州自治道知事と協議して、無償又は代替財産提供の条件で济州自治道に譲与することができる。〈本項新設 2011. 5. 23〉

4 国は、第2項の規定による事業施行のため必要な行政的・財政的支援を行わなければならない。〈繰下げ 2011. 5. 23〉

5 第1項ないし前項の規定による世界平和の島指定、事業の施行、行政的・財政的支援

等に関し必要な事項は、大統領令で定める。〈繰下げ 2011. 5. 23〉

**第 155 条の 2(民軍複合型観光美港に関する地域発展計画の樹立)** 安全行政部長官は、民軍複合型観光美港（済州自治道西帰浦市に新設する海軍基地及びクルーズ港附帯施設をいう。）設置地域の発展を促進して、住民生活を増進するための発展計画（以下「地域発展計画」という。）を樹立しなければならない。〈改正 2013. 3. 23〉

**2** 地域発展計画には、次の各号の事項が含まなければならない。

- 一 地域発展のための事業（以下「地域発展事業」という。）を促進するための基本施策に関する事項
- 二 地域発展事業の適用地域の範囲
- 三 地域社会開発及び生活環境に関する事項
- 四 地域産業の振興に関する事項
- 五 環境保全に関する事項
- 六 地域発展事業等に必要の投資財源に関する事項
- 七 年次別及び事業別投資計画に関する事項
- 八 その他地域発展のために必要と認められる事項

**3** 安全行政部長官は、地域発展計画を樹立又は変更する場合、関係中央行政機関の長及び道知事との協議を経なければならない。〈改正 2013. 3. 23〉

**4** 国家及び済州自治道は、地域発展計画による地域発展事業の効率的推進のために、予算の範囲内で、地域発展事業を施行する者に対し資金の補助、融資又は斡旋等必要な措置を講じなければならない。

**5** 国家及び済州自治道は、地域発展事業を施行する者に対し行政的・財政的支援等を行うことにより、地域発展事業が円滑に執行されるように努力しなければならない。

[本条新設 2011. 5. 23]

## 第 2 節 外国人の自由往来及び意思疎通の促進等

**第 156 条(外国人の入国・在留に関する特例)** 「出入国管理法」第 10 条の規定による滞留資格のうち観光、通過等の目的で済州自治道に滞留するため、済州自治道の空港又は港湾に入国する外国人は、法務部長官が定めて告示する国家の国民を除いては、「出入国管理法」第 7 条第 1 項の規定にかかわらず、査証なしに入国することができる。〈改正 2011. 5. 23〉

**2** 済州自治道で外国人投資企業（「外国人投資促進法」第 2 条第 1 項第一号及び第六号による外国人及び外国人投資企業をいう。以下同じ。）に従事しようとする外国人に対し「出入国管理法」第 8 条による査証の発行に関し関係中央行政機関の長の推薦書発行が必要な場合、道知事の推薦書をもって代えることができ、その他道知事の推薦書発行に関し必要な事項は、大統領で定めることができる。〈本項新設 2011. 5. 23〉

**3** 法務部長官は、第 1 項の規定により入国する者の滞留期間を「出入国管理法」第 10 条の規定にかかわらず、別に定めて告示することができる。〈改正 2011. 5. 23〉

[題目改正 2011. 5. 23]

**第 157 条(滞留地域の拡大許可等)** 法務部長官は、前条の規定により入国した者のうち法務部長官が定めて告示する国家の国民が大韓民国中の他の地域に移動しようとする場合には、その他外国人の申請により滞留地域拡大を許可することができる。

**2** 前項の規定による許可を受けた者は、査証なしに大韓民国中の他の地域に滞留することができる。

**3** 法務部長官は、滞留地域拡大許可に関し必要と認めるときには、招請者その他の関係人にその他外国人の身元を保証させることができる。

**4** 法務部長官は、外国人が次の各号のいずれかに該当するときには、第 1 項の規定によ

る滞留地域拡大許可を取り消すことができる。

- 一 身元保証人が保証を撤回したとき又は身元保証人がいなくなったとき
- 二 虚偽その他の不正な方法により許可を受けたことが明らかになったとき
- 三 許可事項を遵守しなかったとき
- 四 事情変更により許可状態をこれ以上維持させることができない重大な事由が発生したとき
- 五 その他この法又は他の法律に違反した程度が重大なとき又は出入国管理公務員の正当な職務命令に違反したとき

**5** 出入国管理公務員又は権限ある公務員は、その職務を遂行するにおいて第 1 項の規定により滞留地域拡大許可を受けなければならない者が大韓民国中の他の地域に移動する場合、空港又は港湾においてその許可の有無を確認することができる。

**6** 第 1 項の規定による許可手続、第 3 項の規定による身元保証手続、第 4 項の規定による許可の取消手続、前項の規定による滞留地域拡大許可の確認手続は、大統領令で定める。

**第 158 条(船舶等の提供の禁止)** 何人も前条第 1 項の規定による滞留地域拡大許可を受けない者を大韓民国中の他の地域に移動させ、又はこれを斡旋してはならない。

**2** 何人も前条第 1 項の規定による滞留地域拡大許可を受けない者を大韓民国中の他の地域に移動させる目的で船舶、航空機その他の交通機関(以下「船舶等」という。)又は旅券を提供してはならない。

**3** 何人も前条第 1 項の規定に違反して大韓民国中の他の地域に移動し、又は移動した者を隠匿若しくは逃避させ、又はこれらの目的に船舶等を提供してはならない。

**第 159 条(運輸業者等の義務)** 済州自治道と大韓民国中の他の地域の間を運航する船舶等の長又は運輸業者は、第 157 条第 1 項の規定により許可を受けた外国人が大韓民国中の他の地域に移動するために船舶等に搭乗しようとする場合、その他外国人に対する滞留地域拡大許可の有無を確認して、その他外国人が許可を受けていない場合には、搭乗を拒否しなければならない。

**2** 船舶等の長又は運輸業者は、第 157 条第 1 項の規定による許可を受けない者が搭乗した事実を知るに至ったときには、その事実を、直ちに、出入国管理事務所長(以下「事務所長」という。)又は出入国管理事務所出張所長(以下「出張所長」という。)に通報しなければならない。

**第 160 条(公務員等の通報義務)** 国又は地方自治体の公務員がその職務を遂行するに当たって第 157 条第 1 項の規定による滞留地域拡大許可を受けずに大韓民国中の他の地域に移動した者又は移動する者を発見したときには、これを遅滞なく、事務所長、出張所長又は外国人保護所長に通報しなければならない。

**第 161 条(「出入国管理法」の適用等)** 「出入国管理法」第 81 条の規定は、第 156 条の規定により入国した外国人の滞留実態調査に関してこれを適用する。

**2** 第 157 条第 1 項の規定による滞留地域拡大許可を受けずに大韓民国中の他の地域に移動した者に対しては、「出入国管理法」第 46 条第 1 項第一号に該当する者の処理及び手続に関する規定を適用する。

**3** 第 158 条の規定に違反した者に対しては、「出入国管理法」第 12 条の 3 の規定に違反した者の処理及び手続に関する規定を準用する。〈改正 2010. 5. 14〉

**4** この法の規定による出入国審査、滞留管理、調査、保護、強制退去等業務処理手続に関しては、この法に特別な規定がない限り、「出入国管理法」の関係規定を準用する。

**5** 法務部長官は、第 157 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項の規定による権限を、大統領令で定めるところにより、事務所長又は出張所長に委任することができる。

**第 162 条(外国語教育の支援)** 国は、濟州自治道の外国語教育支援に努めなければならない。この場合、国際自由都市の特性が反映されるようにしなければならない。

2 国及び濟州自治道は、外国語教育の発展のために必要な場合、高等学校以下各級学校に採用される外国人教員の人件費等に必要となる財政を支援することができる。

**第 163 条(外国語サービスの提供)** 国及び濟州自治道は、外国人投資者等の便宜増進のために、濟州自治道内において外国語で作成された公文書を受理、処理する等外国語サービスを提供しなければならない。

2 前項の規定による外国語サービスの提供範囲及び方法等に関し必要な事項は、大統領令で定める。

**第 164 条(外国放送の再送信)** 濟州自治道を放送区域とする総合有線放送事業者は、「放送法」第 70 条第 1 項の規定にかかわらず、大統領令で定める範囲内で外国放送を再送信するチャンネルの数を構成して運営することができる。

**第 165 条(經常取引に伴う支払)** 濟州自治道内における大統領令で定める規模以下の經常取引に伴う対価は、取引当事者間において「外国為替取引法」第 3 条第 1 項第四号の規定による対外支払手段により直接支払うことができる。

**第 166 条(外国人に対する住宅供給)** 「住宅法」第 2 条第五号の規定による事業主体が民営住宅を建設して供給する場合には、道条例で定める者として無住宅者である外国人(「在外同胞の出入国と法的地位に関する法律」第 2 条第一号の在外同胞を含む。)に対し、その建設量の 100 分の 10 の範囲内で特別供給することができる。ただし、道知事の承認を得た場合には、100 分の 10 を超過して特別供給することができる。

**第 167 条(外国人子女専用子供の家の設置等)** 道知事又は「社会福祉事業法」第 16 条の規定による社会福祉法人は、外国人子女の効果的な保育のため、外国人子供専用子供の家を設置して運営することができ、道知事は、社会福祉法人に対し支援することができる。この場合、その専用子供の家の設置及び運営に関し必要な事項は、道条例で定める。〈改正 2011. 6. 7〉

2 道知事は、第 1 項の規定により外国人子供専用子供の家を利用する児童に対し必要な場合には、保育費用を補助することができる、それによる支給対象及び支給手続等の細部基準は、道条例で定める。〈改正 2011. 6. 7〉

[題名改正 2011. 6. 7]

**第 168 条(外国人投資企業に対する他の法律の適用排除)** 濟州自治道内の外国人投資企業に対しては、「国家有功者等の栄誉及び支援に関する法律」第 33 条の 2、「雇用上の年齢差別禁止及び高齢者雇用促進に関する法律」第 12 条の規定を適用しない。この場合、道知事は、外国人投資企業が国家有功者及び高齢者を採用する場合、道条例で定めるところにより、予算の範囲内で雇用補助金を支援することができる。〈改正 2011. 5. 23〉

### 第 3 節 観光及び郷土文化の振興

**第 169 条(観光産業の育成と振興)** 国は、濟州自治道が自律的に観光政策を施行することができるように関連法令の整備を推進しなければならない。観光振興に関する計画を樹立して事業を施行する場合、濟州自治道の観光振興に関する事項を考慮しなければならない。

2 濟州自治道は、自律と責任に従い地域の観光条件を造成して、観光資源を開発し、観

光産業を育成することにより、国家の観光振興に貢献しなければならない。

**3** 国は、全国規模の観光政策樹立、観光客の安全、消費者保護及び観光標準等に関し必要な場合、濟州自治道に協力を要請することができる。

[全文改正 2009. 3. 25]

**第 170 条(国際会議産業育成のための特例)** 文化体育観光部長官は、国際会議産業を育成及び支援するために、「国際会議産業育成に関する法律」第 14 条にかかわらず、濟州自治道を国際会議都市として指定及び告示することができる。

**2** 道知事は、濟州自治道内の国際会議産業の育成及び振興を通じて国家発展に寄与し、地域経済が向上するように、次の各号の事業に対する行政上及び財政上の支援措置を講じなければならない。

- 一 国際会議産業育成計画の樹立
- 二 国際会議の誘致及び開催支援
- 三 国際会議施設の建設及び運営促進
- 四 国際会議専門人材の養成
- 五 国際会議産業の育成基盤の造成及び拡充
- 六 国際協力の促進
- 七 電子国際会議基盤の拡充
- 八 その他国際会議産業の育成及び振興に必要な事業

**3** 第 2 項の事業を推進するために必要な事項は、道条例で定めることができる。

[全文改正 2009. 3. 25]

**第 171 条(「観光振興法」に関する特例)** 「観光振興法」第 5 条第 1 項、第 8 条第 4 項、第 7 項、第 21 条から第 27 条まで、第 33 条第 1 項、第 35 条から第 40 条まで、第 47 条第 1 項、第 77 条、第 78 条及び第 86 条による文化体育観光部長官の権限は、道知事の権限とする。

**2** 「観光振興法」第 3 条第 1 項第三号、第 2 項、第 4 条第 3 項から第 5 項まで、第 5 条第 1 項から第 5 項まで、第 6 条、第 8 条第 2 項、第 9 条、第 10 条第 1 項、第 3 項、第 11 条、第 12 条、第 13 条、第 15 条第 1 項から第 3 項まで、第 16 条第 5 項、第 17 条第 1 項、第 4 項、第 5 項、第 20 条第 1 項及び同条第 2 項第一号、第二号及び同条第 4 項、第 5 項、第 21 条第 1 項第一号、第二号及び同条第 2 項、第 23 条第 1 項、第 2 項、第 24 条第 1 項、第 25 条第 2 項から第 4 項まで、第 26 条第 1 項、第 2 項、第 28 条第 1 項、第 2 項、第 31 条第 1 項、第 33 条第 1 項、第 3 項、第 34 条第 1 項、第 35 条第 1 項第八号、第 3 項、第 37 条第 2 項、第 38 条第 1 項、第 2 項、第 39 条第 1 項、第 2 項、第 40 条、第 48 条第 2 項、第 52 条第 1 項、第 4 項、第 79 条及び第 80 条第 3 項で大統領令又は文化体育観光部令で定めることとした事項は、道条例で定めることができる。

[全文改正 2009. 3. 25]

**第 171 条の 2(観光宿泊業の等級指定に関する特例)** 「観光振興法」第 19 条第 1 項による文化体育観光部長官の権限は、道知事の権限とする。

**2** 「観光振興法」第 19 条第 2 項で大統領令で定めることとした事項は、道条例で定めることができる。

**3** 観光宿泊業の登録を終えた者は、道条例で定めるところにより、等級申請をすることができる。

[全文改正 2009. 3. 25]

**第 171 条の 3(優秀観光事業者の指定・運営)** 道知事は、濟州自治道の観光事業の品質向上とサービス改善のために優秀観光事業者指定制度を運営することができる。

2 前項による優秀観光事業者の指定及び運営のために必要な事項は、道条例で定めることができる。

[本条新設 2007. 8. 3]

**第 171 条の 4(濟州自治道観光開発計画)** 道知事は、濟州自治道の観光資源を効率的に開発して管理するために、第 222 条第 1 項による総合計画を樹立するときに、次の各号の事項を含む濟州自治道観光開発計画(以下、この条において「観光開発計画」という。)を総合計画の一部として樹立しなければならない。

- 一 観光状況と観光動向に関する事項
- 二 観光需要と供給に関する事項
- 三 観光資源の保護・開発・利用・管理等に関する事項
- 四 観光地及び観光団地の造成・整備・補完等に関する事項
- 五 観光地連携に関する事項
- 六 観光事業の推進に関する事項
- 七 環境保全に関する事項
- 八 その他観光資源の開発と管理のために必要な事項

2 観光開発計画は、「観光振興法」第 49 条第 2 項による圏域別観光開発計画とみなす。

3 観光開発計画の施行に必要な事項は、道条例で定めることができる。

[本条新設 2009. 3. 25]

**第 171 条の 5(観光地等の造成計画等に関する特例)** 「観光振興法」第 55 条、第 56 条及び第 58 条にかかわらず、第 222 条第 1 項第十七号による開発事業によらない観光地及び観光団地造成計画の施行、効力喪失及び承認又は変更承認を受けた場合の許・認可等に関する事項は、第 229 条、第 230 条及び第 235 条を準用する。

[本条新設 2009. 3. 25]

**第 171 条の 6(外国人投資の促進のための「観光振興法」適用の特例)** 道知事は、濟州自治道に対する外国人投資(「外国人投資促進法」第 2 条第 1 項第四号による外国人投資をいう。以下、この項において同じ。)を促進するために、カジノ業の許可を受けようとする者が外国人投資をしようとする場合であって次の各号の要件をすべて備えた場合には、「観光振興法」第 21 条にかかわらず、同法第 5 条第 1 項によるカジノ業(外国人専用のカジノ業に限る。)の許可をすることができる。この場合、道知事は、必要な場合、許可に条件を付し、又は第一号による外国人投資の金額等を考慮して 2 以上のカジノ業許可をすることができる。

- 一 観光事業に投資しようとする外国人投資の金額がアメリカ合衆国貨幣 5 億ドル以上であること
- 二 投資資金が刑の確定判決により「犯罪収益隠匿の規制及び処罰等に関する法律」第 2 条第四号による犯罪収益等に該当しないこと
- 三 投資者の信用状態等が大統領令で定める事項を満たすこと

2 第 1 項によるカジノ業の許可を受けようとする者は、投資計画書等、道条例で定める書類を添付して道知事に許可を申請しなければならない。

3 第 1 項によるカジノ業の許可に関し営業の場所及び開始時期等に関し必要な事項は、道条例で定める。

4 第 1 項によりカジノ業の許可を受けた者は、営業を開始する前までに「観光振興法」第 23 条第 1 項の施設及び器具を備えなければならない。

5 道知事は、第 1 項による許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その許可を取り消さなければならない。

- 一 第 1 項第一号の投資を履行しない場合

二 投資資金が刑の確定判決により「犯罪収益隠匿の規制及び処罰等に関する法律」第2条第四号による犯罪収益等に該当することとなった場合

三 第1項本文後段による許可条件に違反した場合

**6** 第1項による許可を受けた者は、「観光振興法」第11条にかかわらず、カジノ業の運営に必要な施設を他人に経営させることができる。この場合、受託経営者は、「観光振興法」第22条による欠格事由に該当してはならない。

[本条新設 2009. 3. 25]

**第171条の7(観光振興開発基金納付に関する特例)** 「観光振興法」第30条第2項による文化体育観光部長官の権限は、道知事の権限とする。

**2** 「観光振興法」第30条第4項により大統領令で定めることとした事項は、道条例で定めることができる。

**3** 「観光振興法」第30条第1項にかかわらず、カジノ事業者は、総売上高の100分の10の範囲内で定められた比率に該当する金額を、第172条による濟州観光振興基金に納付しなければならない。

[本条新設 2009. 3. 25]

**第172条(観光振興開発基金等に関する特例)** 「観光振興開発基金法」第2条第1項にかかわらず、濟州自治道の観光事業を効率的に発展させて、観光外貨収入の増大に寄与するために、濟州観光振興基金を設置する。

**2** 第1項による濟州観光振興基金は次各好意財源で造成する。

- 一 国又は濟州自治道の出せん金
- 二 第171条の7第3項による納付金
- 三 第3項による出国納付金

**3** 「観光振興開発基金法」第2条第3項にかかわらず、濟州自治道に所在する空港及び港湾を通じて出国する者であって大統領令で定める者は、1万ウォンの範囲内で大統領令で定める金額を濟州観光振興基金に納付しなければならない。

[全文改正 2009. 3. 25]

**第172条の2(濟州観光振興基金の管理)** 濟州観光振興基金は、道知事が管理する。

**2** 民間専門家の雇用等を含む濟州観光振興基金の管理に必要な事項は、道条例で定めることができる。

[本条新設 2009. 3. 25]

**第172条の3(濟州観光振興基金運用計画案の樹立)** 道知事は、毎年、「地方自治体基金管理基本法」により基金運用計画案を樹立しなければならない。

[本条新設 2009. 3. 25]

**第172条の4(「観光振興開発基金法」の準用)** 濟州観光振興基金に関してこの法及び道条例に規定された事項を除き、「観光振興開発基金法」を準用する。この場合、「文化体育観光部長官」は「道知事」に「大統領令」は「道条例」にそれぞれ読み替える。

[本条新設 2009. 3. 25]

**第173条(観光振興関連地方公社の設立)** 濟州自治道は、観光政策の推進及び観光事業の活性化のために、「地方公企業法」による地方公社を設立することができる。

**2** 濟州自治道が第1項による地方公社を設立するときには、「地方公企業法」第49条第3項を適用しない。

[全文改正 2009. 3. 25]

**第 174 条(休養ペンション業の登録等)** 観光客の宿泊、炊事及び自然体験観光に適合した施設を備え、これを当該施設の会員、公有者その他観光客に提供し、又は宿泊等に利用させる業(以下「休養ペンション業」という。)をしようとする者は、道知事に登録しなければならない。登録事項のうち道条例で定める重要な事項を変更しようとする場合もまた同じ。

**2** 休養ペンション業を営もうとする者は、前項の規定による登録をする前に、当該事業に関する事業計画を作成して道知事の承認を受けなければならない。承認を受けた事業計画を変更しようとする場合もまた同じ。

**3** 第 1 項及び前項の規定により休養ペンション業を登録した者又はその事業計画の承認を受けた者は、「観光振興法」第 20 条第 1 項の規定にかかわらず、休養ペンション業の施設について分譲又は会員募集を行うことができる。〈改正 2011. 5. 23〉

**4** 第 1 項の規定による登録及び変更登録の基準、手続、第 2 項の規定による事業計画の承認又は変更承認の基準、手続、前項の規定による分譲及び会員募集基準、被分譲及び会員券の発給等に関しては、道条例で定める。

**5** 休養ペンション業を譲り受けた者又は競売等により休養ペンション業を引き受けた者は、登録、事業計画承認又は申告による権利及び義務を承継する。この場合、休養ペンション業を譲り受けた者又は引き受けた者は、譲り受けた日又は引き受けた日から 1 月以内に道条例で定めるところにより、道知事に届けなければならない。

**6** 第 2 項の規定により休養ペンション業事業計画の承認又は変更承認を得た場合、その事業計画による宿泊施設及びその施設中の利用施設であって、「国土の計画及び利用に関する法律」により指定された用途地域、用途地区中大統領令で定める用途地域・用途地区内の施設に対しては、同法第 76 条第 1 項及び第 5 項第一号を適用しない。

**7** 道知事は休養ペンション業を登録した者又は事業計画の承認を得た者が次の各号のいずれかに該当するときには、登録又は承認を取り消し、又は 6 月以内の期間を定めて事業の停止又は施設若しくは運営の改善を命ずることができる。〈改正 2011. 5. 23〉

一 削除〈2011. 5. 23〉

二 第 2 項の規定により事業計画の承認を得た者が正当な事由なく道条例で定める期間内に休養ペンション業の施設を着工又は竣工しないとき

三 休養ペンション業の経営又は事業計画を推進するに当たって虚偽その他不正な方法を使用したとき又は不当な金品を授受したとき

四 この法又はこの法による命令若しくは処分に違反したとき

**8** 前項の規定による取消、停止処分の詳細的な基準は、その事由と違反の程度を勘案して、道条例で定める。

**9** 道知事は、休養ペンション業を登録した者が第 7 項の規定により登録、承認の取消又は事業の停止命令を受けたにもかかわらず、継続して営業をするときには、当該営業所を閉鎖するための措置を講ずることができる。この場合、営業所の閉鎖に関する方法、手続等に対しては、「観光振興法」第 36 条の規定を準用する。〈改正 2007. 4. 11〉

**第 175 条(水上レジャー産業等の振興)** 道知事は、水上レジャー産業及び水上レジャー活動の振興のために必要な施策を作成して、これを施行しなければならない。

**2** 国は、前項の規定による水上レジャー産業及び水上レジャー活動の振興のために必要な場合、支援を行うことができる。

**第 176 条(遊魚場の指定等)** 道知事は、海洋レジャー活動の活性化のために「水産業法」第 9 条の規定により村漁業又は協同様式漁業の免許を受けた者がその免許を受けた漁業に支障がない範囲内でその漁場の一部について郵魚場の指定を受けようとする申請する場合には、これを指定することができる。この場合、遊魚場での水産動植物の捕獲及び採取方法に対しては、「水産業法」の規定を適用しない。



2 前項の規定による遊魚場の指定基準、遊魚行為、水産動植物の捕獲、採取の方法及び数量、遊魚場の管理及び運営等に関し必要な事項は、道条例で定める。〈改正 2007. 8. 3〉

3 道知事は、第 1 項の規定により遊魚場の指定を受けた者がその遊魚場を前項の規定で定めるところにより運営しないときには、その指定を取り消すことができる。

**第 177 条(濟州自治道旅行者に対する関税及び付加価値税等に関する特例)** 濟州自治道の旅行者が大統領令で定める免税品売り場(以下「指定免税店」という。)で物品を購入して、大韓国内の他の地域に搬出する場合には、「租税特例制限法」、「地方税特例制限法」等で定めるところにより、関税、付加価値税、個別消費税、酒税、教育税、農漁村特別税、タバコ消費税及び地方教育税を免除又は還付することができる。〈改正 2007. 12. 31、2010. 3. 31、2011. 5. 23〉

2 濟州自治道の旅行者が濟州自治道内で購入及び消費する観光関連財貨・サービスに対しては、「租税特例制限法」で定めるところにより、付加価値税額を還付することができる。

〈本項新設 2011. 5. 23〉

[題目改正 2011. 5. 23]

**第 178 条(ゴルフ場入場行為等に対する租税及び付加金の免除)** 濟州自治道内に所在するゴルフ場入場行為に対しては、「租税特例制限法」で定めるところにより、個別消費税、農漁村特別税及び教育税を免除することができる。〈改正 2007. 12. 31〉

2 濟州自治道内に所在するゴルフ場(会員制で運営するゴルフ場をいう。以下、この項において同じ。)に対しては、「国民体育進興法」第 20 条及び第 23 条の規定によりゴルフ場の入場料に賦課される付加金を免除する。〈改正 2007. 4. 11〉

**第 179 条(郷土文化芸術の振興)** 道知事は、住民生活の質的向上と伝統文化芸術を承継して郷土文化を発展させるために、中・長期郷土文化芸術振興計画を樹立して施行しなければならない。

2 前項の規定による郷土文化芸術振興計画には、次の各項の事項を含めなければならない。

- 一 郷土文化芸術振興に関する基本施策及び計画
- 二 伝統文化芸術の伝承及び啓発に関する事項
- 三 郷土文化芸術団体の支援に関する事項
- 四 文化芸術活動及び文化産業育成支援に関する事項
- 五 文化芸術関連施設の拡充及び整備に関する事項
- 六 文化芸術の交流増進及び世界化に関する事項
- 七 その他郷土文化芸術の振興に必要な事項

3 第 1 項及び前項の規定による郷土文化芸術振興計画を樹立しようとする場合には、「文化芸術振興法」第 4 条の規定による地方文化芸術委員会の審議を経なければならない。

4 国又は濟州自治道は、郷土文化の振興事業のために必要と認められる場合には、郷土文化振興事業を行う者に対し、国・公有財産等を出えんし、又は使用若しくは収益させ、又は貸し付けることができる。

**第 179 条の 2(公演物等の新興等に関する特例)** 「公演法」第 5 条第 3 項、第 6 条第 1 項、同条第 2 項、第 7 条第 1 項及び同条第 2 項にかかわらず、映像物等級委員会の権限は、道知事の権限とする。ただし、他の特別市、広域市、道の地域と連携して施行される巡演は、この限りでない。

2 「公演法」第 6 条第 2 項ただし書、同条第 3 項、第 7 条第 1 項第四号及び第 33 条第 2 項で大統領令又は文化体育観光部令で定めることとしている事項のうち道知事の権限に関する事項は、道条例で定めることができる。

3 道知事は、「公演法」第 39 条第 1 項にかかわらず、同項第一号及び第二号の場合に、道条例で定めるところにより、手数料を収受することができる。

[全文改正 20011. 5. 23]

**第 179 条の 3(図書館育成等に関する特例)** 「図書館法」第 5 条第 2 項、第 6 条第 1 項、第 31 条第 1 項前段、第 33 条及び第 40 条第 2 項前段で大統領令で定めることとしている事項のうち道知事の権限に関する事項は、道条例で定めることができる。

[本条新設 2007. 8. 3]

[全文改正 20011. 5. 23]

**第 179 条の 4** 削除<2011. 5. 23>

※訳注：従前の第 179 条の 3 の規定内容が第 179 条の 2 に移行された結果、第 179 条の 4 の規定が第 179 条の 3 に繰り上がったもの。

**第 180 条(郷土文化観光地区の指定等)** 道知事は、郷土文化の発掘、維持、保存及び継承、発展並びに観光振興のために必要な場合、道条例で定めるところにより、郷土文化観光地区を指定して育成することができる。

2 前項の規定により郷土文化観光地区の指定を受けようとする者は、道条例で定めるところにより造成計画を作成して、道知事の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときもまた同じ。

3 道知事は、第 1 項の規定による郷土文化観光地区の開発に必要な経費の一部補助又は地区造成のための道路、用水施設、下水施設、通信及びエネルギー供給施設等基盤施設の支援を行うことができる。

**第 181 条(映像産業振興地区の指定等)** 道知事は、済州自治道の映像産業の発展のために必要な場合、道条例で定めるところにより、映像産業振興地区を指定して育成することができる。

2 前項の規定により映像産業振興地区の指定を受けようとする者は、道条例で定めるところにより造成及び育成計画を作成して、道知事の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときもまた同じ。

3 道知事は、第 1 項の規定による映像産業振興地区の開発に必要な経費の一部補助又は地区造成のための道路、用水施設、下水施設、通信及びエネルギー供給施設等の基盤施設の支援を行うことができる。

4 道知事は、映像産業の発展及び育成のために済州映像委員会を設置することができ、済州映像委員会の構成及び運営に関して必要な事項は、済州映像委員会の定款で定める。

5 国又は済州自治道は映像物を製作しようとする者に対し、国・公有財産を無償で使用させることができる。この場合、済州自治道は行政的支援を提供することができる。

**第 181 条の 2(映画及びビデオ物の振興に関する特例)** 「映画及びビデオ物の振興に関する法律」第 87 条第 3 項による文化体育観光部長官の権限は、道知事の権限とする。

2 「映画及びビデオ物の振興に関する法律」第 26 条第 2 項、第 57 条第 2 項、第 58 条第 1 項本文・第 3 項、第 60 条、第 61 条第 1 項から第 3 項まで、第 62 条第 5 号、第 63 条第 3 項、第 64 条第 1 項・第 2 項、第 67 条第 5 項、第 68 条第 1 項、第 88 条、第 89 条第 2 項及び第 99 条（道知事の権限に関する過怠料の賦課・徴収に限る。）で大統領令又は文化体育観光部令に定めることとした事項は、道条例で定めることができる。

[本条新設 2009. 3. 25]

[全文改正 2011. 5. 23]

## 第4節 国際化教育環境の造成

### 第1款 各級教育機関の設立・運営に関する特例

**第182条(外国教育機関の設立・運営に関する特例)** 外国学校法人（「経済自由区域及び済州国際自由都市の外国教育機関設立・運営に関する特別法」第2条第一号による外国学校法人をいう。以下同じ。）は、外国教育機関（「経済自由区域の指定及び運営に関する特別法」第2条第五号による外国教育機関をいう。以下同じ。）を設立することができる。

2 第1項により外国教育機関を設立する場合、高等学校以下各級学校に該当する外国教育機関の設立は道教育委員長の承認を、外国大学の設立は道知事の承認を受けなければならない。

3 第2項により道教育委員長又は道知事が外国教育機関の設立を承認する場合、それぞれ第5項による委員会の審議及び議決を経なければならない。

4 外国教育機関の設立基準、設立承認手続及びその他設立に関し必要な事項は、道条例で定める。ただし、外国大学の設立基準に関し道条例で定めるときは、あらかじめ、教育部長官に協議とななければならない。〈改正2013.3.23〉

5 道教育監及び道知事は、外国教育機関の設立・運営に関する事項を審議するために、それぞれ所属下に外国教育機関設立運営審議委員会（以下、この条において「委員会」という。）を置く。

6 委員会の機能、構成及び運営に関する事項は、道条例で定める。

7 外国教育機関の設立及び運営に関しこの法で定める事項を除いては「経済自由区域及び済州国際自由都市の外国教育機関設立・運営に関する特別法」を適用する。この場合、「教育部長官」は、高等学校以下各級学校に相応する学校に対しては、「道教育監」に、外国大学に対しては、「道知事」にそれぞれ読み替え、「大統領令」（同法第10条第1項本文の大統領令を除く。）又は「教育部令」は、それぞれ「道条例」に読み替える。〈改正2013.3.23〉

8 国家又は済州自治道は、外国教育機関に対し敷地の買い入れ、施設の建築又は学校の運営に必要な資金を支援し、又は敷地を提供することができる。

9 第1項により設立される外国教育機関であって高等学校以下各級学校に該当する外国教育機関に入学できる内国人の数は、大統領令で定める比率の範囲内で外国教育機関の長が定める。

10 済州自治道が「経済自由区域及び済州国際自由都市の外国教育機関設立・運営に関する特別法」第13条又は第14条により外国学校法人又は外国教育機関を支援した場合には、同法第15条第1項第一号にかかわらず、当該法人又は機関の意思決定機構への参加の有無及び参加方法を道条例で別に定めることができる。

[全文改正2011.5.23]

**第183条(外国大学教育課程の設置等)** 外国大学は（「高等教育法」第2条各号による学校に外国大学教育課程（外国大学が設置して運営する学位課程又は非学位課程をいう。以下、この条において同じ。）を設置して運営することができる。〈改正2011.5.23〉

2 外国大学教育課程の設置及び運営に関しては、「経済自由区域及び済州国際自由都市の外国教育機関設立・運営に関する特別法」の外国教育機関設立及び運営に関する規定を準用する。

**第184条(大学の設立・運営に関する特例)** 「高等教育法」第4条第2項、同条第3項、第5条第1項、同条第2項、第6条第2項、第24条、第27条第2項、第50条の2第2項、第60条第1項、同条第2項、第61条第1項、同条第3項、第62条第1項、同条第2項及び第63条による教育部長官の権限は、道知事の権限とする。ただし、「高等教育法」第3条による国立学校の場合については、教育部長官の権限を道知事に委譲しない。〈本項新設

2011. 5. 23、改正 2013. 3. 23>

**2** 「高等教育法」第 4 条第 1 項、同条第 3 項、第 5 条第 2 項、第 6 条第 2 項、同条第 3 項、第 7 条第 2 項、第 19 条第 1 項、第 20 条第 2 項、第 21 条第 1 項ただし書、第 23 条第 2 項、第 24 条、第 32 条（保健医療定員及び師範系列定員を除く。）、第 35 条第 5 項、第 36 条第 2 項、第 40 条第 2 項、第 40 条の 2 及び第 60 条第 2 項で大統領令又は教育部令で定めることとしている事項は、道条例で定めることができる。ただし、「高等教育法」第 3 条による国立学校に関する事項に対しては、道条例で定めず、同法第 4 条第 1 項の事項を道条例で定める場合、教育部長官と協議しなければならない。〈本項新設 2011. 5. 23、改正 2013. 3. 23〉

**3** 「高等教育法」にかかわらず、済州自治道に学士学位過程及び専門学士学位過程を併せて運営する大学（「高等教育法」第 2 条第一号、第二号及び第四号の規定による大学、産業大学及び専門大学をいう。以下、この条において同じ。）を設立及び運営することができる。〈改正 2011. 5. 23〉

**4** 第 3 項により設立された大学の学士学位過程又は専門学士学位過程の授業年限、学位授与、教科目履修認定、産業体委託教育、専攻深化課程及び編入学に関しては、「高等教育法」第 31 条、第 35 条、第 38 条ないし第 40 条及び第 48 条ないし第 51 条の規定を準用する。〈改正 2011. 5. 23〉

**5** 第 3 項により設立された大学は、「高等教育法」第 21 条第 1 項ただし書の規定にかかわらず、外国大学（専門大学に相応する教育機関を含む。）と教育過程を共同運営し、又は連係して運営することができる。〈改正 2011. 5. 23〉

**6** 削除〈2011. 5. 23〉

**第 184 条の 2(乳児教育に関する特例)** 「乳児教育法」第 13 条第 3 項及び第 19 条第 1 項による教育部長官の権限は、道教育監の権限とする。〈改正 2013. 3. 23〉

**2** 「乳児教育法」第 5 条第 3 項、第 6 条第 2 項、第 8 条第 1 項・第 3 項、第 10 条第 2 項、第 12 条第 3 項、第 16 条第 2 項、第 17 条第 3 項、第 19 条第 2 項、第 23 条第 2 項、第 24 条第 1 項・第 3 項、第 25 条第 1 項ただし書、第 2 項、第 26 条第 1 項から第 3 項まで、第 27 条及び第 30 条第 2 項で大統領令又は教育部令で定めることとしている事項は、道条例で定めることができる。〈改正 2013. 3. 23〉

[本条新設 2011. 5. 23]

**第 184 条の 3(初等・中等教育に関する特例)** 「初等・中等教育法」第 4 条第 1 項、第 13 条第 4 項、第 14 条第 2 項ただし書、第 18 条の 2 第 4 項、第 18 条の 3 第 2 項、第 27 条第 3 項、第 30 条第 2 項（教員配置基準を除く。）、第 31 条第 3 項、第 33 条第 2 項、第 34 条第 1 項、同条第 2 項、第 34 条の 2 第 4 項、第 43 条第 2 項、第 47 条第 2 項、第 60 条第 3 項、第 60 条の 2 第 3 項、第 60 条の 3 第 3 項及び第 63 条第 2 項で大統領令又は教育部令で定めることとしている事項は、道条例で定めることができる。〈改正 2013. 3. 23〉

**2** 「初等・中等教育法」第 43 条及び第 47 条にかかわらず、同法第 60 条の 2 による外国人学校の場合、その入学資格は、道条例で別に定めることができる。

[本条新設 2011. 5. 23]

**第 185 条(外国人期間制教員任用の特例)** 済州自治道に所在する「初・中等教育法」第 2 条の規定による小学校、中学校又は高等学校における外国語教育のために必要な場合、教員の任命権者は、「初・中等教育法」第 21 条、「教育公務員法」第 6 条及び第 32 条第 1 項、「私学法」第 52 条、第 54 条の 4 第 1 項及び第 3 項の規定にかかわらず、道条例で定めるところにより、外国人を期間制教員として任用することができる。

**第 186 条(学校及び教育課程運営の特例)** 済州自治道に所在する国・公・私立の初・中等

学校は、道教育監の指定を受けて、「初・中等教育法」第 8 条、第 19 条第 3 項、第 21 条第 1 項、第 22 条第 2 項、第 23 条第 2 項、第 3 項、第 24 条、第 26 条第 1 項、第 29 条、第 31 条、第 39 条、第 42 条及び第 46 条の規定を適用しない学校又は教育課程(以下「自律学校」という。)を運営することができる。

2 国・公立自律学校の長は、道教育監又は教育長に対し、自律学校の運営に必要な教員の任用又は所属教員の転任猶予を要請することができる。

3 道教育監は、国・公立の自律学校に勤務する教職員に対して、「教育公務員法」第 35 条及び「地方公務員法」第 45 条の規定にかかわらず、特別手当を支給することができる。

4 第 1 項の規定で適用されない事項並びに第 2 項及び前項の規定による自律学校の運営に関し必要な事項は、大統領令で定める。

5 「初・中等教育法」第 2 条の規定による小学校、中学校又は高等学校に相応する自律学校において教育課程の全部を履修した者は、それぞれ、小学校、中学校又は高等学校を卒業した者と同等な学歴があるものとみなす。

6 自律学校の教員及び学生は、自律学校の勤務又は修学により不利益を受けてはならない。

**第 187 条(国際高等学校の設立・運営)** 国、濟州自治道又は学校法人は、国際化された専門人材の養成を目的とする高等学校(以下「国際高等学校」という。)を設立して運営することができる。

2 国際高等学校に対しては、「初・中等教育法」第 9 条、第 19 条、第 19 条の 2、第 21 条、第 23 条、第 24 条、第 26 条、第 29 条、第 31 条及び第 46 条の規定を適用しないことができる。

3 国際高等学校の長は、「初・中等教育法」第 47 条の規定にかかわらず、高等学校課程に修学する能力があると認められる外国人に対し、入学(再入学、転校及び編入学を含む。)を許容することができる。

4 国際高等学校には、「初・中等教育法」第 21 条、「教育公務員法」第 6 条、第 32 条第 1 項、「私学法」第 52 条、第 54 条の 4 第 1 項及び第 3 項の規定にかかわらず、教育課程運営に必要な外国人を期間制教員として任用することができる。

5 第 1 項及び第 3 項の規定による国際高等学校の設立及び運営に関して必要な事項、第 2 項の規定により適用しない事項及び第 4 項の規定による期間制教員の補修等に関しては、「教育公務員法」第 35 条の規定にかかわらず、大統領令で定める。

6 国際高等学校の教員任用及び国際高等学校卒業者の学歴認定等に対しては、第 186 条第 2 項、第 3 項、第 5 項及び第 6 項の規定を準用する。この場合、「自律学校」は「国際高等学校」に読み替える。

**第 188 条(外国人学校の入学資格に関する特例)** 削除<2011. 5. 23>

※訳注：第 184 条の 3 に移行

**第 189 条(教育財政支援に関する特例)** 国は、国際自由都市造成に関連する教育目的の達成のために必要と認める場合には、濟州自治道に対して第 101 条の規定により交付する普通交付金のほかに、「地方教育財政交付金法」による地方教育財政交付金を大統領令で定めるところにより特別支援することができる。

2 濟州自治道は、「地方教育財政交付金法」第 11 条の規定にかかわらず、高等学校以下の各級学校及び高等教育機関に対して、敷地の買入、施設の建築又は学校の運営に必要な資金を支援することができる。

## 第2款 英語教育都市の造成<新設 2009. 3. 25>

**第189条の2(英語教育都市の指定等)** 国又は濟州自治道は、濟州自治道の一定地域を国際的な教育環境造成を目的とする教育都市(以下「英語教育都市」という。)として指定することができる。

2 英語教育都市の開発に関しては、「都市開発法」第3条から第10条までの規定による都市開発区域の指定手続による。

[本条新設 2009. 3. 25]

**第189条の3(公有財産の無償譲与等)** 濟州自治道は、「公有財産及び物品管理法」にかかわらず、英語教育都市内の公有財産等を「都市開発法」第11条による事業施行者に対し無償又は時価以下で譲与、貸付、使用又は収益(以下、この条で「無償譲与等」という。)させることができる。

2 事業施行者は、第1項により無償譲与等を受けた公有財産等を売却又は分譲するときには、あらかじめ、道知事と協議しなければならない。

3 道知事は、第1項により公有財産等を無償譲与等する場合、事業施行者が譲与目的に適合して使用するように必要な措置を講じなければならない。

[本条新設 2009. 3. 25]

**第189条の4(国際学校設立等)** 英語教育都市に国民の外国語能力向上及び国際化された専門人材養成を目的とする学校(以下「国際学校」という。)を設立して運営することができる。

2 国際学校は、幼稚園、初等学校、中学校及び高等学校の課程とするものとし、必要な場合、学校間の相互併設又は統合・運営することができる。<改正 2011. 5. 23>

[本条新設 2009. 3. 25]

**第189条の5(他の法律との関係)** この法により設立される国際学校は、この法で別に定める場合を除き、「幼児教育法」、「初等・中等教育法」及び「私立学校法」を適用しない。<改正 2011. 5. 23>

[本条新設 2009. 3. 25]

**第189条の6(国際学校の設立資格)** 英語教育都市で国際学校を設立して運営することができる者は、次の各号のとおりとする。

一 国又は濟州自治道

二 この法、他の法令又は外国の法令(この法又は他の法令に相当する外国の法令をいう。

以下、この款において同じ。)により設立された法人であって道条例で定める法人

[本条新設 2009. 3. 25]

**第189条の7(設立承認等)** 第189条の6第一号の者が国際学校を設立して運営しようとする場合には、施設、設備等、道条例で定める要件を備えて、あらかじめ、道教育監と協議しなければならない。

2 第189条の6第二号の者が国際学校を設立して運営しようとする場合には、施設、設備等、道条例で定める要件を備えて、あらかじめ、道教育監の承認を受けなければならない。ただし、道教育監は営利を目的とする法人が国際学校設立を申請する場合、教育部長官の同意を受けて承認しなければならない。<改正 2013. 3. 23>

3 国際学校を設立して運営しようとする者は、第1項又は第2項により協議又は承認を申請する場合、申請書に国際学校の名称、設立目的、学士運営計画等、道条例で定める事項を記載した書類を添付して、道教育監に提出しなければならない。

4 国際学校の設立及び運営者は、第 1 項又は第 2 項による協議又は承認事項のうち道条例で定める主要事項は、第 1 項又は第 2 項に従い変更しなければならない。

5 第 1 項から第 4 項までに規定する事項のほか国際学校の設立協議又は承認及びその変更に必要な事項は道条例で定める。

[本条新設 2009. 3. 25]

**第 189 条の 8(委託運営等)** 第 189 条の 7 第 2 項により国際学校設立承認を受けた法人(以下「国際学校法人」という。)は、道教育監の承認を受けて、国際学校の運営を第 189 条の 6 第二号による法人に委託することができる。

2 第 189 条の 6 第一号の者は、設立した国際学校の運営を道教育監と協議して第 189 条の 6 第二号による法人に委託することができる。この場合、委託を受けて運営される国際学校は国際学校法人により設立された学校とみなす。

3 第 1 項及び第 2 項による国際学校の委託運営に必要な事項は道条例で定める。

[本条新設 2009. 3. 25]

**第 189 条の 9(国際学校の運営等)** 国際学校の設立目的を達成することができるように学校運営の自律性を最大限保障しなければならない。

2 国際学校の教育課程に関する事項は、国際学校の長が定めるものとし、国語教科及び大統領令で定める社会教科の教育課程は、教育部長官が定めるところによる。この場合、第 5 項により入学する外国人に対しては、国語教科及び社会教科の教育課程に関する規定を適用しないことができる。〈改正 2013. 3. 23〉

3 国際学校の長は、大統領令で定めるところにより、学校運営に必要な次の各号の事項を定めることができる。

- 一 学年度、学期、授業日数、学級編成等授業に関する事項
- 二 学年制、授業年限等に関する事項
- 三 国際学校の教科用図書使用に関する事項
- 四 学校運営委員会構成及び運営に関する事項
- 五 入学資格、入学方法及び手続等に関する事項

4 国際学校の学校規則制定に関する事項、在学中の学生及び学校の評価、評価の方法及び評価結果の公開に関する事項、授業料その他の納付金徴収に関する事項は、道条例で定める。ただし、幼稚園、小学校、中学校過程である国・公立国際学校の授業料に関する事項は、「幼児教育法」及び「初等・中等教育法」による。〈改正 2011. 5. 23〉

5 国際学校の長は、小学校、中学校又は高等学校過程を修学する能力があると認められる外国人に当該学校過程に入学(再入学、転校及び編入を含む。)することを許容することができる。

6 国際学校卒業者の学歴認定に対しては、第 186 条第 5 項及び第 6 項を準用する。この場合、「自律学校」は「国際学校」とみなす。

[本条新設 2009. 3. 25]

**第 189 条の 10(「初等・中等教育法」の適用)** 国際学校に通う学生の懲戒、学校生活記録、学生関連資料の提供に関しては、「幼児教育法」第 14 条、「初等・中等教育法」第 18 条、第 25 条第 1 項及び第 30 条の 6 を適用する。ただし、学生生活記録の具体的な作成及びその方法に関しては、道条例で定めることができる。〈改正 2011. 5. 23〉

2 道教育監は、必要な場合、「幼児教育法」第 31 条及び「初等・中等教育法」第 64 条により休業及び休校命令ができる。〈改正 2011. 5. 23〉

[本条新設 2009. 3. 25]

**第 189 条の 11(教員任用等)** 国際学校に置く教員の資格、教職員の定員及び配置基準等に

関しては大統領令で定める。

**2** 国際学校法人(外国の法令により設立された法人を除く。)により設立して運営される国際学校に置く教員及び職員の任免、服務、身分保障、社会保障等に関しては、「私立学校法」第54条、第54条の2、第56条から第58条まで、第58条の2、第59条、第60条、第60条の2、第61条から第64条まで、第64条の2、第65条、第66条、第66条の2及び第70条の2を準用する。ただし、同法第54条の4による期間制教員に対しては同法第56条、第58条第2項、第58条の2、第59条、第61条から第64条まで、第64条の2、第65条、第66条及び第66条の2を適用しない。

**3** 国際学校は、道条例で定めるところにより、教育課程運営に必要な外国人を教員として任用することができる。

**4** 第3項による国・公立国際学校の外国人教員の補修のうち「教育公務員法」第35条各号の事項は道条例で別に定めることができる。

**5** 国・公立国際学校の教員任用及び教職員等については、第186条第2項及び第3項を準用する。この場合、「自律学校」は「国際学校」とみなす。

[本条新設 2009. 3. 25]

**第189条の12(会計処理等)** 国際学校の会計は、学校に属する会計と法人の業務に属する会計に区分して処理する。

**2** 第1項による学校に属する会計は、道教育監が定める会計基準に従い処理して、法人の業務に属する会計の処理はその法人の設立根拠となる法令による。

**3** 国際学校の学校に属する会計の剰余金は、学校設立目的のために使用しなければならない。

**4** 国際学校法人の機関、解散及び合併に関しては、その法人の設立根拠となる法令による。ただし、営利を目的としない国際学校法人に対しては、「私立学校法」第20条の2、第20条の3、第23条、第24条、第25条、第25条の2及び第25条の3を準用する。

[本条新設 2009. 3. 25]

**第189条の13(国際学校の設置登記等)** 国際学校法人は、設立承認を受けた国際学校に対して道条例で定めるところにより設立承認日から3週間以内に「民法」第50条による法人の分社事務所設置と同一の登記をしなければならない。

**2** 国際学校は第1項により設置登記をすることにより成立する。

[本条新設 2009. 3. 25]

**第189条の14(外国教育機関設立・運営に関する特別法の準用)** 国際学校の指導、監督、財政支援及びこれによる措置、国際学校の閉鎖承認等に関しては、「経済自由区域及び済州国際自由都市の外国教育機関設立・運営に関する特別法」第9条及び第14条から第20条までの規定を準用する。この場合、「外国学校法人」は「国際学校法人」に、「外国教育機関」は「国際学校」に、「外国教育機関の長」は「国際学校の長」に、「教育部長官」は「道教育監」に、「大統領令」は「道条例」に、「学科」は「学校」に、それぞれ読み替える。〈改正 2013. 3. 23〉

[本条新設 2009. 3. 25]

## 第5節 国際化のための医療サービスの増進

**第190条(外国人診療所の指定等)** 道知事は、外国人に診療の便宜を提供するために、「医療法」第3条第2項の規定による医療機関の中から外国人診療所を指定することができる。この場合、指定基準等に関して必要な事項は、道条例で定める。

**2** 医療人及び医療機関は、外国人急病患者に対して「応急医療に関する法律」で定める



ところにより、国内人と同等に最善の処置を行わなければならない、前項の規定により指定された外国人診療所又は第 192 条の規定により開設された医療機関に移送することができる。

**3** 道知事は、外国人に迅速で効果的な応急医療を提供するために、第 192 条の規定により開設された医療機関の中から外国人地域応急医療センターを指定することができる。この場合、指定基準等に関して必要な事項は、道条例で定める。

**第 191 条(保健医療発展計画の樹立等)** 道知事は、済州自治道の医療発展のための環境を造成するために、第 3 項の規定による保健医療政策審議委員会の審議を経て、保健医療発展計画を 5 年ごとに樹立して、毎年度の保健医療発展計画に対する推進方を樹立して施行しなければならない。

**2** 前項の規定による保健医療発展計画に含まなければならない事項は、次の各号のとおりとする。

- 一 保健医療発展のための主要施策及び段階別推進方策
- 二 優秀病院誘致及び医療観光活性化方策
- 三 公共医療育成及び医療機関の公共性と競争力確保方策
- 四 その他保健医療発展に必要と認められる事項

**3** 第 192 条の規定による医療機関の許可及び保健医療発展計画の樹立等に関する事項を審議するために、道知事所属下に保健医療政策審議委員会を置く。

**4** 保健医療政策審議委員会は、保健、医療分野等に学識と経験が豊富な者により構成するものとし、その他保健医療政策審議委員会の機能、構成及び運営に関して必要な事項は、道条例で定める。

**第 192 条(医療機関の開設等に関する特例)** 「医療法」第 33 条第 2 項の規定にかかわらず、外国人(「外国人投資促進法」第 2 条第 1 項第一号の規定による外国人をいう。以下同じ。)が設立した法人は、道知事の許可を受けて、済州自治道に医療機関(以下「外国医療機関」という。)を開設することができる。この場合、医療機関の種別は、「医療法」第 3 条第 2 項第三号の規定による総合病院、病院、歯科病院又は療養病院とする。〈改正 2007. 4. 11、2009. 1. 30、2009. 3. 25〉

**2** 前項の規定による法人の種類、その要件、外国医療機関の開設要件に関して必要な事項は、道条例で定める。〈改正 2009. 3. 25〉

**3** 第 1 項の規定により医療機関の開設を許可しようとするとき又は前項の規定により道条例を定めようとするときには、あらかじめ、保健医療政策審議委員会の審議を経なければならない。この場合、道知事は、その審議を経る前に、保険福祉部長官の承認を受けなければならない。

**4** 外国医療機関は、「国民健康保険法」第 42 条第 1 項による療養機関及び「医療給与法」第 9 条第 1 項による医療給与機関とみなさない。〈改正 2009. 3. 25、2011. 5. 23、2011. 12. 31〉

**5** 道知事は、第 1 項から第 3 項までの規定により開設された外国医療機関が外国医療機関開設に関する要件を満たすことができなくなった場合には、保健医療政策審議委員会の審議を経て、道条例で定めるところにより、外国医療機関開設許可を取り消すことができる。〈本項新設 2007. 8. 3、改正 2009. 3. 25〉

**6** 外国医療機関が保健福祉部長官が定めて告示する外国の医療機関評価を受けた場合、「医療法」第 58 条による医療機関評価を受けたものとみなす。この場合、外国医療機関は、その結果を保健福祉部長官に提出しなければならない、保健福祉部長官は、その結果を公開することができる。〈本項新設 2009. 3. 25、改正 2010. 1. 18〉

**7** 外国医療機関に従事する医師及び歯科医は、「医療法」第 17 条及び第 18 条による診断書、検案書、証明書及び処方せんを道条例で定めるところにより外国語で記載することができる。この場合、道条例は、保健福祉部長官とあらかじめ協議しなければならない。〈本

項新設 2009. 3. 25、改正 2010. 1. 18>

**8** 外国医療機関に従事する医師、歯科医又は看護婦は、「医療法」第 22 条による診療記録簿、早産記録簿、看護記録簿その他診療に関する記録及び同法第 23 条による電子義務記録を道条例で定めるところにより外国語で記載することができる。この場合、道条例は、保健福祉部長官とあらかじめ協議しなければならない。〈本項新設 2009. 3. 25、改正 2010. 1. 18〉

**第 193 条(外国人専用薬局の開設等に関する特例)** 「薬事法」第 20 条にかかわらず、外国人は、道知事に登録する場合、済州自治道において外国人専用薬局を開設することができる。〈改正 2007. 4. 11〉

**2** 外国人専用薬局に従事する薬剤師は、国内人を対象として医薬品の調剤又は販売を行うことができない。ただし、外国医療機関において処方せんの発給を受けた国内人に対しては、医薬品を調剤又は販売することができる。〈改正 2007. 8. 3、2009. 3. 25〉

**3** 外国人専用薬局の登録要件に関する事項は、保健医療政策審議委員会の審議を経て、道条例で定める。

**4** 外国人専用薬局は、第 42 条第 1 項による療養機関及び「医療給与法」第 9 条第 1 項による医療給与機関とみなさない。〈改正 2011. 5. 23、2011. 12. 31〉

**第 194 条(医療機関・外国人専用薬局の法適用)** 第 192 条及び前条の規定により開設された医療機関及び外国人専用薬局に対してこの法で定めない事項は、「医療法」及び「薬事法」を準用する。

**第 195 条(外国免許所持者の従事認定に関する特例)** 「医療法」第 27 条第 1 項、「薬事法」第 3 条及び「医療技師等に関する法律」第 4 条の規定にかかわらず、外国の医師、歯科医、看護師、医療技師又は薬剤師免許の所持者(以下「外国免許所持者」という。)は、保健福祉部長官が定めて告示する基準に適合する場合には、外国医療機関条及び第 193 条の規定による外国人専用薬局に従事することができる。〈改正 2007. 4. 11、2007. 8. 3、2009. 3. 25、2011. 1. 18〉

**2** 外国免許所持者は、「医療法」第 2 条及び「医療技師等に関する法律」第 3 条の規定にこの規定により許容された種別業務範囲を逸脱することができない。〈改正 2007. 8. 3、2009. 3. 25〉

**3** 第 1 項による外国医療機関及び外国人専用薬局に従事する外国免許所持者に対する資格停止に関する事項は、道条例で定める。〈本項新設 2007. 8. 3、改正 2009. 3. 25、2011. 5. 23〉  
[題目改正 2009. 3. 25]

**第 195 条の 2(特殊医療設備の設置・運営基準認定に関する特例)** 外国医療機関において特殊医療設備を設置して運営しようとするときには、「医療法」第 36 条にかかわらず、施設基準は、道条例で定める設置認定基準により設置することができる。〈改正 2009. 3. 25〉  
[本条新設 2007. 8. 3]

**第 196 条(外国人専用薬局開設者の表示義務)** 第 193 条の規定により開設された外国人専用薬局開設者は、施設の内・外部に外国人専用薬局であることを国内人が分かるように明確に表示しなければならない。

**第 197 条(遠隔医療に関する特例)** 外国医療機関に従事する外国医師・歯科医免許所持者は、「医療法」第 34 条第 1 項の規定にかかわらず、コンピューター、画像通信等の情報通信技術を活用して、遠隔地の医療関係者に対して医療知識又は技術を支援し、又は支援を受ける遠隔医療を行うことができる。〈改正 2007. 4. 11、2009. 3. 25〉

**第 198 条(医師の医療機関非専属診療の許容に関する特例)** 「医療法」第 33 条第 1 項の規定にかかわらず、医療関係者は、医療機関を開設しない場合であっても、濟州自治道内の医療機関において医療行為を行うことができ、特定医療機関に所属している場合にも、濟州自治道内の他の医療機関において医療行為を行うことができる。ただし、第 195 条の規定により医療機関に従事する外国の医師及び歯科医免許所持者を除く。〈改正 2007. 4. 11〉

2 前項の規定による医療行為の範囲等に関して必要な事項は、保険福祉部長官との協議を経て、道条例で定める。

**第 199 条(紹介・斡旋行為に関する特例)** 削除<2011. 5. 23>

※訳注：削除前の条文は、下記のとおり。

第 199 条(紹介・斡旋行為に関する特例) 第 192 条及び「医療法」第 33 条により設立された濟州自治道所在医療機関については、「医療法」第 27 条第 3 項にかかわらず、「国民健康保険法」第 93 条第 2 項による加入者又は被扶養者でない在外国民又は外国人患者を紹介、斡旋又は誘致する行為を行うことができる。

2 前項の規定による紹介、斡旋及び誘致行為の範囲等に関して必要な事項は、道条例で定める。〈改正 2007. 8. 3〉

**第 200 条(医療観光の支援・育成)** 道知事は、濟州自治道に相応しい医療観光モデル開発のための研究及びマーケティング、広報等に関する支援を行うことができ、その支援範囲及び方法等に関して必要な事項は、道条例で定める。

**第 200 条の 2(附帯事業の範囲に関する特例)** 濟州自治道に医療機関を開設した医療法人は、「医療法」第 49 条第 1 項各号の附帯事業以外に、道条例で定める附帯事業を行うことができる。

[本条新設 2007. 8. 3]

## 第 6 節 クリーン一次産業の育成

**第 201 条(農・林・畜・水産業の振興)** 道知事は、農・林・畜・水産業の競争力強化、従業者の安定的な所得保障及び他の産業との均衡的発展を図るために、農・林・畜・水産業発展計画(以下「発展計画」という。)を樹立して推進しなければならない。

2 発展計画には、次の各項の事項が含まなければならない。

- 一 種子、種苗、種胚等、育種産業の育成に関する事項
- 二 地域特性に適合した農・林・畜・水産物の環境に優しい生産体系の構築に関する事項
- 三 農・林・畜・水産業の競争力強化のための技術の開発及び普及に関する事項
- 四 農・林・畜・水産業の生産及び流通構造改善に関する事項
- 五 農・林・畜・水産物加工産業の育成に関する事項
- 六 農・林・畜・水産物の輸出振興に関する事項
- 七 蜜柑産業振興及び構造改善のために必要な事項
- 八 農産物の生産者のための所得補助等の各種支援及び福祉増進に関する事項
- 九 農・林・畜・水産業の生命工学産業、治癒科学技術産業等他の産業との連携を通じた農外所得向上に関する事項
- 十 農・林・畜・水産業の人材育成に関する事項
- 十一 その他農・林・畜・水産業の発展のために必要な事項

3 発展計画の施行に必要な財源を調達又は供給するために、道条例で定めるところにより、地域農漁村振興基金を設置する。

4 第 261 条の規定による濟州国際自由都市開発センター(以下「開発センター」という。)は、開発事業収益金の一部を前項の規定による地域農漁村振興基金に出えんすることができる。

5 第 3 項の規定による地域農漁村振興基金は、道知事が管理及び運用する。

**第 202 条(農・林・畜・水産業の需給安定)** 道知事は、濟州自治道内で生産される農・林・畜・水産物の需給安定、商品性及び安全性の向上、流通能率の向上のために、農・林・畜・水産物の生産調整、出荷調整、品質検査等に関して必要な措置を講じることができる。〈改正 2009. 3. 25〉

2 前項の規定による生産調整、出荷調整、品質検査等に関する対象品目、方法、手続、必要な措置等に関して必要な事項は、道条例で定める。

**第 203 条(農漁村地域に関する特例)** 次の各号に該当する地域(以下「農漁村地域」という。)は、「農漁業・農漁村及び食品産業基本法」、「農漁村整備法」、「漁村・漁港法」、「農林漁業人の生活の質向上及び農産漁村地域開発促進に関する特別法」及びその他の法令を適用するに当たっては、農村、農漁村、漁村及び農山漁村とみなす。〈改正 2009. 5. 27、2010. 7. 23〉

一 邑・面の全地域

二 洞の地域のうち「国土の計画及び利用に関する法律」第 36 条第 1 項第一号の規定により指定された住居地域、商業地域及び工業地域を除いた地域

2 道知事は、前項第二号の規定にかかわらず、住居地域の全部又は一部を農漁村地域として指定することができる。この場合、その指定に関して必要な事項は、道条例で定める。

**第 203 条の 2(村落整備区域の指定等に関する特例)** 道知事は、「農漁村整備法」第 29 条第 3 項による農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官の承認を受けずに村落整備区域を指定及び告示することができる。〈改正 2013. 3. 23〉

2 「農漁村整備法」第 112 条第 1 項(公有地に関する権限に限る。)による農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官の権限は、道知事の権限とする。〈改正 2011. 5. 23、2013. 3. 23〉

3 「農漁村整備法」第 81 条第 2 項、第 85 条第 2 項ただし書、第 86 条第 1 項ただし書、同条第 2 項、同条第 3 項、第 89 条第 3 項、第 101 条第 7 項、第 102 条ただし書、第 112 条第 1 項(公有地に限る。)、第 113 条、第 126 条第 2 項及び同条第 4 項大統領令、農林畜産食品部令又は海洋水産部令で定めることとしている事項は、道条例で定めることができる。〈改正 2011. 5. 23、2013. 3. 23〉

4 第 3 項により道条例で定める農漁村観光休養事業のうちその規模が「農漁村整備法」第 81 条第 2 項で定める規模の上限を超過する場合には、その超過面積に対し「農地法」第 38 条第 5 項による農地保全負担金減免規定及び「産地管理法」第 19 条第 5 項による代替山林資源造成費の減免規定を適用しない。〈本項新設 2011. 5. 23〉

[本条新設 2009. 3. 25]

[題名改正 2011. 5. 23]

**第 203 条の 3(農漁村道路整備に関する特例)** 「農漁村道路整備法」第 6 条第 4 項、第 7 条第 3 項及び第 8 条第 3 項による安全行政部長官の権限は、道知事の権限とする。〈改正 2013. 3. 23〉

2 「農漁村道路整備法」第 5 条第 2 項、第 6 条第 2 項第四号、同条第 6 項ただし書、同条第 8 項、第 7 条第 2 項第四号、同条第 3 項、同条第 4 項ただし書、同条第 5 項、第 8 条第 5 項、第 9 条第 2 項、同条第 5 項ただし書、第 14 条第 2 項、第 18 条第 2 項、第 22 条及び第 34 条第 2 項で大統領令又は安全行政部令で定めることとしている事項は、道条例で定めることができる。〈改正 2013. 3. 23〉

[本条新設 2011. 5. 23]

**第 204 条(親環境農業育成計画等に関する特例)** 道知事は、「親環境農業育成及び有機食品等の管理・支援に関する法律」第 7 条及び第 8 条の規定にかかわらず、環境に優しい農業の発展のために、第 3 項の規定による親環境農業育成委員会の審議を経て、次の各項の事業を含む親環境農業育成実践計画(以下「親環境農業計画」という。)を 5 年ごとに樹立して、農林畜産食品部長官に提出しなければならない。〈改正 2008. 2. 29、2012. 6. 1、2013. 3. 23〉

- 一 広域親環境農業団地造成事業
- 二 親環境農業地区造成事業
- 三 親環境農産物流通センター設置事業
- 四 土壌改良剤支援事業
- 五 親環境農業直接支払い事業
- 六 親環境農産物学校給食支援事業
- 七 その他親環境農業育成に必要な事業

2 国は、前項各号の事業の施行並びに済州自治道の地下水及び土壌環境の保全に必要な場合には、それらに要する費用を支援することができる。

3 親環境農業計画及び親環境農業に関する主要事項等を審議するために、道知事所属下に親環境農業育成委員会を置く。

4 親環境農業計画の実践に関する詳細事項及び前項の規定による親環境農業育成委員会の構成及び運営等に関して必要な事項は、道条例で定める。

**第 205 条(農業振興地域の指定等に関する特例)** 道知事は、「農地法」第 30 条第 1 項及び第 31 条第 2 項の規定にかかわらず、農林畜産食品部長官の承認を得ずに、農業振興地域を指定、変更又は解除することができる。〈改正 2007. 4. 11、2008. 2. 29、2013. 3. 23〉

2 「農地法」第 28 条第 2 項第一号の規定による国土交通部長官との協議に関する農林畜産食品部長官の権限は、これを道知事の権限とする。〈改正 2007. 4. 11、2008. 2. 29、2009. 3. 25、2013. 3. 23〉

3 「農地法」第 30 条第 4 項、第 31 条第 1 項及び同条第 2 項の規定で大統領令で定めることとした事項は、道条例で定めることができる。

**第 205 条の 2(農地の転用許可・協議等に関する特例)** 「農地法」第 34 条による農地の転用許可(変更許可を含む。以下、この条において同じ。)、協議及び「国土の計画及び利用に関する法律」第 30 条第 1 項による協議(農地に関する事項に限る。)に関する農林畜産食品部長官の権限は、これを道知事の権限とする。〈改正 2008. 2. 29、2009. 3. 25、2013. 3. 23〉

2 道知事は、「農地法」第 34 条第 1 項及び第 35 条第 1 項にかかわらず、前項による農地転用許可及び同法第 35 条第 1 項による農地の転用申告(変更申告を含む。)は、同法による農地管理委員会の確認を得ずに行うことができる。

3 「農地法」第 34 条第 1 項前段、第 35 条第 1 項前段、同条第 2 項、第 36 条第 1 項、同条第 3 項、同条第 4 項及び第 39 条により大統領令及び農林畜産食品部令で定めることとしている事項は、道条例で定めることができる。〈改正 2009. 3. 25、2011. 5. 23、2013. 3. 23〉

[本条新設 2007. 8. 3]

**第 205 条の 3(女性農漁業者関連施設の運営費支援等に関する特例)** 「女性農漁業人育成法」による女性農漁業人関連施設の運営に必要な経費の支援に関する事項は、道条例で定めることができる。

[本条新設 2007. 8. 3]

**第 205 条の 4(農地転用許可等の制限に関する特例)** 「農地法」第 37 条第 1 項各号で大統領令で定めることとした施設は、道条例で定めることができる。

[本条新設 2007. 8. 3]

**第 205 条の 5(農地保全負担金賦課・徴収に関する特例)** 「農地法」第 38 条第 11 項により大統領令で定めることとした事項は道条例で定めることができる。

[本条新設 2009. 3. 25]

**第 206 条(家畜・水産物及び植物の道外搬出入の防疫)** 道知事は、清浄環境維持のために、有害動・植物又は病虫害の防除、発生実態調査等必要な施策を講じなければならない。

**2** 道知事は、済州自治道の清浄地域の維持のために必要と認める場合には、済州自治道内外から搬出又は搬入される家畜、水産物及び植物に対して、検査、注射、隔離、抑留、搬出・搬入禁止等必要な措置を講じることができる。

**3** 前項の規定による搬出・搬入禁止対象、防疫を受けなければならない対象、方法、手続、必要な措置等に関して必要な事項は、農林畜産食品部長官の承認を得て、道条例で定める。〈改正 2008. 2. 29、2013. 3. 23〉

**第 206 条の 2(家畜防疫官の役割等に関する特例)** 「家畜伝染病予防法」第 7 条(家畜防疫官の資格及び任命・委嘱に関する事項に限る。)及び同法第 25 条第 1 項で大統領令又は農林畜産食品部令で定めることとした事項は、道条例で定めることができる。〈改正 2008. 2. 29、2013. 3. 23〉

[本条新設 2007. 8. 3]

**第 206 条の 3(獣医師の業務等に関する特例)** 道知事は、「獣医師法」第 21 条第 1 項にかかわらず、動物病院を運営しない獣医及び動物病院で勤務しない獣医に対しても、同項第二号及び第五号の業務に限定して委嘱することができる。

**2** 第 1 項及び「獣医師法」第 21 条による動物診療業務に関する獣医の委嘱及び運営に関する詳細事項は、道条例で定めることができる。

**3** 「獣医師法」第 17 条第 3 項ただし書及び第 33 条で農林畜産食品部令で定めることとした事項は、道条例で定めることができる。〈本項新設 2011. 5. 23、改正 2013. 3. 23〉

[本条新設 2009. 3. 25]

[題名改正 2011. 5. 23]

**第 207 条(済州黒牛の保護・育成)** 道知事は、済州黒牛の血統を保存するための試験、研究、保護、育成等に関して必要な措置を講じることができる。

**2** 前項の規定による済州黒牛の飼育実態調査、その遺伝資源の収集、保存、管理及び搬出の制限等に関して必要な事項は、道知事が「畜産法」第 5 条第 3 項の規定による家畜改良総括機関の長との協議を経て、道条例で定める。

**第 208 条(直接支払・所得補助等に関する特例)** 道知事は、「世界貿易機構協定の履行に関する特別法」第 11 条第 2 項各号の規定による政府の支援措置とは別に、済州自治道内の農水産物の生産者のために、世界貿易機構協定で許容する範囲内において、直接支払い、所得補助等同法第 11 条第 2 項各号の規定による支援措置を講じることができる。この場合、政府は、必要な財源を支援することができる。

**2** 前項の規定による対象品目の選定基準、支給基準、手続、算出方法及び施行期間等に関して必要な事項は、道条例で定めることができる。

**第 209 条(許可漁業等に関する特例)** 「水産業法」第 43 条による許可漁業(陸上海水養殖漁業及び種苗生産漁業に限る。)及び同法第 46 条による申告漁業に関する同法第 47 条第 1 項ないし第 3 項による農林畜産食品部長官の権限は、これを道知事の権限とする。〈改正

2008. 2. 29、2013. 3. 23>

**2** 「水産業法」第 8 条第 3 項、第 13 条第 6 項、第 19 条第 1 項ただし書、第 27 条第 5 項、第 29 条第 3 項、第 38 条第 1 項、第 41 条第 4 項(沿岸漁業の付属船に関する事項、陸上海水養殖漁業に関する事項及び種苗生産漁業に関する事項に限る。)、第 47 条第 1 項、同条第 2 項ただし書、第 48 条第 4 項(許可漁業のうち陸上海水養殖漁業、種苗生産漁業及び申告漁業に関する事項に限る。)、第 65 条第 1 項、同条第 3 項、同条第 4 項ただし書、同条第 5 項及び「水産資源管理法」第 36 条第 5 項(地域特性魚種である貝類に限る。)で大統領令又は海洋水産部令で定めることとした事項は、道条例で定めることができる。〈改正 2008. 2. 29、2009. 3. 25、2011. 5. 23、2013. 3. 23〉

**3** 第 2 項により沿岸漁業(無動力漁船又は総トン数 10 トン未満の動力漁船で投げ網又は刺し網を使用して水産動物を捕獲する漁業に限る。)の付属船に関し道条例を定める場合には、「水産業法」及びそれによる関係法令で定める付属船の定数又は規模を超過するときは、付属船の定数及びその規模をあらかじめ海洋水産部長官と協議しなければならない。〈本項新設 2011. 5. 23、改正 2013. 3. 23〉

[全文改正 2007. 8. 3]

#### **第 209 条の 2(水産物品質管理等に関する特例)** 改正<2011. 7. 21>

**2** 「食品産業振興法」第 19 条の 5、第 19 条の 6 及び「農水産物品質管理法」第 104 条第 3 項により大統領令又は農林畜産食品部令で定めることとした事項は、道条例で定めることができる。〈改正 2008. 2. 29、2009. 3. 25、2011. 7. 21、2013. 3. 23〉

[本条新設 2009. 3. 25]

[題目改正 2011. 7. 21]

**第 210 条(沿岸管理地域計画等に関する特例)** 道知事は、「沿岸管理法」第 9 条第 4 項及び第 6 項の規定にかかわらず、国土交通部長官の承認をうけずに、又は中央沿岸管理審議会の審議を受けずに、同法第 9 条第 1 項、第 2 項及び第 10 条の規定による沿岸管理地域計画を樹立することができる。〈改正 2008. 2. 29、2009. 3. 25、2013. 3. 23〉

**第 211 条(沿岸整備計画の樹立等に関する特例)** 「沿岸管理法」第 21 条、第 23 条及び第 26 条第 2 項の規定による国土交通部長官の権限は、これを道知事の権限とする。〈改正 2008. 2. 29、2009. 3. 25、2011. 5. 23、2013. 3. 23〉

**2** 道知事は、前項の規定により沿岸整備計画を樹立しようとするときには、あらかじめ、「沿岸管理法」第 31 条の規定による地域沿岸管理審議会の審議を経なければならない。〈改正 2009. 3. 25〉

**3** 「沿岸管理法」第 23 条第 3 項ただし書及び第 25 条第 1 項の規定により大統領令で定めることとした事項は、道条例で定めることができる。〈改正 2009. 3. 25〉

**第 212 条(漁場管理等に関する特例)** 「沿岸管理法」第 5 条第 1 項から第 5 項まで、第 6 条第 1 項から第 3 項まで、第 8 条第 1 項(この場合、「官報」は「公報」に読み替える。)、第 9 条第 3 項、第 12 条第 1 項、同条第 2 項、同条第 6 項、第 13 条第 2 項から第 4 項まで、第 16 条第 1 項、第 18 条第 1 項、第 19 条第 1 項、第 20 条、第 21 条第 1 項から第 3 項まで、第 22 条第五号、第 23 条第 1 項、同条第 2 項、第 26 条第 1 項、同条第 2 項及び第 34 条第 1 項から第 3 項までによる海洋水産部長官の権限は、道知事の権限とする。この場合、第 6 条第 1 項及び第 21 条第 2 項による中央沿岸管理審議会の審議は経ないものとする。〈改正 2007. 4. 11、2007. 8. 3、2008. 2. 29、2011. 5. 23、2013. 3. 23〉

**2** 道知事は、第 1 項の規定により漁場管理基本計画を樹立しようとするときは、あらかじめ、「沿岸管理法」第 31 条による地域沿岸管理審議会の審議を経なければならない。〈改正 2007. 4. 11、2007. 8. 3、2009. 3. 25〉

3 「沿岸管理法」第5条第6項、第7条第1項第八号、第8条第3項、第9条第4項、第12条第4項ただし書、同条第5項ただし書、第18条第2項、第19条第1項第一号キ目、同項第二号カ目、同項第三号カ目、同条第2項、第20条、第23条第3項ただし書、第24条第1項ただし書、同条第2項本文、同項第一号、同項第四号、同条第5項、第25条第1項、同条第3項ただし書、第28条第3項、同条第4項、第33条第2項、第34条第4項、第36条第3項及び第39条第1項（道知事の権限に関する過怠料の賦課及び徴収に限る。）で大統領令又は農林畜産食品部令で定めることとした事項は、道条例で定めることができる。〈改正 2007. 4. 11、2007. 8. 3、2008. 2. 29、2009. 3. 25、2011. 5. 23、2013. 3. 23〉  
[題名改正 2011. 5. 23]

**第 213 条(栽培漁業等に関する特例)** 「栽培漁業育成法」第3条の規定にかかわらず、栽培漁業の育成及び発展に関する重要事項であって次の各項の事項を審議するために、道自治体に栽培漁業審議会(以下、この条において「審議会」という。)を置く。

- 一 栽培漁業発展基本計画の樹立に関する事項
- 二 道知事が指定しようとする栽培漁業開発地区の指定に関する事項
- 三 栽培漁業育成事業に関する事項
- 四 その他栽培漁業発展に関する事項であって、道知事又は審議会の委員長が付議する事項

2 審議会は、委員長1人を含む15人以内の委員で構成するものとし、委員は栽培漁業業務を担当する公務員、養殖業に関する学識と経験が豊富な者、「水産業協同組合法」による水産業協同組合の役員、地域漁業者の中から道知事が任命又は委嘱する。

3 その他審議会の構成及び運営等に関して必要な事項は、道条例で定める。

4 「水産業法」第50条及び第53条第1項から第3項まで並びに「水産資源管理法」第41条第1項第六号及び同条第2項による海洋水産部長官の権限は、道知事の権限とする。〈改正 2007. 8. 3、2008. 2. 29、2011. 5. 23、2013. 3. 23〉

5 「水産業法」第53条第4項及び第54条第2項、「栽培漁業育成法」第24条第3項前段、第25条第2項及び第27条第3項並びに「水産資源管理法」第44条第2項第五号、同条第4項後段、同条第5項及び第49条第7項第五号で大統領令又は海洋水産部令で定めることとした事項は、道条例で定めることができる。〈改正 2007. 8. 3、2008. 2. 29、2009. 3. 25、2011. 5. 23、2013. 3. 23〉

**第 213 条の 2(釣り漁船の利用等に関する特例)** 「釣り漁船業法」第4条第3項、第19条、第20条第3項及び第23条第3項（道知事の権限に関する過怠料の賦課及び徴収に限る。）で大統領令又は海洋水産部令で定めることとした事項は、道条例で定めることができる。〈改正 2013. 3. 23〉

[本条新設 2011. 5. 23]

**第 214 条(漁村・漁港の開発及び管理等に関する特例)** 道知事は、「漁村・漁港法」第17条第3項及び同法第21条第2項本文の規定にかかわらず、農林畜産食品部長官の協議を経ずに、同法第16条第二号の規定による地方漁港を指定し、又は同法第19条（国家漁港を除く。）の規定により漁港開発計画を樹立又は変更することができる。〈改正 2007. 8. 3、2008. 2. 29、2013. 3. 23〉

2 道知事は、「漁村・漁港法」第38条第8項にかかわらず、漁港施設の使用又は占用許可の結果を当該指定権者に通報しないものとし、その結果を別に管理しなければならない。〈本項新設 2007. 8. 3〉

3 「漁村・漁港法」第9条第1項ただし書、同条第2項、第10条第1項、同条第3項ただし書、第14条第1項、第23条第2項ないし第4項、同条第6項、第26条第5項、第31条第2項、第38条第6項、同条第9項、第45条第八号、第46条第3項、第55条第2項



及び第 62 条第 3 項で大統領令又は農林畜産食品部令で定めることとした事項は、道条例で定めることができる。ただし、「漁村・漁港法」第 2 条第三号ア目による国家漁港に関する事項を除く。〈本項新設 2007. 8. 3、2008. 2. 29、2011. 5. 23、2013. 3. 23〉

[題目改正 2007. 8. 3]

**第 214 条の 2(港湾の管理・運営に関する特例)** 「港湾法」第 4 条第 2 項及び第 3 項にかかわらず、同法第 4 条第 1 項による中央港湾政策審議会の所管事項のうち委任された事項並びに済州自治道管轄港湾の開発、管理及び運営に関する事項を審議するために、道知事所属下に済州自治道港湾政策審議会を別に置くものとし、その構成、機能及び運営等に必要な事項は、道条例で定める。

**2** 道知事は、「港湾法」第 5 条第 3 項にかかわらず、国土交通部長官の承認を受けずに同条第 1 項による地方港湾に関する港湾基本計画を樹立することができる。この場合、道知事は、関係中央行政機関の長と協議しなければならない。〈本項新設 2009. 3. 25〉

**3** 「港湾法」第 11 条本文、第 16 条第 1 項、第 20 条、第 32 条第 2 項第四号ただし書、第 40 条第 1 項、同条第 3 項、第 61 条第 1 項、同条第 2 項、同条第 5 項ただし書、第 62 条、第 83 条第 1 項（許可の権限が道知事にある場合の協議及び承認に限る。）、同条第 2 項及び同条第 3 項による海洋水産部長官の権限は、道知事の権限とする。〈改正 2008. 2. 29、繰下げ 2009. 3. 25、改正 2011. 5. 23、2013. 3. 23〉

**4** 「港湾法」第 19 条第 1 項にかかわらず、港湾施設管理権又は港湾施設管理権を目的とする抵当権の設定、変更、消滅及び処分制限は、済州自治道に備える港湾施設管理権登録原簿に登録することにより、その効力が発生する。〈繰下げ 2009. 3. 25、改正 2009. 6. 9〉

**5** 「港湾法」第 10 条第 4 項、第 19 条第 2 項、第 30 条第 1 項本文、同条第 3 項ただし書、同条第 4 項、第 31 条第 3 項、第 35 条第 2 項、第 40 条第 2 項、第 74 条第 1 項、同条第 2 項及び第 93 条（許可、登録又は申告に関する権限が道知事にある場合に限る。）で大統領令又は海洋水産部令で定めることとした事項は、道条例で定めることができる。〈繰下げ 2009. 3. 25、改正 2011. 5. 23、2013. 3. 23〉

**6** 削除〈2009. 6. 9〉

[本条新設 2007. 8. 3]

**第 214 条の 3(港湾運送事業に関する特例)** 「港湾運送事業法」第 5 条第 1 項、同条第 2 項、第 6 条本文、第 10 条第 1 項ただし書、同条第 2 項ただし書、同条第 3 項ただし書、第 26 条第 2 項、第 26 条の 3 第 1 項本文、同条第 2 項、第 26 条の 5 第 2 項、第 27 条の 2 第 2 項、第 27 条の 6 第 2 項及び第 28 条（同法第 7 条第 1 項による検収士、鑑定士及び検量士の資格試験及び登録手数料に関する事項を除く。）で大統領令又は海洋水産部令で定めることとした事項は、道条例で定めることができる。ただし、「港湾運送事業法」第 3 条による港湾運送事業のうち鑑定士業及び検量事業に関する事項を除く。〈改正 2013. 3. 23〉

[本条新設 2009. 3. 25]

[全文改正 2011. 5. 23]

## 第 7 節 産業発展のための特例

**第 215 条(情報通信産業の基盤造成)** 道知事は、公共・産業部門と個人生活の情報化を促進して、各機関と企業・家庭を情報通信網で相互連結して、これを全世界に連結する世界情報通信の拠点地域として発展させるために必要な施策を講じなければならない。

**2** 道知事は、前項の規定による施策の推進及び情報通信産業育成のために、次の各項の事項を含む済州自治道情報化促進基本計画を樹立して施行しなければならない。

- 一 地域情報化促進に関する事項
- 二 先端情報通信関連施設の誘致及び支援に関する事項

- 三 情報交流先導地域化推進に関する事項
- 四 情報通信技術人材の養成に関する事項
- 五 空港・港湾を通じて済州自治道を訪問する旅行者の性向別科学的統計資料確保のための観光案内調整室設置に関する事項
- 六 その他情報通信産業の育成のために必要な事項

3 国は、第 1 項の規定による施策の推進及び前項の規定による済州自治道情報化促進基本計画の効率的な推進のために必要な場合には、技術的支援等行政・財政的支援を行うことができる。

**第 215 条の 2(ベンチャー企業集積施設の指定等に関する特例)** 「ベンチャー企業育成に関する特別措置法」第 16 条の 4 第 2 項、同条第 3 項、第 17 条の 2 第 1 項、同条第 3 項、同条第 4 項、第 17 条の 4 第 4 項、第 17 条の 5、第 17 条の 6 及び第 29 条（同条第四号による集積地域の指定取消に限る。）による中小企業庁長の権限は、道知事の権限とする。〈改正 2011. 5. 23〉

2 「ベンチャー企業育成に関する特別措置法」第 16 条の 4 第 3 項、第 17 条の 2 第 2 項、同条第 3 項後段、同条第 4 項、第 17 条の 3 第一号、第 17 条の 4 第 1 項、同条第 7 項、第 18 条第 1 項ただし書、同条第 2 項第一号から第三号まで、同条第 6 項、第 21 条第 2 項及び同条第 3 項ただし書で大統領令又は産業通商資源部令で定めることとした事項は、道条例で定めることができる。〈改正 2011. 5. 23、2013. 3. 23〉

[本条新設 2007. 8. 3]

[全文改正 2009. 3. 25]

**第 215 条の 3(受託及び委託取引に関する特例)** 「大・中小企業共存協力促進に関する法律」第 26 条第 1 項、第 27 条第 1 項及び第 40 条第 1 項第一号による中小企業庁長の権限のうち済州自治道に所在する委託企業の受託及び委託取引の履行事項に関する権限は、道知事の権限とする。〈改正 2009. 3. 25〉

[本条新設 2007. 8. 3]

**第 215 条の 4(技術開発製品の優先購買に関する特例)** 「中小企業振興及び製品購買促進に関する法律」第 13 条第 2 項による中小企業庁長又は関係中央行政機関の長の権限中、優先購買措置を要求することができる権限は、これを道知事の権限とする。〈改正 2009. 5. 21〉

[本条新設 2007. 8. 3]

**第 215 条の 5(ニュース通信事業振興に関する特例)** 「ニュース通信振興に関する法律」第 8 条第 1 項、第 2 項、第 9 条の 3 第 1 項、第 2 項、第 5 項及び第 7 項による文化体育観光部長官の権限は道知事の権限とし、同法第 9 条の 4 第 1 項にかかわらず、道知事所属下に登録取消審議委員会を置く。〈改正 2011. 5. 23〉

2 「ニュース通信振興に関する法律」第 8 条第 1 項前段(ニュース通信登録に関する大統領令に限る。)、同項第六号、第 9 条の 4 第 2 項、第 9 条の 5 第 1 項及び第 37 条第 2 項(委譲された権限に限る。)で大統領令で定めることとした事項は、道条例で定めることができる。〈改正 2011. 5. 23〉

[本条新設 2009. 3. 25]

[題目改正 2011. 5. 23]

**第 215 条の 6(新聞等の振興に関する特例)** 「新聞等の振興に関する法律」第 28 条第 1 項、同条第 2 項及び第 39 条第 2 項(委譲された権限に限る。)による文化体育観光部長官の権限は、道知事の権限とする。〈改正 2011. 5. 23〉

2 「新聞等の振興に関する法律」第 9 条第 1 項、第 24 条第 2 項、第 28 条第 1 項及び第

39 条第 2 項(道知事の権限に関する過怠料の賦課及び徴収に限る。)で大統領令で定めることとした事項は、道条例で定めることができる。〈改正 2011. 5. 23〉

[本条新設 2009. 3. 25]

[題目改正 2011. 5. 23]

**第 215 条の 7(雑誌等定期刊行物の振興に関する特例)** 「雑誌等定期刊行物の振興に関する法律」第 29 条第 1 項及び第 2 項による文化体育観光部長官の権限は、道知事の権限とする。〈改正 2011. 5. 23〉

**2** 「雑誌等定期刊行物の振興に関する法律」第 29 条第 1 項により大統領令で定めることとした事項は、道条例で定めることができる。〈改正 2011. 5. 23〉

[本条新設 2009. 3. 25]

[題目改正 2011. 5. 23]

**第 215 条の 8(創意的電波活用地区の指定等)** 国家又は濟州自治道は、濟州自治道の一定地域を放送・通信融合技術の促進等、電波産業の創意的育成及び関連事業の国際競争力確保を目的とする創意的電波活用地区として指定することができる。

**2** 国家又は濟州自治道は、第 1 項により創意的電波活用地区を指定した場合には、これを直ちに告示しなければならない。

**3** 国家と濟州自治道は、第 1 項による創意的電波活用地区の運用について次の各号の事項を含む協約を締結することができる。

一 創意的周波数活用のためのモデル事業の発掘及び推進

二 放送通信関連産業の誘致及び支援に関する事項

三 その他電波産業の創意的育成のために必要な事項

**4** 第 1 項による創意的電波活用地区の指定手続、方法、管理等に関し必要な事項は、国家と濟州自治道が協議して定める。

[本条新設 2011. 5. 23]

**第 216 条(濟州先端科学技術団地の造成及び管理)** 国土交通部長官は、濟州自治道に生物産業、情報通信産業等の先端知識産業の育成、関連技術の研究促進及び専門人材養成等のために、「産業立地及び開発に関する法律」第 6 条の規定による国家産業団地内に濟州先端科学技術団地(以下「科学技術団地」という。)を造成することができる。〈改正 2008. 2. 29、2013. 3. 23〉

**2** 科学技術団地の造成は、「産業立地及び開発に関する法律」による国家産業団地の指定及び開発に関する手続による。ただし、開発センターは、同法第 11 条第 1 項の規定にかかわらず、国土交通部長官に科学技術団地の指定を要請することができ、国土交通部長官は、同法第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、開発センターを事業施行者として指定することができる。〈改正 2008. 2. 29、2013. 3. 23〉

**3** 国土交通部長官が科学技術団地を指定しようとするときには、支援委員会の審議を経なければならない。この場合、支援委員会の審議は、「産業立地及び開発に関する法律」第 3 条の規定による産業立地政策審議会の審議とみなす。〈改正 2008. 2. 29、2013. 3. 23〉

**4** 科学技術団地の管理は、「産業集積活性化及び工場設立に関する法律」による産業団地の管理手続による。ただし、産業通商資源部長官は、同法第 30 条第 2 項の規定にかかわらず、開発センターに科学技術団地管理業務の全部又は一部を委託することができる。〈改正 2008. 2. 29、2013. 3. 23〉

**第 217 条(濟州投資振興地区の指定)** 道知事は、濟州自治道に大統領令で定める基準に該当する投資を誘致するために必要な場合には、次の各項のいずれかに該当する地域を第 226 条による濟州国際自由都市総合計画審議会の審議を経て、濟州投資振興地区(以下「投資振

興地区」という。)として指定することができる。〈改正 2007. 8. 3〉

- 一 投資者が希望する地域
- 二 投資誘致を促進するのに有利な地域であって、大統領令で定める条件を備える地域

**2** 道知事は、前項の規定により投資振興地区を指定するときには、次の各項の事項を告示しなければならない。〈改正 2011. 5. 23〉

- 一 投資振興地区の名称、位置及び面積
- 二 投資振興地区の開発又は管理方法
- 三 その他投資振興地区に関して大統領令で定める事項

**3** 投資振興地区は、開発センターがこれを管理する。

**4** 投資振興地区の指定手続、方法及び管理に関して必要な事項は、大統領令で定める。〈改正 2011. 5. 23〉

**第 218 条(投資振興地区の指定解除)** 道知事は、前条の規定による投資が大統領令で定める基準に適合しなくなった場合には、第 226 条による濟州国際自由都市総合計画審議会の審議を経て、投資振興地区の指定を解除しなければならない。〈改正 2007. 8. 3〉

**2** 前項の規定による投資振興地区の指定解除に関する手続等に関して必要な事項は、大統領令で定める。〈改正 2011. 5. 23〉

**第 218 条の 2(出資総額制限に関する特例)** 削除〈2011. 5. 23〉

※訳注：削除前の条文は、下記のとおり。

第 218 条の 2(出資総額制限に関する特例) 「独占規制及び公正取引に関する法律」第 10 条第 1 項による出資総額制限企業集団に属する会社が第 216 条による濟州先端科学技術団誌に入居した会社又は第 217 条による濟州投資振興地区において大統領令で定める事業を営むために設立された会社の株式を取得又は所有する場合に、当該出資総額制限企業集団に属する会社が取得又は所有している株式は、同法第 10 条第 1 項本文の他の国内会社の株式とみなさない。

[本条新設 2007. 8. 3]

**第 219 条(資金支援等)** 国又は濟州自治道は、開発センターが科学技術団地の造成、投資振興地区の入居企業に賃貸する用地買入費の融資、土地等の賃貸料減免その他開発事業に必要な資金の支援を要請する場合には、これを最大限支援しなければならない。

**2** 前項の規定により国が開発センターに対して支援する資金支援の基準及び手続は、大統領令で定めるところにより、支援委員会で定める。

**3** 国又は濟州自治道は、濟州自治道の連陸交通施設(空港及び港湾をいう。)拡充のための事業に対し、行政・財政的支援を行うことができる。

**4** 道知事は、濟州自治道に対する投資を促進するために必要な場合には、道条例で定めるところにより、濟州自治道に投資する企業に対して雇用補助金、教育訓練補助金等を支給することができる。

**第 220 条(国公有地の賃貸及び売却の特例)** 企画財政部長官、国有財産の管理庁又は道知事は、「国有財産法」及び「公有財産及び物品管理法」の関連規定にかかわらず、科学技術団地又は投資振興地区に入居する企業、国際機関(以下、この条において「入居企業」という。)に国又は濟州自治道が所有する土地、工場その他の国・公有財産(以下、この条において「土地等」という。)を随意契約により使用、収益若しくは貸付(以下「賃貸」という。)し、又は売却することができる。〈改正 2008. 2. 29〉

**2** 前項の規定により国又は濟州自治道が所有する土地等を賃貸する場合の賃貸期間は、「国有財産法」第 35 条第 1 項、第 46 条第 1 項及び「公有財産及び物品管理法」第 21 条第 1 項、第 31 条第 1 項の規定にかかわらず、50 年の範囲以内で定めることができる。この場

合、賃貸期間は、これを更新することができ、更新期間は、更新する毎に 50 年を超過することができない。〈改正 2009. 1. 30〉

**3** 第 1 項の規定により国又は済州自治道が所有する土地等を賃貸する場合には、「国有財産法」第 18 条及び「公有財産及び物品管理法」第 13 条の規定にかかわらず、その土地の上に工場その他の永久施設物を築造させることができる。この場合、当該施設物の種類等を考慮して賃貸期間が終了するときに、これを国又は済州自治道に寄付し、又は原状回復して返還する条件を付して土地を賃貸することができる。〈改正 2009. 1. 30〉

**4** 第 1 項の規定により賃貸する土地等の賃貸料は、「国有財産法」第 32 条第 1 項、第 33 条(第 47 条の規定により準用する場合を含む。)及び「公有財産及び物品管理法」第 22 条第 1 項、第 23 条、第 32 条、第 33 条の規定にかかわらず、国有財産は大統領令で、公有財産は道条例で定めるところによるものとし、必要なときにはこれを外貨で表示することができる。〈改正 2009. 1. 30〉

**5** 第 1 項の規定による土地等を入居企業に売却するに当たって、買い入れる者が買入代金を一回払いで納付することが困難であると認められる場合には、「国有財産法」第 50 条第 1 項、同条第 2 項及び「公有財産及び物品管理法」第 37 条第 1 項の規定にかかわらず、国有財産は大統領令で、公有財産は道条例で定めるところにより、納付期日を延期し、又は分割納付させることができる。〈改正 2009. 1. 30〉

**6** 第 1 項の規定により入居企業に賃貸する土地等は、次の各項の法律の規定にかかわらず、国有財産は大統領令で、公有財産は道条例で定めるところにより、土地等の賃貸料を減免することができる。〈改正 2009. 1. 30〉

- 一 科学技術団地内で土地等を賃貸する場合、「産業集積活性化及び工場設立に関する法律」第 34 条及び「産業立地及び開発に関する法律」第 38 条
- 二 「国有財産法」第 34 条(同法第 47 条の規定により準用する場合を含む。)
- 三 「公有財産及び物品管理法」第 24 条及び第 34 条

**第 221 条(船舶登録特区の指定)** 船舶登録を活性化するために、「開港秩序法」第 3 条の規定による済州自治道内の開港を船舶登録特区として指定する。

**2** 「国際船舶登録法」第 4 条の規定により国土交通部長官に登録した船舶であって、前項の規定による開港を船積港とする船舶及び大統領令で定める外国船舶に対しては、「地方税特例制限法」及び「農漁村特別税法」で定めるところにより、取得税及び財産税並びに「地方税法」第 146 条第 2 項による地域資源施設税、地方教育税及び農漁村特別税を免除することができる。〈改正 2008. 2. 29、2010. 3. 31、2013. 3. 23〉

**3** 船舶登録特区の指定及び運営等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

**第 221 条の 2(電気事業に関する特例)** 「電気事業法」第 7 条、第 9 条、第 10 条、第 12 条、第 13 条、第 61 条第 1 項ないし第 4 項、第 62 条第 1 項、第 71 条及び第 108 条第 3 項(委譲される権限に限る。)による産業通商資源部長官の権限(電気事業であって、「新エネルギー及び再生エネルギー開発・利用・普及促進法」による新エネルギー及び再生エネルギーのうち太陽エネルギー及び風力の発電事業に関するものに限る。)は、道知事の権限とする。ただし、2 千キロワットを超過する風力の発電事業を許可する場合には、産業通商資源部長官と協議しなければならない。〈改正 2008. 2. 29、2011. 5. 23、2013. 3. 23〉

**2** 前項に該当する発電事業(3 千キロワットを超過する場合に限る。)の許可、認可等に関する事項を審議するために、道知事所属下に委員会を置くものとし、その構成及び機能等に必要な事項は、道条例で定める。〈改正 2011. 5. 23〉

**3** 道知事が第 1 項により許可、認可等をするときには、前項による委員会の審議を経た場合、「電気事業法」第 7 条第 2 項、第 10 条第 2 項及び第 12 条第 1 項にかかわらず、同法による電気委員会の審議を経たものとみなす。

**4** 道知事は、第 229 条により承認を受けなければならない開発事業の範囲に太陽エネル

ギー及び風力発電事業が含まれている場合には、「電気事業法」第7条第6項により産業通商資源部令で定める事項以外に、地域的特性を考慮した太陽エネルギー及び風力発電事業の具体的な基準及び手続を道条例で定めることができる。〈改正 2008.2.29、2011.5.23、2013.3.23〉

**5** 「電気事業法」第10条第3項、第12条第5項、第61条第1項ただし書、同条第2項、同条第3項ただし書、同条第4項、同条第5項、第62条第1項ただし書、同条第2項ただし書、同条第3項及び同条第5項で大統領令又は産業通商資源部令で定めることとしている事項は、道条例で定めることができる。ただし、「新エネルギー及び再生エネルギー開発・利用・普及促進法」による新エネルギー及び再生エネルギーのうち風力の発電事業に関するものに限る。〈本項新設 2011.5.23、改正 2013.3.23〉

[本条新設 2007.8.3]

**第 221 条の 3(工場立地等の指導及び監督に関する特例)** 「産業集積活性化及び工場設立に関する法律」第49条第1項による産業通商資源部長官の権限は、道知事の権限とする。〈改正 2013.3.23〉

[本条新設 2009.3.25]

**第 221 条の 4(商工会議所設立等に関する特例)** 「商工会議所法」第6条、第7条第2項及び第49条第1項による産業通商資源部長官の権限は、道知事の権限とする。〈改正 2013.3.23〉

[本条新設 2009.3.25]

**第 221 条の 5(風力資源の公共的管理)** 道知事は、済州自治道の風力資源を公共の資源として管理しなければならない。

**2** 道知事は、風力資源の適正管理及び調査、風力発電設備の事後管理並びに風力資源の開発及び利用に努めなければならない。

**3** 第221条の2第1項により風力発電事業許可を受けようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 済州自治道が「地方公企業法」により設立して道条例で定める運営能力を備えた地方公企業（同法第77条の3による出資法人及び出えん法人を含む。）

二 道条例で定める基準以上の財政的・技術的能力を備えた者

三 道条例で定める発電設備容量未滿の小規模風力発電事業をしようとする者

**4** 第3項及び第221条の2第1項により風力発電事業許可を受けて風力発電設備を設置して利用する者は、安定した風力発電のために、道条例で定めるところにより必要な措置を講じなければならない。

**5** 道知事は、第4項による措置を怠る者に対しては、道条例で定めるところにより、是正命令又は利用中止等必要な措置を講じることができる。

**6** 道知事は、風力資源の体系的な開発及び風力発電の活性化のために必要な場合、道条例で定めるところにより、風力発電地区を指定して育成することができる。

**7** 道知事は、第6項による風力発電地区の指定により不利益を受ける周辺地域を新エネルギー及び再生エネルギー特性化集落として指定して、行政的・財政的支援を行うことができ、これに対する細部事項は道条例で定めることができる。

[本条新設 2011.5.23]

## 第 14 章 国際自由都市の開発に関する計画

### 第 1 節 開発に関する計画の樹立

**第 222 条(総合計画の樹立)** 道知事は、次の各号の事項を含む国際自由都市の開発に関する総合計画（以下「総合計画」という。）を樹立する。

- 一 濟州自治道を国際自由都市として開発するための基本施策に関する事項
- 二 世界平和の島指定等、国際交流・協力の増進に関する事項
- 三 観光産業の育成並びに観光資源の利用、開発及び保全に関する事項
- 四 教育の振興及び人材育成に関する事項
- 五 医療、保健及び社会福祉に関する事項
- 六 農業、林業、畜産業及び水産業の振興に関する事項
- 七 先端知識産業、物流産業、金融産業等、地域産業の振興に関する事項
- 八 土地、水その他の天然資源の利用、開発及び保全に関する事項
- 九 海洋の利用、開発及び保全に関する事項
- 十 自然環境の保全及び汚染防止に関する事項
- 十一 地域社会の保全及び汚染防止に関する事項
- 十二 郷土文化の保存及び文化芸術の振興に関する事項
- 十三 外国人の生活便宜の増進に関する事項
- 十四 道路、港湾、情報通信等、社会資本施設に関する事項
- 十五 水資源、電力その他のエネルギー開発に関する事項
- 十六 地域情報化の基盤構築及び振興に関する事項
- 十七 開発事業（総合計画により施行される開発事業をいう。以下同じ。）等に必要なた投資財源の調達及び年度別投資計画の樹立に関する事項
- 十八 その他道知事が必要と認める事項

**2** 道知事が総合計画を樹立しようとするときは、公聴会を開催しなければならないが、第 226 条の規定による濟州国際自由都市総合計画審議会の審議を経なければならない。

**3** 総合計画は、他の法令による開発計画に優先する。ただし、軍事に関する事項は、この限りでない。

**4** 総合計画の樹立手続及び方法に関し必要な事項は、大統領令で定める。

**第 223 条(総合計画の決定)** 道知事は、総合計画を樹立するときは、道議会の同意を得なければならない。

**2** 道知事は、総合計画を変更又は廃止する場合には、道議会の同意を得なければならない。ただし、大統領令で定める軽微な事項の変更は、第 226 条の規定による濟州国際自由都市総合計画審議会の審議を経て、これを変更することができる。

**3** 道知事は、総合計画を変更又は廃止しようとする場合には、関係住民の財産上の損失を防止するための予防対策を講じなければならない。

**4** 道知事は、第 1 項及び第 2 項の規定により樹立、変更又は廃止された総合計画を、大統領令で定めるところにより告示し、支援委員会、道教育監及び開発センターに通報しなければならない。

**第 224 条(広域施設計画)** 道知事は、総合計画の円滑な推進のため、同一の生活圏を形成している地域を広域的に開発する必要がある場合には、広域施設計画（以下「広域施設計画」という。）を樹立して、施行することができる。

**2** 広域施設計画の内容には、交通施設、用水供給施設、下水処理施設、廃棄物処理施設、エネルギー供給施設及び情報・通信施設に関する事業計画が含まれなければならないが、必要な場合、個別施設に限り計画を樹立することができる。

3 道知事は、広域施設計画を樹立する場合には、第 226 条の規定による濟州国際自由都市総合計画審議会の審議を経て、道議会の同意を得て確定し、道条例で定めるところにより、告示しなければならない。

4 前項の規定により確定及び告示された広域施設計画による事業施行は、当該事業に関する法律で定める手続による。

**第 225 条(民活誘致推進計画)** 道知事は、第 222 条第 1 項第十七号の規定による年度別投資計画の樹立及び民活（訳注：原文は「民資」）誘致の促進のため、次の各号の事項を内容とする民活誘致推進計画を作成しなければならない。

- 一 民活誘致対象事業の範囲
- 二 民活誘致の支援に関する事項

2 道知事は、前項の規定による民活誘致推進計画を作成したときは、道条例で定めるところにより、これを公告し、開発事業に参加しようとする者に対し、説明会を開催しなければならない。

3 第 1 項の規定による民活誘致推進計画を審議し、民活誘致活動を支援するため、濟州自治道に、民活誘致委員会を置くものとし、道知事の所屬下に、民活誘致支援本部を設置する。

4 前項の規定による民活誘致委員会及び民活誘致支援本部の構成及び運営に関し必要な事項は、道条例で定める。

**第 226 条(濟州国際自由都市総合計画審議会)** 総合計画に関する次の各号の事項を審議するため、濟州自治道に、濟州国際自由都市総合計画審議会（以下「総合計画審議会」という。）を置く。〈改正 2007. 8. 3〉

- 一 総合計画の樹立に必要な目標、指針及びその基準に関する事項
- 二 総合計画の総合的調整に関する事項
- 三 広域施設計画の審議に関する事項
- 四 総合計画に対する住民意見の反映及び住民参加に関する事項
- 五 開発利益の地域還元に関する事項
- 六 総合計画の評価に関する事項
- 七 その他道条例で定める事項

2 総合計画審議会は、委員長 1 名及び副委員長 2 名を含む 23 名以内の委員により構成する。

3 総合計画審議会の委員長は、道知事とし、副委員長は、道知事で定める副知事及び総合計画審議会で選出した 1 名とする。〈改正 2007. 8. 3〉

4 総合計画審議会の委員は、道条例で定めるところにより、道知事が任命又は委嘱した者とする。ただし、第 97 条第 1 項ただし書の規定により国家公務員とみなす副教育監は、当然職委員とする。〈改正 2007. 8. 3〉

5 その他総合計画審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、道条例で定める。

## 第 2 節 開発事業の施行

**第 227 条(基礎調査)** 道知事、開発センター又は開発事業を施行しようとする者は、総合計画、第 266 条第 1 項の規定による開発センター施行計画又は第 229 条第 3 項の規定による事業計画の樹立のため、道条例で定めるところにより、基礎調査を行うことができる。

2 前項の規定による基礎調査には、当該開発事業地区内の自然生態及び景観に及ぼす影響その他道条例で定める事項が含まれなければならない。

3 道知事、開発センター又は開発事業を施行しようとする者は、第 1 項の規定による基礎調査のため必要と認める場合には、他人が所有又は占有する土地に出入し、又はその土



地を材料積置場、通路又は仮道として一時使用することができる。

4 「国土の計画及び利用に関する法律」第 130 条及び第 131 条の規定は、前項の規定による土地への出入及び土地の一時使用に対する損失補償に関し、これを準用する。

**第 228 条(事業施行予定者の指定)** 道知事は、開発事業のうち、第 299 条の規定による環境影響評価対象である事業及び「国土の計画及び利用に関する法律」第 30 条の規定による都市・郡管理計画変更（同法第 6 条第一号の規定による都市地域外の地域で行われる都市・郡管理計画変更に限る。）が先行されなければならない事業を実施しようとする者（国及び管理センターを含む。以下同じ。）を、道条例で定めるところにより、開発事業の施行予定者として指定することができる。〈改正 2011. 4. 14〉

2 前項の規定により指定を受けた開発事業の施行予定者（以下「事業施行予定者」という。）は、指定を受けた日から 2 年以内に、次条の規定による開発事業施行承認を受けなければならない。その施行承認を受けられなかった場合には、事業施行予定者として指定を受けた日から 2 年が経過した日の翌日から、事業施行予定者指定の効力を失う。ただし、環境影響評価の手續履行等、やむを得ない事由により開発事業の施行承認期限の延期がやむを得ない場合には、1 年の範囲内で、1 回に限り、延期することができる。

**第 229 条(開発事業の施行承認等)** 開発事業を施行しようとする者は、道知事の施行承認を受けなければならない。ただし、開発事業の施行者が国又は地方自治団体の場合には、道知事の意見を聴かなければならない。

2 前項の規定により道知事の施行承認を受けなければならない開発事業又は意見を聴かなければならない開発事業の範囲は、道条例で定める。

3 第 1 項の規定により開発事業の施行承認を受けようとする者又は意見を聴こうとする者は、道条例で定めるところにより、事業計画及び添付書類を作成して、道知事に提出しなければならない。

4 道知事は、道条例で定めるところにより、添付書類等に一部要件の不備がある場合、これを修正することを条件として、第 1 項の規定による開発事業の施行承認を行うことができる。

5 道知事は、開発事業を施行しようとする者が農漁民団体である場合には、道条例で定めるところにより、優先的にその開発事業の施行承認を行うことができる。

6 開発事業の着手期限は、第 1 項の規定により開発事業の施行承認を受けた日から 1 年以内とする。ただし、道知事は、事業着手期限の延期がやむを得ないと認められる場合には、1 年の範囲内で 1 回に限り、事業着手期限を延期することができる。〈改正 2007. 8. 3〉

7 第 1 項の規定により開発事業の施行承認を受けた日から前項の規定による事業着手期限以内に、その事業に着手しない場合には、事業着手期限が満了した日の翌日に、その開発事業の施行承認は、効力を失う。この場合、道知事は、その事実を、道条例で定めるところにより、公告しなければならない。

8 道知事は、第 1 項の規定による開発事業の施行承認を受けようとする者の承認があった場合には、特別な事由がない限り、担当公務員を指名して、事業施行承認に関する業務を処理させなければならない。

9 第 1 項から第 5 項まで及び前項の規定は、既存の開発事業の内容を変更しようとする場合に関し、これを準用する。ただし、道条例で定める軽微な事項を変更しようとする場合は、この限りでない。〈2011. 5. 23〉

10 外国人投資による開発事業に関しては、第 1 項ないし前項の規定にかかわらず、「外国人投資促進法」による。

11 産業団地開発事業に関しては、第 1 項ないし第 9 項の規定にかかわらず、「産業立地及び開発に関する法律」による。〈本項新設 2007. 8. 3〉

12 道知事が開発事業の施行承認をする場合には、道条例で定めるところにより、これを

告示しなければならない。施行承認を受けた開発事業の内容を変更する場合もまた同じ。〈繰下げ 2007. 8. 3〉

**第 230 条(許認可等の擬制)** 開発事業を施行しようとする者が前条の規定による開発事業の施行承認を受けた場合又は意見を聴いた場合には、次の各号の許可、認可、指定、承認、協議及び申告等(以下、「許認可等」という。)を受けたものとみなし、前条第 12 項の規定により開発事業の施行承認が告示されたときは、次の各号の法律による許認可等の告示又は公告があったものとみなす。〈改正 2007. 4. 6、2007. 4. 11、2007. 8. 3、2007. 12. 27、2008. 3. 2、2009. 1. 30、2009. 3. 25、2010. 4. 15、2010. 5. 31、2011. 4. 14、2011. 5. 23〉

- 一 「草地法」第 21 条の 2 の規定による土地の形質変更等の許可及び同法第 23 条の規定による草地転用の許可、申告又は協議
- 二 「山地管理法」第 14 条の規定による山地転用許可及び同法第 15 条の規定による山地転用申告、「山林資源の造成及び管理に関する法律」第 36 条第 1 項及び同条第 4 項の規定による林木伐採等の許可、同法第 45 条第 1 項及び同条第 2 項の規定による保安林内での行為の許可及び申告並びに同法第 46 条の規定による保安林の指定解除
- 三 「農地法」第 31 条の規定による農業振興地域等の変更、解除及び同法第 34 条の規定による農地の転用の許可又は協議
- 四 「農漁村整備法」第 23 条の規定による農業基盤施設の目的外使用の承認、同法第 82 条の規定による農漁村観光休養団地の開発事業計画の承認、同法第 83 条による観光農園の開発事業計画の承認及び同法第 86 条による農漁村民宿事業者の指定
- 五 「産業集積活性化及び工場設立に関する法律」第 13 条第 1 項の規定による工場設立等の承認
- 六 「産業立地及び開発に関する法律」第 8 条の規定による農工団地の指定、同法第 16 条の規定による産業団地開発事業の施行者の指定及び同法第 19 条の規定による農工団地開発事業計画の承認
- 七 「河川法」第 6 条の規定による管理庁との協議又は承認、同法第 30 条の規定による河川工事施行の許可、同法第 33 条の規定による河川占用の許可及び同法第 50 条の規定による河川水の使用許可
- 八 「公有水面の管理及び埋立に関する法律」第 5 条の規定による占有及び使用の許可、同法第 8 条の規定による実施計画の認可(埋立免許を受けた埋立予定地を除く。)第 9 条の規定による公有水面埋立の免許、同法第 13 条の規定による告示、同法第 15 条の規定による実施計画の認可及び告示並びに同法第 38 条の規定による協議及び承認
- 九 「下水道法」第 11 条の規定による公共下水道(糞尿処理施設に限る。)の設置認可、同法第 16 条の規定による公共下水道工事の施行許可及び同法第 24 条の規定による公共下水道の占有許可
- 十 「廃棄物処理施設設置促進及び周辺地域支援等に関する法律」第 9 条の規定による廃棄物処理施設の立地選定及び同法第 11 条の 3 の規定による廃棄物処理施設設置計画の承認
- 十一 「水道法」第 17 条及び同法第 49 条の規定による一般水道事業及び工業用水道事業の認可並びに同法第 52 条及び同法第 54 条の規定による専用上水道及び専用工業用水道設置の認可
- 十二 「電気事業法」第 7 条の規定による発電事業(この法第 221 条の 2 第 1 項による発電事業を除く。)、送電事業、配電事業又は電気販売事業の許可、同法第 61 条の電気事業用電気設備の工事計画の認可又は申告及び同法第 62 条の規定による自家用電気設備の工事計画の認可又は申告
- 十三 「体育施設の設置及び利用に関する法律」第 12 条の規定による事業計画の承認
- 十四 「観光振興法」第 15 条の規定による事業計画の承認、同法第 52 条の規定による観光地の及び観光団地造成計画の承認並びに同法第 54 条の規定による造成計画の承認

- 十五 削除<2010. 4. 15>
- 十六 「道路法」第5条の規定による道路管理庁との協議又は承認、同法第34条の規定による道路工事施行の許可及び同法第38条の規定による道路占用の許可
- 十七 「国土の計画及び利用に関する法律」第30条の規定による都市・郡管理計画（大統領令で定める都市・郡計画施設及び同法第49条の地区単位計画に関する都市・郡管理計画に限る。）の決定、同法第56条の規定による開発行為の許可、同法第86条の規定による都市・郡計画施設事業の施行者の指定及び同法第88条の規定による実施計画の認可。この場合、観光開発事業にあつては、「国土の計画及び利用に関する法律」第30条の規定による都市・郡管理計画（同法第51条第3項による地区単位計画区域の指定計画に限る。）の決定、同法第32条第2項の規定による地形図面の承認、同法第36条の規定による用途地域のうち都市地域以外の地域の計画管理地域指定及び同法第37条の規定による用途地区のうち開発振興地区の指定が追加されたものとみなす。
- 十八 削除<2007. 8. 3>
- 十九 「葬事等に関する法律」第27条の規定による他人の土地等に設置された墳墓等の処理
- 二十 「港湾法」第9条第2項の規定による港湾工事施行の許可及び同法第10条第2項の規定による実施計画の承認
- 二十一 「都市開発法」第11条の規定による都市開発事業施行者の指定、同法第13条の規定による組合の設立認可並びに同法第17条及び第18条の規定による都市開発事業に関する実施計画の認可、告示等
- 二十二 「宅地開発促進法」第9条の規定による宅地開発事業実施計画の承認
- 二十三 「都市及び住居環境整備法」第28条の規定による事業施行認可
- 二十四 「私道法」第4条の規定による私道開設の許可
- 二十五 「砂防事業法」第14条の規定による土地の形質変更等の許可及び同法第20条の規定による砂防地指定の解除
- 二十六 「小河川整備法」第6条の規定による小河川整備総合計画の承認、同法第10条の規定による小河川工事の施行許可及び同法第14条の規定による小河川占用許可
- 二十七 「骨材採取法」第22条の規定による骨材採取の許可
- 二十八 「国有財産法」第30条の規定による国有財産の使用許可
- 二十九 「公有財産及び物品管理法」第19条第1項ただし書の規定による使用・収益許可
- 三十 「建築法」第11条及び第14条の規定による建築許可及び建築申告並びに同法第20条の規定による仮設建築物の建築許可及び申告
- 三十一 「集団エネルギー事業法」第4条の規定による集団エネルギーの供給妥当性に関する協議
- 三十二 「エネルギー利用合理化法」第10条の規定によるエネルギー使用計画の協議
- 三十三 「物流施設の開発及び運営に関する法律」第28条の規定による物流団地開発実施計画の承認
- 三十四 「博物館及び美術館振興法」第18条の規定による博物館及び美術館の設置計画の承認
- 三十五 「廃棄物管理法」第29条第2項第二号の規定による環境部令で定める規模の廃棄物処理施設の申告（道知事が設置しようとする場合を除く。）
- 三十六 「公益事業のための土地等の取得及び補償に関する法律」第20条第1項による事業認定
- 三十七 「温泉法」第10条による温泉開発計画の承認

**2** 道知事が前条の規定により開発事業施行承認をしようとする場合又は意見をする場合、その内容に前項各号のいずれかに該当する事項が存するときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

3 前項の規定により道知事から協議の要請を受けた関係行政機関の長は、協議の要請を受けた日から30日以内に、具体的な事由が明示された意見を提出しなければならない。その期間内に意見提出がないときは、協議したものとみなす。〈本項新設 2007.8.3〉

4 関係行政機関の長は、第2項の規定による協議が各種委員会の審議を要する事項が含まれている場合には、当該委員会の審議を経た後、その結果に従い協議に応じなければならない。〈繰下げ 2007.8.3〉

5 第1項による許可等の擬制を受けようとする者は、開発事業の施行承認申請をするときに、当該法律で定める関係書類を合わせて提出しなければならない。〈本項新設 2011.5.23〉

**第231条(開発事業施行承認の処理期間と満了時の措置)** 道知事は、第229条の規定による開発事業の施行承認を道条例で定める処理期間以内に処理しなければならない。その処理期間以内に承認の拒否に関する通知をしない場合には、処理期間が満了した日の翌日にその承認があったものとみなす。この場合、処理期間以内に承認の拒否に関して通知をするときには、道条例で定めるところにより、書面で開発事業を施行しようとする者にその事由を通知しなければならない。

2 前項の規定により承認があったものとみなす場合、道知事は、開発事業を施行しようとする者の申請により、遅滞なく、当該承認があったことを証明する書類を交付しなければならない。

3 道知事は、第1項の規定により拒否通知を受けた開発事業を施行しようとする者がその拒否事由を解消して、関係法令による承認の要件を満たしたことを証明する書類を提出する場合には、道条例で定める期間以内に、当初の承認をしなければならない。

4 第1項の規定は、前条第2項の規定による協議に関して、これを準用する。ただし、第1項の規定により開発事業の施行承認に関して協議期間及び添付書類等を定めようとする場合には、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。

**第232条(開発事業に関する一括処理組織)** 第229条の規定による開発事業の施行承認に関する事務及び「外国人投資促進法」第17条第2項の規定による直接処理申請事務を迅速かつ括的に処理するために、道知事所属下に一括処理組織を置くことができる。

2 道知事は、前項の規定による一括処理組織の設置のために必要な場合には、関係行政機関及び関係機関・団体に対し、公務員又は役職員の派遣を要請することができる。

3 前項の規定による要請に応じて公務員又は役職員を派遣した関係行政機関又は関係機関・団体の長は、派遣者に対して昇進、転任、厚生福祉等について不利な処遇をしてはならない。

4 道知事は、第1項の規定による事務を遂行するに当たって必要な場合には、関係行政機関又は関係機関・団体に資料提出等の協力を要請することができる。

5 その他第1項の規定による一括処理組織の構成及び運営に関して必要な事項は、道条例で定める。

**第233条(制限的土地収用)** 次の各項のいずれかに該当する事業施行者(第229条第1項の規定により開発事業の施行承認を得た者又は道知事の意見を聴いた者をいう。)は、事業対象土地面積内で国・公有地を除いた土地の3分の2以上を所有し、土地所有者総数の2分の1以上の同意を受けて、開発事業による事業規模が道条例で定める一定面積以上の場合には、開発事業に必要な土地、建物又は土地に定着した物件及びこれらに関する所有権以外の権利(以下、この条において「土地等」という。)を収用又は使用することができる。

一 第266条第1項の規定による開発センター施行計画による開発事業を施行する開発センター

二 「観光振興法」第2条第七号の規定による観光団地の事業施行者

三 「国土の計画及び利用に関する法律」第 2 条第六号の規定による基盤施設内の遊園地施設に対する事業施行者

2 第 229 条第 12 項の規定による告示があったときには、「公益事業のための土地等の取得及び補償に関する法律」第 20 条第 1 項及び第 22 条の規定による事業認定及び事業認定の告示があったものとみなす。ただし、裁決の申請は、同法第 23 条第 1 項及び第 28 条第 1 項の規定にかかわらず、開発事業の施行期間内にこれを行うことができる。〈改正 2011. 5. 23〉

3 第 1 項の規定による収用又は使用に対しては、この法に規定された事項を除き、「公益事業のための土地等の取得及び補償に関する法律」を準用する。

**第 234 条(土地の備蓄)** 道知事は、土地価格の安定、開発用土地の効率的な開発及び供給並びに望ましい開発を誘導して、公共用地の早期確保により公共事業の円滑な推進を図るため、土地特別会計を設置して運用することができる。

2 土地特別会計の歳入は、次の各号のとおりとする。〈改正 2010. 3. 31〉

- 一 国及び他の地方自治体の出えん金
- 二 济州自治道の一般会計及び他の特別会計からの繰入金
- 三 「地方税法」第 117 条により物納を受けた不動産(土地特別会計資金により取得した不動産を含む。)の収益
- 四 公有財産の処分又は賃貸収入
- 五 土地債券の発行金

3 土地特別会計の歳出は、次の各号のとおりとする。

- 一 土地取得のための資金
- 二 土地特別会計の管理及び運営に必要な諸般の経費
- 三 土地債券発行金の償還
- 四 その他土地特別会計を設置した目的を達成するために道条例で定める事業に必要な資金

4 第 2 項第三号の規定により物納を受けた土地及び前項第一号の規定により取得した土地は、「公有財産及び物品管理法」第 19 条ないし第 21 条、第 28 条、第 29 条、第 36 条、第 39 条及び第 40 条の規定にかかわらず、道条例で定めるところにより、賃貸又は交換、譲与、売却等の処分を行うことができる。

5 道知事は、開発用土地を安定的に取得又は処分するために、「地方自治法」第 39 条第 1 項第六号及び「公有財産及び物品管理法」第 10 条の規定にかかわらず、道議会の議決を得ずに取得又は処分を行うことができる。この場合、道知事は、道議会に開発用土地の取得又は処分に対する結果を報告しなければならない。〈改正 2007. 5. 11〉

6 その他土地特別会計の設置及び運営に関して必要な事項は、道条例で定める。

**第 235 条(土地等の取得業務の委託)** 事業施行者は、開発事業のための土地等(「公益事業のための土地等の取得及び補償に関する法律」第 2 条第一号の土地等をいう。以下同じ。)の取得業務、損失補償業務及び売買管理業務等を、道条例で定めるところにより、道知事、「公共機関の運営に関する法律」による公共機関、「地方公企業法」による地方公企業その他道条例で定める者に委託することができる。〈改正 2007. 8. 3〉

2 前項の規定により土地等の取得業務、損失補償業務及び売買管理業務等を委託する場合、その委託手数料等に関しては、道条例で定める。

**第 236 条(開発事業地区に対する他の法律の準用)** 第 229 条の規定により開発事業の施行承認を得た開発事業地区内で公共施設の帰属及び国・公有地の売却処分制限に関しては、「産業立地及び開発に関する法律」第 26 条及び第 27 条の規定を準用する。

2 前項の規定による開発事業地区内で土地、物件又は権利を提供することにより生活の

根拠を失うこととなる者に対する移住対策に関しては、「公益事業のための土地等の取得及び補償に関する法律」第 78 条の規定を準用する。

**第 237 条(租税の減免)** 開発事業の円滑な推進のために必要な場合には、投資振興地区、科学技術団地、自由貿易地域の投資者又は入居企業等と開発事業地区に対する投資又は開発事業地区内の土地等の譲渡又は取得に対して、「租税特例制限法」、「関税法」及び「地方税特例制限法」で定めるところにより、法人税、所得税、関税、取得税、登録税、財産税等の租税を減免することができる。〈改正 2010. 3. 31〉

**第 238 条(負担金等の減免)** 開発事業の円滑な施行のために必要な場合には、「開発利益還収に関する法律」、「基盤施設負担金に関する法律」、「農地法」、「草地法」、「山地管理法」、「公有水面の管理及び埋立に関する法律」及び「河川法」で定めるところにより、開発負担金、基盤施設負担金、農地保全負担金、代替草地造成費、代替山林資源造成費、公有水面占用・使用料及び河川占用・使用料を減免することができる。〈改正 2007. 8. 3、2010. 4. 15〉

**第 239 条(土地売渡人等に対する支援)** 道知事又は開発センターは、事業施行者に対し、開発事業に必要な土地を売り渡した者に対して次の各項の支援措置を講ずるように勧奨することができる。

一 開発事業地区内の土地売渡人が当該開発事業場において観光土産販売店、農産物、林産物、畜産物、水産物等の直販場、レストハウス等の経営を希望する場合、その運営権の付与

二 土地売渡人が土地又は現金出資を希望する場合、その事業施行者との共同開発

**2** 前項の規定による道知事又は開発センターの勧奨があった場合、事業施行者は、開発事業の施行に特別な支障がない限り、勧奨措置に応じなければならない。

**3** 道知事は、当該開発事業地区の「農漁村発展特別措置法」第 2 条第二号の規定による農林漁業人である土地所有者に対して優先的に開発事業に投資することができ、第 260 条の規定による済州特別自治道開発事業特別会計によりこれを支援することができる。

**第 240 条(特別開発優遇事業)** 道知事は、次の各項のいずれかに該当する事業(以下「特別開発優待事業」という。)を道条例で定めるところにより育成しなければならない。

一 住民が投資資本全額の 100 分の 50 以上を出資した事業又は雇用者総数の 100 分の 80 以上が住民である事業

二 農・林・畜・水産業に対する経済的又は環境的に波及効果が著しい事業

三 郷土文化、芸術の振興及び文化観光の振興のために必要な事業

四 観光土産製造業、伝統地酒の製造、販売業等観光振興のために育成が必要な事業

五 その他住民福祉向上のために道知事が必要と認める事業

**2** 道知事は、特別開発優待事業を円滑に推進するために必要と認める場合には、当該事業を経営する者に対して補助金を支給し、又は融資することができる。

**第 241 条(開発事業地区近隣地域の支援)** 道知事又は開発センターは、第 229 条の規定により施行承認を得た開発事業又は意見を聴いた開発事業の施行により発生する住民の不便を解消するための事業及び生活環境を改善するための事業を支援することができ、その地域住民の所得向上のため、所得事業等に融資又は補助することができる。

**第 242 条(近隣地域住民の優先雇用)** 削除〈2009. 3. 25〉

**第 243 条(国土の計画及び利用に関する特例)** 第 292 条ないし第 294 条の規定による絶対保全地域、相対保全地域及び管理保全地域に指定された地域については、「国土の計画及び

利用に関する法律」第 27 条第 3 項の規定にかかわらず、土地の土壌、立地、活用可能性等、土地の適性に対する評価を行わないことができる。

2 道知事は、地域条件上必要なときは、道条例により、用途地区の名称及び指定目的、建築その他の行為禁止及び制限、開発事業に伴う土地使用面積の制限事項等を定めて、「国土の計画及び利用に関する法律」第 37 条の規定による用途地区以外の用途地区の指定又は変更を、都市・郡管理計画として決定することができる。〈改正 2011. 4. 14〉

3 濟州自治道内に設置する都市計画施設のうち、遊園地施設等大統領令で定める都市・郡計画施設の建ぺい率及び容積率は、「国土の計画及び利用に関する法律」第 77 条及び第 78 条の規定にかかわらず、道条例で定める。〈改正 2011. 4. 14〉

4 「国土の計画及び利用に関する法律」第 10 条、第 16 条第 2 項（協議に限る。）、第 29 条第 2 項第二号、第三号、第五号ないし第七号及び第 39 条の規定による国土交通部長官又は関係中央行政機関の長の権限は、これを道知事の権限とする。〈改正 2008. 2. 29、2011. 5. 23、2013. 3. 23〉

5 道知事は、「国土の計画及び利用に関する法律」第 8 条第 2 項、第 16 条及び第 30 条第 2 項並びに法律第 7470 号「国土の計画及び利用に関する法律を一部改正する法律」附則第 2 条の規定にかかわらず、国土交通部長官の承認及び協議を得ることなく、区域等の指定又は変更、広域都市計画の樹立又は変更、都市・郡管理計画の変更又は決定及び最初の都市・郡基本計画の樹立を行うことができる。〈改正 2008. 2. 29、2011. 4. 14、2013. 3. 23〉

6 第 4 項及び前項の規定の適用に当たっては、「国土の計画及び利用に関する法律」第 8 条第 3 項、第 10 条第 3 項、第 16 条第 2 項及び第 30 条第 3 項のうち「中央都市計画委員会」を「地方都市計画委員会」とみなす。〈改正 2011. 5. 23〉

7 道知事は、「国土の計画及び利用に関する法律」第 9 条の規定にかかわらず、他の法律で同法による用途地域、用途地区又は用途区域の指定又は変更に関する都市・郡管理計画の決定又は変更を擬制する内容が含まれている計画を許可、認可、承認又は決定しようとする場合には、同法第 113 条の規定による地方都市計画委員会の審議を受けなければならない。〈改正 2007. 8. 3、2011. 4. 14〉

8 道知事は、「国土の計画及び利用に関する法律」第 59 条第 1 項の規定にかかわらず、同項に規定された行為を、同法により許可しようとする場合又は他の法律により許可、認可、承認又は協議をしようとする場合には、同法第 113 条の規定による地方都市計画委員会の審議を受けなければならない。〈改正 2007. 8. 3〉

9 道知事は、「国土の計画及び利用に関する法律」第 34 条の規定にかかわらず、同条で規定された再検討期間内であって道条例で定める期間毎に、都市・郡管理計画を全面的に再検討し、これを整備しなければならない。〈改正 2011. 4. 14〉

10 道知事は、法律第 6655 号「国土の計画及び利用に関する法律」第 9 条第 1 項の規定にかかわらず、同法の規定による管理地域が細分される前であっても、同法附則第 9 条の規定による要件に該当する地域を、2009 年 12 月末までに地区単位計画区域として指定又は変更することができる。この場合、2009 年 12 月末までに管理地域が細分されない場合には、保全管理地域、生産管理地域又は計画管理地域において設置が許容される都市・郡計画施設は、管理地域で設置が許容されたものとみなす。〈改正 2007. 8. 3、2011. 4. 14〉

11 「国土の計画及び利用に関する法律」第 56 条第 1 項、第 56 条第 2 項ただし書、第 56 条第 4 項第三号、第 57 条第 2 項、第 4 項、第 58 条第 1 項第一号、第 3 項、第 60 条第 1 項、第 2 項、第 76 条第 1 項、第 2 項、第 5 項第一号、第 77 条及び第 78 条第 1 項から第 4 項までの規定により大統領令又は国土交通部令で定めることとした事項は、道条例で定めることができる。〈本項新設 2007. 8. 3、改正 2008. 2. 29、2009. 3. 25、2011. 5. 23、2013. 3. 23〉

**第 243 条の 2(建築に関する特例)** 「建築法」第 15 条第 3 項、第 23 条第 2 項、同条第 4 項、第 25 条第 7 項、同条第 8 項、第 69 条第 1 項、第 71 条第 1 項から第 5 項まで、同条第 8 項、第 72 条第 6 項、同条第 7 項、第 77 条第 1 項、同条第 2 項及び第 87 条第 1 項による国土交

通部長官の権限は、知事の権限とする。〈改正 2008. 2. 29、2009. 3. 25、2011. 5. 23、2013. 3. 23〉

**2** 「建築法」第 4 条第 5 項、第 5 条第 1 項、第 6 条、第 8 条、第 12 条第 1 項、第 13 条第 2 項、第 14 条第 1 項本文、同項第 4 号、第 5 号、第 16 条第 1 項本文及びただし書、第 2 項、第 17 条第 2 項、第 19 条第 3 項本文及びただし書、第 4 項本文、同条第 6 項、第 20 条第 1 項から第 3 項まで、第 22 条第 2 項各号以外の部分本文、同条第 3 項第 2 号、第 23 条第 1 項第 3 号、同条第 4 項、第 24 条第 5 項、第 25 条第 1 項ただし書・第 3 項から第 5 項まで、同条第 7 項、第 26 条、第 27 条第 1 項から第 3 項まで、第 28 条第 1 項、第 29 条第 1 項、第 34 条、第 35 条第 2 項、第 36 条第 3 項、第 37 条第 1 項・第 2 項、第 40 条第 4 項、第 41 条第 1 項、第 42 条第 1 項ただし書、第 43 条第 1 項各号以外の部分・第 2 項、第 44 条第 1 項第 2 号、同条第 2 項、第 45 条第 1 項各号以外の部分本文・第 3 項、第 46 条第 1 項ただし書・第 2 項、第 54 条第 1 項本文、第 57 条第 1 項、第 58 条、第 59 条第 1 項第 1 号・第 2 号、同条第 2 項、第 60 条第 1 項本文及びただし書、第 61 条第 1 項・第 2 項・第 3 項各号以外の部分及び同項第 8 号、第 62 条、第 63 条、第 64 条第 1 項ただし書及び後段・第 2 項本文及びただし書、第 69 条第 1 項第 1 号・第 2 号、第 70 条第 2 号・第 3 号、第 71 条第 1 項第 4 号後段・第 6 号後段・第 7 号、同条第 5 項・第 7 項後段、第 72 条第 1 項各号以外の部分後段・第 5 項ただし書・第 7 項・第 8 項後段、第 73 条第 1 項第 2 号、同条第 3 項、第 75 条第 2 項ただし書及び後段、第 78 条第 4 項、第 79 条第 2 項ただし書・第 4 項、第 80 条第 1 項ただし書及び同項第 2 号、第 83 条第 1 項・第 2 項、第 85 条第 1 項第 5 号、第 88 条第 1 項第 7 号及び第 102 条第 2 項で大統領令又は国土交通部令で定めることとした事項は、道条例で定めることができる。〈改正 2008. 2. 29、2009. 3. 25、2011. 5. 23、2013. 3. 23〉

**3** 「建築法」第 60 条第 1 項ただし書にかかわらず、街路区域別の建築物の最高高さを道条例で定めることができる。〈本項新設 2009. 3. 25〉

[本条新設 2007. 8. 3]

**第 244 条(山地管理に関する特例)** 「山地管理法」第 9 条、第 11 条、第 14 条、第 15 条、第 17 条、第 18 条、第 20 条、第 21 条、第 25 条、第 26 条、第 31 条、第 37 条ないし第 44 条（委譲された権限に関する事項に限る。）、第 47 条（委譲された権限に関する他人の土地への出入等に限る。）、第 48 条（委譲された権限に関する他人の土地への出入等に伴う損失補償に限る。）、第 49 条（委譲された権限に関する聴聞に限る。）、第 50 条（委譲された権限に関する手数料に限る。）及び第 57 条（移譲された権限に関する過怠料の賦課・徴収に限る。）の規定による山林庁長の権限は、これを道知事の権限とする。〈改正 2007. 8. 3、2011. 5. 23〉

**2** 「山地管理法」第 8 条第 1 項ただし書及び後段・第 2 項、第 9 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで、同条第 2 項・第 3 項、第 10 条第 3 号から第 5 号まで、同条第 10 号、第 11 条第 1 項第 4 号、第 12 条第 1 項第 2 号から第 16 号まで、同条第 2 項第 3 号・第 4 号各目以外の部分及び同号ア目ただし書、同項第 5 号から第 8 号まで、同条第 3 項、第 13 条第 4 項、第 13 条の 2 第 3 項、第 14 条第 1 項本文及びただし書・第 2 項、第 15 条第 1 項各号以外の部分ただし書及び後段・第 2 項・第 3 項、第 17 条第 1 項第 1 号・第 2 号、同条第 2 項、第 18 条第 2 項から第 5 項まで、第 20 条各号以外の部分本文、第 21 条第 1 項各号以外の部分・第 2 項・第 3 項、第 22 条第 4 項、第 25 条第 1 項本文及びただし書・第 2 項ただし書及び後段・第 3 項本文・第 4 項、第 25 条の 2 題 1 号・第 2 号・第 4 号、第 25 条の 3 第 1 項第 1 号・第 2 号・第 4 号、第 25 条の 4 題 2 号から第 4 号まで、第 26 条第 1 項本文及びただし書・第 2 項、第 28 条第 1 項第 2 号・第 4 号・第 5 号本文、同条第 2 項各号以外の部分及び同項第 2 号・第 4 号、同条第 3 項本文及びただし書、第 29 条第 1 項ただし書・第 3 項・第 5 項、第 30 条第 1 項ただし書及び後段・第 3 項・第 5 項本文、第 37 条第 1 項各号以外の部分本文・第 4 項、第 38 条第 1 項本文及びただし書・第 2 項、第 39 条第 2 項・第 3 項・第 5 項、第 40 条第 1 項ただし書・第 2 項・第 3 項、第 42 条第 2 項本文及びただし書・第 3 項、第 43 条第 3 項、第 47 条第 5 項、第 49 条各号以外の部分、第 50 条各号以外の部分(道知事



の権限に関する手数料に限る。)及び第 57 条第 2 項(道知事の権限に関する過怠料賦課・徴収に限る。)で大統領令又は農林畜産食品部令で定めることとしている事項は、道条例で定めることができる。〈改正 2007. 8. 3、2008. 2. 29、2009. 3. 25、2011. 5. 23、2013. 3. 23〉

**3** 「山地管理法」第 18 条第 4 項及び第 22 条第 1 項第一号の規定にかかわらず、次の各号の事項については、同法第 22 条第 2 項の規定による地方山地管理委員会において審議することができる。〈本項新設 2007. 8. 3、改正 2010. 5. 31〉

- 一 「山地管理法」第 9 条の山地転用制限地域の指定
- 二 「山地管理法」第 11 条の山地転用制限地域の指定解除
- 三 「山地管理法」第 18 条第 4 項の山地転用許可基準

**第 244 条の 2(自然休養林指定に関する特例)** 「山林文化・休養に関する法律」第 13 条第 2 項から第 4 項まで及び第 19 条による山林庁長の権限は、道知事の権限とする

**2** 「山林文化・休養に関する法律」第 13 条第 2 項、第 14 条第 1 項及び第 3 項により大統領令又は農林畜産食品部令で定めることとした事項は、道条例で定めることができる。〈改正 2013. 3. 23〉

[本条新設 2009. 3. 25]

**第 244 条の 3(山林管理基盤施設の設置等に関する特例)** 「山林資源の造成及び管理に関する法律」第 9 条、第 24 条及び第 25 条による山林庁長の権限は、道知事の権限とする。

**2** 「山林資源の造成及び管理に関する法律」第 9 条により農林畜産食品部令で定めることとした事項は、道条例で定めることができる。〈改正 2013. 3. 23〉

[本条新設 2009. 3. 25]

**第 245 条(公有水面の管理及び埋立に関する特例)** 「公有水面管理及び埋立に関する法律」第 4 条第 2 項にかかわらず、同項第二号による公有水面は、道知事が管理する。

**2** 「公有水面管理及び埋めたに関する法律」第 6 条第 2 項(放置船舶等が同法第 6 条第 1 項各号に該当するか否かの確認方法に関する事項に限る。)、第 22 条第 1 項、同条第 3 項、第 23 条第 1 項から第 6 項まで、第 25 条第 3 項、第 26 条第 1 項、第 27 条第 1 項、同条第 2 項ただし書、第 28 条第 1 項第一号、同項第二号、同条第 2 項、第 35 条第 2 項ただし書及び第 37 条による海洋水産部長官の権限は、道知事の権限とする。〈改正 2013. 3. 23〉

**3** 「公有水面管理及び埋立に関する法律」第 5 条第一号、第 6 条第 1 項各号以外の部分、同条第 3 項各号以外の部分、同条第 4 項、同条第 5 項、同条第 6 項各号以外の部分、同条第 7 項、同条第 8 条第 1 項各号以外の部分本文、同項第 4 号、同項第 5 号ただし書、同条第 2 項から第 4 項まで・第 6 項、第 9 条各号以外の部分、第 10 条第 2 項、第 12 条各号以外の部分本文及び同条第 2 号、第 13 条第 1 項各号以外の部分本文及びただし書、同項第 1 号・第 10 号、同条第 6 項ただし書及び後段、第 14 条、第 15 条第 1 項ただし書及び後段、第 16 条第 1 項・第 2 項、第 17 条第 1 項ただし書及び後段・第 2 項後段・第 4 項・第 5 項・第 6 項、第 18 条第 1 項・第 2 項・第 3 項(海洋水産部令で定めることとしている竣工検査確認証に関する事項を除く。)、同条第 4 項、第 19 条第 2 項、第 21 条第 4 項・第 5 項・第 6 項各号以外の部分・第 7 項、第 23 条第 2 項・第 4 項後段、第 24 条第 1 項第 5 号、第 25 条第 3 項、第 26 条第 4 項、第 28 条第 1 項各号以外の部分・第 7 項ただし書・第 8 項、第 29 条、第 30 条第 1 項第 4 号、同条第 2 項、第 32 条第 1 項・第 3 項、第 33 条、第 34 条各号以外の部分本文及び同条第 1 号、第 35 条第 2 項ただし書、第 36 条第 1 項、第 37 条ただし書、第 38 条第 1 項ただし書・第 2 項ただし書・第 4 項、第 43 条第 1 項・第 2 項、第 44 条第 1 項ただし書、第 45 条第 1 項・第 2 項、第 46 条第 1 項第 1 号・第 3 号、同条第 2 項・第 4 項、第 48 条第 1 項ただし書・第 2 項・第 3 項、第 49 条第 1 項各号以外の部分・第 2 項・第 4 項・第 5 項、第 51 条、第 52 条第 1 項第 2 号、同条第 2 項、第 53 条第 3 項、第 54 条第 4 項・第 9 項本文及びただし書・第 10 項、第 55 条第 6 項、第 56 条第 1 項及び第 57

条第 3 項で大統領令又は海洋水産部令で定めることとしている事項は、道条例で定めることができる。〈改正 2013. 3. 23〉

**4** 道知事は「公有水面管理及び埋立に関する法律」第 22 条第 1 項及び第 27 条にかかわらず「沿岸管理法」第 31 条による地域沿岸管理審議会の審議を経て公有水面埋立基本計画を樹立、変更又は廃止しなければならない。

[全文改正 2011. 5. 23]

**第 246 条(公有水面埋立に関する特例)** 削除〈2011. 5. 23〉

**第 247 条(測量業の登録に関する特例)** 「測量法」第 39 条、第 39 条の 2 第 2 項、第 41 条第 1 項、第 46 条、第 47 条(委譲された権限に関する聴聞に限る。)、第 49 条、第 62 条(委譲された権限に関する手数料の納付に限る。)、第 68 条(委譲された権限に関する過怠料の賦課及び徴収に限る。)の規定による国土交通部長官の権限は、これを道知事の権限とする。〈改正 2008. 2. 29、2013. 3. 23〉

**第 248 条(建設技術管理に関する特例)** 「建設技術管理法」第 6 条の 4 第 1 項、第 20 条の 4 第 1 項、第 21 条の 5 第 1 項、第 24 条の 2 第 2 項、第 25 条、第 26 条第 1 項、第 36 条の 17、第 37 条第 1 項、第 37 条の 2(委譲された権限に関する聴聞に限る。))及び第 43 条(委譲された権限に関する過怠料の賦課及び徴収に限るものとし、「建設産業基本法」第 8 条第 1 項による総合工事を施工する業種を登録した建設業者及び専門工事を施工する業種を登録した建設業者並びにこれらに所属して勤務する建設技術者を除く。)の規定による国土交通部長官の権限は、これを道知事の権限とする。〈改正 2007. 8. 3、2008. 2. 29、2009. 3. 25、2011. 5. 23、2011. 5. 24、2013. 3. 23〉

**第 248 条の 2(地籍管理に関する特例)** 削除〈2009. 6. 9〉

※訳注:削除前の条文は、下記のとおり。

第 248 条の 2(地籍管理に関する特例) 「地籍法」第 41 条の 2 第 1 項、同条第 2 項、第 41 条の 5、第 41 条の 6 第 2 項、第 41 条の 7 第 1 項、第 41 条の 8 及び第 45 条の 4 第 1 項による国土交通部長官の権限は、道知事の権限とする。〈改正 2008. 2. 29〉

2 「地籍法」第 41 条の 7 第 2 項により国土交通部令で定めることとした事項は、道条例で定めることができる。〈改正 2008. 2. 29〉

[本条新設 2007. 8. 3]

**第 248 条の 3(施設物の安全管理等に関する特例)** 「施設物の安全管理に関する特別法」第 9 条第 1 項から第 3 項まで、同条第 5 項、第 6 項、第 9 条の 4 第 1 項から第 3 項まで、第 9 条の 7 及び第 36 条による国土交通部長官の権限は、道知事の権限とする。〈改正 2013. 3. 23〉

**2** 道知事は、第 1 項により安全診断専門機関の登録及び変更登録があったとき並びに登録取消、営業停止、是正命令及び過怠料処分をしたときは、その日から 30 日以内にその事実を国土交通部長官に通報しなければならない。〈改正 2013. 3. 23〉

[本条新設 2009. 3. 25]

**第 249 条(体育施設の設置・利用に関する特例)** 「体育施設の設置・利用に関する法律」第 11 条第 2 項による文化体育観光部長官の権限は、道知事の権限とする。

**2** 「体育施設の設置・利用に関する法律」第 7 条第 2 項、第 8 条第 2 項、第 10 条第 2 項、第 11 条第 1 項、同条第 2 項、第 12 条ただし書及び後段、第 16 条第 1 項ただし書、同条第 2 項、第 17 条第 2 項、同条第 3 項、第 18 条、第 19 条第 1 項ただし書及び後段、同条第 2 項、第 20 条、第 22 条第 2 項、第 23 条第 1 項、同条第 2 項、第 24 条第 1 項、第 25 条、第 26 条本文及びただし書、第 29 条第 1 項、同条第 2 項、第 32 条第 3 項、第 37 条各号以外の

部分及び第 40 条第 2 項（道知事の権限に関する過怠料の賦課及び徴収に限る。）で大統領令又は文化体育観光部令で定めることとしている事項は、道条例で定めることができる。  
[全文改正 2011. 5. 23]

**第 250 条(屋外広告物等の管理に関する特例)** 「屋外広告物等管理法」第 6 条第 1 項による安全行政部長官の権限は、道知事の権限とする。〈改正 2013. 3. 23〉

**2** 「屋外広告物等管理法」第 3 条第 1 項各号以外の部分ただし書、同項第五号、同項第六号、同条第 3 項、第 4 条第 1 項、同条第 2 項、第 6 条第 2 項本文及びただし書、第 7 条第 3 項、第 9 条第 1 項ただし書及び後段、同条第 2 項、同条第 3 項、第 10 条の 2 第 3 項、第 11 条第 2 項、第 12 条第 1 項、同条第 4 項、同条第 5 項、第 14 条各号以外の部分本文、第 20 条第 3 項及び第 10 条の 3 第 1 項本文で大統領令で定めることとしている事項は、道条例で定めることができる。

[全文改正 2011. 5. 23]

**第 251 条(道路管理等に関する特例)** 道知事は、「道路法」第 23 条第 2 項の規定にかかわらず、国家支援地方道の調査及び設計を行うことができる。この場合、国家支援地方道の設計に関しては、国土交通部長官の承認を受けなければならない。〈改正 2008. 2. 29、2008. 3. 21、2013. 3. 23〉

**2** 「道路法」第 34 条第 1 項第二号、同条第 2 項、第 38 条第 2 項、同条第 3 項、第 41 条第 2 項、第 42 条、第 49 条第 2 項及び第 57 条第 2 項の規定により大統領令又は国土交通部令で定めることとした事項は、道条例で定めることができる。〈改正 2007. 8. 3、2008. 2. 29、2009. 3. 25、2011. 5. 23、2013. 3. 23〉

**3** 「道路法」第 10 条の規定により従前の済州道に指定された一般国道を解除して、道知事は、その解除された一般国道を、同法第 12 条の規定による地方道として認定したものとみなす。〈改正 2008. 3. 21〉

**4** 道知事は、「道路法」第 88 条にかかわらず、地方道の道路路線を認定、廃止又は変更することができる。この場合、道知事は、その結果を国土交通部長官に通知しなければならない。〈本項新設 2009. 3. 25、改正 2013. 3. 23〉

**5** 国は、必要と認める場合には、「道路法」第 67 条本文にかかわらず、次の各号の道路の建設、維持又は管理に要する費用を支援することができる。〈本項新設 2009. 3. 25〉

- 一 第 3 項により一般国道から地方道に転換された道路
- 二 「道路法」第 10 条第 1 項の要件を備えた地方道

[題目改正 2007. 8. 3]

**第 251 条の 2(河川管理に関する特例)** 「河川法」第 21 条第 1 項・第 2 項・第 4 項、第 50 条第 1 項から第 3 項まで、第 51 条第 1 項・第 2 項、第 52 条第 2 項・第 3 項・第 5 項、第 53 条第 1 項から第 4 項まで及び第 54 条第 2 項による国土交通部長官の権限は、道知事の権限とする。〈改正 2013. 3. 23〉

**2** 「河川法」第 5 条第 2 項、第 6 条第 1 項、第 12 条第 1 項第 2 号、第 27 条第 1 項本文及びただし書・第 3 項・第 6 項各号以外の部分・第 7 項、第 28 条第 3 項・第 4 項、第 30 条第 1 項本文及びただし書・第 4 項・第 5 項ただし書及び後段・第 7 項後段・第 10 項、第 33 条第 1 項各号以外の部分ただし書・後段及び同項第 6 号、同条第 4 項第 1 号・第 2 号・第 4 号ただし書・第 5 号、同条第 6 項・第 7 項、第 35 条第 3 項、第 37 条第 4 項・第 5 項各号以外の部分及び同項第 2 号、第 38 条第 1 項各号以外の部分本文及びただし書、第 45 条、第 46 条第 6 号・第 7 号、第 47 条第 1 項、第 48 条第 4 項、第 49 条第 2 項、第 50 条第 1 項ただし書及び後段、同条第 3 項第 4 号、同条第 4 項、第 51 条第 4 項、第 52 条第 1 項・第 4 項、第 53 条第 1 項第 3 号、同条第 3 項、第 54 条第 1 項各号以外の部分・第 9 項、第 66 条、第 68 条、第 73 条第 3 項、第 76 条第 3 項、第 79 条第 2 項、第 80 条第 2 項・第 3 項

ただし書及び後段・第5項、第81条第2項本文及びただし書、第83条第2項、第84条第1項、第85条第1項各号以外の部分及び第89条第1項で大統領令又は国土交通部令で定めることとした事項は、道条例で定めることができる。〈改正 2013. 3. 23〉

**3** 第1項及び第2項を適用するに当たり、「河川法」第51条第1項、第53条第2項及び第54条第2項中「中央河川管理委員会」は「地方河川管理委員会」に読み替える。  
[全文改正 2011. 5. 23]

**第 251 条の 3(小河川整備に関する特例)** 「小河川整備法」第10条第5項で大統領令で定めることとした事項(所要工事費の預託方法に限る。)は、道条例で定めることができる。  
[本条新設 2011. 5. 23]

**第 252 条(都市開発に関する特例)** 第1項削除〈2011. 5. 23〉

**2** 「都市開発法」第11条第1項第一号にかかわらず、済州自治道の場合には、行政市長を都市開発事業の施行者として指定することができる。〈本項新設 2007. 8. 3〉

**3** 「都市開発法」第3条第1項により指定された開発区域内の都市開発事業の施行者を指定する場合、「都市開発法」第11条第2項後段にかかわらず、都市開発事業を施行する者が行政市長である場合には、道知事がこれを指定する。〈本項新設 2007. 8. 3、改正 2011. 5. 23〉

**4** 「都市開発法」第5条第5項、第11条第2項、第32条第3項、第58条第2項後段及び第61条第2項による国土交通部長官の権限は、道知事の権限とする。〈本項新設 2011. 5. 23、改正 2013. 3. 23〉

**5** 「都市開発法」第3条第5項、第4条第1項ただし書・第3項後段、第5条第1項第15号、同条第3項・第4項、第6条第1項、第7条第1項後段・第2項、第8条第1項ただし書、第9条第5項ただし書、同条第6項第2号、第10条第2項第1号ただし書・第2号ただし書、同条第4項ただし書、第11条第2項各号以外の部分ただし書・第3項・第4項・第5項本文、同条第8項第4号、第12条第1項・第2項本文・第3項・第4項、第13条第1項・第2項ただし書、第15条第3項、第16条第4項、第17条第1項ただし書・第4項ただし書・第5項、第19条第3項後段、第20条第2項各号以外の部分及び同項第4号、同条第5項・第8項、第21条第2項第1号から第3号まで、同条第3項、第22条第4項、第23条第1項本文・第2項・第3項、第25条第1項、第26条第2項、第27条、第28条第1項第5号、同条第3項・第5項、第29条第2項ただし書・第3項本文及びただし書、第31条第2項、第40条第1項・第4項・第5項、第44条第3項、第45条、第46条第2項、第50条第1項、第53条ただし書、第55条第4項・第5項、第57条第1項ただし書、第58条第1項・第3項・第4項ただし書、第59条本文、第60条第2項第9号、第61条第1項第3号・第8号、同条第3項、第62条第4項、第63条第1項第3号、同条第3項及び第72条第3項・第4項で大統領令又は国土交通部令で定めることとした事項(所要工事費の預託方法に限る。)は、道条例で定めることができる。〈本項新設 2011. 5. 23、改正 2013. 3. 23〉

**第 253 条(宅地開発に関する特例)** 「宅地開発促進法」第7条第1項による国土交通部長官の権限は、道知事の権限とする。〈改正 2013. 3. 23〉

**2** 道知事は、「宅地開発促進法」第3条第2項にかかわらず、関係行政機関の長と協議した後、「住宅法」第85条による市・道住宅政策審議委員会の審議を経て、第1項により宅地開発地区を指定することができる。〈改正 2011. 5. 30〉

**3** 第1項により宅地開発事業施行者として指定された者は、「宅地開発促進法」第3条第2にかかわらず、道知事に対し宅地開発地区の指定を提案することができる。〈改正 2011. 5. 30〉

**4** 第1項により道知事の権限とされた事項については、「宅地開発促進法」第27条によ

る行政審判は、国土交通部長官でない道知事に提起しなければならない。〈改正 2013. 3. 23〉

**5** 「宅地開発促進法」第 3 条の 3 第 1 項本文及びただし書・第 2 項、第 6 条第 1 項ただし書、同条第 2 項第 2 号、同条第 3 項、第 7 条第 1 項第 4 号ただし書及び後段、同条第 2 項、第 8 条第 1 項第 5 号、同条第 2 項、第 9 条第 1 項ただし書及び後段・第 5 項、第 11 条第 2 項後段、第 12 条第 5 項、第 12 条の 2 第 1 項から第 3 項まで、第 13 条第 1 項、第 17 条第 1 項・第 2 項、第 18 条第 2 項、第 18 条の 2 第 1 項各号以外の部分ただし書及び同項第 7 号、同条第 2 項、第 19 条の 2 第 1 項ただし書、第 21 条第 2 項、第 23 条第 2 項、第 24 条第 1 項、第 25 条第 1 項ただし書、第 30 条第 2 項各号以外の部分及び第 35 条第 2 項(道知事の権限に関する過怠料賦課・徴収に限る。)で大統領令又は国土交通部令で定めることとしている事項は、道条例で定めることができる。〈改正 2013. 3. 23〉

[本条新設 2011. 5. 23]

**第 253 条の 2(都市及び住居環境整備に関する特例)** 「都市及び住居環境整備法」第 4 条の 2 第 1 項、第 5 条第 7 項、第 11 条第 1 項、第 14 条第 2 項、第 15 条第 2 項、第 66 条第 1 項後段、第 68 条第 5 項(承認対象が道条例である場合を除く。)及び第 75 条第 1 項による国土交通部長官の権限は、道知事の権限とする。〈改正 2008. 2. 29、2011. 5. 23、2013. 3. 23〉

**2** 「都市及び住居環境整備法」第 2 条第三号イ目(1)・(2)以外の部分・ウ目、同条第九号イ目、第 4 条第 1 項本文・ただし書及び同項第八号、同条第 3 項本文、同条第 4 項本文、第 4 条の 2 第 1 項ただし書、第 5 条第 1 項、同条第 2 項第二号、同条第 3 項、同条第 7 項本文、第 7 条第 1 項ただし書、第 8 条第 1 項、同条第 3 項、同条第 4 項本文、同条第 5 項、第 9 条第 3 項、第 11 条第 1 項ただし書、同条第 3 項後段、第 13 条第 2 項、第 14 条第 1 項第五号、同条第 3 項、同条第 4 項、第 15 条第 1 項、同条第 2 項第六号、第 16 条第 1 項本文、同条第 2 項本文、同条第 5 項、第 17 条第 2 項、第 18 条第 2 項、第 19 条第 2 項第四号、第 20 条第 1 項第 17 号、同条第 3 項ただし書、第 21 条第 2 項、第 24 条第 3 項第 12 号、第 25 条第 2 項・第 4 項、第 26 条第 3 項ただし書、同条第 4 項第 5 号、同条第 5 項、第 28 条第 1 項本文及びただし書・第 2 項・第 4 項本文、第 30 条第 9 号、第 30 条の 3 第 6 項第 31 条第 1 項本文、第 33 条第 1 項後段、第 34 条第 1 項、第 36 条第 2 項ただし書、第 40 条第 1 項ただし書、第 41 条第 4 項第 3 号、第 42 条第 2 項、第 46 条第 1 項本文・第 2 項、第 47 条本文、第 48 条第 1 項ただし書及び同項第 8 号、同条第 3 項後段・第 7 項、第 49 条第 1 項ただし書・第 4 項、第 50 条第 2 項・第 4 項本文、第 51 条第 1 項、第 52 条第 1 項・第 5 項本文・第 6 項、第 60 条第 2 項、第 62 条第 1 項・第 3 項、第 63 条第 1 項、第 64 条第 4 項、第 75 条第 1 項から第 3 項まで、第 76 条第 1 項本文、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項第 8 号及び第 82 条第 2 項第一号並びに同項第三号で大統領令又は国土交通部令で定めることとしている事項は、道条例で定めることができる。〈改正 2011. 5. 23、2013. 3. 23〉

**3** 道知事は、「都市及び住居環境整備法」第 3 条第 1 項にかかわらず、都市・住居環境整備基本計画を樹立しないことができる。〈本項新設 2009. 3. 25〉

[本条新設 2007. 8. 3]

**第 253 条の 3(産業立地及び開発に関する特例)** 「産業立地及び開発に関する法律」第 4 条第 1 項、同条第 2 項、第 7 条第 7 項及び第 7 条の 4 第 1 項による国土交通部長官の権限は、道知事の権限とする。〈改正 2013. 3. 23〉

**2** 「産業立地及び開発に関する法律」第 4 条第 3 項、第 7 条第 1 項本文及びただし書、第 7 条の 2 第 1 項本文及びただし書、第 7 条の 4 第 1 項・第 2 項ただし書、第 8 条第 2 項本文及びただし書・第 3 項、第 18 条の 2 第 1 項ただし書、第 19 条第 1 項、第 19 条の 2 第 1 項、第 37 条第 4 項・第 5 項、第 46 条の 2、第 46 条の 4 第 2 項及び第 46 条の 6 第 4 項で大統領令又は国土交通部令で定めることとしている事項は、道条例で定めることができる。〈改正 2013. 3. 23〉

[本条新設 2011. 5. 23]

**第 254 条(開発利益の還元に関する特例)** 「開発利益還元に関する法律」第 14 条、第 15 条、第 19 条、第 20 条、第 21 条、第 22 条、第 23 条、第 24 条、第 25 条及び第 29 条の規定による国土交通部長官の権限は、これを道知事の権限とする。〈改正 2008. 2. 29、2008. 3. 28、2013. 3. 23〉

**2** 「開発利益還元に関する法律」第 4 条第 3 項（済州自治道の帰属分に限る。）、第 7 条第 5 項、第 14 条第 2 項、第 15 条第 1 項、同条第 3 項、第 16 条第 1 項、同条第 2 項、第 18 条第 3 項、第 19 条第 2 項、第 20 条第 1 項本文及び同項第 5 号、同条第 2 項、同条第 3 項、第 24 条本文、第 25 条第 2 項並びに第 29 条第 2 項（道知事の権限に関する過怠料の賦課及び徴収に限る。）で大統領令又は国土交通部令で定めることとしている事項は、道条例で定めることができる。〈改正 2011. 5. 23、2013. 3. 23〉

**第 255 条(都市公園及び緑地等に関する特例)** 「都市公園及び緑地等に関する法律」第 6 条第 3 項による国土交通部長官の権限は、道知事の権限とする。〈改正 2013. 3. 23〉

**2** 「都市公園及び緑地等に関する法律」第 6 条第 1 項第 8 号、同条第 3 項、第 7 条第 1 項、第 9 条第 5 項、第 11 条第 4 項、第 12 条第 3 項、第 13 条第 2 項、第 14 条第 1 項・第 2 項各号以外の部分、第 15 条第 2 項、第 16 条の 2 第 3 項第 2 号、同条第 4 項、第 17 条第 2 項、第 18 条第 1 項、第 19 条第 7 項、第 20 条第 3 項、第 21 条第 1 項・第 2 項、第 23 条第 3 項・第 4 項、第 24 条第 1 項各号以外の部分本文及びただし書・第 3 項・第 5 項ただし書、第 26 条、第 27 条第 1 項第 1 号各目以外の部分・第 4 号、同条第 2 項・第 3 項・第 5 項、第 28 条第 2 項・第 3 項、第 29 条第 3 項、第 30 条第 2 項・第 3 項後段・第 4 項、第 31 条第 2 項各号以外の部分本文及び同項第 1 号、第 36 条第 2 項、第 37 条、第 38 条第 1 項各号以外の部分本文及びただし書・第 3 項、第 40 条第 1 項、第 44 条第 2 項、第 45 条各号以外の部分、第 46 条第 1 項各号以外の部分、第 49 条第 1 項第 5 号及び第 51 条第 3 項で大統領令又は国土交通部令で定めることとしている事項は、道条例で定めることができる。〈改正 2013. 3. 23〉

[全文改正 2011. 5. 23]

**第 256 条(都市景観の管理に関する特例)** 道知事は、済州自治道の地理的特殊性、特有の生活形態及び定住環境を考慮して、地域別に特色ある景観を造成し、これを観光資源として活用することができるように景観管理計画を樹立して施行することができる。

**2** 第 1 項の規定による景観管理計画の樹立、施行等に関し必要な事項は、道条例で定める。

**3** 「景観法」第 13 条第 2 項後段、第 17 条第 2 項及び第 23 条第 1 項ただし書で大統領令で定めることとしている事項は、道条例で定めることができる。〈本項新設 2011. 5. 23〉

**第 256 条の 2(液化石油ガスの安全管理等に関する特例)** 「液化石油ガスの安全管理及び事業法」第 3 条第 3 項・第 5 項・第 8 項、第 4 条第 1 項第 5 号嘉木、第 6 条第 2 項、第 7 条各号以外の部分、第 8 条第 3 項、第 9 条第 3 項、第 10 条第 2 項、第 14 条第 1 項、第 16 条第 5 項、第 24 条第 1 項後段・第 2 項、第 27 条第 2 項・第 3 項、同条第 5 項、第 29 条第 1 項・第 3 項本文、第 34 条(調整命令に必要な液化石油ガスの備蓄及び保存施設に関する基準に限る。)、第 36 条、第 38 条第 1 項後段、第 41 条第 1 項各号以外の部分、第 52 条第 4 項(道知事の権限に関する過怠料の賦課及び徴収に限る。)並びに「都市ガス事業法」第 12 条第 2 項及び第 14 条第 2 項で大統領令又は産業通商資源部令で定めることとしている事項は、道条例で定めることができる。〈改正 2011. 5. 23、2011. 5. 24、2013. 3. 23〉

**2** 道知事は、「液化石油ガスの安全管理及び事業法」第 36 条にかかわらず、自然環境保全のために済州自治道内の軽油自動車を液化石油ガス自動車に転換するために必要な場合、道条例で定めるところにより、自動車又はその使用者に対して液化石油ガスを燃料として

使用させることができる。

**3** 第2項により液化石油ガスを燃料として使用する自動車のうち「液化石油ガスの安全管理及び事業法」第36条による自動車以外の自動車は、大統領令で定める場合を除き、済州自治道以外の地域に搬出してはならない。

[本条新設 2007. 8. 3、全文改正 2009. 3. 25]

**第 257 条(住宅建設事業に関する特例)** 国、地方自治体、韓国土地住宅公社及び「地方公企業法」第49条の規定により設立された地方公社である事業主体は、「住宅法」第7条第3項の規定にかかわらず、住宅総合計画案を作成して道知事と協議しなければならない。その住宅総合計画で定めるところにより、住宅建設事業又は敷地造成事業を施行しなければならない。〈改正 2012. 12. 18〉

**2** 「住宅法」第13条第1項、第15条第1項、同条第2項、第16条第1項、同条第6項、第29条第1項、第34条第1項、第39条第2項、第90条第1項及び第93条の規定による国土交通部長官の権限は、これを道知事の権限とする。〈改正 2008. 2. 29、2011. 9. 16、2013. 3. 23〉

**3** 「住宅法」「住宅法」第10条第1項ただし書・第2項ただし書・第3項ただし書・第4項、第13条第2項、第15条第1項・第2項、第16条第1項各号以外の部分本文及びただし書・第3項ただし書・第7項ただし書・第8項、第17条第4項、第21条第1項各号以外の部分(第3号の福利施設設置基準に限る。)、第26条第1項・第3項本文及びただし書、第29条第1項本文・第3項・第4項ただし書、第32条第5項本文、第34条第3項、第38条の3第2項各号以外の部分・第3項、第42条第2項各号以外の部分本文及び同項第4号、同条第3項、第43条第4項本文・第6項ただし書・第7項各号以外の部分、第43条の2第3項、第44条第1項、第45条第2項・第3項、第47条第1項各号以外の部分・第2項・第3項、第49条第1項・第2項各号以外の部分・第3項各号以外の部分、第52条第4項、第55条第1項、同条第2項第3号、同条第4項ただし書、第59条第1項、第89条の2及び第101条第4項(道知事の権限に関する過怠料の賦課・徴収に限る。)で大統領令又は国土交通部令で定めることとした事項は、道条例で定めることができる。〈改正 2011. 5. 23、2011. 9. 16、2013. 3. 23〉

**第 258 条(建設業の登録等に関する特例)** 「建設産業基本法」第9条第1項・第2項・第4項、第9条の2第1項・第2項、第11条第2項、第13条第3項、第17条第1項、第20条の2第1項・第2項、第49条第1項から第3項まで、第81条(委譲された権限に関する命令又は、指示に限る。)、第82条(委譲された権限に関する営業停止又は、課徴金の賦課に限る。)、第82条の2(委譲された権限に関する営業停止、課徴金の賦課又は登録抹消に限る。)、第83条(委譲された権限に関する登録抹消又は、営業停止に限る。)、第85条の2第3項、第85条の3、第86条(委譲された権限に関する聴聞に限る。)、第92条(委譲された権限に関する手数料の納付に限る。))及び第101条(委譲された権限に関する過怠料の賦課・徴収に限る。)による国土交通部長官の権限は、道知事の権限とする。〈改正 2011. 5. 24、2013. 3. 23〉

[全文改正 2011. 5. 23]

**第 258 条の 2(骨材採取に関する特例)** 「骨材採取法」第22条の2第1項・第2項、第34条第1項から第6項まで及び第34条の2第1項・第2項・第4項・第5項・第7項による国土交通部長官の権限は、道知事の権限とする。〈改正 2013. 3. 23〉

**2** 「骨材採取法」第21条第1項、第21条の2第1項ただし書・第2項・第3項、第22条第1項各号以外の部分本文及び同項第2号、同条第3項・第4項、第22条の2第1項ただし書、第23条第2項後段、第24条第1項、第25条ただし書、第29条第2項各号以外の部分本文及び同項第3号、同条第5項・第8項、第34条第1項第3号、同条第3項・第

4 項ただし書・第 5 項から第 7 項まで、第 34 条の 2 第 1 項・第 2 項・第 5 項・第 6 項ただし書及び第 34 条の 3 第 4 項で大統領令で定めることとした事項は、道条例で定めることができる。

[全文改正 2011. 5. 23]

**第 259 条(建設機械管理に関する特例)** 「建設機械管理法」第 13 条第 1 項から第 3 項までによる国土交通部長官の権限中同条第 1 項第 4 号の随時検査に関する権限は、道知事の権限とする。〈改正 2013. 3. 23〉

2 「建設機械管理法」第 4 条第 1 項ただし書・第 2 項、第 5 条第 1 項・第 3 項・第 4 項、第 6 条第 3 項・第 5 項、第 7 条第 1 項・第 2 項、第 8 条第 1 項、第 8 条の 2 第 2 項・第 3 項、第 9 条各号以外の部分本文及び同条第 2 号、第 13 条第 1 項各号以外の部分(道知事の随時検査に関する権限に限る。)、同条第 7 項・第 8 項、第 15 条第 2 項・第 3 項、第 16 条の 2、第 21 条第 1 項・第 2 項・第 4 項、第 22 条第 2 項、第 24 条、第 24 条の 2、第 25 条第 1 項・第 2 項・第 3 項各号以外の部分・第 4 項、第 34 条の 2 第 1 項・第 2 項・第 3 項ただし書及び後段、第 34 条の 3 第 3 項本文及びただし書、第 37 条第 1 項各号以外の部分(道知事の権限に関する手数料の賦課・徴収に限る。)及び第 44 条第 4 項(道知事の権限に関する過怠料の賦課・徴収に限る。)で大統領令又は国土交通部令で定めることとした事項は、道条例で定めることができる。〈改正 2013. 3. 23〉

[全文改正 2011. 5. 23]

**第 260 条(济州特別自治道開発事業特別会計の設置)** 開発事業に必要な事業費を確保及び支援するために、济州特別自治道開発事業特別会計(以下「開発事業特別会計」という。)を設置する。

2 開発事業特別会計は、道知事が管理及び運営する。

3 開発事業特別会計の歳入は、次の各号のとおりとする。

- 一 国及び地方自治体の出えん金
- 二 济州自治道の一般会計及び他の特別会計からの繰入金
- 三 個人、法人、組合その他の団体の出えん金
- 四 「宝くじ及び宝くじ基金法」第 23 条第 1 項の規定により配分された宝くじ収益金
- 五 第 346 条第 1 項の規定による出資利益金
- 六 第一号ないし前号の規定による金額以外の収入金

4 開発事業特別会計の歳出は、次の各号の事業資金として使用する。

- 一 郷土文化及び文化財の保存・管理のための資金
- 二 農業、林業、畜産業及び水産業の振興のための資金
- 三 観光産業の振興のための資金
- 四 生活環境改善、保健衛生及び社会福祉事業のための資金
- 五 地域環境の改善及びその保全のための資金
- 六 教育、文化及び芸術の振興のための資金
- 七 第 240 条の規定による特別開発優待事業をする場合、その事業に必要な資金への融資
- 八 開発事業に投資しようとする農漁民団体に対する補助金又は融資金
- 九 地域住民が共同で推進する所得増大事業の補助金及び融資金
- 十 地方自治体が事業施行者の場合、当該開発事業地区内の土地を買い入れるための資金
- 十一 開発事業特別会計の管理及び運営に必要な資金
- 十二 地域情報化事業推進のための資金
- 十三 その他開発事業特別会計設置目的の達成のために道条例で定める事業に必要な資金



5 開発事業特別会計の編成及び運営に関して必要な事項は、道条例で定める。

### 第3節 濟州国際自由都市開発センター

**第261条(設立)** 国際自由都市開発事業の効率的な推進のため、濟州国際自由都市開発センターを設立する。

**第262条(法人格及び事務所)** 開発センターは、法人とする。

2 開発センターの主たる事務所の所在地は、定款で定める。

3 開発センターは、必要なときは、定款で定めるところにより、支社又は分社事務所を置くことができる。

**第263条(登記)** 開発センターは、その主たる事務所の所在地において設立登記をすることにより成立する。

2 開発センターの設立登記その他登記に関して必要な事項は、大統領令で定める。

3 第1項の規定により登記を要する事項は、その登記後でなければ、第3者に対抗することができない。

**第264条(定款)** 開発センターの定款には、次の各項の事項を記載しなければならない。〈改正2009.3.25〉

一 目的

二 名称

三 主たる事務所の所在地

四 業務及びその執行に関する事項

五 財産及び会計に関する事項

六 役員及び職員に関する事項

七 取締役会に関する事項

八 定款の変更に関する事項

九 公告に関する事項

十 社債の発行

十一 その他「公共機関の運営に関する法律」第16条第1項第十四号で定める事項

2 開発センターが定款を変更しようとするときは、国土交通部長官の認可を受けなければならない。〈改正2008.2.29、2013.3.23〉

**第265条(事業)** 開発センターは、次の各項の業務を行う。〈改正2008.2.29、2013.3.23〉

一 第266条第1項の規定による開発センター施行計画の樹立及び執行

二 国際自由都市開発のための次の各目の事業

ア 土地の取得、開発、備蓄、管理、供給及び賃貸

イ 開発センターで開発及び管理する観光団地及び産業団地内の医療、健康産業育成、支援及び住宅事業

ウ 産業団地、投資振興地区の造成及び管理

エ 外国教育機関の誘致並びに設立及び運営の支援

オ 外国医療機関の誘致並びに設立及び運営の支援

カ 国又は濟州自治道から委託を受けたア目ないしオ目の業務

キ その他道民所得向上及び国際化のための支援事業等

三 国際自由都市に関する次の各目の投資誘致業務

ア 国内外投資誘致及びそのためのマーケティング及び広報

イ 国内外投資者に対する相談、案内、広報、調査及び請願事務の処理代行等総合的

支援業務

ウ その他内・外国人の投資支援のために必要な事項

四 国際自由都市開発に必要となる資金調達のための次の各目の収益事業

ア 指定免税店運営

イ 屋外広告事業

ウ その他国土交通部長官が承認した事業

2 開発センターは、前項の規定による事業を効率的に施行するために、取締役会の議決を経て、傘下に子会社を設立して、その資本金の全部又は一部を出資することができる。

**第 266 条(開発センター施行計画)** 開発センターは、総合計画に従い開発センターが推進する開発センター施行計画を樹立して、国土交通部長官の承認を得なければならない。これを変更しようとするときもまた同じ。〈改正 2008. 2. 29、2013. 3. 23〉

2 国土交通部長官が前項の規定による開発センター施行計画を承認しようとするときには、道知事の意見を聴き、関係中央行政機関の長との協議を経なければならない。ただし、大統領令で定める軽微な事項の変更は、この限りでない。〈改正 2008. 2. 29、2013. 3. 23〉

3 開発センター施行計画の内容、樹立手続及び方法に関して必要な事項は、大統領令で定める。

4 開発センターは、第 1 項により承認を受けた施行計画に従い、「国土の計画及び利用に関する法律」による都市・郡計画施設事業の施行者となる。〈本項新設 2007. 8. 3、改正 2011. 4. 14〉

**第 267 条(役員)** 開発センターには、理事長 を含む 11 人以内の理事（理事長を含む常任理事の数は、理事数の 2 分の 1 以内とする。）及び監事 1 人を置く。

2 役員任期等任免に関しては、「公共機関の運営に関する法律」第 25 条及び第 28 条による。

[全文改正 2009. 3. 25]

**第 268 条(役員職務)** 理事長は、開発センターを代表し、開発センターの業務を統括し、経営成果に対して責任を負う。

2 理事長がやむを得ない事由によりその職務を遂行することができないときには、定款で定めるところにより、理事の中から 1 人がその職務を代行する。

3 監事は、開発センターの業務及び会計を監査する。

**第 269 条(代理人の選任)** 理事長は、定款で定めるところにより、職員の中から開発センターの業務に関する裁判上又は裁判以外のすべての行為を行うことができる権限を有する代理人を選任することができる。

**第 270 条(代表権の制限)** 開発センターの利益と理事長の利益が相反する事項に対しては、理事長が開発センターを代表することができず、監事が開発センターを代表する。

**第 271 条(役員欠格事由)** 次の各項のいずれかに該当する者は、開発センターの役員となることができない。

一 未成年者、禁治産者又は限定治産者

二 破産宣告を受けて復権しない者

三 禁錮以上の実刑の宣告を受けて、その執行が終了(執行が終了したものとみなす場合を含む。)した日又は執行が免除された日から 2 年が経過しない者

四 禁錮以上の刑の執行猶予宣告を受けてその猶予期間の中にある者

五 法律又は裁判所の判決により資格が停止又は喪失した者

**第 272 条(理事会)** 開発センターの理事会の構成及び運営に関しては、「公共機関の運営に関する法律」第 17 条から第 19 条までの規定による。

[全文改正 2009. 3. 25]

**第 273 条(職員の任免)** 開発センターの職員は、定款で定めるところにより、理事長が任免する。

**第 274 条(秘密漏洩等の禁止)** 開発センターの役員若しくは職員又はそれらの職にあった者は、その職務上知り得た秘密を漏洩又は盗用してはならない。

**第 275 条(類似名称の使用禁止)** この法による開発センター以外の者は、濟州国際自由都市開発センター又はこれと類似する名称を使用することができない。

**第 276 条(公務員の派遣要請等)** 開発センターは、その業務遂行のために必要と認める場合には、大統領令で定めるところにより、関係行政機関、法人又は団体に対して、「国家公務員法」第 2 条及び「地方公務員法」第 2 条に規定された公務員、法人又は団体の役職員の派遣を要請することができる。

**第 277 条(資金の調達)** 開発センターは、第 265 条の規定による業務を遂行するために必要な資金を、次の各項の財源により調達する。

- 一 政府及び政府以外の者の出えん金又は補助金
- 二 債券発行により造成した資金
- 三 借入金(外国から借り入れた資金及び受け入れた物資を含む。以下同じ。)
- 四 収益事業の収益金
- 五 その他の収入金

**第 278 条(国有又は公有財産の貸付等)** 国又は地方自治体は、第 265 条の規定による開発センターの事業を効率的に遂行するために必要と認める場合には、開発センターに対し、国有又は公有財産を無償で貸し付け、又は使用若しくは収益させることができる。

**2** 開発センターは、前項の規定により貸し付けを受け、又は使用若しくは収益の許可を受けた国有又は公有財産に建物その他の永久施設物を築造することができる。

**3** 第 1 項の規定による無償貸付、使用及び収益の内容、条件及び手続等は、当該財産又は物品の管理庁と開発センターとの契約で定める。

**第 279 条(屋外広告物等)** 開発センターは、濟州国際自由都市開発に必要となる資金を調達するために、第 250 条及び「屋外広告物等管理法」の規定により濟州自治道内で屋外広告を通じた収益事業を行うことができる。

**第 280 条(資料提供の要請)** 開発センターは、事業を施行するに当たって必要なときには、行政機関、団体等に対し、資料の提供を要請することができる。

**2** 前項の規定による要請を受けた行政機関又は団体の長は、特別な事由がない限り、これに応じなければならない。

**第 281 条(予算書等の承認)** 開発センターの理事長は、翌会計年度開始 1 月前までに翌年度の事業計画書及び予算書を作成して、国土交通部長官の承認を受けなければならない。この場合、大統領令で定める事項については、あらかじめ、道知事と協議しなければならない。〈改正 2008. 2. 29、2009. 3. 25、2013. 3. 23〉

2 前項の規定は、事業計画書及び予算書を変更する場合に、これを準用する。

**第 282 条(決算報告)** 開発センターは、毎事業年度の税入税出決算報告書に当該年度の事業実績を添付し、毎会計年度終了後 2 月以内に国土交通部長官及び企画財政部長官に提出し、企画財政部長官から決算に関する承認を受けなければならない。〈改正 2008. 2. 29、2009. 3. 25、2013. 3. 23〉

**第 283 条(事業年度)** 開発センターの事業年度は、政府の会計年度による。

**第 284 条(会計規程等)** 開発センターは、その組織、予算等に関する事項を定めて、国土交通部長官の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときもまた同じ。〈改正 2008. 2. 29、2013. 3. 23〉

**第 285 条(資金の借入等)** 開発センターは、第 265 条の規定による事業の遂行のために必要な場合には、国土交通部長官の承認を受けて、関係法律で定めるところにより、資金を借入(外国からの資金の借入及び物資の導入を含む。以下同じ。)することができる。〈改正 2008. 2. 29、2013. 3. 23〉

2 国土交通部長官は、前項の規定による資金の借入を承認しようとする場合には、あらかじめ、関係中央行政機関の長と協議しなければならない。〈改正 2008. 2. 29、2013. 3. 23〉

**第 286 条(他の事業への出資等)** 開発センターは、第 265 条の規定による事業を効率的に遂行するために必要な場合には、大統領令で定めるところにより、第 173 条第 1 項による地方公社又は関連事業に出資又は出えんすることができる。〈改正 2009. 3. 25〉

2 開発センターは、前項の規定により出資又は出えんする場合、施行計画に反映された開発事業を施行する目的で取得した土地を現物出資することができる。

**第 286 条の 2(開発事業の支援等)** 開発センターは、第 266 条による開発センター施行計画に含まれる開発事業に対する投資を促進するために必要な場合には、投資家に対する財政的支援等を行うことができる。

2 開発センターは、第 1 項による支援規模、支援方法等を定めるときは、国民経済及び地域経済に対する寄与度等を考慮しなければならない。

[本条新設 2011. 5. 23]

**第 287 条(債券の発行等)** 開発センターは、第 265 条の規定による事業の遂行に必要な資金の調達のために債券を発行することができる。

2 開発センターは、前項の規定による債券を発行しようとする場合には、国土交通部長官の承認を受けなければならない。この場合、国土交通部長官は、あらかじめ、関係中央行政機関の長と協議しなければならない。〈改正 2008. 2. 29、2013. 3. 23〉

3 政府は、開発センターが発行する債券の元利金の償還を保証することができる。

4 政府は、開発センターが発行する債券の利払いに必要となる費用の一部を補助することができる。

5 債券の消滅時効は、償還日から起算して元金は 5 年、利子は 2 年で完成する。

6 その他債券の発行等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

**第 288 条(指導・監督)** 国土交通部長官は、開発センターの業務のうち次の各号の事項について指導及び監督する。〈改正 2008. 2. 29、2009. 3. 25〉

- 一 経営目標及び運営計画に関する事項
- 二 経営実績及び決算に関する事項

三 第 265 条による業務の適正な遂行に関する事項

四 その他定款及び関係法令で定める事項

**2** 国土交通部長官は、必要と認める場合には、前項各号の事項を報告させ、又は所属公務員に帳簿、書類、施設その他の物件を検査させることができる。〈改正 2008. 2. 29、2009. 3. 25、2013. 3. 23〉

**3** 前項の規定により検査を行う公務員は、その権限を表示する証票を所持して、これを関係人に提示しなければならない。〈改正 2009. 3. 25〉

**第 289 条(残余財産の帰属)** 開発センターが解散する場合、残余財産の処理に関しては、「公益法人の設立・運営に関する法律」の規定を準用する。

**第 290 条(他の法令との関係)** 開発センターの組織及び運営等に関しては、この法に規定するほか、「公共機関の運営に関する法律」による。〈改正 2009. 3. 25〉

## 第 15 章 環境・交通・保健福祉・安全

### 第 1 節 クリーンな自然環境の保全

**第 291 条(地域環境の保全・管理の基本方向)** 濟州自治道は、政策及び計画を樹立して施行するに当たって、環境的に健全で持続可能な発展がなされるようにして、自然環境の恵沢を住民が等しく公有できるようにすると同時に、将来の世代が同等の機会を確保して、自然を利用することができるように保全及び管理しなければならない。

**2** 濟州自治道は、自然環境を体系的に保全及び管理して、住民が快適な自然環境で余裕ある健康な生活を営むことができるようとするために、環境基本条例の制定及び次の各項の事項が含まれた環境保全基本計画の樹立及び施行に努めなければならない。

一 環境保全の目標及び方向の提示

二 地域環境特性分析及び未来展望

三 自然環境及び生態系保全、復元計画等

四 都市及び自然景観の保全及び管理に関する事項

五 ユネスコが指定した濟州自治道生物圏保全地域の管理に関する事項

**3** 道知事はユネスコが指定した濟州自治道生物圏保全地域の体系的な保全及び管理のために、生物圏保全地域間の協力活動及び交流に積極的に努め、道条例で定めるところにより管理しなければならない。

**4** 道知事は、環境的に持続可能な発展を続けるために地域社会全体が公有しなければならない基本的価値観及び理念を含む実践課題等を樹立して施行するのに努めなければならない。

**5** 道知事は、第 2 項の規定による環境保全基本計画の施行に必要な財源を造成するために、道条例で定めるところにより、濟州自治道に環境保全基金を設置することができる。

**6** 前項の規定による環境保全基金は、次の各項の財源により造成する。ただし、第一号ないし第四号の財源は、濟州自治道に帰属するものに限る。〈改正 2007. 5. 17、2008. 3. 28〉

一 「環境改善費用負担法」による環境改善負担金徴収費用交付金

二 「大気環境保全法」による排出賦課金徴収費用交付金

三 「水質及び水生生態系保全に関する法律」による排出賦課金徴収費用交付金

四 「環境影響評価法」、「大気環境保全法」、「水質及び水生生態系保全に関する法律」等環境関係法律違反者に対する過怠料

五 濟州自治道の一般会計及び他の特別会計からの繰入金

**7** 国は、第 5 項の規定による環境保全基金に対し、財政支援を行うことができる。

**第 291 条の 2(環境教育モデル道の指定・育成等)** 道知事は、「環境政策基本法」第 25 条により住民自ら環境保全に参加して、日常生活においてこれを実践するようとするために必要な計画(以下「環境教育計画」という。)を道条例で定めるところにより樹立して施行しなければならない。〈改正 2011. 7. 21〉

2 道知事は、前項による環境教育計画を樹立するときには、体験環境教育に関する事項が含まれるようにしなければならない。道教育監と協議して「乳児教育法」第 2 条第二号による幼稚園、「初・中等教育法」第 2 条及び「高等教育法」第 2 条による学校を対象として体験環境教育を実施することができる。

3 環境部長官は、第 1 項による済州自治道の環境教育計画の施行が国民の環境保全意識を向上させたと認められる場合には、済州自治道を環境教育モデル道として指定することができる。その育成及び発展のために必要な行政的・財政的支援を行うことができる。

4 前項の環境教育モデル道の指定及び運営に必要な事項は、大統領令で定める。

[本条新設 2007. 8. 3]

**第 291 条の 3(低炭素緑色成長の理念が具現された都市の造成)** 国家は、低炭素緑色成長の先導的実現のために、済州自治道を低炭素緑色成長の理念が模範的に具現された都市(以下、この条において「低炭素緑色都市」という。)として造成することができる。

2 国家は、済州自治道を低炭素緑色都市として造成するために、国策事業と連係した各種モデル事業、緑色技術産業及び気候変換事業等の緑色成長事業を実施することができる。

3 国家は、第 2 項による低炭素緑色都市造成事業の施行に必要な行政的・財政的支援をすることができる。

[本条新設 2011. 5. 23]

**第 292 条(絶対保全地域)** 道知事は、道議会の同意を得て、次の各号のいずれかに該当する地域を自然環境の固有の特性を保護するための地域(以下「絶対保全地域」という。)として指定することができる。これを変更するときにも、道議会の同意を得なければならない。

一 漢拏山、寄生火山、谷、河川、湖沼、滝、島嶼、海岸、沿岸、熔岩洞窟等であつて、自然景観が優れた地域

二 水資源及び文化財の保存のために必要な地域

三 野生動物の棲息地又は渡来地

四 自然森地域として生態学的に重要な地域

五 その他自然環境の保全のために道条例で定める地域

2 道知事が前項の規定により絶対保全地域を指定又は変更した場合には、道条例で定めるところにより、遅滞なく、これを告示しなければならない。

3 第 1 項の規定による絶対保全地域内においては、その地域指定の目的に違背する建築物の建築、工作物その他の施設の設置、土地の形質変更、土地の分割、公有水面の埋立、樹木の伐採、土石の採取、道路の新設等及びこれらに類似する行為を行うことができない。ただし、第一号ないし第五号のいずれかに該当する行為であつて、道知事の許可を受けた場合は、この限りでない。〈改正 2007. 8. 3〉

一 国又は済州自治道が施行する登山路、プロム等、林道、道路、公衆トイレ、あずまや、気象観測施設及び「自然公園法」による公園施設の設置

二 「山林資源の造成及び管理に関する法律」第 13 条による山林経営計画として施行する事業であつて、土地の形質変更を伴わない山林事業

三 学術的な調査研究を目的とする行為

四 絶対保全地域の指定前に建築された既存宗教施設の境内での建築物の増改築行為

五 その他自然資源の原形を毀損又は変形させない範囲内での道条例で定める行為

4 第 1 項の規定による絶対保全地域指定当時に既に関係法令の規定により建築物の建築、

工作物その他の施設の設置又は土地の形質変更等に関して認可、許可、承認等を受けて工事又は事業(関係法令により認可等を受ける必要がない工事又は事業を含む。)に着手した者は、前項ただし書の規定にかかわらず、道知事の許可を受けずに、その工事又は事業を継続して施行することができる。

**第 293 条(相対保全地域)** 道知事は、道議会の同意を得て、次の各号のいずれかに該当する地域を自然環境の保全と適正な開発を誘導するための地域(以下「相対保全地域」という。)として指定することができる。これを変更するときもまた同じ。

- 一 寄生火山、河川、谷、主要道路周辺、海岸等生態系又は景観保全が必要な地域
- 二 絶対保全地域を除く地域内で保全の必要がある地域

**2** 前項の規定による相対保全地域内においては、その地域指定目的に違背する建築物の建築、工作物その他の施設の設置及び土地の形質変更等並びにこれらに類似する行為を行うことができない。ただし、次の各号のいずれかに該当する行為であつて、道知事の許可を受けた場合は、この限りでない。〈改正 2009. 6. 9、2011. 4. 14〉

- 一 第 292 条第 3 項第一号に該当する施設の設置
- 二 第 292 条第 3 項第二号ないし第五号のいずれかに該当する行為
- 三 「博物館及び美術館振興法」第 2 条の規定による博物館及び美術館の建築
- 四 農業、林業、畜産業又は水産業を営む者又は宿泊、販売等所得に関連する 2 階以下の建築物(部隊建築物及び敷設駐車場施設を含む。)の建築
- 五 「国土の計画及び利用に関する法律」第 37 条第 1 項第八号の規定による集落地であつて、同法第 51 条第 3 項の規定による地区単位計画地域又は「測量・水路調査及び地籍に関する法律」第 67 条の規定による地目が敷地である土地での 2 階以下の建築物の建築
- 六 道路、河川流量及び地下水観測施設、排水路の設置又はこれらに類似する農業、林業、畜産業若しくは水産業に付随する工作物又は施設の設置
- 七 樹木の伐採又は土石の採取
- 八 移動が容易な物件の設置又は堆積
- 九 その他道条例で定める種類及び規模の建築物の建築、工作物、施設物の設置又は土地の形質変更

**3** 第 292 条第 2 項及び第 4 項の規定は、相対保全地域に関して、これを準用する。

**第 294 条(管理保全地域の指定)** 道知事は、漢拏山国立公園、「国土の計画及び利用に関する法律」第 6 条第一号の規定による都市地域及び済州自治道の付属島嶼を除く地域内において地下水資源、生態系及び景観を保全するために必要な地域を管理保全地域として指定することができる。

**2** 前項の規定による管理保全地域は、その環境特性に従い、これを地下水資源保全地区、生態系保全地区及び景観保全地区(以下「保全地区」という。)に細分して指定するものとし、保全地区はさらにこれを等級別に細分することができる。この場合、保全地区の指定基準及び等級基準は、道条例で定める。

**3** 道知事は、管理保全地域を指定しようとするときには、次の各号の事項を調査しなければならない。

- 一 地下水資源保全地区
  - ア 溝、熔岩洞窟、陥没地等、透水性地質構造要素
  - イ 土壌の汚染指数等土壌要素
- 二 生態系保全地区
  - ア 希少・絶滅危機・特産・自生植物群落地、自然森等の植物相要素
  - イ 希少・絶滅危機・天然記念動物棲息地、樹林地域等の棲息環境地域の動物相要素
- 三 景観保全地区：寄生火山、河川、丘陵、主要道路周辺等景観美要素

4 道知事は、第 1 項の規定により管理保全地域を指定しようとする場合には、道議会の同意を得なければならない。

5 道知事は、第 1 項の規定により管理保全地域を指定したときには、道条例で定めるところにより、遅滞なく、これを告示しなければならない。

6 管理保全地域の変更又は解除に関しては、第 3 項ないし第 5 項の規定を準用する。ただし、管理保全地域の解除において第 2 項の規定による保全地区別第 1 等級地域を解除したとしても、第 292 条の規定による絶対保全地域に指定されたものとみなし、保全地区別第 2 等級地域を解除したとしても、第 293 条の規定による相対保全地域に指定されたものとみなす。この場合、道条例で定めるところにより、これを告示しなければならない。

7 済州自治道においては、「自然環境保全法」第 34 条の規定にかかわらず、土地利用及び開発計画を樹立又は施行するに当たっては、第 1 項ないし第 3 項の規定による管理保全地域を活用しなければならない。ただし、「自然環境保全法」第 34 条の規定により作成された生態・自然図は、済州自治道の生態研究発展の目的等に活用することができる。

**第 295 条(管理保全地域内での行為制限)** 管理保全地域内では、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。この場合、保全地区別・等級別行為制限の具体的な内容は、次の各号のいずれかに該当する範囲内で道条例で定める。〈改正 2009. 3. 25〉

一 地下水資源保全地区内での次の各目の行為

- ア 廃水排出施設の設置行為
- イ 廃棄物処理施設の設置行為
- ウ 生活下水発生施設の設置行為
- エ 家畜糞尿排出施設の設置行為
- オ 土地の形質変更行為

二 生態系保全地区内での山林毀損及び土地の形質変更行為

三 景観保全地区内での建築物の建築、工作物その他の施設の設置及び土地の形質変更行為

2 次の各号のいずれかに該当する行為に対しては、前項の規定を適用しない。〈改正 2007. 8. 3、2009. 3. 25、2011. 5. 23〉

一 管理保全地域指定当時の既存建築物又は施設物の改築及び同一用途の増築(既存建築物の延面積の 2 倍以下に増築する場合に限る。)

二 管理保全地域指定当時、既に関係法令により認可、許可等を受けて施行中の事業(認可、許可等が申請された事業を含む。)の施行

三 第 292 条第 3 項各号のいずれかに該当する行為

四 「山林資源の造成及び管理に関する法律」による山林経営計画及び造林・間伐事業の施行

五 「国土の計画及び利用に関する法律」による集落地内での一戸建て住宅、倉庫、畜舎(家畜糞尿排出施設設置申告対象未満施設に限る。)、選果場その他これらに類似する施設の設置行為

六 この法施行当時、既に設置された前項第一号ア目ないしエ目の規定による施設中新たな汚染物質の発生及び汚水・廃水量の増加がなく、防止施設を補修又は補強するための施設の設置行為

七 その他道条例で定める施設であつて、管理保全地域での立地がやむを得ない公共施設の設置

3 この法又はこの法による条例により管理保全地域に設置される施設が汚水若しくは廃水を発生する施設又は廃棄物処理施設の場合には、当該施設から排出される放流水の水質が道条例で定める放流水水質基準以下になるように、その処理施設を備えなければならない。〈改正 2009. 3. 25〉



**第 296 条(保存資源の指定)** 道知事は、済州自治道の資源保護のために必要と認める場合には、済州自治道で棲息する希少な動・植物及び賦存する資源等のうち道条例で定める資源を保存しなければならない資源(以下「保存資源」という。)として指定することができる。

2 道知事は、前項の規定により保存資源を指定した場合には、これを遅滞なく、告示しなければならない。

3 道知事は、保存資源の保護のために必要と認める場合には、道条例で定めるところにより、これを捕獲する行為、伐採、採取又は毀損行為を禁止することができ、これを届出させるようにし、又は公開禁止、移動禁止、障害物の除去等を命じ、その他必要な措置を講じることができる。

4 道知事は、保存資源を保護するために必要と認める場合には、その管理又は保護等に必要経費を負担又は補助することができる。

5 保存資源を済州自治道内で売買しようとする者及び済州自治道外に搬出しようとする者は、道条例で定めるところにより、道知事の許可を受けなければならない。

6 道知事は、第 3 項の規定による処分により損失を被った者に対しては、その損失を補償しなければならない。

**第 297 条(土地の買収請求)** 次の各号のいずれかに該当する土地のうち地目が敷地である土地(当該土地にある建築物及び定着物を含む。以下、この条において同じ。)であって、次の各号のいずれかに該当する地域の指定により従来の用途に使用することができなくなった土地の所有者は、道条例で定めるところにより、道知事に当該土地の買収を請求することができる。

一 管理保全地域内の土地のうち、道条例で定める土地

二 「国土の計画及び利用に関する法律」による都市地域内に指定された絶対保全地域内の土地

2 道知事は、前項の規定により買収請求された土地を買収するときには、現金によりその代金を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、「地方自治法」第 124 条の規定により債券(以下「保全地域債券」という。)を発行して支給することができる。〈改正 2007. 5. 11〉

一 土地所有者が希望する場合

二 道条例で定める不在不動産所有者の土地又は非業務用土地の買収代金が道条例で定める一定金額を超過する場合であって、その超過する金額に対して支給する場合

3 保全地域債券の償還期間は 10 年以内とし、その利率は債券発行当時の「銀行法」による認可を受けた金融機関の中で全国を営業地域とする金融機関が適用する 1 年満期定期預金金利の平均以上でなければならず、その具体的な償還期間及び利率は、道条例で定める。〈改正 2010. 5. 17〉

4 第 1 項の規定により買収請求された土地の買収価格、買収手続等に関しては、この法に特別な規定がある場合を除き、「公益事業のための土地等の取得及び補償に関する法律」の規定を準用する。

5 保全地域債券の発行手続その他必要な事項に関しては、この法に特別な規定がある場合を除き、「地方財政法」で定めるところによる。

6 道知事は、第 1 項の規定により買収請求された土地に対しては、買収請求があった日から 4 年以内に、その土地を買収しなければならない。

**第 298 条(小規模環境影響評価等に関する特例)** 「環境影響評価法」第 16 条及び第 44 条にかかわらず、同法第 9 条による戦略環境影響評価又は同法第 43 条による小規模環境影響評価の対象となる開発事業のうち中央行政機関の長、道知事又は済州自治道に設置された「地方公企業法」による地方公企業以外の者が施行する開発事業に対しては、道知事に對

し戦略環境影響評価又は小規模環境影響評価に対する協議を要請しなければならない。〈改正 2011. 7. 21〉

2 道知事は、前項による戦略環境影響評価又は小規模環境影響評価に対する協議に当たっては、第 299 条第 3 項の規定による環境影響評価専門機関の意見を聴き、これを最大限反映しなければならない。〈改正 2011. 7. 21〉

[題目改正 2001. 7. 21]

**第 299 条(環境影響評価の協議等に関する特例)** 「環境影響評価法」第 22 条による事業者は、同法第 27 条にかかわらず、同法第 27 条により作成された評価書に対して道知事に協議を要請しなければならない。ただし、中央行政機関の長、道知事又は済州自治道に設置された「地方公企業法」による地方公企業が事業施行者である場合には、道知事はその評価書に関して環境部長官の意見を聴き、これを最大限反映しなければならない。〈改正 2008. 3. 28、2011. 7. 21〉

2 道知事は、前項の規定による協議のために提出した評価書を検討するに当たって、前項ただし書の規定による環境部長官の意見を聴く事業以外の事業に対しては、次項の規定による環境影響評価専門機関の意見を聴かなければならず、その審議のために済州特別自治道環境影響評価審議委員会(以下「評価審議委員会」という。)を置く。〈改正 2011. 5. 23〉

3 前項の規定による環境影響評価専門機関は、「環境影響評価法」第 7 条の規定による評価項目を検討することができる専門性を備えなければならず、道知事は環境部長官と協議して、その環境影響評価専門機関を定めて告示しなければならない。〈改正 2008. 3. 28、2011. 7. 21〉

4 第 2 項の規定による評価審議委員会の構成及び運営に関し必要な事項は、道条例で定める。〈改正 2011. 5. 23〉

5 第 1 項ただし書により環境部長官の意見を聴く事業に関し、「環境影響評価法」第 39 条及び同法第 40 条による協議内容の管理及び監督に必要な事項は、環境部長官との協議を経て、道条例で定める。ただし、環境部長官は、その事業に対して、「環境影響評価法」第 26 条による協議内容の履行の有無を年間 1 回確認して、協議内容が履行されない場合には、履行管理に必要な措置を講じることができる。〈改正 2007. 8. 3、2008. 3. 28、2011. 7. 21〉

6 道知事は、「環境影響評価法」第 35 条第 3 項に関する管理責任者を「国家技術資格法」第 2 条第三号による国家技術資格職務分野の中から環境職務分野技術士又は技士として指定することができる。〈本項新設 2007. 8. 3、改正 2008. 3. 28、2011. 7. 21〉

7 「環境影響評価法」第 10 条、第 12 条、第 17 条から第 25 条まで、第 27 条から第 30 条まで、第 32 条、第 45 条及び第 54 条(委譲された権限に関する過怠料の賦課及び徴収に限る。)による環境部長官の権限は道知事の権限とし、同法第 29 条第 1 項及び第 2 項による韓国環境政策・評価研究院の長の権限は、第 3 項による環境影響評価専門機関の長の権限とする。〈本項新設 2009. 3. 25〉

8 「環境影響評価法」第 10 条第 5 項、第 18 条第 1 項ただし書、第 20 条第 1 項ただし書、同条第 3 項、同条第 5 項、第 23 条第 2 項、同条第 3 項、第 25 条第 2 項、第 27 条、第 30 条第 2 項、第 45 条第 3 項及び第 54 条第 4 項(道知事の権限に関する過怠料の賦課及び徴収に関する事項に限る。)で大統領令又は環境部令で定めることとしている事項は、道条例で定めることができる。〈本項新設 2011. 5. 23〉

**第 299 条の 2(自然環境保全等に関する特例)** 「自然環境保全法」第 28 条第 1 項にかかわらず、「環境影響評価法」第 9 条による戦略環境影響評価、同法第 22 条による戦略環境影響評価又は同法第 43 条による小規模環境影響評価の対象となる開発事業等に対する自然景観影響協議に関しては、第 298 条又は第 299 条の戦略環境影響評価、環境影響評価又は小規模環境影響評価の協議の方法及び方法を準用する。ただし、その審議は、第 299 条第 2 項の評価審議委員会で行うことができる。〈改正 2008. 3. 28、2011. 5. 23、2011. 7. 21〉

2 「自然環境保全法」第37条第2項、同条第4項（道知事が生物多様性管理契約を締結する場合に限る。）、第38条第2項、同条第4項（道知事が自然環境保全・利用施設を設置又は運営する場合に限る。）、第39条第1項ただし書、第40条第三号、第58条第3項（道知事が自然環境保全名誉指導員を委嘱する場合に限る。）及び第59条第2項（道知事が自然環境案内員を置く場合に限る。）で大統領令又は環境部令で定めることとした事項は、道条例で定めることができる。〈本項新設 2011. 5. 23〉

[本条新設 2007. 8. 3]

[題目改正 2011. 5. 23]

**第 299 条の 3(道立公園管理等に関する特例)** 「自然公園法」第4条の3第2項及び第73条の2第3項（道立公園に対する権限に限る。）による環境部長官の権限は、道知事の権限とする。

2 「自然公園法」第4条の3第1項、同条第2項、同条第4項、第6条、第8条第1項第一号、第9条第2項、同条第3項、第15条第1項ただし書、同条第3項、第16条、第17条第2項、第17条の2第3項、第18条第2項ただし書、第19条第2項、第20条第2項ただし書、同条第4項、第22条第3項ただし書、第23条第1項、同条第3項ただし書及び後段、第24条第2項本文、同条第4項、第24条の2第3項、第27条第1項第十号、第29条第1項、第35条第2項、第36条、第71条第3項、第73条の2第2項、同条第4項、第77条第3項、第78条第4項及び第86条第4項（道知事の権限に関する過怠料の賦課及び徴収に限る。）で大統領令又は環境部令で定めることとした事項は、道条例で定めることができる。ただし、道条例で定めることができる範囲は、道立公園に関する事項に限る。

[本条新設 2011. 5. 23]

**第 300 条(野生動植物保護に関する特例)** 「野生生物保護及び管理に関する法律」第24条第1項、同条第2項、第33条第5項、第42条第5項、第43条第1項及び第53条第2項による環境部長官の権限は、道知事の権限とする。〈改正 2009. 3. 25、2011. 5. 23、2011. 7. 28〉

2 「野生生物保護及び管理に関する法律」第2条第五号、第11条第2項、同条第4項（道知事が野生動物病気研究及び救助・治療機関を指定する場合に限る。）、第19条第2項ただし書、同条第4項、同条第5項、第23条第1項、同条第5項、第33条第3項、同条第5項本文、第42条第1項、同条第6項、第50条第1項、同条第2項、同条第3項本文、第53条第1項、同条第2項、同条第4項、第54条第十二号、第55条第七号及び第61条（道知事が名誉野生生物保護院を委嘱する場合に限る。）で大統領令又は環境部令で定めることとした事項は、道条例で定めることができる。ただし、「野生生物保護及び管理に関する法律」第50条第3項により大統領令で定めることとした事項を道条例で定める場合、その範囲は野生動物保護関連事業に限る。〈改正 2011. 5. 23、2011. 7. 28〉

[題目改正 2011. 7. 28]

**第 300 条の 2(道知事が指定する湿地保護地域等の管理に関する特例)** 「湿地保全法」第16条第2項による環境部長官又は海洋水産部長官の権限は、道知事の権限とする。ただし、道知事が「湿地保全法」第3条第3項の湿地保護地域等を指定する場合に限る。〈改正 2013. 3. 23〉

2 「湿地保全法」第6条第2項、第7条第5項、第8条第5項・第6項、第10条第1項、第12条第1項第4号、同条第3項、第13条第1項ただし書及び同項第5号、同条第4項・第5項第3号、同条第6項、第15条第1項第5号、同条第2項、第16条第1項、第18条の2第4項、第19条、第22条の3第2項・第3項及び第27条第2項(道知事の権限に関する過怠料の賦課及び徴収に限る。)で大統領令、環境部令又は環境部及び海洋水産部の共同部令で定めることとしている事項は、道条例で定めることができる。ただし、道条例の

制定範囲は、道知事の権限に関する事項に限る。〈改正 2013. 3. 23〉  
[全文改正 2011. 5. 23]

**第 301 条(大気環境保全に関する特例)** 「大気環境保全法」第 16 条第 2 項・第 5 項、第 23 条、第 24 条第 2 項、第 30 条第 1 項、第 32 条第 5 項から第 7 項まで、第 33 条、第 34 条第 1 項・第 2 項、第 36 条、第 37 条第 1 項・第 3 項(委譲された権限に関する課徴金処分に限る。)、第 38 条(委譲された権限に関する閉鎖命令又は使用中止命令に限る。)、第 40 条第 1 項、第 82 条第 1 項(同法第 16 条及び第 32 条に該当する委譲された権限に関する排出許容基準遵守及び測定機器の正常運営の有無に対する検査業務に限る。)、同条第 2 項、第 85 条(委譲された権限に関する聴聞に限る。)、第 86 条及び第 94 条第 3 項(委譲された権限に関する過怠料の賦課及び徴収に限る。))による環境部長官の権限は、道知事の権限とする。  
〈改正 2007. 4. 27、2011. 5. 23〉

**2** 「大気環境保全法」第 16 条第 1 項、第 23 条第 1 項から第 4 項まで・第 6 項、第 26 条第 1 項ただし書、同条第 2 項第 2 号、第 28 条ただし書、第 29 条第 3 項、第 30 条第 1 項・第 2 項、第 31 条第 2 項、第 32 条第 2 項・第 4 項・第 5 項、第 33 条、第 34 条第 2 項、第 42 条本文及びただし書、第 43 条第 1 項ただし書、第 77 条第 1 項・第 2 項(道知事が実施する教育に限る。)、第 82 条第 1 項本文(道知事の権限に関する事項に限る。)、第 84 条(道知事の権限に関する行政処分基準に限る。)、第 86 条及び第 94 条第 3 項(道知事の権限に関する過怠料の賦課及び徴収に関する事項に限る。))で大統領令又は環境部令で定めるとしている事項は、道条例で定めることができる。〈改正 2011. 5. 23〉

**3** 第 1 項の規定により「大気環境保全法」第 37 条の規定による課徴金処分を道知事がして徴収した場合、環境部長官は同法第 35 条第 8 項の規定を準用して、課徴金の徴収に要した経費を済州自治道に交付しなければならない。〈改正 2007. 4. 27〉

**第 302 条(騒音・振動管理に関する特例)** 「騒音・振動管理法」第 7 条第 2 項、第 26 条後段及び第 39 条第 1 項による環境部長官の権限は、これを道知事の権限とする。〈改正 2007. 4. 11、2007. 8. 3、2009. 6. 9、2011. 5. 23〉

**2** 「騒音・振動管理法」第 7 条第 1 項、第 8 条第 1 項本文及びただし書、同条第 2 項・第 3 項ただし書、第 9 条第 2 号、第 12 条第 2 項、第 15 条、第 16 条第 1 項後段・第 2 項、第 19 条第 5 項、第 20 条第 1 項、第 21 条第 1 項・第 2 項、第 22 条第 1 項・第 2 項・第 3 項第 1 号・第 4 項、第 24 条第 2 項、第 26 条ただし書、第 27 条第 3 項、第 29 条第 2 項、第 46 条第 1 項・第 2 項(道知事が実施する教育に限る。)、第 47 条第 1 項本文(道知事の権限に関する報告及び検査等に限る。)、第 49 条(道知事の権限に関する行政処分の基準に限る。))及び第 60 条第 3 項(道知事の権限に関する過怠料の賦課及び徴収に関する事項に限る。))で大統領令又は環境部令で定めるとしている事項は、道条例で定めることができる。〈本項新設 2011. 5. 23〉

[題名改正 2009. 6. 9]

**第 303 条(水質及び水生生態系保全に関する特例)** 「水質及び水生生態系保全に関する法律」第 12 条第 1 項、第 2 項、第 17 条第 4 項、第 32 条第 2 項、第 5 項、第 8 項、第 33 条、第 34 条第 1 項、第 2 項、第 35 条第 3 項、第 37 条第 1 項、第 3 項、第 4 項、第 39 条、第 40 条、第 42 条(委譲された権限に関する取消又は停止命令等に限る。)、第 43 条(委譲された権限に関する課徴金処分に限る。)、第 44 条、第 45 条第 1 項、第 2 項(委譲された権限に関する命令履行報告の受理及び確認に限る。)、第 53 条第 1 項、第 4 項、第 60 条第 1 項、第 3 項、第 4 項、第 5 項(同法第 44 条の規定に関する事項に限る。))、第 61 条第 2 項、第 62 条第 1 項、第 64 条(委譲された権限に関する登録取消又は停止命令に限る。)、第 66 条(委譲された権限に関する課徴金処分に限る。)、第 68 条(委譲された権限に関する報告及び検査等に限る。)、第 72 条(委譲された権限に関する聴聞に限る。))、第 73 条及び第 82 条第 4

項(委譲された権限に関する過怠料の賦課及び徴収に限る。)の規定による環境部長官の権限は、これを道知事の権限とする。〈改正 2007. 5. 17、2011. 5. 23〉

**2** 「水質及び水生生態系保全に関する法律」第 12 条第 3 項、第 13 条、第 17 条第 1 項本文、同条第 2 項第 7 号、同条第 4 項、第 18 条第 2 項、第 19 条第 2 項、第 19 条の 3 第 2 項・第 5 項、第 20 条第 1 項ただし書・第 2 項ただし書及び後段、第 32 条第 1 項、第 33 条第 1 項本文・第 2 項本文及びただし書・第 3 項・第 4 項・第 6 項・第 7 項、同条第 9 項第 3 号、第 34 条第 1 項、第 35 条第 1 項ただし書・第 2 項・第 6 項、第 37 条第 1 項ただし書及び後段・第 2 項ただし書及び後段・第 3 項(第 3 項の場合、期間に関する事項に限る。), 第 38 条第 3 項、第 39 条、第 45 条第 2 項、第 47 条第 1 項ただし書・第 5 項、第 53 条第 1 項各号以外の部分及び同項第 1 号から第 3 号まで、同条第 2 項・第 3 項各号以外の部分本文及び同項第 1 号、同条第 4 項第 2 号・第 3 号、同条第 5 項・第 6 項・第 8 項、第 59 条第 1 項・第 2 項、第 60 条第 1 項から第 3 項まで、第 61 条第 1 項本文・第 2 項、第 62 条第 1 項ただし書及び後段、同条第 2 項第 3 号、第 67 条第 1 項(道知事が実施する教育に限る。)第 71 条(道知事の権限に関する行政処分の基準に限る。), 第 73 条各号以外の部分(道知事の権限に関する手数料に限る。)及び第 82 条第 4 項(道知事の権限に関する過怠料の賦課・徴収に関する事項で限る。)で大統領令又は環境部令で定めることとした事項は、道条例で定めることができる。〈改正 2007. 5. 17、2009. 3. 25、2011. 5. 23〉

**3** 第 1 項の規定により「水質及び水生生態系保全に関する法律」第 43 条及び第 66 条の規定による課徴金処分を道知事がして徴収した場合、環境部長官は同法第 41 条第 7 項の規定を準用して、課徴金の徴収に要した経費を済州自治道に交付しなければならない。〈改正 2007. 5. 17〉

[題目改正 2011. 5. 23]

**第 304 条(下水処理施設等の管理に関する特例)** 「下水道法」第 25 条第 1 項、第 67 条第 1 項から第 3 項まで及び第 80 条第 5 項(委譲された権限に関する過怠料の賦課及び徴収に限る。)による環境部長官の権限は、道知事の権限とする。〈改正 2011. 5. 23〉

**2** 「下水道法」第 7 条第 1 項前段、第 8 条第 2 項ただし書・第 6 項、第 9 条第 3 項、第 11 条第 2 項ただし書、第 15 条、第 16 条第 1 項ただし書・第 2 項、第 19 条第 1 項・第 2 項各号以外の部分・第 3 項、第 21 条第 2 項、第 23 条第 1 項各号以外の部分、第 24 条、第 25 条第 1 項第 3 号、第 26 条第 1 項各号以外の部分本文及び同項第 3 号、同条第 2 項、第 27 条第 3 項、第 28 条各号以外の部分後段及び同条第 3 号、第 34 条第 1 項第 3 号・第 4 号、同条第 2 項ただし書・第 3 項・第 4 項、第 35 条第 1 項本文及びただし書、第 36 条第 1 項、第 37 条第 3 項、第 39 条第 2 項から第 4 項まで・第 6 項ただし書・第 9 項ただし書、第 40 条第 1 項・第 2 項・第 4 項、第 41 条第 2 項・第 5 項、第 43 条第 1 項、第 44 条第 1 項本文・第 2 項から第 4 項まで、第 45 条第 1 項・第 2 項・第 5 項・第 6 項、第 47 条第 2 項、第 49 条第 2 項、第 50 条第 2 項、第 56 条(糞尿収集・運搬業者に限る。), 第 65 条第 1 項後段、第 66 条第 1 項各号以外の部分本文、第 67 条第 4 項、第 69 条第 4 項(道知事の権限に属する事案に関する証票に限る。)及び第 70 条本文(道知事の権限に関する手数料に限る。)で大統領令又は環境部令で定めることとした事項は、道条例で定めることができる。〈改正 2011. 5. 23〉

[全文改正 2007. 8. 3、2009. 3. 25]

**第 304 条の 2(家畜糞尿の管理及び利用に関する特例)** 「家畜糞尿の管理及び利用に関する法律」第 5 条第 1 項、同条第 2 項、第 7 条第 1 項、同条第 2 項、第 13 条第 2 項、第 24 条第 3 項、第 38 条第 1 項及び同条第 2 項による農林畜産食品部長官又は環境部長官の権限は、道知事の権限とする。〈改正 2013. 3. 23〉

**2** 「家畜糞尿の管理及び利用に関する法律」第 8 条第 3 項、第 11 条第 1 項・第 2 項・第 3 項ただし書、第 12 条第 1 項ただし書・第 2 項・第 3 項本文及びただし書・第 4 項・第 6

項、第13条第1項・第2項、第15条第1項・第2項ただし書、第17条第2項から第4項まで、第18条第2項、第19条第1項、第21条第1項ただし書、第22条第1項後段、第26条第2項、第27条第1項本文・第2項から第4項まで、第38条第2項・第3項、第45条各号以外の部分(道知事の権限に関する手数料に限る。)及び第53条第4項(道知事の権限に関する過怠料の賦課・徴収に関する事項に限る。)で大統領令、農林畜産食品部令又は環境部令で定めることとした事項は、道条例で定めることができる。〈改正2013.3.23〉  
[全文改正2011.5.23]

**第305条(水道事業等に関する特例)** 「水道法」第7条第1項、同条第2項、第17条第1項から第4項まで、第38条第1項及び第62条による環境部長官又は国土交通部長官の権限は、これを道知事の権限とする。〈改正2007.4.11、2007.8.3、2008.2.29、2011.5.23、2013.3.23〉

**2** 「水道法」第15条第1項、第17条第1項ただし書及び後段、第21条第4項ただし書、第38条第1項本文及び第87条第4項(道知事の権限に関する過怠料賦課・徴収に限る。)で大統領令又は環境部令で定めることとした事項は、道条例で定めることができる。〈改正2011.5.23〉

**3** 「水道法」を適用するに当たり、同法第3条第七号中「二以上の地方自治体」は「二以上の行政市」に読み替える。〈本項新設2011.5.23〉

**4** 「水道法」第16条第1項及び第28条第2項は、済州自治道に適用しない。〈本項新設2011.5.23〉

[題名改正2011.5.23]

**第305条の2(土壌環境保全に関する特例)** 道知事は「土壌環境保全法」第17条第1項にかかわらず、環境部長官及び関係中央行政機関の長と協議して、土壌保全対策地域を指定することができ、道知事が土壌保全対策地域を指定した場合には、同条第2項、同条第4項及び第22条第1項による環境部長官の権限は、道知事の権限とする。

**2** 道知事は、「土壌環境保全法」第18条第1項及び同条第5項にかかわらず、土壌保全対策地域に対し対策計画を樹立して施行することができ、対策計画を樹立したときは、これを環境部長官及び関係中央行政機関の長に報告しなければならない。

**3** 「土壌環境保全法」第4条の2、第10条の2第1項、第11条第3項、第12条第1項ただし書及び後段・第2項ただし書及び後段、第14条第1項各号以外の部分、第15条製造第1項・第3項各号以外の部分本文、第15条の2ただし書及び後段、第15条の3第1項、第16条、第17条第1項ただし書・第3項・第4項ただし書、第18条第2項第3号、同条第3項・第4項、第19条第2項ただし書及び後段、第20条、第21条第1項ただし書・第2項、第26条の2第1項及び第32条第3項(道知事の権限に関する過怠料の賦課・徴収に関する事項に限る。)で大統領令又は環境部令で定めることとした事項は、道条例で定めることができる。

[全文改正2011.5.23]

**第306条(廃棄物管理に関する特例)** 「廃棄物管理法」第17条第3項、同条第4項、第25条第1項から第4項まで、同条第7項、同条第12項第一号から第三号まで、同条第13項、同条第14項、第27条第1項、同条第2項、第28条第1項、第29条第2項から第4項まで、第31条第2項から第6項まで、第31条第9項、第32条第3項、第33条第2項、第38条第2項、第40条第2項、同条第3項、同条第8項から第11項まで、第48条第1項から第3項まで(委譲された権限に対する措置命令に限る。)、第49条、第61条第一号及び第68条第4項から第7項まで(道知事の権限に関する過怠料の賦課及び徴収に限る。)による環境部長官の権限は、道知事の権限とする。〈改正2009.3.25、2011.5.23〉

**2** 「廃棄物管理法」第19条第1項本文、同項第一号、同項第二号、同条第2項(指定廃

棄物に限る。)、第 25 条第 13 項、第 29 条第 1 項、同条第 2 項第一号、同項第二号、同条第 3 項、第 30 条第 1 項 (同項ただし書中廃棄物処理施設に限る。)、第 31 条第 1 項から第 4 項まで、同条第 6 項から第 8 項まで及び第 39 条第 1 項 (道知事の権限に関する報告、検査等に限る。) で大統領令又は環境部令で定めることとしている事項は、道条例で定めることができる。〈改正 2011. 5. 23〉

**3** 濟州自治道に関しては、「廃棄物管理法」第 14 条第 4 項を適用しない。〈本項新設 2009. 3. 25〉

[全文改正 2007. 8. 3]

**第 306 条の 2 (廃棄物処理施設設置に関する特例)** 道知事は、濟州自治道内で「廃棄物処理施設設置促進及び周辺地域支援等に関する法律」第 5 条第 1 項による観光地又は観光団地を開発、設置又は増設しようとする者に対し、その観光地等から発生する廃棄物のうち大統領令で定める廃棄物 (以下、この条において同じ。 ) を処理するための廃棄物処理施設の設置費に相当する金額を賦課することができる。この場合、その観光地等から発生する廃棄物は、濟州自治道が設置する処理施設 (以下「公共処理施設」という。 ) で処理しなければならない。

**2** 「廃棄物処理施設設置促進及び周辺地域支援等に関する法律」第 5 条第 2 項による環境部長官の権限は、これを道知事の権限とする。〈本項新設 2009. 3. 25〉

**3** 「廃棄物処理施設設置促進及び周辺地域支援等に関する法律」第 5 条第 2 項により環境部令で定めることとした事項は、道条例で定めることができる。〈本項新設 2009. 3. 25〉

**4** 道知事は、第 1 項により納付を受けた金額を第 1 項後段の公共処理施設の設置に使用しなければならない。〈改正 2009. 3. 25〉

**5** 道知事は、第 1 項の設置費用に相当する金額を納付しなければならない者が所定の期限内にこれを納付しないときには、地方税滞納処分 の例により徴収する。〈改正 2009. 3. 25〉

**6** 第 1 項による廃棄物処理施設の設置費に相当する納付金額の算定方法及び納付手続並びに廃棄物の公共処理施設での処理基準及び処理単価等に必要な事項は、道条例で定める。〈改正 2009. 3. 25〉

[本条新設 2007. 8. 3]

[題目改正 2009. 3. 25]

**第 307 条 (土地分割制限に関する特例)** 第 294 条の規定により指定された管理保全地域においては、「測量・水路調査及び地籍に関する法律」第 79 条にかかわらず、道路予定線等を区画して行う宅地型の土地分割行為を行うことができない。ただし、道条例で定める土地分割行為は、この限りでない。〈改正 2009. 6. 9〉

**第 308 条 (農地分割に関する特例)** 「農地法」第 22 条第 2 項の規定にかかわらず、道条例で定めるところにより、農地を分割することができる。ただし、「農地法」第 28 条の規定により農業振興地域として指定された場合は、この限りでない。〈改正 2007. 4. 11〉

**第 309 条 (建築計画審議に関する特例)** 自然景観又は都市景観の維持が必要と認めて道知事が指定して公告する区域内において建築物を建築しようとするときは、建築計画に関する形態、植栽及び道路等について「建築法」第 4 条の規定による道建築委員会の審議を受けた後、基本設計を行わなければならない。

**2** 前項の規定により指定及び公告された区域内において「建築法」第 11 条及び第 14 条の規定による建築許可又は建築申告 (新築の場合に限るものとし、この法又は他の法律の規定により建築許可又は建築申告が擬制される場合を含む。 ) を受理しようとするときは、道建築委員会の審議を経なければならない。〈改正 2008. 3. 21〉

**3** 第 1 項の規定による対象区域の指定・公告及び審議の範囲、手続及び基準は、道条例

で定める。

## 第2節 地下水の保全・管理

**第310条(地下水の公共的管理)** 濟州自治道内に天然する地下水は、公共の資源として道知事が管理しなければならない。

2 道知事は、地下水の適正管理及び汚染予防、用水の安定的供給、地下水の基礎調査及び観測、代替水資源の開発及び利用等に最善を尽くさなければならない。

**第311条(水資源管理総合計画の樹立等)** 道知事は、地下水、温泉等水資源の体系的な開発、利用及び効率的な保全及び管理のために、次の各号の事項が含まれた10年単位の水資源管理総合計画(以下「水資源総合計画」という。)を樹立して施行しなければならない。この場合、「地下水法」第6条の2の規定は、これを適用しない。

- 一 水資源天然特性及び開発可能量
- 二 水資源の開発及び利用実態
- 三 水資源の保全及び管理計画
- 四 水資源基礎調査に関する事項等
- 五 代替水資源の開発及び利用に関する事項等

2 水資源総合計画には、飲料水、機能的飲料、清涼飲料、酒類等の製造及びウォーターテーマパークの造成等、水資源賦存状況に適合した水産業を成長エンジン産業として育成するために必要な水産業クラスターの造成、財政支援等に関する事項が含まなければならない。〈改正2003.3.25〉

3 第1項第三号の水資源保全・管理計画には、「家畜伝染病予防法」第2条第二号による家畜伝染病による地下水、温泉等水資源の汚染を防止するため、水質検査の周期、方法等水資源汚染防止対策を含まなければならない。〈本項新設2011.5.23〉

4 第1項から第3項までに規定した事項のほか、水資源総合計画の樹立及び施行等に必要事項は、道条例で定める。〈本項新設2009.3.25、繰下げ2011.5.23〉

**第312条(地下水の開発・利用許可等に関する特例)** 地下水を開発又は利用しようとする者は、「地下水法」第7条、第7条の2、第7条の3及び第8条並びに「飲水管理法」第9条、第10条及び第12条の規定にかかわらず、道知事の許可を受けなければならない。ただし、「地下水法」第8条第1項第三号の場合には、道知事に申告しなければならない。〈改正2007.4.11、2009.3.25〉

2 前項の規定により許可を受けた者が地下水及び飲水の開発・利用期間を延長しようとする場合又は許可を受けた事項を変更しようとする場合には、道条例で定めるところにより、道知事の許可を受けなければならない。〈改正2003.3.25〉

3 道知事は、地下水の適正な保全及び管理のために、次の各号のいずれかに該当するときには、第1項の規定による許可をしないものとする。ただし、濟州自治道が「地方公企業法」により設立した地方公企業が地下水の保全及び管理に支障がない範囲内で第一号又は第二号に該当する場合及び道知事が指定して告示する地域において塩地下水(塩分を多量に含んでいる地下水をいう。)を利用して第二号の製品を製造又は販売する場合は、この限りでない。〈改正2007.8.3、2009.3.25、2010.3.22〉

- 一 「飲水管理法」第3条第三号の規定による飲料用水を製造又は販売しようとする場合
- 二 地下水を100分の98以上利用して清涼飲料又は酒類等を製造又は販売しようとする場合
- 三 その他地下水の汚染及び過多開発の防止のために道条例で定める場合

4 第1項及び第2項の規定により地下水開発・利用許可(許可期間延長及び変更許可を含む。)を受けようとする者は、道条例で定めるところにより、地下水影響調査書を作成して



提出し、審査を受けなければならない。

**5** 道知事は、第 1 項及び第 2 項の規定による許可をするに当たって、地下水の適正な管理のために必要と認める場合には、道条例で定めるところにより、地下水の取水量を制限することができる。

**6** 道知事は、地下水の適正な管理のために必要と認める場合には、地下水開発・利用施設の設置者に対し、道条例で定めるところにより、周辺土地又は施設物の利用者と地下水を共同利用するようとする措置を命ずることができる。この場合、正当な事由なく共同利用措置を拒否した者又は履行しない者に対しては、取水量を制限し、又は地下水開発・利用の許可を取り消すことができる。

**7** 道知事は早魃、過大な地下水取水等による地下水の枯渇等を防止するために必要と認める場合には、道条例で定めるところにより、取水量制限及び一時的利用中止に関する措置を段階的に講じることができる。

**8** 道知事は、次の各号のいずれかに該当する地域を、道条例で定めるところにより、地下水資源特別管理区域として指定することができる。この場合、道条例で定めるところにより、その内容を告示しなければならない。

- 一 地下水位が著しく低下している地域又は低下するおそれが高い地域
- 二 海水又は塩水侵入のおそれが高い地域又は地下水中の塩素イオン濃度が飲水水質基準を超過している地域
- 三 将来用水需要のために地下水の開発又は利用を制限する必要がある地域
- 四 その他地下水の数量及び水質保全のために道条例で定める地域

**9** 道知事は、前項の規定により地下水資源特別管理区域を指定して告示したときには、道条例で定めるところにより、当該区域内の地下水資源に対する管理計画を樹立しなければならない。

**10** 第 8 項及び前項の規定は、地下水資源特別管理区域の変更に関して、これを準用する。

**11** 道知事は、地下水資源特別管理区域内において、道条例で定めるところにより、地下水開発・利用許可、その許可期間及び取水量等を制限することができる。

**12** 道知事は、第 1 項及び第 2 項の規定により許可又は変更許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その許可を取り消すことができる。ただし、第一号中「地下水法」第 10 条第 1 項第一号、第七号及び第八号に該当する場合及びこの項第二号に該当する場合には、許可を取り消さなければならない。〈改正 2007. 4. 11、2011. 5. 30〉

- 一 「地下水法」第 10 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合
- 二 「飲水管理法」第 48 条第 1 項の規定により営業許可が取り消された場合

**13** 済州自治道が「地方公企業法」により設立した地方公企業が第 3 項の飲料用水、清涼飲料又は酒類等を製造又は販売する場合には、第 5 項により許可を受けた取水量の範囲内で製造又は販売しなければならない。〈本項新設 2007. 8. 3〉

**14** 第 1 項及び第 2 項による地下水開発・利用許可及び利用期間延長・変更許可の場合、第 4 項による地下水影響調査書を提出して審査を受けたときには、「水道法」第 52 条及び同法施行令第 29 条による影響検討書の提出を省略することができる。〈本項新設 2007. 8. 3〉

**第 312 条の 2(地下水の保全区域の指定等に関する特例)** 済州自治道内で第 294 条による地下水保全地区及び第 312 条第 8 項による地下水資源特別管理区域として指定して運営する場合には、「地下水法」第 12 条及び第 13 条を適用しない。

[本条新設 2009. 3. 25]

**第 313 条(地下水の汚染防止命令等に関する特例)** 何人も、この法又は他の法律で定める基準以下に処理しない汚水、廃水等地下水を汚染させる物質を地下に注入、排水又は処理してはならない。

**2** 地下水の汚染防止のために必要な地下水開発・利用施設の設置基準及び地下水開発・

利用施設工事の監理等に関する事項は、道条例で定める。

**3** 道知事は、農薬による地下水汚染を防止するために、著しく地下水を汚染させるおそれがある農薬の供給及び使用を制限することができる。この場合、道条例で定めるところにより、その内容を告示しなければならない。

**4** 前項の規定による供給又は使用を制限する農薬に該当するか否かに対する判断は、農薬が地下水汚染に及ぶ危険性に対する評価結果によるものとし、その評価に関し必要な事項は、道条例で定める。

**第 314 条(地下水観測網の設置・運営等)** 道知事は、地下水の適正管理のために、次の各号のいずれかに該当する地下水観測施設を設置して運営しなければならない。

- 一 地下水位変動実態を把握するための地下水位観測網
- 二 海水浸透の有無を観測するための海水浸透監視観測網
- 三 地下水の水質を観測するための水質観測網
- 四 地下水利用量を把握するための地下水利用量モニタリング

**2** 道知事は、前項の規定による地下水観測施設の設置計画を水資源管理総合計画に含めなければならない。

**3** 道知事は、第 1 項第一号の地下水位観測網の中から地下水位の過大な低下及び海水浸透の防止のための基準水位観測井を道条例で定めるところにより指定して運営しなければならない。

**4** 道知事は、前項の規定による基準水位観測井の水位が地下水の保全又は管理に支障を与えるおそれがあると判断される場合には、道条例で定めるところにより、取水量の制限又は取水の一時的中止及びこれらに関連する措置を段階的に講じることができる。

**第 315 条(地下水管理委員会の構成等)** 道知事は、次の各号のいずれかに該当する事項に対する諮問等をするために地下水管理委員会を置くものとし、地下水管理委員会の構成及び運営等に関し必要な事項は、道条例で定める。〈改正 2007. 8. 3、2010. 5. 30〉

- 一 地下水の基礎調査及び水資源管理総合計画の樹立又は変更に関する事項
- 二 第 312 条第 4 項の規定による地下水影響調査書又は「飲水管理法」第 13 条による泉水開発環境影響調査書の審査
- 三 第 312 条の規定による地下水資源特別管理区域の指定及び変更に関する事項
- 四 第 318 条の規定による地下水管理特別会計の運用に関する事項
- 五 第 319 条第 1 項の規定による農業用水総合計画の樹立に関する事項
- 六 その他地下水及び代替水資源の開発、利用、保全及び管理に関する事項

**第 316 条(雨水利用施設等の設置・管理等)** 道条例で定める一定規模以上の総合競技場、室内体育館、公共庁舎、ゴルフ場、観光団地又は土地の形質変更が伴う施設物等を設置しようとする者は、雨水の効率的活用及び地下水涵養量の増大のために、雨水利用施設又は地下水人工涵養施設(以下「雨水利用施設等」という。)を設置して運営しなければならない。〈改正 2009. 3. 25、2011. 5. 23〉

**2** 道知事は、前項の規定により雨水利用施設等を設置する者に対し、道条例で定めるところにより、その施設費の一部を補助することができる。

**3** 雨水利用施設等を設置しなければならない施設物設置行為の範囲、雨水利用施設等の設置及び管理基準その他雨水利用施設等の設置及び運営に関し必要な事項は、道条例で定める。

**第 317 条(地下水原水代金の賦課・徴収等)** 道知事は、地下水の適正な保全及び管理に必要な財源の造成のために、次の各号のいずれかに該当する者に対し、地下水原水代金を賦課して徴収することができる。この場合、「地下水法」第 30 条の 3 の規定は、これを適用し

ない。

一 第 312 条の規定による地下水開発・利用許可を受けた者

二 「温泉法」第 16 条の規定による温泉利用許可を受けて温泉水を利用する者

**2** 道知事は、第 312 条及び「温泉法」第 16 条の規定による許可を受けずに地下水又は温泉水を使用した者又は不正な方法により地下水原水代金を免れた者に対しては、当該地下水原水代金及びその原水代金の 5 倍の範囲内で付加金を徴収することができる。

**3** 第 1 項及び前項の規定による地下水原水代金及び付加金の算定方法、賦課手続、徴収手続、減免等に関する事項は、道条例で定める。

**4** 第 1 項及び第 2 項の規定による地下水原水代金又は付加金を納入期限内に納付しない者に対しては、地方税滞納処分の例により、これを徴収する。

**第 318 条(地下水管理特別会計の設置等)** 道知事は、地下水の適正な開発、利用、保全及び管理事業に必要な事業費等を調達するために、次の各号のいずれかに該当する財源により地下水管理特別会計を設置することができる。この場合、「地下水法」第 30 条の 2 の規定は、これを適用しない。

一 前条の規定による地下水原水代金

二 一般会計及び他の特別会計からの繰入金

三 借入金

四 第一号及び第二号の規定による資金の運用から発生する収益金

五 次項の規定による履行保証金預託金

六 第 362 条第 1 項第三号、第四号及び次項第三号、第四号の規定による過怠料

七 「地下水法」第 39 条及び第 40 条の規定による過怠料

**2** 「地下水法」第 14 条の規定により預託された履行保証金が現金の場合には、これを地下水管理特別会計に預託する。

**3** 第 1 項の規定による地下水管理特別会計は、次の各号の用途に使用する。

一 地下水の基礎調査

二 水資源管理総合計画の樹立及び施行

三 地下水資源特別管理区域の指定及び管理

四 地下水管井の原状復旧

五 汚染した地下水の浄化作業

六 地下水観測網の設置、運営及び地下水利用実態調査

七 第 1 項第三号の規定による借入金の償還

八 第 1 項第五号の規定による履行保証金預託金の償還

九 その他これと一体となる水資源開発等地下水の保全及び管理のために必要な事業であつて、道条例で定める用途

**4** 第 1 項の規定による地下水管理特別会計の予算編成、決算及び運用等に関し必要な事項は、道条例で定める。

**第 319 条(農業用水総合計画の樹立等)** 道知事は、農業用水の体系的な開発、供給及び管理のために、次の各号の事項を含む農業用水総合計画を樹立して施行しなければならない。農業用水総合計画の樹立及び施行に関する詳細的な事項は、道条例で定める。

一 農業用水の開発及び利用実態

二 農業用水の需要予測

三 農業用水の開発及び供給計画

四 農業用水供給施設の管理計画

五 農業用水の水質管理計画

六 その他農業用水管理に関する事項

**2** 道知事は、農業用水の体系的な開発及び供給並びに効率的な管理のために、農業用水

管理を次の各号のいずれかに該当する専門機関に委託して管理させることができ、その委託管理による財政支援、管理費、決算等に関する事項は、道条例で定める。

- 一 濟州自治道が設立した「地方公企業法」による地方公企業
- 二 韓国農村公社及び農地管理基金法」による韓国農村公社
- 三 その他農業用水の委託管理業務を遂行する能力があるとして道条例で定める法人又は団体

**第 320 条(地下水管理に関する特例)** 「地下水法」第 5 条第 6 項、第 5 条の 2、第 16 条第 2 項、第 16 条の 3 第 1 項及び第 36 条の 2(委譲された権限に関する代執行及びその費用徴収に限る。)の規定による環境部長官又は国土交通部長官の権限は、道知事の権限とする。〈改正 2009. 3. 25、2011. 5. 23、2013. 3. 23〉

**2** 「地下水法」第 5 条第 1 項、同条第 3 項本文及びただし書、同条第 4 項から第 6 項まで、第 5 条の 2 第 3 項、第 9 条第 1 項、同条第 2 項、第 9 条の 2 第 1 項から第 3 項まで、第 9 条の 3、第 9 条の 4(第 2 項を除く。)、第 9 条の 5(第 1 項を除く。)、第 10 条第 2 項、第 3 項、第 16 条、第 16 条の 2、第 16 条の 3、第 16 条の 4 第 1 項、第 17 条第 1 項、第 6 項から第 9 項まで、第 20 条第 1 項から第 3 項まで、第 22 条第 1 項、第 24 条第 1 項、第 3 項、第 25 条第 2 項、第 3 項、第 27 条、第 33 条(第一号、第四号及び第五号の規定による手数料納付に限る。)及び第 41 条第 1 項の規定により大統領令又は国土交通部令で定めることとしている事項は、道条例で定めることができる。〈改正 2008. 2. 29、2009. 3. 25、2011. 5. 23、2013. 3. 23〉

**第 321 条(飲水管理に関する特例)** 「飲水管理法」第 15 条及び第 17 条第 1 項による環境部長官の権限は、道知事の権限とする。

**2** 「飲水管理法」第 7 条第 2 項、第 8 条第 3 項、第 13 条第 2 項及び第 56 条(第一号による手数料納付に関する事項に限る。)で大統領令又は環境部令で定めることとしている事項は、道条例で定めることができる。

[全文改正 2011. 5. 23]

**第 322 条(温泉管理に関する特例)** 「温泉法」第 29 条による安全行政部長官の権限は、道知事の権限とする。〈本項新設 2011. 5. 23、改正 2013. 3. 23〉

**2** 「温泉法」第 9 条第 2 項、同条第 5 項、第 10 条第 4 項ただし書、第 11 条、第 12 条第 1 項ただし書、同条第 2 項後段、第 13 条第 3 項ただし書、第 14 条第 1 項本文、同条第 3 項、第 15 条第 1 項ただし書、第 16 条第 1 項ただし書、同条第 4 項、第 19 条第 1 項ただし書、第 21 条第 1 項、同条第 2 項、第 24 条第 2 項及び第 31 条で大統領令又は安全行政部令で定めることとしている事項は、道条例で定めることができる。〈改正 2011. 5. 23、2013. 3. 23〉

**3** 道知事は、温泉の適切な保全又は管理のため、次の各号のいずれかに該当する場合には、「温泉法」第 12 条及び第 15 条にかかわらず、温泉掘削許可をしないことができる。〈改正 2009. 3. 25、2011. 5. 23〉

- 一 温泉源保護地区及び温泉候補保護区域として既に指定された地域の境界線から 1 千メートル以内の地域
- 二 「温泉法」第 22 条による温泉発見申告受理の制限地域
- 三 第 312 条第 8 項による地下水資源特別管理区域
- 四 第 294 条第 2 項による地下水資源保全地区のうち 1 等級地域
- 五 その他温泉及び地下水の保全のために必要であると認められる場合として道条例で定める場合

[全文改正 2007. 8. 3、2009. 3. 25]

**第 323 条(地下水管理基本条例の制定・施行等)** 道知事は、濟州自治道の地域特性及び状

況に適合した地下水管理体系を構築して、地下水の効率的な利用のために必要な場合には、第 310 条ないし前条の規定により道条例で定めることとした事項を包括的に規定する地下水管理基本条例を制定して施行することができる。

### 第 3 節 交通事業の特例

**第 324 条(旅客自動車運輸事業に関する特例)** 「旅客自動車運輸事業法」第 4 条第 1 項・第 3 項、第 8 条第 1 項、第 9 条第 1 項、第 10 条第 1 項・第 3 項、第 13 条第 1 項、第 14 条第 1 項・第 2 項・第 4 項、第 15 条第 1 項、第 16 条第 1 項、第 19 条第 2 項、第 84 条第 3 項、第 85 条第 1 項(委譲された権限に関する取消、命令等に限る。)、第 4 項、第 86 条(委譲された権限に関する聴聞に限る。)、第 88 条第 1 項、第 3 項(委譲された権限に関する課徴金に限る。))及び第 94 条第 4 項(委譲された権限に関する過怠料の賦課及び徴収に限る。))による国土交通部長官の権限は、道知事の権限とする。〈改正 2013. 3. 23〉

**2** 「旅客自動車運輸事業法」第 4 条第 1 項本文及びただし書・第 3 項、第 5 条第 1 項第 2 号・第 3 号、同条第 5 項、第 8 条第 2 項ただし書・第 3 項、第 9 条第 2 項、第 10 条第 1 項ただし書・第 2 項ただし書、同条第 3 項第 4 号、同条第 4 項、第 11 条、第 14 条第 1 項・第 2 項ただし書及び後段・第 4 項、第 16 条第 1 項本文・第 2 項、第 17 条、第 19 条第 1 項・第 2 項各号以外の部分及び同項第 3 号、第 20 条第 2 項・第 3 項・第 5 項、第 21 条第 1 項・第 5 項、第 24 条第 2 項・第 3 項、第 25 条第 1 項、第 26 条第 1 項第 4 号・第 7 号・第 8 号、第 29 条、第 30 条、第 31 条第 2 項、第 34 条第 2 項ただし書、第 36 条第 1 項、第 38 条第 1 項後段・第 2 項、第 40 条第 2 項、第 41 条第 2 項、第 43 条第 1 項ただし書、第 45 条第 2 項、第 46 条第 1 項ただし書、第 80 条本文、第 84 条第 1 項本文及びただし書・第 2 項各号以外の部分本文及び同項第 2 号、同条第 4 項、第 85 条第 1 項各号以外の部分本文・第 2 項・第 3 項・第 4 項各号以外の部分及び第 88 条第 2 項、同条第 4 項第 1 号、同条第 5 項・第 6 項で大統領令又は国土交通部令で定めることとした事項は、これを道条例で定めることができる。〈改正 2007. 8. 3、2008. 2. 29、2008. 3. 21、2009. 3. 25、2013. 3. 23〉

[全文改正 2011. 5. 23]

**第 324 条の 2(海上運輸に関する特例)** 「海運法」第 4 条、第 5 条、第 11 条第 1 項、第 12 条第 1 項、第 2 項、第 13 条第 2 項、第 14 条第八号を除く。)、第 15 条第 1 項から第 6 項まで、第 16 条第 1 項から第 3 項まで、第 18 条第 1 項、第 19 条第 1 項、第 2 項、第 20 条第 2 項、第 50 条第 1 項第二号を除く。)、第 2 項、第 51 条、第 59 条第 2 項から第 4 項まで及び第 60 条による国土交通部長官の権限のうち済州自治道の管轄区域の内航旅客運送事業(「海運法」第 3 条第一号及び第二号の事業をいう。))に関する権利は、知事の権限とする。〈改正 2013. 3. 23〉

**2** 「海運法」第 5 条第 1 項第一号により国土交通部令で定めることとした交通機関の要求基準は、道条例で定めることができる。ただし、この航路が済州自道と他の市・道と間を結ぶ航路の一部である場合は、この限りでない。〈改正 2013. 3. 23〉

**3** 「海運法」第 15 条による補助航路の指定及び運営に伴う運航欠損金の同法第 16 条による補助航路運航命令及び補助航路運航命令の取消による損失は、済州自治道が負担する。ただし、知事が要請する場合、国は予算の範囲内で損失補償額の一部を支援することができる。

[本条新設 2009. 3. 25]

**第 325 条(自動車管理に関する特例)** 「自動車管理法」第 8 条、第 11 条及び第 12 条の規定により自動車を新規、変更又は移転登録しようとする者は、その登録を申請するときに、その自動車の車庫(駐車場、駐車施設及び空地等自動車の保管に適合した場所をいう。以下同じ。)を確保していることを証明することができる書類(以下「車庫証明」という。)を道

知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による車庫証明書を提出しない者に対しては、「自動車管理法」第8条、第11条及び第12条の規定による自動車の新規、変更又は移転登録を拒否することができる。

3 第1項の規定により新規、変更又は移転登録をした者は、登録当時の車庫が変更されたときには、道条例で定めるところにより、道知事に届出しなければならない。

4 道知事は、第1項の規定により自動車を新規、変更又は移転登録した者が次の各号のいずれかに該当する場合には、道条例で定めるところにより、車庫を確保するようとする命令(以下「車庫確保命令」という。)をすることができる。

- 一 登録当時の車庫がなくなった場合
- 二 登録当時の車庫が車庫として不適合になった場合
- 三 登録当時の車庫を他の用途に使用する場合

5 道知事は、前項の規定による車庫確保命令に違反した者に対しては、「自動車管理法」第10条の規定による自動車登録番号板を領置することができる。

6 第1項の規定により車庫証明書を提出しなければならない自動車の種類、対象地域、車庫の確保基準、確保方法及び確認手続等については、道条例で定める。

7 「自動車管理法」第47条第1項及び第2項による国土交通部長官の権限は、道知事の権限とする。ただし、タクシーメーター製作検定に関する事項を除く。〈本項新設 2011. 5. 23、改正 2013. 3. 23〉

8 「自動車管理法」第47条第1項・第2項(同条第1項・第2項中道知事の権限に限る。)、第53条第1項本文及びただし書・第2項、第55条第1項、第56条各号以外の部分、同条第4号、第58条第1項各号以外の部分、同条第4項第4号・第5号及び同条第5項・第7項、第58条の2第1項・第3項、第60条第1項ただし書・第2項・第4項、第62条、第65条第1項・第2項本文及びただし書、第66条第2項及び第67条第1項で大統領令又は国土交通部令で定めることとしている事項は、道条例で定めることができる。〈本項新設 2009. 3. 25、改正 2011. 5. 23、2011. 5. 24、2013. 3. 23〉

**第325条の2(貨物自動車運輸事業に関する特例)** 「貨物自動車運輸事業法」第3条第7項、第5条の2第1項、第6条第1項及び同条第2項による国土交通部長官の権限は、道知事の権限とする。〈改正 2011. 6. 15、2013. 3. 23〉

2 「貨物自動車運輸事業法」第13条による国土交通部長官の権限は、国土交通部長官又は道知事の権限とする。〈改正 2013. 3. 23〉

3 「貨物自動車運輸事業法」第3条第7項で大統領令で定めることとしている事項は、国土交通部長官との協議を経て、道条例で定めることができる。〈改正 2013. 3. 23〉

4 「貨物自動車運輸事業法」第5条の2第2項及び同条第3項で大統領令又は国土交通部令で定めることとしている事項は、済州自治道で運行する場合に限り、道条例で定めることができる。〈改正 2011. 6. 15、2013. 3. 23〉

5 「貨物自動車運輸事業法」第55条ただし書で大統領令又は国土交通部令で定めることとしている事項は、道条例で定めることができる。〈改正 2013. 3. 23〉

[全文改正 2011. 5. 23]

**第325条の3(都市交通整備に関する特例)** 「都市交通整備促進法」第3条、第4条、第5条第7項、第6条第1項・第2項、第9条第2項、第10条第1項及び第13条第1項・第2項による国土交通部長官、安全行政部長官及び中央行政機関の長の権限は、道知事の権限とする。〈改正 2008. 2. 29、2013. 3. 23〉

2 「都市交通整備促進法」第6条第1項、第9条第1項・第2項ただし書、第10条第1項ただし書、第13条第2項ただし書・第3項後段及び第35条第1項・第5項で大統領令又は国土交通部令で定めることとしている事項は、道条例で定めることができる。〈改正 2011. 5. 23、2013. 3. 23〉

3 「都市交通整備促進法」第33条第1項第七号で大統領令で定めることとしている事項は、国土交通部長官と協議して、道条例で定めることができる。〈改正 2008. 2. 29、2009. 3. 25、2013. 3. 23〉

4 「都市交通整備促進法」を適用するに当たり、同法第3条第2項、第4条第2項及び第6条第2項中「国家交通委員会」は「地方都市交通政策審議委員会」に読み替える。〈改正 2011. 5. 23〉

[本条新設 2007. 8. 3]

**第 325 条の 4(軌道に関する特例)** 「軌道運送法」第22条第1項による国土交通部長官の権限は、道知事の権限とする。〈改正 2013. 3. 23〉

2 「軌道運送法」第4条第4項、同条第6項、第5条第1項ただし書、同条第2項、同条第4項、第7条第3項、第8条第3項、第9条第2項、第10条第1項、第11条第1項本文、第12条第3項、第13条第2項、第18条各号以外の部分、第19条第4項、同条第5項、第20条、第21条、第22条第2項、同条第3項、第24条、第25条第1項、同条第2項、第26条、第30条第4項、第31条及び第34条第2項（道知事の権限に関する過怠料の賦課及び徴収に限る。）で大統領令又は国土交通部令で定めることとしている事項は、道条例で定めることができる。〈改正 2013. 3. 23〉

[全文改正 2011. 5. 23]

**第 325 条の 5(自動車運行制限に関する特例)** 「自動車管理法」第25条による国土交通部長官の権限は、済州自治道に属する付属島嶼に限り、道知事の権限とする。〈改正 2008. 2. 29、2013. 3. 23〉

2 第1項により、知事が自動車の通行を制限する場合には、「自動車管理法」第25条第1項及びそれによる関係法令にかかわらず、管轄地域の警察本部長と協議しなければならず、国務会議の審議を経ないものとする。〈本項新設 2009. 3. 25〉

3 「自動車管理法」第25条第1項第三号により大統領令で定めることとした事項及び同条第2項による審議に関する事項は、道条例で定めることができる。〈改正 2009. 3. 25〉

[本条新設 2007. 8. 3]

**第 325 条の 6(駐車場施設の設置・管理に関する特例)** 「駐車場法」第12条第1項ただし書、第19条第11項、第19条の2本文、第20条第2項（大統領令で定める関係法令による占用許可を受けたもの又は土地形質変更に対する協議をしたものとみなす場合の大統領令に限る。）、第21条第1項（地方自治体が路外駐車場の設置に関する費用の全部又は一部を補助する場合に限る。）、第23条第3項及び第25条第3項で大統領令又は国土交通部令で定めることとしている事項は、道条例で定めることができる。〈改正 2013. 3. 23〉

[本条新設 2011. 5. 23]

#### 第 4 節 保健福祉及び消費者保護等に関する特例〈改正 2007. 8. 3〉

**第 326 条(国民健康増進に関する特例)** 「国民健康増進法」第8条第4項、第9条第4項及び第19条第4項で大統領令又は、保健福祉部令で定めることとしている事項は、道条例で定めることができる。〈改正 2011. 6. 7〉

2 道知事は、「国民健康増進法」第9条第4項による禁煙区域のほかに、道条例で定めるところにより、別途の禁煙区域を指定して運営することができる。

[全文改正 2011. 5. 23]

**第 327 条(食品衛生に対する特例)** 「食品衛生法」第36条（第三号の食品接客業に限る。）、第37条第1項ただし書及び後段、同条第4項ただし書及び後段、第39条第3項、第41条

第1項、同条第6項、第43条第2項、第44条第1項、第47条第1項・第2項・第4項、第51条第1項、第52条第1項、第56条第2項、第75条第4項、第82条第1項本文及びただし書・第2項・第4項本文・第5項後段・第6項、第89条第2項第4号・第3項第8号、同条第4項、第90条第2項、第92条各号以外の部分(道知事の権限に関する手数料に関する事項に限る。)及び第101条第4項(道知事の権限に関する過怠料の賦課・徴収に限る。)で大統領令又は保健福祉部令で定めることとしている事項は、道条例で定めることができる。ただし、「食品衛生法」第75条第4項及び第82条第1項ただし書・第2項に対し道条例を定める場合には、大統領令又は保健福祉部令で定めることとしている事項を含めなければならない。〈改正 2011. 6. 7〉

[全文改正 2011. 5. 23]

**第 327 条の 2(公衆衛生業の管理等に関する特例)** 「公衆衛生管理法」第3条第1項ただし書及び後段・第3項、第3条の2第4項、第4条第2項後段、同条第3項第1号後段・第4項第2号後段、同条第5項後段・第7項、第11条第2項、第11条の2第2項、第13条第4項、第14条第4項後段及び第17条第2項ただし書・第5項で大統領令又は保健福祉部令で定めることとしている事項は、道条例で定めることができる。ただし、「公衆衛生管理法」第11条第2項及び第11条の2第2項に対し道条例で定める場合には、大統領令又は保健福祉部令で定めることとしている事項を含めなければならない。

[全文改正 2011. 5. 23]

**第 327 条の 3(公衆便所管理等に関する特例)** 「公衆便所等に関する法律」第3条第十六号、同条第十七号、第5条、第7条第1項ただし書、同条第2項、同条第3項ただし書、同条第5項、第7条の2第1項、第8条第1項、同条第3項、第9条第2項、第15条第2項及び第19条で大統領令又は安全行政部令で定めることとしている事項は、道条例で定めることができる。〈改正 2011. 5. 23、2011. 5. 30、2013. 3. 23〉

[本条新設 2009. 3. 25]

**第 327 条の 4(自転車利用に関する特例)** 「自転車利用活性化に関する法律」第5条第1項ただし書及び後段、第6条ただし書、第7条、第11条第2項ただし書、同条第3項、第12条本文及びただし書、第13条第1項、第20条第2項及び第22条第1項で大統領令又は安全行政部令で定めることとしている事項は、道条例で定めることができる。〈改正 2013. 3. 23〉

[本条新設 2011. 5. 23]

**第 328 条(社会福祉事業に関する特例)** 第1項削除〈2011. 8. 4〉

**2** 「社会福祉事業法」第7条第4項、第7条の2第4項、第8条第3項、第10条第2項、第17条第2項ただし書、第18条第5項・第6項、第20条第3項、第33条の2第4項、第33条の5第3項、第33条の7第3項、第34条第4項・第6項、第34条の4第5項、第36条第2項、第37条、第38条第2項・第3項、第40条第3項、第41条ただし書、第41条の3、第42条第1項、第44条、第45条第2項及び第58条第3項で大統領令又は保健福祉部令で定めることとしている事項は、道条例で定めることができる。〈改正 2011. 5. 23、2011. 8. 4〉

[全文改正 2009. 3. 25]

**第 329 条(国民基礎生活保障に関する特例)** 「国民基礎生活保障法」第11条第2項、第12条第1項、第16条第5項及び第32条の規定で大統領令又は保健福祉部令で定めることとしている事項及び同法第18条の3第1項による自活基金の用途に関する事項は、道条例で定めることができる。〈改正 2007. 8. 3、2009. 3. 25、2010. 1. 18〉



**第 330 条(児童福祉に関する特例)** 「児童福祉法」第 16 条第 2 項第 3 号、第 30 条、第 31 条、第 32 条第 2 項、第 45 条第 5 項、第 50 条第 3 項、第 51 条、第 53 条第 2 項、同条第 3 項及び第 54 条第 2 項で大統領令又は保健福祉部令で定めることとしている事項は、道条例で定めることができる。〈改正 2011. 8. 4〉  
[全文改正 2011. 5. 23]

**第 331 条(老人福祉に関する特例)** 「老人福祉法」第 23 条の 2 第 2 項、第 24 条第 2 項第 5 号、第 26 条第 1 項、第 27 条第 1 項、第 29 条第 2 項、第 29 条の 2 第 2 項、第 30 条第 2 項、第 32 条第 2 項、第 33 条第 3 項、第 33 条の 2 第 6 項、第 36 条第 2 項、第 37 条第 4 項、第 39 条の 5 第 4 項、第 46 条第 1 項・第 4 項、第 51 条第 2 項及び第 61 条の 2 第 3 項(道知事の権限に関する過怠料の賦課・徴収に限る。)で大統領令又は保健福祉部令で定めることとしている事項は、道条例で定めることができる。〈改正 2011. 6. 7〉  
[全文改正 2011. 5. 23]

**第 332 条(障害者福祉に関する特例)** 「障害者福祉法」第 13 条第 2 項、第 33 条第 3 項、第 36 条第 2 項、第 37 条第 3 項、第 38 条第 2 項、第 43 条第 2 項、第 49 条第 3 項、第 50 条第 3 項、第 54 条第 2 項、第 56 条第 2 項、第 58 条第 2 項、第 59 条第 4 項、第 66 条第 3 項、第 69 条第 1 項ただし書・後段及び第 80 条第 1 項で大統領令又は保健福祉部令で定めることとしている事項は、道条例で定めることができる。  
[全文改正 2011. 5. 23]

**第 333 条(精神保健に関する特例)** 「精神保健法」第 10 条第 4 項、第 10 条の 2、第 11 条第 2 項、第 13 条第 3 項・第 5 項・第 7 項、第 15 条第 4 項、第 17 条、第 18 条第 4 項、第 26 条の 3 本文、第 28 条第 9 項、第 29 条第 2 項、第 34 条第 2 項、第 37 条第 4 項及び第 39 条第 5 項本文で大統領令又は保健福祉部令で定めることとしている事項は、道条例で定めることができる。  
[全文改正 2011. 5. 23]

**第 334 条(養子縁組に関する特例)** 「養子縁組特例法」第 10 条第 1 項第五号、第 20 条第 5 項、同条第 6 項、第 35 条第 3 項及び第 39 条第 2 項で大統領令又は保健福祉部令で定めることとしている事項は、道条例で定めることができる。〈改正 2007. 8. 3, 2011. 8. 4〉  
[題名改正 2011. 8. 4]

**第 335 条(障害者・老人・妊産婦等の便宜増進保障に関する特例)** 「障害者・老人・妊産婦等の便宜増進保障に関する法律」第 7 条各号以外の部分、第 8 条第 1 項・第 2 項ただし書、第 9 条第 1 項、第 15 条第 1 項第 4 号、同条第 3 項、第 16 条第 2 項、第 16 条の 2 第 1 項、第 23 条第 1 項、第 27 条第 3 項及び第 28 条第 2 項で大統領令又は保健福祉部令で定めることとしている事項は、道条例で定めることができる。〈改正 2009. 3. 25、2011. 5. 23〉

**第 336 条(農漁村住民の保健福祉増進に関する特例)** 「農漁村住民の保健福祉増進のための特別法」第 15 条第 2 項、第 17 条第 3 項、第 24 条第 2 項、第 25 条第 1 項、同条第 2 項及び第 26 条の規定により大統領令又は保健福祉部令で定めることとした事項は、道条例で定めることができる。

**第 337 条(片父母家族福祉に関する特例)** 「片父母家族福祉促進法」第 5 条及び第 20 条第 3 項の規定により大統領令又は女性家族部令で定めることとした事項は、道条例で定めることができる。〈改正 2007. 10. 17、2011. 4. 12〉

[題目改正 2007. 10. 17]

**第 338 条(乳・幼児保育に関する特例)** 「乳・幼児保育法」第 23 条第 1 項及び同条第 3 項による保健福祉部長官の権限は道知事の権限とする。

**2** 「乳幼児保育法」第 6 条第 3 項、第 7 条第 4 項、第 11 条第 3 項、第 13 条第 2 項、第 14 条第 2 項、第 15 条、第 17 条第 2 項、第 19 条第 2 項、第 23 条第 3 項・第 4 項、第 24 条第 1 項・第 4 項、第 25 条第 1 項ただし書・第 5 項、第 28 条第 1 項第 6 号、第 29 条第 4 項、第 37 条及び第 43 条第 1 項・第 2 項で大統領令又は、保健福祉部令で定めることとしている事項は、道条例で定めることができる。〈改正 2011. 6. 7〉

[全文改正 2011. 5. 23]

**第 339 条(性売買防止及び被害者保護等に関する特例)** 「性売買防止及び被害者保護等に関する法律」第 5 条第 2 項、同条第 3 項、第 6 条第 3 項、第 9 条第 4 項、第 10 条第 4 項及び第 14 条第 2 項の規定により女性家族部令で定めることとした事項は、道条例で定めることができる。

**第 340 条(性暴力犯罪の処罰及び被害者保護等に関する特例)** 「性暴力防止及び被害者保護等に関する法律」第 10 条第 3 項及び第 12 条第 4 項で女性家族部令で定めることとしている事項は、道条例で定めることができる。〈改正 2010. 4. 15、2012. 12. 18〉

**第 341 条(家庭暴力防止及び被害者保護等に関する特例)** 「家庭暴力防止及び被害者保護等に関する法律」第 5 条第 3 項及び第 7 条第 4 項により女性家族部令で定めることとした事項は、道条例で定めることができる。〈改正 2007. 8. 3〉

**第 342 条(健康家庭支援に関する特例)** 「健康家庭基本法」第 30 条第 2 項、同条第 4 項、第 32 条第 3 項、第 35 条第 4 項及び同条第 5 項で大統領令又は女性家族部令で定めることとしている事項は、道条例で定めることができる。〈改正 2011. 5. 23〉

**第 342 条の 2(青少年活動振興に関する特例)** 「青少年活動振興法」第 4 条第 3 項、第 11 条第 3 項後段、第 12 条第 1 項第四号、同条第 2 項、第 13 条第 1 項後段、同条第 3 項、第 14 条第 1 項本文及びただし書、第 21 条第二号ただし書、第 26 条第 2 項、第 27 条第 1 項、同条第 2 項、第 28 条第 3 項、第 29 条第 1 項、第 31 条第 2 項第五号、同条第 3 項、第 32 条第 4 項、第 47 条第 2 項ただし書、同条第 4 項、第 48 条第 2 項、同条第 4 項及び第 68 条本文で大統領令又は女性家族部令で定めることとしている事項は、道条例で定めることができる。

[本条新設 2007. 8. 3]

[全文改正 2011. 5. 23]

**第 342 条の 3(物価安定等に関する特例)** 「物価安定に関する法律」第 3 条及び第 16 条第 1 項(同法第 3 条による価格表示命令遵守の有無の確認及び同法第 7 条による買い占め又は売り惜しみ行為の取り締まりに関し必要な範囲に限る。)による主務部長官の権限は、主務部長官又は道知事の権限とする。ただし、道知事が権限を行使する場合、物品の価格又はサービスの代価を表示しなければならない物品及びサービスの種類に関しては、主務部長官と協議して定めなければならない。

**2** 「物価安定に関する法律」第 9 条にかかわらず、主務部長官又は道知事は、同法第 7 条による買い占め又は売り惜しみ行為をしている事業者に対しては、その行為の是正又は中止を命じなければならない。

**3** 「物価安定に関する法律」第 31 条にかかわらず、同法第 26 条の罪は、主務部長官又

は道知事の告発がなければ、公訴を提起することができない。

**4** 「物価安定に関する法律」第3条、第16条第1項（同法第3条による価格表示命令遵守の有無の確認及び同法第7条による買い占め又は売り惜しみ行為の取り締まりに関し必要な範囲に限る。）及び第29条第2項で大統領令で定めることとしている事項は、道条例で定めることができる。ただし、過怠料の賦課基準は、主務部長官と協議して定めなければならない。

[本条新設 2007. 8. 3]

[全文改正 2011. 5. 23]

**第 342 条の 4(危害物品等の収去、破棄等の命令等に関する特例)** 「消費者基本法」第50条第1項にかかわらず、道知事は、事業者が提供した物品又は役務の欠陥により消費者の生命、身体及び財産の安全に危害を与えた場合又は危害を与えるおそれがあると認められる場合には、道条例で定める手続に従い、当該物品の収去、破棄又は修理、交換若しくは買戻を命ずることができ、及び製造、輸入、販売の禁止又は当該役務の提供の禁止を命ずることができ、当該物品及び役務に関連する施設の改修その他必要な措置を命ずることができる。ただし、消費者の生命、身体及び財産上の安全に緊急で著しい危害を与える場合又は危害を与えるおそれがあると認められる場合であって、その危害の発生又は拡散を防止するためにやむを得ないと認められる場合には、その手続を省略することができる。〈改正 2011. 5. 23〉

**2** 道知事は、事業者が前項の命令に従わない場合には、道条例で定めるところにより、直接当該物品の収去、破棄及び役務の提供禁止等、必要な措置を講じることができる。

[本条新設 2007. 8. 3]

**第 342 条の 5(検査及び資料提出等に関する特例)** 「消費者基本法」第77条第1項にかかわらず、道知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、道条例で定めるところにより、所属公務員をして、事業者の物品、施設及び製造工程その他の品物を検査させることができ、及びその事業者に対し、その業務に関する報告又は関係物品、書類等の提出を命ずることができる。

- 一 「消費者基本法」第13条により消費者に対する情報提供をするために必要な場合
- 二 「消費者基本法」第16条第1項により消費者の不満及び被害を処理するために必要な場合
- 三 「消費者基本法」の違反の有無を確認するために必要な場合

[本条新設 2007. 8. 3]

**第 342 条の 6(欠陥情報の報告義務に関する特例)** 「消費者基本法」第47条第4項により大統領令で定めることとした事項は、道条例で定めることができる。

[本条新設 2007. 8. 3]

**第 342 条の 7(消費者生活協同組合の設立等に関する特例)** 「消費者生活協同組合法」第21条第4項（「医療法」第3条第1項の医療機関を設立して医療行為をする組合を除く。）、第52条第4項後段及び第82条第1項第二号で大統領令で定めることとしている事項は、道条例で定めることができる。

[本条新設 2007. 8. 3]

[全文改正 2011. 5. 23]

**第 342 条の 8(医療に関する特例)** 「医療法」第57条第1項、同条第3項、第63条及び第64条第1項による保健福祉部長官の権限は、道知事の権限とする。

**2** 「医療法」第16条第2項、同条第3項(医療機関から出る洗濯物処理施設及び装備に

関する基準に限る。)、第33条第3項、同条第4項ただし書、同条第5項、第35条第2項、第40条第2項ただし書、第42条第2項、第43条第5項本文、第47条第2項、第48条第1項、第57条第4項及び第61条第3項で大統領令又は保健福祉部令で定めることとしている事項は、道条例で定めることができる。ただし、「医療法」第57条第4項について道条例を定める場合には、保健福祉部長官とあらかじめ協議とななければならない。

[本条新設 2007. 8. 3]

[全文改正 2011. 5. 23]

**第342条の9(応急医療に関する特例)** 「応急医療に関する法律」第13条の3第2項、第14条第3項、第24条、第32条第3項、第33条第2項、第34条、第35条の2本文、第44条第3項、第45条第1項第5号、第51条第1項ただし書・第3項・第4項、第52条第1項・第2項、第53条、第54条第3項及び第55条第4項(同法第55条第2項による行政処分中急病患者移送業に対する行政処分に限る。)で大統領令、保健福祉部令又は保健福祉部と国土交通部の共同部令で定めることとしている事項は、道条例で定めることができる。

<改正 2013. 3. 23>

[本条新設 2007. 8. 3]

[全文改正 2011. 5. 23]

**第342条の10(葬事等に関する特例)** 「葬事等に関する法律」第5条第6項、第7条第2項ただし書、第8条第6項、第10条第3項、第13条第5項、第14条第2項ただし書及び後段・第3項ただし書及び後段・第5項ただし書・第6項、第15条第1項ただし書及び後段・第4項、第16条第2項ただし書及び後段・第3項ただし書、同条第4項第2号、同条第6項、第17条第4号、第18条第4項、第19条第5項、第25条第1項・第2項ただし書、第31条各号以外の部分、第32条第1項・第2項、第34条第4項、第35条第2項及び第42条第2項で大統領令又は保健福祉部令で定めることとしている事項は、道条例で定めることができる。

[本条新設 2007. 8. 3]

[全文改正 2011. 5. 23]

**第342条の11(青少年福祉支援に関する特例)** 「青少年福祉支援法」第12条第3項、第13条第1項、同条第4項、第15条第4項及び第18条第3項で大統領令で定めることとしている事項は、道条例で定めることができる。

[本条新設 2011. 5. 23]

## 第5節 消防制度の特例

**第343条(消防に関する特例)** 「消防基本法」第7条第3項による消防防災庁長の権限は、道知事の権限とする。

2 「消防基本法」第3条第1項、第8条第1項、第10条第2項(消防用水施設の設置基準のうち消防用水の標識に限る。)、第13条第1項、同条第2項及び同条第4項で大統領令又は安全行政部令で定めることとしている事項は、道条例で定めることができる。ただし、救助隊及び救急隊に関し必要な装備基準は、消防防災庁長が別に定める。<改正 2013. 3. 23>

[全文改正 2011. 5. 23]

**第344条(消防施設工事及び消防技術管理に関する特例)** 「消防施設工事業法」第6条(変更申告の手続きに関する安全行政部令に限る。)、第7条第3項、第8条第4項、第13条第1項(安全行政部令で定める消防施設工事の着工申告手続に限る。)、第14条第4項、第17条第2項ただし書、第19条第3項、第20条、第22条第2項ただし書、第25条、第30

条第 2 項第二号及び同条第 3 項(地方委員会に限る。)で大統領令又は安全行政部令で定めることとしている事項は、道条例で定めることができる。〈改正 2013. 3. 23〉

[全文改正 2011. 5. 23]

**第 344 条の 2(危険物の取り扱い及び安全管理に関する特例)** 「危険物安全管理法」第 6 条第 2 項、第 10 条第 3 項、第 11 条及び第 15 条第 3 項で安全行政部令で定めることとしている事項は、道条例で定めることができる。〈改正 2013. 3. 23〉

**2** 「危険物安全管理法」を適用するに当たり、同法第 15 条第 2 項及び同条第 4 項中「30 日」をそれぞれ「60 日」に読み替える。

[全文改正 2011. 5. 23]

**第 344 条の 3(大衆利用業者の安全管理に関する特例)** 「大衆利用業者の安全管理に関する特別法」第 21 条第 1 項、同条第 3 項及び同条第 4 項で大統領令又は安全行政部令で定めることとしている事項は、道条例で定めることができる。〈改正 2013. 3. 23〉

[本条新設 2011. 5. 23]

**第 344 条の 4(消防施設設置維持及び安全管理に関する特例)** 道知事は、「建築法」第 2 条第 2 項第二号の共同住宅（アパート及び寄宿舎を除く。以下同じ。）及び第 174 条第 1 項により登録された休養ペンション業の施設（以下「休養ペンション」という。）に対しては、「消防施設設置維持及び安全管理に関する法律」第 2 条第 1 項第三号の特定消防対象物でないにもかかわらず、消防施設を設置させることができる。

**2** 第 1 項により共同住宅及び休養ペンションに消防施設を設置する場合には、道条例で定める基準に従わなければならない。この場合、道条例を定めるときは、共同住宅及び休養ペンションの規模、用途及び収容人員を考慮しなければならない。

[本条新設 2011. 5. 23]

## 第 16 章 補 則

**第 345 条(規制自由化の推進)** 中央行政機関の長は、濟州自治道を国家発展を先導する規制自由化地域として発展させるために、関係法令上の規制を濟州自治道に対し優先的に整備するように努めなければならない。

**2** 濟州自治道は、国際自由都市造成に必要な規制整備のために規制整備に関する基本的な事項を道条例で定めなければならない。

**3** 第 2 項による道条例は、自治法規に規定された規制の登録及び公表、規制の新設又は強化に対する審査、既存規制の整備及び規制審査機構の設置等に関する事項を含まなければならない。

**4** 濟州自治道は、自治法規で定める規制に対しては、道条例で 5 年以内の期限を設定して再検討して、規制の内容及び手続改善等の規制改革措置を講じなければならない。この場合、道条例で定める規制改革手段を活用することができる。

**5** 道知事は、第 4 項による再検討の結果及び規制改革方策を支援委員会に提出しなければならない。

**6** 支援委員会は、第 2 項から第 5 項までの事項に関し必要な場合には、審議を経て、道知事に意見を提示することができる。

[全文改正 2011. 5. 23]

**第 345 条の 2** 削除<2011. 5. 23>

※訳注：削除前の条文は、下記のとおり。

第 345 条の 2(規制改革の強化及び規制の合理的管理等) 道知事は、中央行政機関の権限委

議により自治法規で定める規制を合理的に管理するために、「行政規制基本法」第3条第3項により設置した規制審査機構の機能を活性化して独立性を高めるために必要な措置を講じなければならない。

2 道知事は、中央行政機関の権限委譲により自治法規で定める規制の中で重要と判断される規制に対しては、その規制を新設又は強化する場合、支援委員会に報告しなければならない。

3 支援委員会は、第1項及び前項に関し必要な場合には、支援委員会の審議を経て、道知事に意見を提示することができる。

[本条新設 2007. 8. 3]

**第 346 条(開発センター等に対する出えん等)** 濟州自治道は、開発事業を推進するために、道議会の議決を経て、開発センター及び「地方公企業法」第49条の規定による地方公社に対して出えん又は出資することができる。

2 濟州自治道が前項の規定により出えん又は出資する場合には、「公有財産及び物品管理法」第19条の規定にかかわらず、行政財産を出えん又は出資の目的とすることができる。  
<改正 2008. 12. 26>

3 前項の規定により出えん又は出資された行政財産は、大統領令で定める評価方法により毎年1回評価する。<改正 2008. 12. 26>

4 濟州自治道が第1項の規定による地方公社に出資する場合には、「地方公企業法」第53条第2項の規定にかかわらず、地方自治体以外の者をして資本金の2分の1以上を出資させることができ、その出資の上限線は、道条例で定める。増資の場合もまた同じ。

**第 347 条(聴聞)** 道知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、聴聞を実施しなければならない。<改正 2007. 8. 3、2011. 5. 23>

- 一 第171条の6第5項の規定によりカジノ業の許可を取り消そうとする場合
- 二 第174条第7項の規定により休養ペンション業の登録又は事業計画の承認を取り消そうとする場合
- 三 第176条第3項の規定により指定を受けた遊魚場の指定を取り消そうとする場合
- 四 第192条第5項により医療機関の開設許可を取り消す場合
- 五 第218条の規定により投資振興地区の指定を解除しようとする場合
- 六 第312条第6項後段及び第12項の規定により地下水開発・利用の許可及び変更許可を取り消そうとする場合
- 七 第348条第1項の規定による認可、承認、許可、登録又は指定を取り消そうとする場合

**第 348 条(監督)** 道知事は、この法による事業施行者又は事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、この法による認可、承認、許可、登録若しくは指定を取り消す場合又はそれらの効力の停止、工事の中止、建築物若しくは工作物の改築、変更、移転若しくは撤去を命じ、その他の必要な措置を命ずることができる。

- 一 虚偽その他の不正な方法によりこの法による認可、承認、許可、登録又は指定を受けた場合
- 二 事情の変更により開発事業の継続的な施行が不可能な場合又は著しく公益を害するおそれがあると認められる場合

2 道知事は、前項の規定による措置を命じた場合には、道条例で定めるところにより、これを公告しなければならない。

**第 349 条(公務員の身分上の不利益の防止)** この法により身分上の変動が発生する公務員に対しては、当該公務員の経歴又は担当業務、従前の職位等を考慮して、それに相当する

職に任用しなければならず、その他の人事上不利益を受けないようにしなければならない。

**第 350 条(条例制定事項の最小基準)** 第 300 条第 2 項、第 301 条第 2 項、第 302 条第 2 項、第 303 条第 2 項、第 304 条第 2 項、第 304 条の 2 第 2 項、第 305 条の 2 第 3 項及び第 306 条第 2 項により道条例で定めることができることとした場合、「野生動・植物保護法」第 19 条第 4 項・第 5 項、第 23 条第 1 項・第 5 項、第 54 条第 12 号及び第 55 条第 7 号、「大気環境保全法」第 16 条第 1 項、第 29 条第 3 項及び第 32 条第 2 項・第 4 項・第 5 項、「騒音・振動管理法」第 7 条第 1 項、第 21 条第 2 項、第 24 条第 2 項及び第 27 条、「水質及び水生生態系保全に関する法律」第 12 条第 3 項、第 32 条第 1 項・第 2 項、第 53 条第 1 項・第 4 項及び第 61 条、「下水道法」第 7 条第 1 項ただし書及び第 40 条第 1 項・第 2 項・第 4 項、「家畜糞尿の管理及び利用に関する法律」第 13 条第 1 項・第 2 項、「土壌環境保全法」第 4 条の 2、第 15 条の 3 第 1 項及び第 16 条、「廃棄物管理法」第 19 条、第 29 条第 1 項から第 3 項まで、第 30 条第 1 項(同項ただし書中廃棄物処理施設に限る。)、第 31 条第 1 項第 4 項まで、同条第 6 項から第 8 項までの規定による基準は、関係法令による基準より緩和されてはならない。ただし、「土壌環境保全法」第 4 条の 2 及び第 16 条による基準は、環境部長官と協議を経て緩和することができる。

2 第 326 条、第 327 条、第 327 条の 2 から第 327 条の 4 まで及び第 328 条から第 342 条までの規定により道条例で定めることができることとした場合、それによる各種行政処分等の規制基準が関係法令による基準より緩和され、又は支援水準が低下してはならない。  
[全文改正 2011. 5. 23]

**第 351 条(権限移譲に伴う過怠料等の徴収)** この法により中央行政機関の長の過怠料、課徴金及び開発負担金並びにこれらの加算金等(以下、この条において「過怠料等」という。)の賦課及び徴収権限が道知事の権限となった場合、その過怠料等が滞納されたときには、地方税滞納処分の例により、これを徴収する。

**第 352 条(罰則適用における公務員擬制)** 支援委員会委員、道人事委員会委員及び監査委員会委員のうち公務員ではない委員は、「刑法」その他の法律による罰則の適用においては、これを公務員とみなす。

## 第 17 章 罰 則

**第 353 条(自治警察に関する罰則)** 自治警察公務員であつて戦時、事変その他これらに準ずる非常事態の下にある場合又は作戦遂行中の場合、第 137 条の規定により準用される「警察公務員法」第 18 条第 2 項若しくは同法第 19 条又は「地方公務員法」第 50 条第 1 項の規定に違反した者は、3 年以上の懲役又は禁錮に処すものとし、第 137 条の規定により準用される「警察公務員法」第 18 条第 1 項又は「地方公務員法」第 49 条の規定に違反した者は、7 年以下の懲役又は禁錮に処する。

2 前項の場合のほか、集団殺傷の危急事態が発生した場合、第 137 条の規定により準用される「警察公務員法」第 18 条若しくは同法第 19 条又は「地方公務員法」第 49 条若しくは同法第 50 条第 1 項の規定に違反した者は、7 年以下の懲役又は禁錮に処する。

**第 354 条(住民訴願投票に関する罰則)** 第 30 条により適用される「住民訴願に関する法律」第 20 条第 3 項で準用する「公職選挙法」第 85 条第 1 項に違反して住民訴願投票運動をした者又はさせた者は、5 年以下の懲役に処する。〈改正 2007. 8. 3〉

2 次の各号のいずれかに該当する者は、5 年以下の懲役又は 3 千万ウォン以下の罰金に処する。〈改正 2011. 5. 23〉

一 住民訴願投票の結果に影響を及ぼすようとする目的で住民訴願投票人(住民訴願投

票人名簿作成の前において、その住民訴願投票人名簿に登載される資格がある者を含む。以下、この条において同じ。)に金銭、物品、車馬、饗応その他の財産上の利益又は工事の職を提供した者又はその提供の意思を表示した者若しくはその提供を約束した者

二 住民訴願投票運動に利用する目的で学校その他の公共機関、社会団体、宗教団体、労働団体、青年団体、婦女団体、高齢者団体、在郷軍人団体、氏族団体その他の機関、団体、施設に対し、金銭、物品等財産上の利益を提供した者又はその提供の意思を表示した者若しくはその提供を約束した者

三 住民訴願投票運動に利用する目的で野遊会、同窓会、懇親会、郷友会、頼母子講その他の選挙区民の集会又は行事に金銭、物品、飲食その他の財産上の利益を提供した者又はその提供の意思を表示した者若しくはその提供を約束した者

四 第一号ないし前号に規定する行為に関し指示、勧誘、要求又は斡旋した者

五 住民訴願投票人に対し、暴行、脅迫又は不法に逮捕若しくは監禁をした者又は不正な方法により住民訴願投票の自由を妨害した者

六 法令によらずに住民訴願投票所を開設した者又はその投票箱(白紙投票することを含む。)若しくは投票中の住民訴願投票紙を除去、破壊、毀損、隠匿若しくは奪取した者

七 住民訴願投票の結果に影響を及ぼす目的で演説、放送、新聞、通信、雑誌、張り紙、宣伝文書その他の方法で虚偽事実を流布した者又は虚偽事実を掲載した宣伝文書を配布する目的で所持する者

八 住民訴願投票の結果に影響を及ぼす目的で包装された贈り物又は金の封筒等、多数の住民訴願投票人に配布するように仕分けされた形態になっている金品を運ぶ者

九 住民訴願投票人名簿作成に関係する者であって、その職権を濫用して、住民訴願投票人名簿の閲覧を妨害した者又はその閲覧に関する職務を怠った者

**3** 次の各号のいずれかに該当する者は、3年以下の懲役又は1千万ウォン以下の罰金に処する。

一 前項第一号ないし第三号に規定する利益又は工事の職の提供を受けた者又はその提供の申し出を承諾した者

二 姓名の詐称、身分証明書の偽造又は変造その他の不正な方法により住民訴願投票をした者又は住民訴願投票をしようとした者

三 虚偽の方法により住民訴願投票人名簿に登載させた者

四 住民訴願投票に関する署名要請活動及び投票運動の機会を利用して、特定政党又は「公職選挙法」の規定による公職選挙の候補者になろうとする者を支持、推薦又は反対した者その他の選挙運動に至る行為をした者

**4** 第30条により適用される「住民訴願に関する法律」第20条第3項で準用する「公職選挙法」第85条第2項及び第3項に違反した行為をした者又はしようとした者は、3年以下の懲役又は600万ウォン以下の罰金に処する。〈改正2007.8.3〉

**5** 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は500万ウォン以下の罰金に処する。〈改正2007.8.3〉

一 第30条により適用される「住民訴願に関する法律」第20条第1項に違反して住民訴願投票運動をした者

二 第30条により適用される「住民訴願に関する法律」第20条第2項に違反して住民訴願投票運動をした者

**6** 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は500万ウォン以下の罰金に処する。〈改正2007.8.3〉

一 第30条により適用される「住民訴願に関する法律」第10条に違反して署名要請をした者

二 第30条により適用される「住民訴願に関する法律」第18条による住民訴願投票運



動の制限に違反して住民訴願投票運動をした者

7 第 30 条により適用される「住民訴願に関する法律」第 33 条に違反した者は、1 年以下の懲役又は 500 万ウォン以下の罰金に処する。〈本項新設 2007. 8. 3〉

**第 355 条(出入国管理分野に関する罰則)** 次の各号のいずれかに該当する者であつて、営利を目的に当該行為をした者は、7 年以下の懲役若しくは禁錮又は 5 千万ウォン以下の罰金に処する。

一 第 158 条第 1 項の規定に違反して、外国人を集団で大韓民国中の他の地域に移動させた者又はこれを斡旋した者

二 第 158 条第 2 項の規定に違反して、外国人を集団で大韓民国中の他の地域に移動させるために船舶等又は旅券を提供した者

三 第 158 条第 3 項の規定に違反して、大韓民国中の他の地域に移動した外国人又は移動する外国人を集団で隠匿又は逃避させた者又はこれらの目的で船舶等を提供した者

2 前項各号のいずれかに該当する者であつて、営利目的ではない者は、5 年以下の懲役若しくは禁錮又は 3 千万ウォン以下の罰金に処する。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、3 年以下の懲役若しくは禁錮又は 2 千万ウォン以下の罰金に処する。

一 第 157 条第 1 項の規定による滞留地域拡大許可を受けずに大韓民国中の他の地域に移動した者

二 第 158 条の規定に違反した者であつて、第 1 項又は前項に該当しない者

4 第 159 条の規定に違反した者は、500 万ウォン以下の罰金に処する。

5 第 157 条第 5 項の規定により滞留地域拡大許可の適否を確認するための出入国管理公務員又は権限ある公務員の職務上正当な要求を拒否した者は、100 万ウォン以下の罰金に処する。

**第 356 条(観光分野に関する罰則)** 第 174 条第 1 項の規定による登録を受けずに休養ペンション業をした者は、2 年以下の懲役又は 2 千万ウォン以下の罰金に処する。

**第 357 条(医療分野に関する罰則)** 第 193 条第 2 項又は第 195 条の規定に違反した医療機関又は外国人専用薬局に従事する外国の外国医療法人又は薬剤師は、5 年以下の懲役又は 5 千万ウォン以下の罰金に処する。〈改正 2007. 8. 3〉

2 第 196 条の規定に違反して外国人専用薬局の表示をしない者は、1 年以下の懲役又は 1 千万ウォン以下の罰金に処する。

**第 358 条(環境分野に関する罰則)** 第 296 条第 5 項による許可を受けずに保存資源を売買した者及び済州自治道外に搬出した者は、5 年以下の懲役又は 5 千万ウォン以下の罰金に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、2 年以下の懲役又は 2 千万ウォン以下の罰金に処する。

一 絶対保全地域内で第 292 条第 3 項の規定に違反した行為をした者

二 相対保全地域内で第 293 条第 2 項の規定に違反した行為をした者

三 管理保全地域内で第 295 条第 1 項の規定による行為制限規定に違反した者

四 第 312 条第 1 項又は第 2 項の規定による許可又は変更許可(延長許可を含む。以下、この号において同じ。)を受けずに、又は不正な方法により許可又は変更許可を受けて地下水を開発又は利用した者

五 第 313 条第 1 項の規定に違反して、汚水、廃水等地下水を汚染させることができる物質を地下に注入、排水又は処理した者

[全文改正 2009. 3. 25]

**第 358 条の 2(自治検査に関する罰則)** 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 500 万ウォン以下の罰金に処する。

- 一 監査委員会の監査を受ける者であつて正当な事由なく監査を拒否した者又は資料の提出要求に応じない者
- 二 正当な事由なく監査機構の監査活動を妨害した者
- 三 第 70 条の秘密維持義務に違反した者

[本条新設 2007. 8. 3]

**第 358 条の 3(国際学校に関する罰則)** 次の各号のいずれかに該当する者は、3 年以下の懲役又は 2 千万ウォン以下の罰金に処する。

- 一 第 189 条の 7 第 2 項による設立承認を受けずに学校の名称を使用し、又は学生を募集して施設を事実上学校の形態で運営した者
- 二 第 189 条の 7 第 4 項に違反して変更承認を受けない者
- 三 虚偽その他の不正な方法により第 189 条の 7 第 2 項又は第 4 項による学校の設立承認又は変更承認を受けた者
- 四 第 189 条の 14 により準用される「経済自由区域及び済州国際自由都市の外国教育機関設立・運営に関する特別法」第 16 条による閉鎖承認を受けずに学校を閉鎖した者

**2** 第 189 条の 14 により準用される「経済自由区域及び済州国際自由都市の外国教育機関設立・運営に関する特別法」第 17 条による是正命令又は閉鎖命令に違反した国際学校の長は、1 年以下の懲役又は 500 万ウォン以下の罰金に処する。

[本条新設 2009. 3. 25]

**第 359 条(その他の罰則)** 第 274 条の規定による開発センターの役員若しくは職員又はその職にあった者がその職務上知り得た秘密を漏洩又は盗用した者は、2 年以下の懲役又は 2 千万ウォン以下の罰金に処する。

**2** 第 206 条第 2 項による家畜搬入禁止措置に違反した者は、2 年以下の懲役又は 2 千万ウォン以下の罰金に処する。〈本項新設 2009. 3. 25〉

**3** 第 325 条第 1 項の規定に違反して虚偽その他の不正な方法により車庫証明書を提出した者又は提出させた者は、300 万ウォン以下の罰金に処する。〈改正 2009. 3. 25〉

**第 360 条(未遂犯等)** 第 355 条第 1 項ないし第 3 項、第 358 条第 1 項の罪を犯す目的で予備又は陰謀した者及びその未遂犯は、それぞれ本罪に準じて処罰する。〈改正 2009. 3. 25〉

**2** 前項の規定による行為を教唆又は幫助した者は、正犯に準じて処罰する。

**第 361 条(両罰規定)** 法人の代表者、法人又は個人の代理人、使用人その他の従業員がその法人又は個人の業務に関して第 354 条から第 358 条まで、第 358 条の 2、第 358 条の 3、第 359 条及び前条のいずれかに該当する違反行為をしたときには、その行為者を罰するほか、その法人又は個人に対しても、各該当条の罰金刑（第 354 条第 1 項に違反した場合には、1 千万ウォン以下の罰金をいう。）を科する。ただし、法人又は個人がその違反行為を防止するために当該業務に関して相当の注意及び監督を怠らなかつた場合は、この限りでない。

[全文改正 2009. 3. 25]

**第 361 条の 2(利益の没収)** 第 354 条第 2 項第一号ないし第三号及び同条第 3 項第一号の罪を犯した者が得た利益は、これを没収する。ただし、その全部又は一部を没収することができないときには、その価額を追徴する。

[本条新設 2007. 8. 3]

**第 362 条(過怠料)** 次の各号のいずれかに該当する者は、2 千万ウォン以下の過怠料に処する。

- 一 削除<2007. 8. 3>
- 二 第 164 条の規定に違反して外国放送の再送信チャンネルの数を構成して運用した者
- 三 第 312 条第 5 項ないし第 7 項、第 11 項及び第 314 条第 4 項の規定による取水量の制限又は一時的利用中止措置を遵守しない者
- 四 第 316 条の規定による雨水利用施設等を設置又は運営しない者

**2** 次の各号のいずれかに該当する者は、1 千万ウォン以下の過怠料に処する。

- 一 第 206 条第 2 項の規定により搬出又は搬入される家畜、水産物及び植物に対する必要な措置を履行しない者
- 二 第 296 条第 3 項の規定による保存資源の保護のための道知事の処分、命令又は措置に違反した者
- 三 第 313 条第 2 項の規定による地下水開発・利用施設工事の監理に関して定めた道条例の規定に違反した者
- 四 第 313 条第 3 項の規定により告示された農薬を供給又は使用した者
- 五 第 348 条第 1 項の規定による道知事の処分又は命令を遵守しない者

**3** 次の各号のいずれかに該当する者は、5 百万ウォン以下の過怠料に処する。〈改正 2009. 3. 25〉

- 一 第 189 条の 13 による設置登記に関する義務を履行しなかった者
- 二 第 202 条第 1 項の規定による生産調整、出荷調整又は品質検査に関して必要な措置に違反した者

**4** 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、300 万ウォン以下の過怠料を賦課する。〈改正 2007. 8. 3、2009. 3. 25、2011. 5. 23〉

- 一 「刑事訴訟法」第 211 条に規定する現行犯人又は準現行犯人であつて、第 30 条により適用される「住民訴願に関する法律」で準用する「公職選挙法」第 272 条の 2 第 4 項による同行要求に応じない者
- 二 削除<2011. 5. 23>
- 三 第 256 条の 2 第 2 項に違反して液化石油ガス自動車を済州自治道以外の地域に搬出した者
- 四 第 326 条による道条例で定める禁煙地域の指定及び運営に関する事項を遵守しなかった者

**5** 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、200 万ウォン以下の過怠料を賦課する。〈改正 2007. 8. 3〉

- 一 この法又はこの法により「住民訴願に関する法律」で準用する「公職選挙法」による申告又は提出の義務を怠った者
- 二 学校、官公署その他の公共機関、団体の長であつて選挙管理委員会の投票所又は開票所設置のための場所の協力要求に対し、正当な事由なく応じない者
- 三 選挙管理委員会が貼付した住民訴願投票用紙模型を毀損又は汚損した者
- 四 削除<2010. 1. 25>
- 五 第 161 条第 1 項による出入国管理公務員の調査又は資料提出要求を拒否した者

**6** 次の各号のいずれかに該当する者は、1 百万ウォン以下の過怠料に処する。〈改正 2007. 8. 3〉

- 一 住民訴願投票事務員、不在者住民訴願投票事務員又は開票事務員として委嘱された者であつて、正当な事由なく、その職務遂行を拒否、遺棄又は懈怠した者
- 二 この法又はこの法により「住民訴願に関する法律」で準用する「公職選挙法」第 61 条第 6 項に違反して住民訴願投票運動機構に看板、懸板又は垂れ幕を設置又は掲示した者

三 この法又はこの法により「住民訴訟に関する法律」で準用する「公職選挙法」第 79 条第 6 項に違反して表示を附着せずに演説又は対談をした者

四 削除<2010. 1. 25>

五 第 174 条第 5 項後段による地位承継申告をせずに営業をした者

六 第 275 条に違反した者

7 第 1 項から前項までの規定による過怠料は、道条例で定めるところにより、道知事（第 3 項第一号の場合には、道教育監をいう。）が賦課して徴収する。<改正 2009. 3. 25>

8 削除<2009. 3. 25>

9 削除<2009. 3. 25>

10 削除<2009. 3. 25>

11 第 7 項にかかわらず、第 1 項第二号による過怠料の賦課及び徴収は、未来創造科学部長官が行い、第 4 項から第 6 項まで（住民訴訟に関する事項に限る。）による過怠料の賦課及び徴収手続については、「公職選挙法」第 261 条第 7 項及び第 8 項を準用し、第 5 項第五号による過怠料の賦課及び徴収については、「出入国管理法」第 100 条第 4 項による。<改正 2007. 8. 3、2009. 3. 25、2010. 1. 25、2013. 3. 23>

**第 363 条(告発及び通告処分)** 第 156 条ないし第 161 条の規定に違反した事件は、事務所長、出張所長又は外国人保護所長の告発がない限り、公訴を申し立てることができない。

2 出入国管理公務員以外の捜査機関が前項の規定に該当する事件を立件したときには、遅滞なく、管轄事務所長、出張所長又は外国人保護所長に引き継がなければならない。

3 事務所長、出張所長又は外国人保護所長は、第 1 項に規定する事件に対する調査の結果、犯罪の確証を得たときには、その理由を明示した書面により罰金に相当する金額(以下「犯則金」という。)を指定した場所に納付すべきことを通告することができ、当該違反者が通告を受けたとおりに犯則金を納付した場合には、同一の事件において再び処罰されない。

4 事務所長、出張所長又は外国人保護所長は、調査の結果、犯罪の情状が禁錮以上の刑に処するものと認められるときには、直ちに告発しなければならない。

5 第 3 項の規定による犯則金の量定基準は、法務部令で定める。

6 法務部長官は、通告処分対象者の年齢、環境、法違反の動機及び結果、犯則金負担能力その他の情状を酌量して、第 3 項の規定による通告処分を免除することができる。

7 第 3 項の規定による通告処分の告知その他の手続は、「出入国管理法」の規定を準用する。

## 附 則<第 7849 号、2006. 2. 21>

**第 1 条(施行日)** この法律は、2006 年 7 月 1 日から施行する。～ ただし書は略 ～

**第 2 条(有効期間)** 第 8 条の規定は、2011 年 6 月 30 日まで効力を有する。

**第 3 条(他の法律の廃止)** 濟州国際自由都市特別法は、廃止する。

**第 4 条(従前の濟州道の廃止)** 従前の濟州道は、これを廃止する。

**第 5 条(条例の制定及び改廃の請求に関する適用例)** ～ 略 ～

**第 6 条(職務成果契約制に関する適用例)** ～ 略 ～

**第 7 条(適格審査に関する適用例)** ～ 略 ～

**第 8 条(行政市長の予告と道議会議員の定数及び選挙区等に関する適用例)** ～ 略 ～

**第 9 条(地方教育税の算定に関する特例)** ～ 略 ～

**第 10 条(自治警察公務員の特別任用に関する特例)** ～ 略 ～

**第 11 条(都市管理計画の整備に関する特例)** 道知事は、第 243 条第 9 項の規定にかかわらず、最初に実施する都市管理計画の整備を 2009 年 12 月末までに行わなければならない。

第 12 条(「濟州国際自由都市特別法」の廃止に伴う一般的経過措置) ～ 略 ～  
ないし

第 41 条(他の法令との関係) ～ 略 ～

～ 中略 ～

**附 則 (開発利益の還収に関する法律) <第 9045 号、2008. 3. 28>**

第 1 条(施行日) この法律は、公布後 3 月が経過した日から施行する。

第 2 条 ～ 略 ～

ないし

第 8 条 ～ 略 ～

～ 中略 ～

**附 則 (地方自治法) <第 9577 号、2009. 4. 1>**

第 1 条(施行日) この法律は、公布した日から施行する。～ ただし書は略 ～

第 2 条 ～ 略 ～

ないし

第 4 条(他の法律の改正) ～ 略 ～

～ 中略 ～

**附 則 (政府組織法) <第 11690 号、2013. 3. 23>**

第 1 条(施行日) この法律は、公布した日から施行する。

第 2 条 ～ 略 ～

ないし

第 7 条 ～ 略 ～

(以 上)